



Title	少子高齢化社会における日韓比較：子育て支援、高齢者扶養・介護を中心に
Author(s)	金, 昌震
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13414号
Issue Date	2019-03-25
DOI	10.14943/doctoral.k13414
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91518
Type	theses (doctoral)
File Information	Kim_Changjin.pdf



[Instructions for use](#)

少子高齢化社会における日韓比較

—子育て支援、高齢者扶養・介護を中心に—

北海道大学大学院文学研究科
人間システム科学専攻

金昌震

目次

序章 本稿の目的・分析視点・方法.....	1
第1節 問題の所在	1
第2節 先行研究の課題と分析の観点	2
1 現代の日韓共通の課題.....	2
2 日韓の少子化論と少子化対策論	3
2-1 日本	3
2-2 韓国	6
3 日韓の高齢社会論と高齢化対策論.....	7
4 福祉の多元化とケア供給主体.....	9
5 分析の観点.....	11
第3節 本研究における社会関係資本	13
1 なぜ社会関係資本論なのか	13
2 社会関係資本論と分析の枠組み	14
第4節 調査研究方法	16
第5節 本稿の構成	18

第 I 部 日韓の少子高齢化と社会保障・福祉

第1章 日韓の少子化の現状とその背景.....	20
第1節 日韓の少子化の概況.....	20
1 日本の少子化	20
2 韓国の少子化	21
3 日韓の少子化の特徴	22
第2節 少子化の原因とその背景	24
1 政策的な背景：「多産少死」時代の少子化	24
2 経済的な背景：「少産少死」時代の少子化	28
3 社会的な背景	32
4 文化的な背景	35
4-1 伝統的な家族規範と結婚規範	35
4-2 価値観の変化	38
第2章 日韓の社会保障・福祉と少子高齢化対策.....	42
第1節 日韓の社会保障・社会福祉の流れ	42

1 日本	42
1-1 社会保障の定礎期（1945～1959年）	42
1-2 社会保障の発展期（1960～1973年）	43
1-3 社会保障の調整期（1974～1989年）	44
1-4 社会保障の転換期（1990年～）	44
2 韓国	45
2-1 社会保障の構築期（1987～1997年）	46
2-2 社会保障の拡大期（1998-2007年）	47
2-3 社会保障の調整期（2008年～現在）	48
2-4 最近の政策の動向	49
2-5 今後の福祉課題	49
第2節 日韓の少子化対策の経緯	50
1 日本の少子化対策	50
1-1 「エンゼルプラン」と「新エンゼルプラン」	51
1-2 「少子化対策プラスワン」	52
1-3 「子ども・子育て応援プラン」	52
1-4 「子ども・子育てビジョン」	53
2 韓国の少子化対策	56
2-1 「第1次低出産高齢化社会基本計画」（第1次ゼロマジ・プラン）	57
2-2 「第2次低出産高齢化社会基本計画」（第2次ゼロマジ・プラン）	58
第3節 日韓の高齢化対策の経緯	60
1 日本	60
1-1 「ゴールドプラン」・「新ゴールドプラン」・「ゴールドプラン21」	60
1-2 高齢社会対策基本法・高齢社会対策大綱	63
2 韓国	64

第Ⅱ部 少子高齢化社会の到来と子育て支援

第3章 日本の子育ての社会化と子育て支援の取り組み	70
第1節 研究背景	70
第2節 先行研究	71
1 子育て支援政策の検討	71
2 子育ての社会化と子育て支援	73
3 子育て支援ネットワークと社会関係資本	74
第3節 調査概要	75

1 調査地域の少子化現状.....	75
2 調査施設と調査方法.....	76
第4節 調査結果.....	79
1 子育ての両面性：「負担」と「楽しさ」.....	79
2 晩婚化と出産の高齢化.....	81
3 子育てにおける三歳児神話と性別分業意識.....	82
4 子育て支援施設と子育てネットワーク.....	85
5 子育て支援構造とママ友ネットワーク.....	87
第5節 まとめと考察.....	88
第4章 韓国の少子化と子育て支援.....	91
第1節 研究背景.....	91
第2節 先行研究.....	92
第3節 調査概要.....	93
1 調査地域.....	93
2 調査施設.....	95
第4節 調査結果.....	97
1 理想の子ども数と出産希望.....	97
2 子育て負担.....	98
3 家事や育児に一番頼られる人、「夫」.....	99
4 行政の支援政策・制度.....	100
5 子どもを媒介した関係、「ママ友」.....	101
第5節 まとめと考察.....	102
1 大都市における出産希望と出産行動.....	102
2 韓国の子育て支援ネットワークの現状と課題.....	103
第5章 日韓の高齢者の生活と高齢者福祉.....	107
第1節 高齢化と高齢者扶養の理論的考察.....	107
1 高齢化の理論的考察.....	107
2 高齢者扶養の理論的考察.....	108
第2節 日韓の家族の変容と高齢者扶養.....	109
1 韓国.....	109
2 日本.....	112
第3節 日韓の高齢者扶養の特徴.....	113
1 生活維持的扶養として同居率の日韓比較.....	113

2 生活扶助的扶養として「仕送り率」の日韓比較	115
第4節 まとめと考察	117
第6章 日本の共助的支援による高齢者ケアの取り組み.....	119
第1節 研究背景.....	119
第2節 先行研究.....	120
1 高齢者ケアの社会化と社会関係資本	120
2 共生型高齢者ケアの取り組み.....	121
第3節 富山県富山市「しおんの家」	123
1 施設概要と理念	123
2 高齢者ケアの特徴.....	126
3 世代間交流の特徴.....	129
4 地域における役割.....	130
第4節 東京都小金井市「地域の寄り合い所また明日」	131
1 施設設立の経緯と施設概要	131
2 施設における園児と高齢者生活	135
3 施設における高齢者ケア	137
4 世代間交流の特徴.....	139
5 地域との関わりと役割.....	141
第5節 まとめと考察	142
1 高齢者ケアについて	142
2 世代間交流について	144
3 地域における役割について	146
第7章 韓国の共助的支援による高齢者ケアの取り組み.....	149
第1節 研究背景.....	149
第2節 先行研究.....	150
1 高齢者福祉と社会関係資本	150
2 高齢者福祉支援施設	151
第3節 全羅南道莞島郡における高齢者福祉施設の事例.....	153
1 莞島郡の少子高齢化と地域加速化.....	153
2 調査施設と調査方法	156
3 調査結果と分析	159
3-1 老人福祉支援施設と施設利用者の特徴.....	160
3-2 莞島郡の家族形態と高齢者扶養	162

3-3 老人福祉館と敬老堂の連携	164
第4節 大邱広域市における高齢者福祉施設の事例	166
1 大邱市の高齢化と高齢者の概況	166
2 大邱市の高齢者福祉施設	169
3 調査施設と調査方法	170
3-1 調査施設：G老人福祉館	171
3-2 調査施設：H敬老堂	180
3-3 調査分析	185
第5節 まとめと考察	191
終章 総括と今後の課題.....	195
第1節 各章のまとめ	195
第2節 福祉主体の多元化と共助的取り組み.....	199
第3節 今後の課題と展望	203
1 統合的観点による少子高齢化対策.....	203
2 比較を通して日韓の今後のことを考える	205

図目次

図0-1	統合的な枠組み.....	9
図0-2	平面的観点（左：落合「ケアダイヤモンド」、右：金子「五助」）.....	12
図0-3	重層的な観点.....	12
図1-1	日本の出生数及び合計特殊出生率の年次推移.....	21
図1-2	韓国の出生数及び合計特殊出生率の年次推移.....	22
図1-3	日韓の出生数及び合計特殊出生率の推移.....	23
図1-4	時代別の家族計画の啓蒙ポスター.....	26
図1-5	M字型の就職のパターン.....	31
図1-6	コミュニティと第2次関係の変化.....	33
図1-7	繁栄期.....	34
図1-8	縮小・崩壊期.....	34
図1-9	統合・再編期.....	35
図1-10	合計特殊出生率と婚外子の相関関係.....	37
図2-1	少子化対策の経緯（日本）.....	55
図3-1	出産の高齢化と少子化.....	82
図4-1	ソウル市の出生児数と合計特殊出生率.....	94
図4-2	「公助」としての「公的空間」提供.....	104
図5-1	65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移.....	113
図6-1	しおんの家のサービス連携.....	127
図6-2	地域との交流の類型.....	147
図7-1	莞島郡の管轄区域と調査施設の所在.....	157
図7-2	大邱市の行政区域.....	170
図7-3	利用者の地域区分（壽城区内）.....	175
図8-0-1	重層的ケアシステムの構造.....	202
図8-0-2	少子化・高齢化問題における優先順位.....	203

表目次

表0-1	人口減少に対する目標設定とその行為	5
表0-2	高齢化速度の日韓比較	7
表0-3	日韓の高齢化関連指標	8
表0-4	社会関係資本の測定指標と分析の項目	15
表1-1	日本・韓国の合計特殊出生率（TFR）の推移	23
表1-2	日本の人口抑制政策	25
表1-3	韓国の人口抑制政策	27
表1-4	金銭面を理由として結婚しない人の割合（日本）	29
表1-5	1人の子どもを持っている既婚女性（20～39歳）の主な出産中断理由	30
表1-6	日韓の女性の年齢階級別労働力率の比較	31
表1-7	OECDの婚外子率と合計特殊出生率（TFR）	36
表1-8	未婚者の結婚の必要性に対する態度の推移（韓国）	39
表1-9	未婚者の生涯の結婚意思の推移（日本）	39
表2-1	韓国の少子化対策の経緯	57
表2-2	韓国の少子化対策の比較	59
表2-3	「1次セロマジ・プラン」の主要課題の推進成果（2006～2010）	60
表2-4	ゴールドプラン・新ゴールドプラン・ゴールドプラン21の目標値比較	62
表2-5	高齢者支援策一覧	63
表2-6	韓国の高齢者福祉法と政策	66
表3-1	地域子育て支援センターの実施事業	75
表3-2	全国・北海道・東京都区部および政令指定都市の合計特殊出生率	76
表3-3	調査対象者の特徴	78
表3-4	札幌市の調査対象者	78
表3-5	子育ての両面的な側面	80
表4-1	全国・市君区合計特殊出生率(2012年)	94
表4-2	調査対象者のフェイスシート	96
表4-3	調査対象の属性	97
表4-4	経済的支援の種類及び形態（韓国）	101
表5-1	居住形態と高齢者扶養	111
表5-2	日韓の高齢者の比較	116
表5-3	高齢者扶養の特徴	118
表6-1	「しおんの家」の事業	125
表6-2	認知症対応型 通所介護「また明日デイホーム」	133

表6-3	認可外保育施設「虹のおうち」・認可保育施設「また明日保育園」	134
表6-4	独自の地域福祉事業「寄り合い所」	135
表6-5	「また明日」の取り組みに関する利用者家族の意見	139
表7-1	韓国の高齢者福祉施設の類型	152
表7-2	莞島郡(莞島郡)の人口と世帯数の推移(1965年～2012年)	154
表7-3	莞島郡の高齢者数と高齢化率の推移	155
表7-4	調査対象者の属性	159
表7-5	敬老堂の生活空間	161
表7-6	莞島郡の高齢者余暇福祉施設の特徴	165
表7-7	市道別高齢者数と高齢化率	167
表7-8	大邱市の主要人口指数	168
表7-9	大邱市の人口と高齢化率	168
表7-10	大邱市の敬老堂数	170
表7-11	G老人福祉館の事業内容	173
表7-12	施設会員の現状	175
表7-13	敬老堂の運営支援内訳	181
表7-14	高齢者福祉施設利用者の社会関係資本	186
表7-15	高齢者福祉施設の性質・特徴	191
表8-0-1	ケアの社会化の日韓比較	207

第 I 部 日韓の少子高齢化と社会保障・福祉

序章 本稿の目的・分析視点・方法

第1節 問題の所在

日韓の合計特殊出生率は、ともに急速に低下している。日本では、一人の女性が生涯の間に産む子どもの数をあらわす合計特殊出生率が第1次ベビーブーム期には4.3を超えたが、平成元年（1989年）に1.57を記録し、過去最低だった丙午（ひのえうま）¹の年、昭和41年（1966年）の1.58を下回った。さらに2005年には過去最低である1.26まで低下した。

一方、韓国では第2次ベビーブーム期に該当する1970年代初頭には合計特殊出生率が4.3を超える高い水準であったが、1980年代に入るとすでに日本と同程度の低い水準に至った。さらに2005年には過去最低である1.08まで下がり、それ以降は日本よりずっと低い状態のままである。このような少子化は当然ながら、社会の高齢化に帰結する。高齢化は一般的に総人口の中で65歳以上の人占める人口の割合である高齢化

$$\text{高齢化率} = \frac{\text{高齢者数}}{\text{総人口}} \times 100$$

率で表されることが多い。高齢化率は、左の公式で計算される。この数式では総人口を分母にし、高齢者数が分子になる公式なので、総人口が停滞もしくは減少（少子化）すると、分母が小さくなって高齢

化率は必然的に上がる。また、高齢者数が増加（長寿化）すると、分子が大きくなるため、同じく高齢化率は上がる。この公式からわかるように、少子化は高齢化の直接的な原因になる。

日本の高齢化率は1970年代急速に上昇し、2016年には27.5%となり、2050年には、37.7%達する見込みである（平成29年「高齢社会白書」）。一方、韓国においては2000年代以降急速に上昇しはじめ、2016年には13.8%となり、2050年には38.1%になると予想されている（将来人口推計2016）。この推計結果からみると日本は世界で「最も高齢化が進んだ国」であり、韓国は「高齢化の速度が最も早い国」²である。

このような少子高齢化という人口構造の変化が招く社会の帰結は、人口学的な普遍的法則に規定されているようにみえるが、実際は必ずしもそうではない。それは、各国の制度や規範など様々な背景条件が複雑に絡み合っているためである。地理的に近く、経済的・文化的にも共通点が多い日韓両国でも例外ではない。そのため、国や地域の共時性に留意しながら、それぞれの国や地域を比較する地域研究の視座は有効であると考えられる。

以上の問題意識から、本稿では日本と韓国の福祉制度を比較しながら、子育て（育児）と高齢者扶養・介護の2つの領域に焦点を当てて両国の福祉を検討することにする。日韓両国を取り上げ、検討する大きな意味は以下のものである。まず韓国社会は、

日本以上に急速な少子化と高齢化による家族変化をすでに経験している。さらに 1997 年にはアジア金融危機という非常に大きな経済危機を経験して以来、超少子化社会になっている。一方、日本は世界で前例がない少子化・高齢化・人口減少を経験する国として、少子化する高齢社会で生じる諸問題に直面している。同一の問題に対するそれぞれの国の対応は、日韓両国において非常に多くの示唆を与えると考えられる。

以上のように、少子高齢化がもたらす社会変化の帰結を考えるにあたって、同様な課題を抱えている 2 つの社会を比較し、相対化してみる作業には大きな意味がある。日本の子育て・高齢者福祉研究の経験が韓国の福祉政策研究に活かされることへの期待とともに、韓国における政策が日本における政策に新しい方法論を発見させてくれるきっかけになることが、この研究の大きな意義である。

本稿は以上の問題意識と視座を持ち、急速な少子高齢化現象に関して検討が要される課題として、以下のようなものを想定する。

第一に、急速な少子高齢化はどのような要因で起き、日韓の社会に何をもたらしたのか、あるいはもたらすのか。

第二に、急速な少子高齢化に対する日韓の対策はどのように展開され、解決され得るのか。

第三に、急速な少子高齢社会において今後必要とされる家族扶養・介護のあり方はどのようなものなのか。

第2節 先行研究の課題と分析の観点

本節では、日韓両国の共通の課題をふまえた上で、子どもケアと高齢者ケアを担うケア供給の主体に関する研究を概観し、本稿の分析視点を提示する。

1 現代の日韓共通の課題

韓国社会が直面している 3 つの課題として、少子高齢社会の到来、多民族・多文化社会への変貌、経済格差の深化などが指摘されている（春木、2011：1-18）。特に、少子高齢社会の到来に関する課題は現在日韓両国が直面している深刻な社会的問題であり、類似性が高いといわれてきた。

少子高齢化がもたらす問題にはさまざまなものがあるが、家族の扶養・福祉機能と地域コミュニティの相互援助の機能が低下することについては多くの学者ら（山田、2007・金子、2006・岡本、1996）の議論が一致している。産業化・都市化に象徴される近代化以前の時代においては家族や親族、地域コミュニティの相互援助システムが機能していたため、子育てや高齢者扶養・介護は、ほとんど血縁・地縁の共同体が担

ってきた。

しかし、経済の高度成長期が幕を閉じ、人口も増加から減少に転じる少子高齢社会では、家族や親族、地域コミュニティも大きく変容してきた。核家族化・小家族化に伴って家族の扶養機能が低下すると同時に、産業化や都市化に伴う人口移動は近所付き合いの希薄化を招き、地縁に基づいた相互援助の機能も低下した。

韓国も地方部から都市部への社会移動が多かったため、日本と同様な現象が起きている。韓国の総人口は現在 5132 万人で、そのうち 91.7%に当たる 4705 万人が都市部に住んでいる。都市化率は、1970 年は 50.1%、2004 年は 89.9%で持続的に上昇している（国土交通部「2014 年都市計画状況統計」）。

これらの社会変化は私たちの生活の在り方にも関係する問題であり、新たな子育て支援と高齢者扶養・介護の支援システムの検討が必要となる大きな理由である。こうした少子高齢化という社会変動を受け、子育てや高齢者扶養・介護は家族という私的領域から家族外の公的領域へ移行していく動きが見られる。たとえば、日本では「子育ての社会化」と「介護の社会化」が進められているし、韓国でも近年その議論が盛んになっている。家族と地域コミュニティの機能が弱体化している今日において、「子育て・介護の社会化」は、日韓両国でどのように実現されているのか。この「子育て・介護の社会化」をめぐる議論とその支援システムの検討は、少子高齢化問題の緩和や解決に向けて急務な課題ともいえる。

また、相馬・山下（2017）は、超少子化が進展する東アジアでは「ダブルケア」の問題が共通の社会的リスクであると指摘している。少子高齢化とともに晩婚化・晩産化も進んでいることから、乳幼児の子育てをしながら老親の介護も同時にすることが推測されている。要するに、家族形態の小規模化に伴い、子が両親の介護を単身で担うケースや、晩婚化に伴い子育てや仕事に介護まで両立していかななくてはならないケースも増加しているということである。このように子育てと介護が同時に進行する「ダブルケア」の問題について、高齢者ケア（高齢者介護）と子どものケア（子育て支援）の両者を包含する新たな「ケア福祉レジーム」の導入は急務である。本稿ではこのような取り組みとして日本の小規模多機能施設の事例を取上げ、少子高齢者社会に対応する持続可能な地域ケアシステムの構築の可能性を探りたい。

2 日韓の少子化論と少子化対策論

2-1 日本

少子化の直接的な原因として未婚者の晩婚化・非婚化と既婚者の出生力の低下（無子・晩産化）が言われている。近代化以降、産児制限による「再生産平等主義」（落合、2004）が実現され、ほぼ全員が結婚でき、子どもを 2~3 人持つ社会へと変化した。しかし、

従来の「再生産平等主義」を支えてきた結婚規範と家族規範が弱まっているなか、もはや「結婚」「出産」は誰もが「する」「できる」という「必修」ではなく「選択」として受け入れられるようになった。要するに、「結婚」「出産」はライフサイクルからライフスタイルとして認識することが顕著になったともいえる。このように社会変動ともいわれる少子化現象は、当然社会に大きな影響を与える。

少子化の影響に対する大きな論点は、少子化がもたらす影響がよいのか・わるいのか、つまり少子化のメリットとデメリットを考えながら、これらが経済的・社会的にどのように影響を及ぼすかである。少子化のメリットとして多くいわれているのは、現在の少子化は乳幼児の死亡率が低下し平均寿命が高まるなか、自然の人口調整メカニズムの一環として不可避免的に生じているものであるという主張がある。すなわち、地球規模では人口が増えすぎて、地球環境への悪影響、食料事情の悪化、資源・エネルギーの枯渇など懸念されるなか、地球環境への負荷軽減に役に立つとともに空間的にゆとりのある成熟社会が形成できるという。

しかし、このようなプラス面の影響はあくまで短期的な影響であり、中長期的には概ねマイナス面の影響が大きいというデメリットからの議論が目立つ。たとえば、人口問題審議会の 1997 年報告書では中長期にみると経済、社会の両面で概ねマイナスの影響が想定されている（人口問題審議会編、1998）。

具体的には、経済的な影響として、①消費人口と労働人口の減少により、国内市場の縮小、労働力不足、労働生産性の低下などが引き起こされ経済全体の活力が低下すること、②人口高齢化により、要介護者の増加、社会保障負担の増加が引き起こされ、国民の生活水準が低下する可能性などがあげられている。

また社会的な影響として、①家族の変容、②子どもへの影響、③地域社会の変容などがあげられている。具体的に子どもの数が減少することで子ども同士の交流の機会が減少し、過保護につながる可能性が高く、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されている。また、社会の基礎単位である家族のレベルでは単身者や子どものいない世帯が増加することで、「家族」の形態が変化し、家系の断続や先祖に対する意識が希薄化する可能性がある。地域社会レベルでは、人口の減少と高齢化の進行により介護保険や医療保険の制度運営にも支障をきたすなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる。また地方の過疎化により社会資本や自然環境の維持管理も困難になることが懸念されている。

日本政府は人口減少が急激に進めば進むほど、それに対応した経済社会システムの構築が困難になるため、総人口や生産年齢人口の急激な低下を招かないためにも、出生率の低下を反転させていくような取り組みが必要であると報告している（内閣府「2004年少子化社会白書」）。

このように少子化のデメリットが懸念されるなか、少子化対策をめぐる議論の主な

内容は、「少子化がなぜ生じるのか」という原因究明から、問題解決のために必要とされる取り組みや政策に対するものである。とりわけ、少子化対策論では少子化をどのように捉えるのか（ポジティブ・ネガティブ）、また人口減少にどうように対応するかによって以下の四つの目標設定が可能になる（表 0-1）。

表0-1 人口減少に対する目標設定とその行為

目標	目標に対応する行為
①人口減少の放置	何もしない
②人口減少の緩和	少なくなることは仕方がないが、そのスピードを落としたい
③人口の現状維持	生まれる子どもがこれ以上少なくなることをとめる
④人口の反転増加	どこかで減少を止めて、出生率増加の方向をめざしたい

出展：金子（2007：152）

初期の少子化対策は、③と④の立場が支持を得た。たとえば、少子化による問題を解消・緩和するために低下する出生率を反転させるべく、最大の条件として「男女共同参画」を推進するべきだという議論がある。大沢（2004）は、少子化をもたらした主な要因は、性別分業が固定的なために結婚へのハードルが高く、若い人々が結婚を先送りしていることにあると論じている。また「生産年齢」の人口が減少する社会では、女性がより職場に進出できる社会を目指す取り組みが必要となり、そのために「男女共同参画」が不可欠であると主張している。さらに「男女共同参画」の推進こそが少子化への対応の「カギ」とであると結論つけている。

だが、これらの議論に対し検証資料の誤りや論理の乏しさを指摘しながら痛烈な批判が現れる。赤川（2004）は「男女共同参画社会を実現させれば少子化は止まる」と主張する人たちに対し、それが根拠のない主張であり、出生率回復には効果がないことを実証的なデータに基づいて厳格に論じている。また、金子（2006：133-134）は、「男女共同参画」には少子化原因の一つである未婚者を排除した既婚者の出生力の低下のみに対処していると指摘し、「社会全体」としての少子化対策が必要であると主張した。

さらに、仙波（2002）・佐藤（2004）は「出産奨励（不妊治療）」が少子化対策に結びつけられることに懸念をあらわしている。いずれも少子化対策が出生率を上げることのみこだわり、短絡的な出産奨励策が導入されるべきではないという議論である。

これらをふまえた第三の立場は、出生率を回復することができなかった今までの少子化対策を失敗と見なし、少子化傾向は不可避なものであり、人口減の社会への対応を促す②の議論が出始めた。

2-2 韓国

韓国の少子化とその対策に対する議論は日本より遅れている。その理由は少子化の推移がそれぞれの国によって異なっていることで、少子化に対する危機を感じた時期がずれているためである。1989年に起きた日本の「1.57ショック」のように、韓国では2002年に合計特殊出生率が1.17に下がり、社会全体に危機感を与え、日本と同様に少子化がもたらす負の影響が懸念された。韓国の少子化論争と対策論は日本と時間差があるがゆえに、いくつかの相違点がみられる。たとえば、日本は人口が減少しているが、韓国は人口が増加している。また、日本は働く人よりも支えられる人が多くなる「人口オオナス」期であるが、韓国は子どもが減り、生産年齢の人口が多くなる「人口ボーナス」期である。最後に韓国では「産めよ、殖やせよ」という日本の戦争中の「出産奨励政策」の経験がないため、「出産奨励政策」に対する違和感がなく、少子化対策の大きな政策的な目標として実行されているなどがあげられる。

しかし、近年、韓国では現行の少子化対策の失敗から「出産奨励政策」の限界について語られることが多くなった。具体的には、少子高齢化施策の効果が現れるまである一定の時間が必要であるのに、少子高齢化が急速に進むことで施策の効果が及ばない時間差の問題が指摘されている。また出生率の回復のみを目標とする「出産奨励政策」とった政策の方向性に問題があり、さらに政策の恩恵を受ける対象者が既婚者に限定されているという批判もある。

近年、上述した「出産奨励政策」の限界と問題点を認識しはじめ、少子高齢化対策に女性のウェルビーイングの観点から考えるようになった。たとえば、男女ともに仕事と家庭を両立する「ワークライフバランス」の考え方や、その実現にむけた「男女共同参画」のような議論がその例である。

以上のことから、日韓の少子化の議論はそれぞれの国の少子化の状況によって議論の内容と考え方が異なることがわかる。日本では、少子化を防ぎ、緩和し、少子化傾向を反転しようとする対策への議論(③と④)は、「出産奨励政策」であるため政策の正当性が問われている。そのため、少子化対策は少子化傾向を前提としながらそれに対応する制度設計と少子化によって生じる社会的デメリットを緩和する②の立場の議論が浮上するようになった。一方、韓国では、人口の反転増加を目指す④の立場から「出産奨励政策」が少子化対策の中心になり、まだ②の議論まではたどり着いていない状況である。

本稿では、②の立場から少子化がもたらすデメリットを、出生率回復のみで克服するのではなく、低出生率を前提とした制度設計によって、社会全体でその負担を引き受ける取り組みについて研究し、「少子化対策」に対する議論を深めたい。具体的には、「子育ての社会化」の先行研究で十分に論じられていない韓国の子育て支援施設によ

る育児・子育て支援と、日韓の子育て支援施設による育児・子育て支援の共通点・相違点を明らかにする。そのために、日本の子育て支援センターや児童会館、韓国の子育て総合支援センター³などの子育て支援施設と、施設を利用する親を研究対象として取り上げることにする。

3 日韓の高齢社会論と高齢化対策論

高齢化の直接の原因となっているのは、「長寿化」と「少子化」の傾向である。そしてこれらの背景には、社会の近代化・産業化による国民生活水準の上昇が存在していると考えられる。国民の所得水準が上昇すると、栄養・衛生・医療水準・伝染病をはじめとする大部分の疾病は克服されて寿命が延びる。厚生労働省の「簡易生命表」(2016年)によると、男の平均寿命は80.9歳、女の平均寿命は87.1歳となり、平均寿命の年次推移は上昇し、両者ともに世界最高であると推定される。

高齢化を考える際には、65歳以上の高齢者が増加する傾向「長寿化」だけで捉えると、高齢化社会の全貌が見えにくい。少子化や高齢化は密接につながっているため、これらを統合的に考える必要がある。金子(2006)は、このような社会変動について子どもの減少を少子化、高齢者の増大を高齢化と見なし、総人口が減少する社会の変化を「三位一体の人口変化」と捉え、現代社会を「少子化する高齢社会」と名づけた。

日本における高齢社会論は、高齢社会のあるべき姿に焦点を当てるというよりは、少子化という、もう1つの趨勢を意識し、2つをセットで考えた「少子高齢社会論」が主流である。このような少子化と高齢化を「少子高齢化」として考える背景には、財政的、経済上の課題がある。すなわち、社会保障の財源をどのように賄うかという重要な課題があり、それは少子高齢化による税の減少と福祉・医療支出の増大という問題である(渡辺・小谷、2000)。

当然のことながら、少子高齢社会における社会的対応は社会保障制度と密接につながっている。日本の社会保障制度は韓国より長い歴史を持ち、少子高齢化に対する社会的リスクに備えて長期間にわたる財政運営を実施してきた。それでも、予想を上回る急速な少子高齢化によって社会保障に対する国の財政負担や個人の負担が増加し、若い世代を中心に社会保障制度に対する不安感が広がっている。

表0-2 高齢化速度の日韓比較

年度	1970	1994	2000	2007	2018	2027	7%→14%	14%→21%
日本	7.1	14.1	17.4	21.5	28.4	30.7	24年	13年
韓国	3.1	5.7	7.2	9.9	14.5	21.8	18年	9年

出典：総務省統計局『平成22年国勢調査』、統計庁『2012年将来人口推計』より作成

韓国の場合には日本より深刻な状況である。その理由は、日本より社会保障制度の歴史が短く、少子高齢化に対応する社会保障制度がまだ十分整っていないためである。また、日本の高齢化速度ももちろん速いほうだが、韓国の高齢化速度は日本よりはるかに速いため、その問題に対応する時間的余裕もない状況である（表 0-2）。

日本の少子高齢化対策の関連法としては、「高齢社会対策基本法（1995 年）」・「少子化社会対策基本法（2003 年）」の 2 つの基本法が策定され、「国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会」を目指している。韓国でも少子高齢化対策の基本的方向性と総合的な対策を推進するために、2005 年「低出産・高齢社会基本法」⁴が策定された。しかし、日韓の高齢化対策は重点を置く政策やサービス内容に大きな相違点がみられる。その背景は、高齢化率と高齢者の年齢に密接に関連があると思われる。両国とも 75 歳を基準に、それ以前を前期高齢者として、75 歳以上の年齢の者を後期高齢者としている。

表 0-3 は日韓の高齢化関連指標である。表 0-3 からわかるように日本は高齢化率が高く、さらに後期高齢者の割合も高い。高齢者の中で個人差があるものの、介護など他者の支えを必要とするのは、後期高齢者に多いとされている。それゆえ、日本では介護を必要とする高齢者、あるいはその家族の自立を支援する方向での強力な在宅福祉施策などの「予備原則」⁵（金子、2013）に従った高齢者福祉制度が確立されている。

一方、韓国はまだ高齢化率が日本より低く、元気な前期高齢者の割合が高いため、生涯教育・生涯スポーツ・趣味活動などを通じた高齢者個人のレベルの老化予防や健康増進などの「予防原則」に従った高齢者福祉施策が展開されている。この高齢者福祉施策の中核を担うのが高齢者福祉施設であり、本稿では「敬老堂」「老人福祉館」をケーススタディとして紹介する。

表0-3 日韓の高齢化関連指標

区分	総人口	高齢化率	前期高齢者		後期高齢者
日本	1 億 2,693 万人	27.3%	1,768 万人 (13.9%) *		1,691 万人 (13.3%)
韓国	5,125 万人	13.8%	65～69 歳	70～79 歳	80 歳以上
			229 万人 (4.4%)	325 (6.3%)	153 (3.0%)

*注：（ ） 中にある％は総人口に占める割合。

出典：内閣府「平成 29 年度高齢社会白書」（2017）、統計庁「将来人口推計」（2016 年）

日韓両国は今まで自国の少子高齢社会のありさまを詳細に予測し、問題点を探り当て、対応策を検討する努力を続けてきた。その分野は、医療・福祉・年金・財政・雇用など多岐にわたる。すべての分野を研究対象として網羅的に取り扱うには一人の研

究者の限界を超えているため本稿では高齢者福祉を取上げ、その中心になる扶養と介護について考察する。



図0-1 統合的な枠組み

考察する際に、取り入れる観点として統合的な枠組みを提案する（図0-1）。日韓における高齢社会論は少子化と高齢化を結んで考えた「少子高齢社会論」とであると前述した。ところが、少子化と高齢化の断ち切れない関係性が明確に見えるのにもかかわらず、今までの少子高齢化対策の取り組みは、少子化は「少子化対策」で、高齢化は「高齢化対策」の枠組みで解決しようとするものであった。

これで、本稿は「少子化する高齢社会」という時代診断のもとで、高齢者ケア・支援と子育てケア・支援を今までの縦割りの枠組みでなく、統合的な枠組みでとらえ、両者へのケア・支援が可能な取り組みを模索する。

4 福祉の多元化とケア供給主体

日韓両国にとって、少子高齢化が急速に進行する中で、子育て支援と高齢者扶養・介護を、社会のあらゆる主体がどのように支えていくのかが重要な課題になっている。そこで本稿では、日韓の子育てと高齢者扶養・介護をめぐる福祉資源の供給構造を究明することを目的とする。そのため、福祉資源の供給構造を明らかにした「福祉レジーム」「福祉の多元化」の先行研究を概観していく。

少子高齢化と経済成長の鈍化によってどの国も福祉の多元化という段階に至ることも予想されている（櫻井、2015：21）。エスピン・アンデルセン（1990＝2001）は、「福祉が生産され、それが国家、市場、家族の間に配分される総合的なあり方」として「福祉レジーム」（ケア三角形）を説明し、福祉の生産・供給する主体として国家（政府）のみではなく、市場、家族という主体も挙げた。さらに、「非営利部分」ないしは「コミュニティ」という主体を加えて「ケア四角形」（はるいは、ケアダイヤモンド）とする場合もある（落合、2013）。

富永（2001）は、近代産業社会の社会構造が相互に機能的につながっている側面から、家族・組織・市場・地域社会・国家という5つの要素に分けて、これらの要素は福

祉という問題と関わりをもっている」と論じている。さらに、金子（1997、2011a）は各要素や供給組織から提供される機能やケアサービスを「五助（自助・互助・共助・商助・公助）」として捉えている。福祉介護の分野における「五助」は、①自助努力・家族からの援助（自助）、②家族以外のボランティアな関わりとして個人と個人の間に見える相互援助（互助）、③集団から個人への支援としてコミュニティレベルでの支援（共助）、④専門機関・専門家による専門的なサービス（公助）、⑤企業からのサービス（商助）がある（金子、2011a：73-74）。「五助」の概念は、比較研究にとって基本的な研究枠組みを提供しており、福祉分野での汎用性が高いため子育て支援研究（工藤、2013・金、2014・遠山、2016）や高齢者扶養と扶養・介護の国際比較研究（郭、2017）でも有効に使われている。

以上の概念や考え方は、社会福祉を考えるにあたって、供給主体として国家のみに着目するのではなく、家族・親族、地域、市場なども福祉の多様な供給主体であることを想起している。とりわけ、少子高齢化社会において国の財政上の制約や社会関係の希薄化が指摘されている今日では、「非営利部分（コミュニティ）」、「共助」への関心が高まっている。このような「非営利部分」「共助」の供給主体は、地域のコミュニティ、各種NPO、宗教団体などのような「国家と個人間にある団体」であるため中間集団ともいえる。

これらの中間集団は伝統的には家族、町内会、地域コミュニティという従来のコミュニティ型組織（上野谷、1996）の旧中間集団（佐々木、2002）と、ボランティア活動やNPO・NGOというアソシエーション型組織（上野谷、前掲）の新中間集団（佐々木、前掲）に分けられ、両者ともに、互いに助け合う「共助」「互助」が形成される場になっている。

「少子化する高齢社会」において、出産した母親、退職した高齢者らは、地域社会、あるいは家族の中などの基礎集団から孤立し、所属してきた共同体から離脱した存在になる傾向がある。こうした地域のあらゆる世代が抱えている問題の解決にむけて、中間集団の可能性と重要性が注目されている。また、国家の責任のみ強調する「福祉国家」では財政の限界が生じ、持続可能な社会福祉を保持することが困難である。一方、個人の責任として子育てや高齢者の扶養・介護を任せることも家族力の低下で限界が生じている。

従来の「国家責任」と「自己責任」という二項対立の考えでは少子高齢化の諸問題の解決が難しい。この2つの供給主体に極端的に重い責任を与えず、国と個人の間で柔軟に責任の重さを調節してくれる供給主体が必要である。この供給主体は、2つの供給主体の間でケアの責任を分かち合い、供給主体間のバランスを取ることが期待される。これが共助と互助の供給主体を活かした福祉システムの構築であり、かつてのコミュニティの良さを経験してきた日韓両国で可能な取り組みである。本稿では、このよう

な中間集団として、子育て分野では、子育て支援施設を、高齢者ケア分野では高齢者支援施設を事例研究として扱う。

このような中間集団は、人と人の人間結合の集合体であり、地域のなかで福祉サービスを供給するだけではなく、住民を結びつけ、交流を通じて「信頼」や「互酬性の規範」などを生み出す。これらは、ColemanやPutnamらの使用する社会関係資本（ソーシャルキャピタル；Social Capital）と、また同じ範疇にある。

本稿では、中間集団にあらわれている「関係・つながり・絆」などの社会的関係を社会関係資本として捉え、地域の「セーフティネット」の一つとして位置づけることを試みる。また、地域社会における子育て支援、高齢者扶養・介護の改善に向けて、コミュニティ論や社会関係資本論の立場から考察し、政策的な提案も試みる。

そのため、日韓の子育てと高齢者扶養・介護をめぐる福祉資源の供給構造を明らかにする。具体的には、子育て支援と高齢者扶養・介護は、家族（自助）・集団（互助）・地域（共助）・国（公助）のレベルでどのように担われているのか、それはどのような連携と協働で成り立つのか、その実態と課題を把握することを目指す。

5 分析の観点

「ケア三角形」「ケア四角形」「五助」の議論は、福祉レジーム論的観点からケア供給主体を分析している。すなわち、ケア（子育て、扶養・介護）をめぐるどのような供給主体が、どのような役割を担っているのかをよく説明できる。実際、ケアシステムの国際比較のために概念化されたこれらの概念は、社会のケア供給の主体を明確に捉えることができ、各主体が持つ影響力の比較を容易にした。また、歴史的、文化的な背景が異なるなか、それぞれの国の社会福祉の一定の傾向をみて、類型化する一連の作業は各国の社会保障・社会福祉を考える上で有益である。

ところが、これらの観点はケア供給主体の力関係に焦点を当てているため、主体間の協働や連携を把握するのに限界があると思われる。つまり、どのセクターの力が強いのか、弱いのかということで決められた類型だけでは、社会全体の供給主体における協力や連携が見えにくい。そもそも個人に福祉資源を提供する一つのセクターが成り立つためには、他のセクターとの連携と協働が不可欠である。要するに、他のセクターとの相互作用（連携・融合）の中でケア供給の主体の役割や特徴が明確にみえると考える。

ゆえに、セクター間の相互作用による福祉体系を理解することが重要であり、各セクター間の連携と協働の状況を明らかにすることが必要である。詳細に言えば、福祉資源を供給するセクターが、どのようなセクターと、どのように連携し合い・協働していることで、どのような役割が期待され、これがどのような福祉体系を形成してい

くのかを明確にすることを目指す。

本稿では、社会のケア供給主体が個人をめぐるケア体系にどのように関わっているのかについて、「平面的観点」（図2）ではなく、各セクター間の相互作用をより重視した「重層的な観点」（図3）を取り入れる。また、福祉レジーム論的な視点を入れた「五助」の理論的枠組みを継承し、国や自治体から提供される公的サービス（公的施設・専門サービスなど）の「公助」を土台に「商助」「共助」がいかに活性化され、これが個人の自立につながる「自助」「互助」をどのように支えていくのかという重層的ケアシステム観点から研究を進めたい。

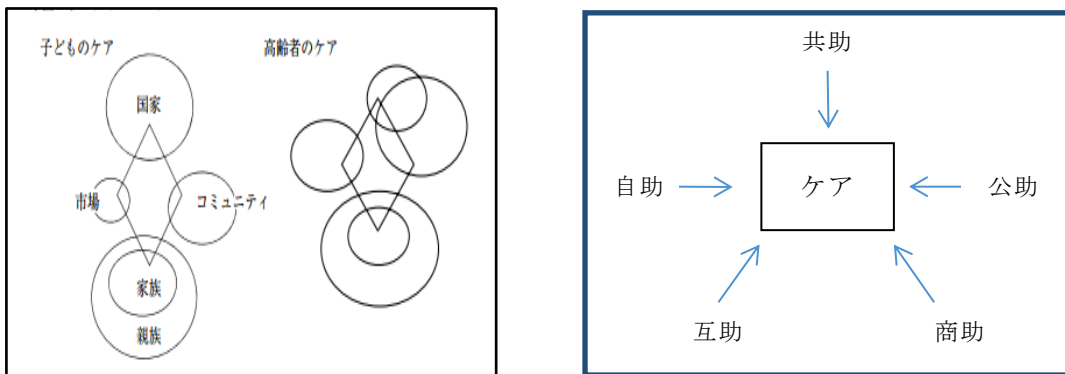


図0-2 平面的観点（左：落合「ケアダイヤモンド」、右：金子「五助」）

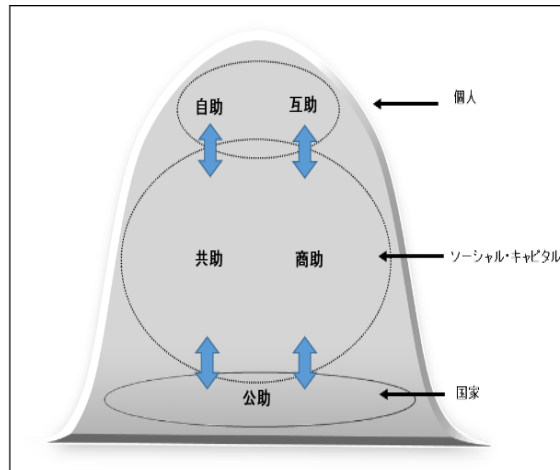


図0-3 重層的な観点

第3節 本研究における社会関係資本

1 なぜ社会関係資本論なのか

ソーシャル・キャピタル (Social Capital) は、人々間の協働的な行為を促し、社会全体の利益を高めたり、社会全体の経済的なコスト負担を減らしたりする、社会的効率性を高める「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク (絆)」を指す概念である (Putnam, 2001)。社会学・政治学・経済学では「社会関係資本」などと意識され、人々の関係を資本として見なし、社会の有効性や効率性を高める重要な要素として評価されている。このように、社会関係資本は人間関係やつながり (絆) に何か付加されたものとして定義されることが多い。

Putnam (1993=2001) は、南北イタリアを比較し、南イタリアに比べて北イタリアの方が経済的 (経済発展)・政治的 (民主的統治)・社会的 (生活安定・良い治安) に活発なのは、豊かな社会関係資本による成果であると主張した。社会関係資本の効用については、日本国内でも政府主導の研究が進められ、内閣府国民生活局 (2003) や内閣府経済社会総合研究所 (2005) などで報告されている。とりわけ、『ソーシャルキャピタル—豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』(内閣府国民生活局、2003) では、ボランティア活動 (社会参加) を始めとする市民活動の関係と社会関係資本に焦点をあて、社会関係資本の適用可能性を探った結果、社会関係資本の蓄積が将来に向けて「活力ある地域」「安心・安全な地域」を形成するための要素になり得る可能性を秘めていると報告している。

日韓両国の最大の課題として、「少子化する高齢社会」から生じる諸問題への対応がある。たとえば、限りなく細分化される社会関係の中で人間個人がパラパラになって行く「粉末社会」(金子、2007: 207・2013: 97)、つながりのない社会・縁のない社会の「無縁社会」から派生した「孤立育児」や「孤独死」という社会的孤立の問題や、「社会的入院」「ダブルケア」「親子共倒れ」という社会的扶養・介護の問題は、いずれも直ちに対応しなければならない急を要する問題である。

しかし、これらの問題は今までの福祉の供給主体である家族・市場・政府だけでは、解決が困難となり、特に医療・福祉分野では育児・子育て、高齢者扶養・介護分野で顕著である。少子高齢化時代における社会福祉は、市場の失敗 (Market Failure) を補う政府の役割が大切になったが、福祉制度の歪みや安易な年金改革、育児・子育て支援策などで政府の失敗も生じ、市場や政府の失敗による歪みを補正するセクターとしてインフォーマルな部門である地域 (共助・五助) の役割が強調されるようになった。

こういった点から、身近な地域においては良好な人間関係に基づくコミュニティ機

能の再生が必要である。地縁を基盤にした福祉施設やNPO・ボランティア団体、公益法人などの地域社会の多様な主体が個別に、そして協働して地域課題を解決し、より良い生活（well-being）を実現するためには、社会関係資本の醸成や共助的な地域コミュニティの形成が重要な課題である。地域社会の中で、個人と個人・個人と集団・集団と集団がそれぞれつながり、ネットワークが形成され、そのネットワークの中で信頼関係による互酬性の規範が生まれると、地域社会の共有された課題の解決に役に立つ資源・資本になり得る。

以上のように、社会関係資本は「市場の失敗」「政府の失敗」などのこれまでの福祉の供給セクターで対応しきれない分野を地域住民同士の協調（共助・互助）で補う対策法を提供する「汎用性が高い」概念である。

2 社会関係資本論と分析の枠組み

次は本研究の分析の枠組みとして使われているいくつかの社会関係資本の種類やその特徴について説明する。社会関係資本の分類については多くの論者がさまざまな分類法を提唱しているが、ここでは、結束型（bonding social capital）と橋渡し型（bridging social capital）という分類に着目する（Putnam、2001）。これらは社会関係資本の概念の根底にある社会ネットワークの形状の違いを反映している。結束型社会関係資本は、同じ特性を持った行為者からなる密な社会ネットワーク（strong tie）を基盤とする。たとえば、農村部で先祖代々住んでいる村人同士が、お互いをよく知っている関係や、都市部で子どもを媒介する子育て世代のママ友の関係が典型例である。その特徴として、現在所属している集団の紐帯（親族・学校・学校・職場・組合など）に多く、関係の安定性や強い信頼がある（櫻井、2012:31-32）。

これに対して、橋渡し型社会関係資本は、異なる特性を持った行為者からなる比較的弱い社会的ネットワーク（weak tie）を基盤とする。橋渡し型社会関係資本の議論の延長線として、Granovetter（1973=2006）の弱い紐帯の強さの理論と、社会系関係資本の形成原理として仲介者（broker）の役割を強調したBurt（2001）の構造的隙間論（structural holes）がある。Granovetterは、これまで強い紐帯（strong ties）の肯定的機能を強調してきた学者（Lin, Ensel, and Vaughn, 1981）とは異なり、弱い紐帯の強さ（「the strength of weak ties」）を主張している。特に彼は、個人の求職活動においては、強い紐帯の家族や友達関係よりも、弱い紐帯で結ばれている人々との関係の方が役に立つことを明らかにした。また、「ネットワーク内の2点の間をつなぐ唯一の経路（path）」が社会関係資本の形成につなぐというGranovetterの議論は、Burt（2001）の構造的隙間論（structural holes）にもつながっている。Burtの「構造的な隙間論」は、関係の隙間（つながりを持っていない）・重複した関係がない部分

に仲介者(broker)として入り、2つの関係を結ぶことで社会関係資本が形成されると論じている。このような、橋渡し型社会関係資本の特徴は、多方面の人間関係のつながり（同窓・趣味・市民活動などを通じた友人・知人）を基盤とし、情報収集や自分の所属集団を超えた団体や社会関係へのアクセスが可能とする（櫻井、前掲）。

以上の議論をふまえ、本論文では社会関係資本論を手がかりに事例の分析と考察を試みる。そのために、3つの論点を提示する。まず、少子高齢化社会における福祉施設（子育て支援施設や高齢者余暇施設など）が生み出す社会関係資本は、結束型なのか・橋渡し型なのかという論点である。多くの集団は、何らかの社会的次元から見ると、内部では結束し、そして同時に外部と橋渡しを行っている。Putnam（2001）はこの分析上の問題について、「どちらか一方に社会ネットワークがきれいに分けられるといったカテゴリではなく、社会関係資本のさまざまな形態を比較するときに使える、『よりその傾向が大きい、小さい』という次元で論じるものである」と説明している。つまり、信頼でき、包括的で、全国レベルの社会関係資本の指標を見つけることができない研究上の限界を認め、社会関係資本の分析のための現実的な方法論を提案している。また、日本と韓国という国による社会関係資本の特徴（共通点・相違点）と、都市部と農村部という地域による社会関係資本の特徴（格差）という論点である。最後に、社会関係資本の概念を活かした分析の指標をどのように設けるかという論点である。Putnam（2001）によって示唆された「ネットワーク」「信頼」「互酬性の規範」の要素に、Granovetter（2006）による「強い紐帯」「弱い紐帯」という分析の議論を取り入れる。さらに、内閣府国民生活局（2003）による「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」の調査項目を参考に、社会関係資本の測定指標と分析の項目を設定する。分析した結果は、再び金子の「五助」の枠組みで整理し考察する（表0-4）。

表0-4 社会関係資本の測定指標と分析の項目

区分	指標	分析項目	「五助」
ネットワーク	つきあい・交流 ・近隣とのつきあい ・社会的な交流	-家族・親戚とのつきあい -友達・知人とのつきあい -近所とのつきあい -趣味(スポーツ)・娯楽への参加 →数と頻度【強い・弱い紐帯に分析】	自助 互助 共助 共助・ 公助
信頼	信頼 ・一般的な信頼	-家族・親戚への信頼 -友達・知人への信頼	自助 互助

	・相互信頼	-近所の人々への信頼 -福祉制度への信頼 →高い・低い【信頼の程度を分析】	共助 公助
互酬性の規範	社会参加 ・社会活動への参加	-地縁的な活動への参加 -ボランティア活動 →閉鎖性・開放性 【結束・橋渡し型に分析】	共助 公助
→ 分析による総合的な考察			

出典：Putnam（2001）・Granovetter（2006）・内閣府（2003）・金子（2011）より作成

第4節 調査研究方法

本稿で使用するデータは、日本と韓国で実施した質的調査から得たものである。本節では、各調査の概要を紹介する。調査の詳細については、各章で説明する。

まず、「日韓の育児・子育て」に関わる調査について示す。筆者は北海道大学大学院文学研究科の修士課程に在籍している2012年6月から、博士課程1年前期2014年5月までの間に札幌市内の「地域子育て支援拠点事業」が行われている子育て支援総合センター、児童会館など5ヶ所の子育て支援施設で質的調査方法を通して研究データを収集した。具体的には、施設を利用していた子育て中の保護者や施設の職員・ボランティアを対象に、半構造化インタビュー調査を実施した。また、韓国での調査は、2013年2月と9月にソウル市の子育て支援施設である麻浦（マポ）保育情報センターと城北（ソンプク）保育情報センターを訪問し保護者（祖父母・父母）を対象に同様なインタビュー調査を行った。

札幌市とソウル市の調査では、子育て中の親は、誰に、またはどこから、どのような支援を得て子育てを行っているのか、子育て中にどのような不安と負担に直面していて、どのような支援を求めているのかなどについて聞き取り調査を行った。

次に、第6章「日本の共助的支援による高齢者ケアの取り組み」に関わる調査は、公益財団法人日本生命財団の「平成26年度 高齢社会 若手実践的課題研究助成」⁶と「科学研究費助成」⁷を受けて実施した。研究の進行は4名の研究者と共同研究の形で北海道札幌市、東京都小金井市、富山県富山市のNPO法人によって運営されている小規模多機能施設を訪問した。各施設では、代表者や職員、ボランティアへのインタビューと、施設で過ごす職員と利用者の様子を見るために参与観察を行った。また、東京都小金井市の施設では利用者とその家族に対する質問紙調査、富山市の施設では

利用者に対するインタビューも実施した。調査では、NPO による小規模多機能施設の「高齢者ケア支援機能」と「地域交流・世代間交流支援機能」を明らかにするために、施設の運営側に対しては、提供するサービスの内容や実施上の課題、利用者同士や地域との交流を促進するための取り組み、地域における施設の役割などについて質問した。また、利用者とその家族に対しては、家族構成や居住歴、施設の利用が必要になった理由、施設利用による生活や人間関係の変化、施設のサービスに対する評価・要望などを聞いた。

韓国における調査については、都市と農村という地域による経済格差や福祉格差を考慮し、都市高齢者と農村高齢者に対してそれぞれの調査を実施した。農村部である莞島郡は韓国で最も高齢化が進んだ地域であり、経済高度成長期に若年層の都市への流出が多かったため、高齢者ケアの担い手が足りない状況である。このような状況のなか、莞島郡ではどのように地域の高齢者を支えているのか、支えられているのか、とても肝心なところである。調査のために、2015年3月に莞島郡にある「老人福祉館」（1ヵ所）と「敬老堂」（4ヵ所）を訪問し、施設を利用する高齢者にインタビュー調査と同時に参与観察を行った。また、地域事情に詳しい莞島邑の里長（行政の末端単位である「里」の長）にインタビューを依頼、村の概況、地域の特徴、村の歴史や変遷について聞いた。

都市部である大邱広域市（以下、大邱市）は、近隣の農村から若年層の人口流入があり、人口規模が拡大（約250万弱）してきた大都市である。しかしながら、近年、少子高齢化とともに人口が減少し、高齢者貧困・孤独死など都市的な問題に対する様々な高齢者福祉政策が展開されている。この高齢者福祉政策の中心になっている大邱市の「老人福祉館」（1ヵ所）と「敬老堂」（1ヵ所）を訪問し、同じ調査を行い、都市と農村の高齢者福祉施設の特徴を調べた。

高齢者への聞き取り内容は、個人の属性を把握するための質問項目と高齢者を支える支援ネットワークに区別した。前者の主な質問項目は元職業、居住歴、家族構成、経済状況、健康状態、家族との交流、友人・近隣との交流、高齢者福祉施設に対する意見などがあり、後者の質問項目は高齢者を支えている5つの助けを「五助」（金子、2011a）として、さらにこれらを社会関係資本として捉え、以下の質問を用意した。具体的に「仕事はしていますか／子どもや親戚から仕送りや助けがありますか(自助)」、「家族以外に頼れる人がいますか／施設での人々との関係はどうですか(互助・共助)」、「老人イルザリ事業をしたことがありますか／公的年金をもらっていますか(公助)」などを尋ねた。なお、調査対象者の答えは対象者の許可を得て調査内容を録音し、フェイスシートの作成は対象者が高齢であることを配慮し、自記式ではなく他記式で作成を行った。

第5節 本稿の構成

本稿は、序章、第1部、第2部、第3部、終章から構成されている。以下、各章の概要を提示する。

序章では、本稿全体の問題設定を提示する。日韓両国で子育てと高齢者扶養・介護が注目されている社会背景を始め、日韓の少子高齢化論と少子高齢化対策論、福祉多元化とケア供給主体の変化、本稿の分析が依拠している「福祉レジーム」や共助・中間集団・社会関係資本などの理論と概念、先行研究の問題点、研究方法などについて述べ、本稿の構成を示す。

第I部（第1章、第2章）では、日韓両国の少子高齢化と社会保障・福祉を概観する。第1章では、日韓の少子化の現状とその背景について政策的・経済的・社会的・文化的に分けて説明し、少子化現象が単一的な背景ではなく、複合的な背景から起因したことを説明する。第2章では、日本と韓国の社会保障・福祉政策の流れを段階的にまとめ、両国における社会保障・福祉の社会経済的な背景と特徴を分析する。日韓の社会保障・福祉は、導入された時期と当時の社会経済的な状況が異なるため、日本の社会保障・福祉政策を、定礎期・発展期・調整期・転換期の4つの時期に、韓国の社会保障・福祉を、構築期・拡大期・調整期の3つの時期に分けて述べる。社会保障・福祉政策の流れを概観した上、少子高齢化社会における少子化対策・高齢化対策をより具体的にまとめる。

第II部（第3章、第4章）では、少子高齢化社会の渡来と子育て支援について検討する。使用するデータは、札幌市とソウル市の子育て中の親に対する半構造化インタビュー調査から得た質的データである。第3章は、札幌市調査の結果と日本の子育てをめぐる支援構造について考察、第4章は、ソウル市調査の結果と韓国の子育てをめぐる支援構造に関する考察である。具体的には、家族・親族からの子育て支援や、子どもを介したママ友付き合い、地域における子育て支援活動、「全面無償保育・教育」・養育手当出産奨励金など政府による経済的支援、オリニジプ（保育園に該当）・「育児トウミ（手伝う人）」など市場によるサポートの実態を検討し、日韓の子育て支援構造の現状と特徴、及び課題を見出していく。

第III部（第5章、第6章、第7章）では、少子高齢化社会の到来と高齢者ケア・支援にめぐる福祉資源の供給構造を検討する。第5章では、初めに高齢化と高齢者扶養の理論的考察を行う。次に日韓における家族の変容と高齢者扶養の変化を概観した上で、日韓の高齢者扶養の特徴を生活維持的扶養としての「同居率」や、生活扶助的扶養としての「仕送り率」などで比較し、日韓の高齢者扶養の特徴を考察する。第6章では、グループホームやデイサービス、コミュニティカフェを運営する富山市のNPO法人とデイホームと保育所、地域の交流スペース「寄り合い所」を運営する東京都

小金井市のNPO法人の事例を取り上げ、NPOや地域住民によって運営されている小規模多機能施設の「高齢者におけるケア機能」と「地域における役割」を考察する。第7章では、韓国の高齢者扶養・介護をめぐる福祉資源の供給構造を検討する。韓国における高齢者扶養・介護を全体的に概観する目的で、都市部（大邱広域市）と農村部（莞島郡）にあるそれぞれの高齢者支援施設を事例として取り上げる。高齢者支援施設は、韓国政府が政策的に重点を置いている高齢者余暇福祉施設（「老人福祉館」・「敬老堂」）を事例として、高齢者の生活実態と福祉課題を考察する。

終章では、本稿の総括を行う。各章の論点をまとめた上で、日韓の子育てと高齢者扶養・介護を支える福祉資源の供給構造について検討し今後の課題を提示する。

注

- 1 丙午年(1966年)に生まれた女の子は夫を不運にされることで出産を控えたことで出生率が1.58まで落ち込んだ。その後、1989年には1.58を下回る1.57という過去最低の数値を記録したことから「1.57ショック」と呼ばれるようになった。
- 2 高齢化の速度は、一般的に高齢化社会（高齢化率7%以上）から高齢社会（14%上）になった期間を表す。日本は24年、韓国は18年かけて到達した。
- 3 子育て総合支援センター（元育児情報支援センター）は、従来の施設保育の支援に在宅保育まで支援するようになり、現在の子育て総合支援センターに改称した（乳幼児保育法第7条、2013年12月に改定）。
- 4 韓国では、少子化のことを「低出産」という。本稿では、法的・政策的な文脈上では「低出産」とそのまま表現し、一般的な少子化現象そのものを述べる際には「少子化」と表現する。
- 5 金子は「少子化する高齢社会」のように高齢化が進んだ社会では、合計特殊出生率を急上昇させ、根源的リスクとしての高齢化率を減らすという「予防原則」(precautionary principle)の適用は困難であると論じている。社会システムレベルで防止が不可能であれば、「少子化する高齢社会」から発生する数多くのリスクへの対応を「予備原則」で対応し、総合的なタスクの遂行を行う必要があると主張した(金子、2013：164-166)。
- 6 本研究プロジェクトは、郭莉莉氏（河北経貿大学外国語学院専任講師）、遠山景宏氏（北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程）、工藤遥氏（北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程）、小林真弓氏（「ねっこぼっこのいえ」代表）と筆者の5人で構成されている。この研究のタイトルは「都市高齢者への共助的実践活動と世代間交流の研究」であり、助成期間は2014年10月から2015年9月まで1年である。調査結果などについては、研究報告書を参照した。
- 7 2015～2017年度科学研究費助成事業であり、研究タイトルは「アクティブエイジングへの社会的支援と世代間交流の研究」である（基盤研究C、研究代表者 金子勇）。

第1章 日韓の少子化の現状とその背景

第1節 日韓の少子化の概況

少子という言葉が最初に国の報告書に出てくるのは1992年の『平成4年版国民生活白書』（経済企画庁編）であり、「少子社会の到来、その影響と対応」という副題に由来する語である。以降、高齢化と対になる形で、「子ども数や出生率の継続的な減少傾向」という意味で、少子化という言葉が使われるようになった。本節では、このような少子化現象が日韓両国においてどのようにあらわれているのか、その状況と特徴について説明する。

1 日本の少子化

日本の出生数をみると1920年に202.6万人、1940年には211.6万人にのぼり、200万人を超えていた。この時期の出生数は経済社会的な事情というよりも、軍国主義に向かう社会を支える若者の供給という側面が強い（鈴木、2000・本田、2009）。そして200万人を超える出生数が戦前の高い人口増加率を可能にした。戦後になると戦争から帰還した兵士や戦争の終結に安堵した人々の間で結婚ブームとともにベビーブームが生じた。第1次ベビーブームは1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の間で生じ、毎年出生数が250万人を超え、この期間中に生まれた子ども数の合計は800万人程度であった。特に、1949年は出生数が戦後の統計上で過去最多である269.6万人を超えるなどこの時期に生まれた世代は「団塊世代」と呼ばれ、経済的・社会的・政治的に大きな影響力を持つ世代として知られている。

また、団塊世代が結婚年齢になった1971年から1974年までは毎年200万人を超える子どもが生まれ、第2次ベビーブームが到来した。この時期に生まれた世代は「団塊ジュニア」と呼ばれることが多い。1973年の出生数が209.2万人となり再びピークに向かうが、この出生数の増加は第1次ベビーブームと異なり、合計特殊出生率が伴わない出生数の増加であった。第1次ベビーブームの合計特殊出生率は4.54～4.32で平均的一人の女性が子ども4名以上を産んだことに対し、第2次ベビーブームでは2.16～2.14となり、半分以下になった。さらに、団塊世代が新たなベビーブームをもたらしたため、団塊ジュニアによる第3次ベビーブームを期待する声もあったが、第3次ベビーブームは起こっていなかった。

図1-1は、日本の出生数及び合計特殊出生率の年次推移を表しているものである。第2次ベビーブーム以来、出生数が減少することとともに合計特殊出生率も低下する

ことがわかる。少子化に歯止めがからず一層深刻化し、2005年には過去最低水準である1.26まで低下し、3年連続で1.3に届かない「超少子化国家」になった。

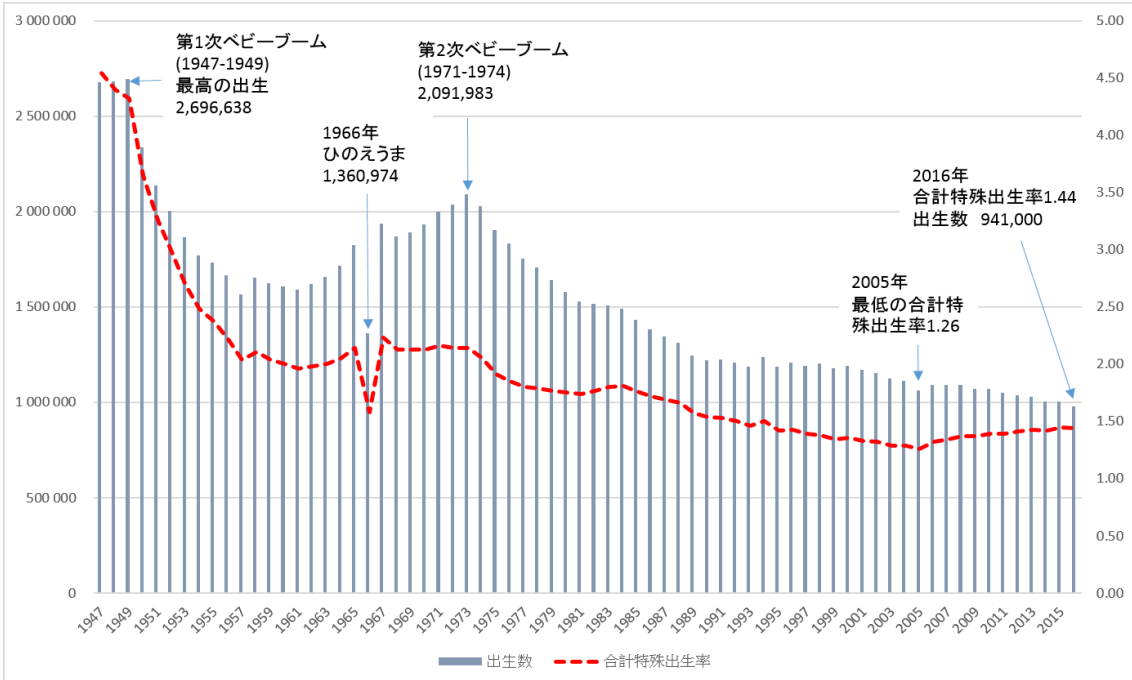


図1-1 日本の出生数及び合計特殊出生率の年次推移

出典：厚生労働省「人口動態統計」（平成29年）により作成

2 韓国の少子化

韓国は1950年から1953年までの朝鮮戦争以降、日本と同じく結婚ブームとともにベビーブームが生じた。この時期の合計特殊出生率は1960年に6.0を上回り、出生数は年間100万人を超えた。しかし、韓国政府は急激な人口増加は経済成長を阻害する要因と見なし、当時の軍事政権（朴正熙）下で第1次経済開発5ヵ年計画（1962年～1966年）の一環として人口増加抑制政策を採択し、家族計画事業が国策として推し進められた。

軍事政権下で国の威信をかけた出産抑制政策は一糸乱れず行われ、結果だけ見れば著しい成果を成し遂げた。1960年代の高い合計特殊出生率は1983年に人口置換水準2.1を下回る2.06まで下がった。その後、合計特殊出生率は多少不規則的であったが1.5～1.8の水準で維持された。1980年代の半ば以来も、合計特殊出生率が1.7前後の水準で安定してとどまり、韓国政府は1960年から始まった人口抑制政策の廃棄を1996年に公式に表明した。

しかし、1997年末に起きたアジア金融危機は、急激な出生率の減少をもたらした（キ

ムドゥソプ、2007:32)。国際金融機構の圧力による一連の措置は、企業の倒産・売却、労働者のリストラなどを招き、人々の生活に失業と貧困という経済的不安が広がった。この不安な経済的状况は人々の結婚と出産行為にも大きく影響を与えた。合計特殊出生率は1998年に初めて1.5を下回り1.45になり、その勢いはとどまらずに2001年には1.3未満まで低下した。その後、合計特殊出生率はさらに低下し2005年には1.08という過去最低水準を記録した。2005年以降は、多少不規則的な増加がみられ、2012年に1.30になり、合計特殊出生率の反転を期待する声も上がってきたが、2013年に再び低下し合計特殊出生率は1.19になった。韓国の合計特殊出生率は2001年から現在まで16年間1.3に達していない状況で、いわば超少子化国家の状況が続いている(図1-2)。

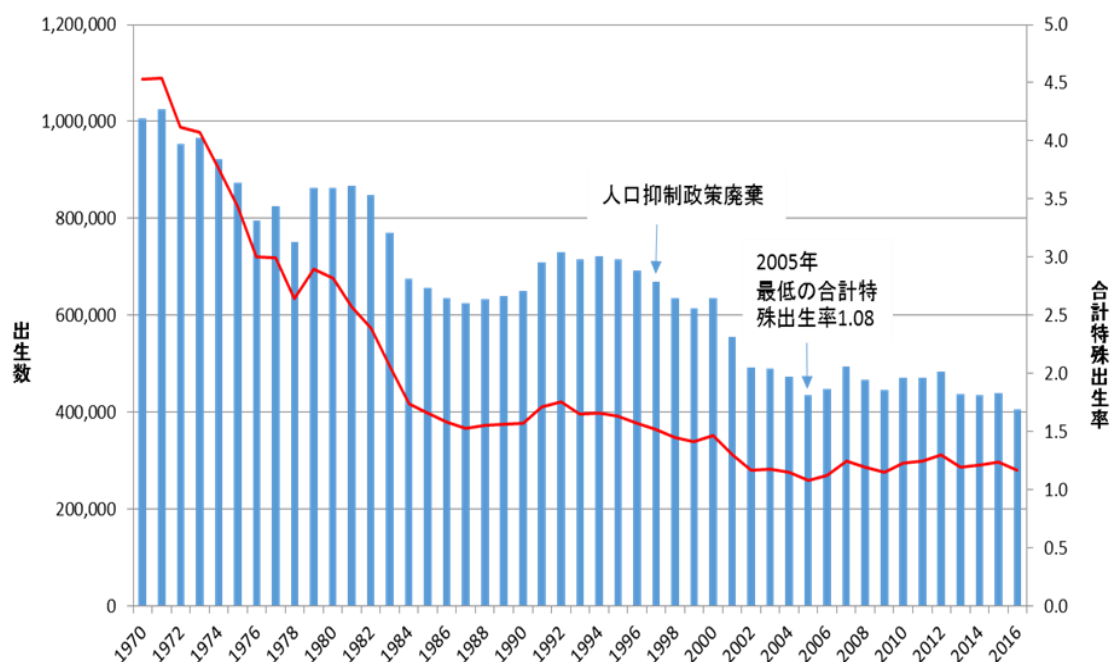


図1-2 韓国の出生数及び合計特殊出生率の年次推移

出展：統計庁、「2017年度人口動向調査」より作成

3 日韓の少子化の特徴

日韓の少子化の推移には類似した過程がみられるが、少子化が起きる時期やその速さには相違点がみられる。たとえば、合計特殊出生率の人口置換水準に到達した時点は日本1974年、韓国1983年で約10年の差があるものの、低下していく速度は韓国の方がはるかに日本を上回っている。合計特殊出生率の変化を基準に日韓の少子化の速度を比較してみると、それが著しく見える。人口置換水準である2.1から超少子国

家に分類される 1.3 までの期間を少子化速度として比べてみる。表 1-1 をみると、日本は 2.05（1974 年）から 1.29（2003 年）になるまで約 29 年にかけていることに対して、韓国は 2.08（1983 年）から 1.3（2001 年）にかけて約 18 年に到達していることがわかる（表 1-1）。

表1-1 日本・韓国の合計特殊出生率（TFR）の推移

年度	1970	1974	1980	1983	1984	2000	2001	2003	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	2.13	2.05	1.75	1.8	1.81	1.36	1.33	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
韓国	4.51	3.38	2.73	2.08	1.76	1.47	1.3	1.19	1.08	1.12	1.25	1.19	1.15	1.22

出典：(日)厚生労働省「2017年人口動態統計」・(韓)統計庁「2017年人口動向調査」より作成

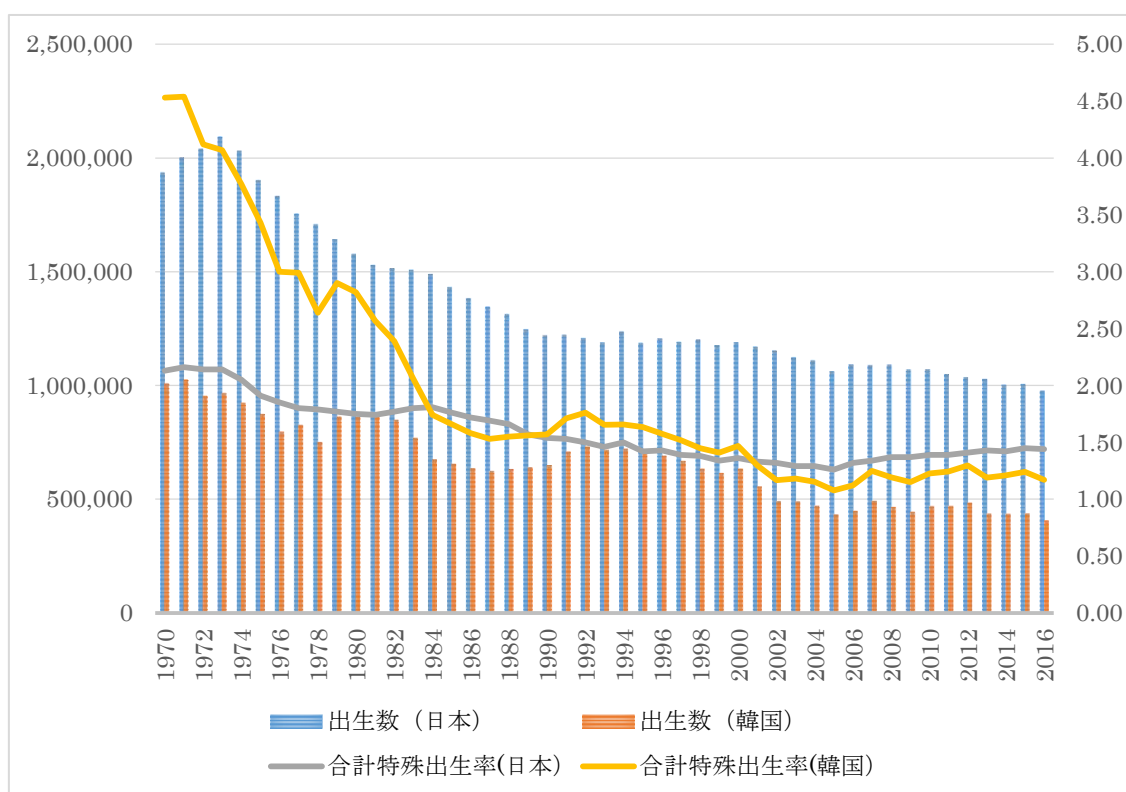


図1-3 日韓の出生数及び合計特殊出生率の推移

出典：厚生労働省「2017年人口動態統計」/ 統計庁「2017年人口動向調査」から作成

また、日韓の合計特殊出生率は 2005 年ともに最低水準を記録（日 1.26/韓 1.08）し、その後、上昇しつつあるものの、人口置換水準へと反転するまではまだ遠い話である。さらに、2005 年以降の日韓の出生率の傾向には少し異なる様子がみられる。日

本は 2005 年以來微増ではあるが上昇の傾向がみられており、2016 年は 1.44（前年 1.45）となった。

一方、韓国は 2005 年以降、産まれる年に対する文化的な背景（2007 年「黄金の亥の年」、2010 年「白い寅の年」）により、一時的に合計特殊出生率の上昇がみられたが、出生率の減少はいまだに続いており、2016 年には 1.17（前年 1.24）まで再び低下してきた。このように急速に進行している韓国の少子化問題は、これらに直ちに対応しない限り、経済・社会的に大きな衝撃を与えることが予想されている。

第2節 少子化の原因とその背景

合計特殊出生率や年少人口の減少などであらわされる少子化の直接的な原因は、未婚率漸減と既婚者の出生力の持続的低下である。また、このような少子化の原因には、政策的・経済的・社会的・文化的な背景が複合的に結合しあい、相乗作用によって少子化を深化させている。本節では、少子化を深化させる政策的な背景は人口政策の観点から、経済的な背景は結婚と出産に伴う経済的負担から、社会的な背景は社会関係資本の観点から、文化的な背景は伝統的な家族規範と結婚規範の観点から概観する。

1 政策的な背景：「多産少死」時代の少子化

日本の少子化は第 2 次世界大戦後に急激に進んだ。戦争中には兵隊となる多くの子どもを産んだ母親が表彰される人口増強政策の時代であったが、戦後になるとこれが一変し経済成長の名目で人口抑制政策が展開されるようになった（鈴木、2000：22-23）。終戦直後には戦場から帰還した兵士や戦争の終結に安堵した人々の間で結婚ブームとともにベビーブームを向かえるようになったが、これはただ 3 年で終わった。その後「多産少死の時代」に入り、1950 年から 1955 年にかけて合計特殊出生率は急低下した。

この時期は戦後の食料難もあり、狭い国土に 8000 万人の人口は多すぎると考えられ、官民挙げて人口増加の抑制を社会的コンセンサスとし、人口抑制政策や人口抑制運動などが展開された。日本が急速に経済成長を遂げた 1955 年から 1970 年の間に避妊具の普及が全国に広がったが、「一姫、二太郎、サンシーゼリー」という避妊剤のコマーシャルがそのような社会状況をよくあらわしている〔藤正巖・古川俊之、2000（2006：87-88）〕。

また、1949 年に優生保護法が改正され、墮胎条件に「経済的理由」が加わり、2 人の子どもがすでにいる時に妊娠した場合は、優生保護法に基づいて人工妊娠中絶が行われるようになり、人工妊娠中絶数は急増した。この時期では「子どもを少なく産ん

で大事に育てる」という意識、そして「家族生活を豊かにする」という意識が急速に普及し、その結果、少産化が起こったのである（山田、2007：74-76）。このように時代の変化により、政府の人口政策が変わり、次第に近代的な少産体制へと移っていった。

1950年代に始まった日本の少子化の特徴をまとめると、少子化の速さ、欧米先進国以外のアジア国家ではじめて起こったという地域や文化的背景の違い、手段として人工妊娠中絶によるものだったという特異性がある。

表1-2 日本の人口抑制政策

年度	日本の主要施策
1946年	人口問題懇談会発足
1947年	福田昌子、加藤シズエ、太田曲礼が墮胎罪の適応除外を目的とした「優生保護法」衆議院に提出。審議未了で廃案。
1948年	優生保護法成立
1949年	優生保護法改正（経済条項が入る）
1949年	衆議院で「人口問題に関する決議案」議決。「人口問題審議会」発足（1950年廃止→1953年厚生省に「人口問題審議会」）
1952年	優生保護法改正（受胎調節条項が入る）
1954年	人口問題審議会が人口の量的調節に関する決議を要請
1955年	優生保護法改定（避妊薬の販売特例が入る）
1996年	優生保護法改定「母体保護法へ」

出典：川崎佳代子・渡邊曲子・渡部向子（1997）から作成

一方、韓国では韓国戦争後の1960年代にベビーブームによる人口の爆発的な増加が起こったが、急激な人口増加は経済成長を阻害する要因と見なされ、当時の軍事政権（朴正熙；1963～1979年）下で家族計画事業が家施策として推し進められた。1960年代は、大部分の発展途上国で過剰な人口増加に対処するために家族計画を中心とした人口抑制政策が行われていた。

韓国は1961年4月大韓家族計画協会が「経済発展のためには人口を抑制しなければならない」という理念で設立され、家族計画事業が始まることとなった。家族計画事業は、急速な人口増加を食い止めるため、女性を対象に避妊普及が展開され、子どもの生まれる年の調節よりも、出産を断念することを中心に行われた。

韓国社会の伝統的規範である多子女観を少子女観に転換する政策的な試みは、時代の家族計画の啓蒙スローガンによく現われている。たとえば、1960年代は「適当な子

どもを産んで、立派に育てよう！」・「とにかく産むと乞食になる」のスローガンが示すように、多産すると養育にかかる直接費用が増え、貧困に陥ることが強調されていた。当時、実践的なキャンペーンとして「3・3・35 運動」が展開された。この運動は3人の子どもを3年間ごとに、35歳までに産もうという具体的な子ども数・時期などを示し、35歳までに断産することを勧めた。さらに1970年代に入ると、目標の子ども数を2人に下げ、人口抑制政策に拍車がかかった。



①1970年代の家族計画の啓蒙ポスター

②1980年代の家族計画の啓蒙ポスター

図1-4 時代別の家族計画の啓蒙ポスター

出典：保健社会部・大韓家族計画協会

図1-4は、1970年代と1980年代の家族計画の啓蒙ポスターである。1970年代のポスターに示している内容は、国民所得(GNP)が1981年までに1000ドルになるためには息子・娘を区別せずに、2人だけ産むことが近道であると宣伝している(図1-4:①)。さらに、1980年代のポスターでは「子ども、2人でも多い」というスローガンまで掲げられ、急激な人口増加は経済成長を阻害する要因と見なされ、経済成長のために人口抑制政策が推し進められたことが明確に看取できる(図1-4:②)。

この時期の人口抑制政策には、韓国の伝統的な家族規範である「男児選好」思想を払拭しようとする試みがみられた。伝統的な韓国社会では家系の継承が家族制度の根幹であるため、家系を継承するために血がつがっている男児の出産は大きな「孝道(親孝行)」につながる(キムテホン、1995:45)。この家族規範は、男を産むために出産が続けられる結果を招き、人口抑制政策の大きな阻害要因になっていた。1970年代以前までは韓国社会に根強い「男児選好」思想と折り合いながら出産抑制政策を展開し

てきたが、1970年代に入ってから「男児選好」思想を払拭することとなった。

このような「男児選好」思想を払拭し、少子女規範の形成のため家族法を改定しながら様々な優遇策を実施された。社会心理学では人間の行動を期待する方向に強化するには「あめとむち」の方法が効果的であると言われている。さらに、イソップ愚話「北風と太陽」から得た教訓として、最終的に大きな効果を成し遂げるような適切な手段の選びが重要であると物語っている。

実際、韓国では人口を抑制するために推進された家族計画事業は国民に対して「あめ：メリット」を与え、政策の成果を上げた。具体的には、子ども2人の家庭に所得税の免税(1977年)、子ども2人以下の家庭で避妊手術の受容者に対して公共住宅を優先的に供給(1978年)、公共病院で2人目の子どもを出産した後の避妊手術の受容者に対する出産費用減免制度の導入(1980年)、低所得層における避妊手術の受容者に対する生計費の支援(1982年)、子どもが2人で避妊手術した家庭の子女に対する無料診療機関の追加(1983年)、一人子断産の家庭に対する出産費無料支援(1985年)など、時代とともに「あめ：メリット」が強化され、多様化されてきた(表1-3参照)。

表1-3 韓国の人口抑制政策

年度	韓国の主要施策
1961年	-人口調節の政策採択(国家再建最高会議第69次常任委員会決議) -第1次経済開発5ヵ年計画：家族計画事業推進決定
1962年	-家族計画長期計画樹立(第1次経済開発5ヵ年計画：1962-1966) ・精管切断手術と避妊具の普及 ・家族計画相談所の設置
1966年	-家族計画目標量の導入
1967年	-家族計画長期計画樹立(第2次経済開発5ヵ年計画：1967-1971)
1972年	-家族計画長期計画樹立(第3次経済開発5ヵ年計画：1972-1976)
1974年	-所得税法改定(子ども公徐3人までに制限)
1976年	-家族計画長期計画樹立(第4次経済開発5ヵ年計画：1977-1981) -人口政策審議委員会構成 -人口政策推進計画確定
1977年	-勤労者の家族計画経費の税金減免
1978年	-子共2人以下の不妊受容者に対する公共住宅分譲優先 -輸入避妊薬・具に対する無関税 -少子女規範形成のための家族法改定及び特別処置法の制定
1980年	-人口増加抑制政策樹立(経済企画院)

1982年	-人口増加抑制補完対策樹立 ・子共2人以下の不妊受容者に対する住宅及び生業資金融資優先 ・子共2人以下の不妊受容者の5歳以下児童に対して1次医療無料
1983年	-人口増加抑制施策推進実績の分析及び対策樹立
1984年	-子共1人不妊受容者（34歳以下）家庭に対する福祉住宅資金融資優遇
1986年	-母子保健法改定（家族計画事業の根拠提示）

出典： 保健社会部「家族計画事業」（1989）

以上のように日韓両国における少子化の背景には、政策の下で強力な経済成長第一主義政策の一環として推し進められた人口抑制政策があり、結果的に「多産」から「少産」に出産傾向を転換したともいえる。また、日韓の少子化には急速な少子化の進展、欧米先進国以外のアジア国家ではじめて起こったということ、手段として人工妊娠中絶によるものだったという特異な共通性が見られる。しかし、政策的な要因で起きた「少産化」は、「意図せざる結果」として「少子化」としてあらわれ、その負の影響が顕在化したことによって、更なる政策的な対応が求められる時代になった。

2 経済的な背景：「少産少死」時代の少子化

国が主導する経済発展とそのために推進されてきた人口抑制政策を少子化の政策的背景として概観してみた。むろん、少子化の背景に政策的なものがあるとはいえ、完全に経済的背景と分離して考えることは難しい。本項ではマクロレベルの経済政策ではなくミクロレベルでの経済的な背景について概観してみる。

日韓両国ともに人口増加抑制政策により、日本は1970年代に合計特殊出生率が2.13～1.77、韓国は1980年代に2.82～1.56となり、出生率が安定化した。ところが、日本では1980年代後半に発生した株価・地価のバブルが崩壊をはじめた90年代以降、経済は長期不況に陥り、また韓国では1997年にアジア金融危機（IMF）が発生し、その影響で出生率は再び急激に減少し始めた。少子化の勢いはしばらく続き、2005年には日韓両国はともに歴史上最低水準である1.26（日本）と1.08（韓国）の合計特殊出生率を記録した。このように社会の経済的な状況は個人の結婚・出産行為に大きな影響を与えるといえる。

韓国保健社会研究院が実施した「2012年全国出産力及び家族保健・福祉実態調査」では、晩婚と非婚の原因として「就職していない・安定した職場を持つことが難しい」という理由が全体の82.4%を占めている。このような傾向は日本も同じである。将来結婚したいと考えている人が結婚生活を送る上での最も不安を感じることで「経

「経済的に十分な生活ができるかどうか」が最も多く、男 56.8%、女 54.4%など男女ともに半数以上を占めている（内閣府「結婚・家族形成に関する調査」（2012年））。

経済・産業構造の変化によって雇用市場で雇用と所得の不安定性が高まると結婚と出産の後回しや中断が起こるのは当然のことであり（山田、2005：104）、特に男性の場合、結婚を考える際に就職という条件が満たされないと結婚への移行が難しい（ウンキス、1995）という結果をあらわしている。

韓国は1960年代以降、急速な経済成長を遂げたが、1997年アジア金融危機によって大量の失業者が生まれ、人々の生活に経済的不安が広がった。当時の失業率は7%台となり、その後少し回復を見せ、最近では3%台を推移している。だが、結婚年齢層である青年失業率¹では依然高い失業率を示しており、9%台（2017年現時点）であり、全体失業率からみると非常に高い。さらに、厳しい就職難に置かれている若者の中ではついに就職をあきらめる人も出始めた。就職することが結婚の前提になる社会で就職への移行に失敗した若者の中では「恋愛・結婚・出産」を放棄する「三放世代（サンポセデ）」²があらわれるようになった。

また、厳しい就職難をのりこえ、職についても次は不安定な雇用が大きな問題になっている。いわば、正規雇用と非正規雇用の問題である。2017年に実施された韓国の「経済活動人口調査・青年層付加調査」によると、15～29歳青年層で非正規雇用として働く若者は34.8%を占めている。

正規・非正規雇用といった労働市場の「二重構造」は、正規職か非正規職かによって生じる賃金格差が大きな問題である。非正規職であっても日常生活を営むことができる程度の賃金を得られれば良いのだが、非正規職の時間当たり賃金総額は同じ仕事をしていても正規職の66.3%に過ぎない。このように不安定な雇用のなか、低賃金で働く青年層は「88万ウォン世代（パルシッパルマン・セデ）」³といわれ、韓国のワーキングプア問題として日本と同様に深刻な問題となっている。

表1-4 金銭面を理由として結婚しない人の割合（日本）

	正社員	パート・アルバイト
全体	28.9%	35.4%
男性	33.9%	44.4%
女性	22.4%	30.2%

注：未婚者で「正社員」と「パート・アルバイト」をしている人に「未婚の方にお聞きします。現在未婚でいる理由は何ですか」という質問に対して、「金銭的に余裕がない（結婚資金が足りない）から」と回答した人の割合（複数回答）。

出典：「国民生活白書」内閣府（2003年版）

表 1-4 は、日本において金銭面を理由として結婚しない人の割合を表している。表 1-4 からわかるように、職業上の安定、いわば正社員であるか、非正社員であるかによって結婚していない人の割合が異なる。

雇用と所得の不安を抱える若年者が増加することにより、若年者に占める未婚者の割合が増え、それが少子化につながっている。このような青年層の失業あるいは不安定な非正規雇用やその賃金の低さなどの雇用環境は、結婚に躊躇したり、結婚をしても子どもを持つことに積極的になれなかったりする「三放世代」・「88 万ウォン世代」・「ワーキングプア」を量産し、晩婚化・非婚化につながり、少子化の経済的な背景になっているといえる。さらに、経済的な負担は未婚者のみにとどまらず、既婚者の出生力低下にも大きく影響を与えている。

既婚者の場合でも家族を形成し維持するには、子どもにかかる養育費・教育費、住居費など大きな経済的負担が生じる。また、女性の社会進出が進んでいるにも関わらず、親の子育てを支援する社会的インフラの整備はまだ不十分であることが出生率低下の要因としてあげられている。

表1-5 1人の子どもを持っている既婚女性（20～39歳）の主な出産中断理由

区分		所得・雇用不安定	養育費負担	教育費負担	仕事・家庭両立困難	価値観変化	不妊などほか
2005年	全体	18.5%	9.9%	18.0%	9.1%	19.7%	24.8%
	就業	24.4%	7.6%	13.4%	11.8%	21.8%	21.0%
	未就業	14.1%	11.5%	21.8%	7.1%	17.9%	27.6%
2009年	全体	18.6%	16.7%	26.7%	6.0%	15.0%	16.9%
	就業	20.0%	8.6%	22.9%	14.3%	21.9%	12.4%
	未就業	17.7%	20.8%	28.6%	2.2%	12.1%	19.0%

出典：韓国保健社会研究院「結婚および出産動向調査」（2005年度・2009年度）

表 1-5 は、既婚女性の出産中断理由を表しているものである。1人の子どもを持っている既婚女性の主な出産中断理由のうち、「所得・雇用不安定」・「養育費負担」・「教育費負担」を合わせると 46.4%（2005年）になり、経済的な理由が圧倒的に多い。さらに、その経済的理由は年々上昇し、2009年は 62.0%まで上がっている。これらは経済的負担が既婚者に出産を中断させる主な要因になることを示唆している。

また、既婚者の出生力の低下については、女性の経済活動への参加は増えているにもかかわらず、仕事と家庭を両立できる家族親和的な社会環境が整っていないことが指摘されている。女性の社会進出は次第に増加しているが、主な出産年齢の女性たち

の経済活動への参加率がほかの年齢より大幅減少する M-curve 現象はまだ持続的に見られている。

表1-6 日韓の女性の年齢階級別労働力率の比較

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
韓国	7.9	47.5	68.0	56.7	54.4	62.6	66.7	63.1	55.2	44.5	23.1
日本	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4
ポイントの差	6.7	21.2	9.6	11.9	13.3	9.1	9.0	10.3	9.4	1.3	-9.7

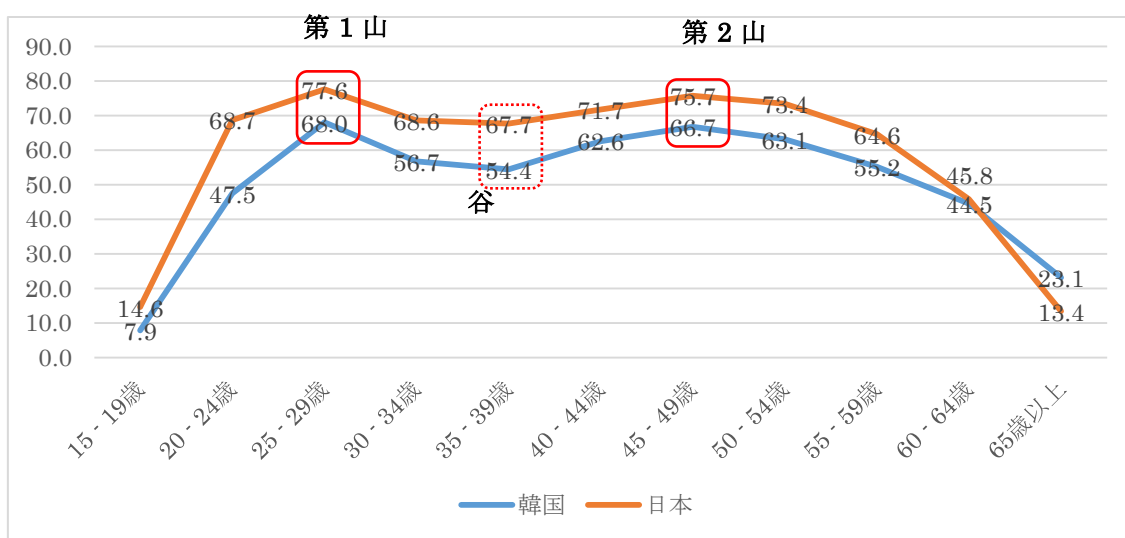


図1-5 M字型の就職のパターン

出展：(日)「働く女性の実情(2013)」厚生労働省、(韓)「経済活動人口調査(2013)」統計庁から作成

表 1-6 をみると、日本の女性は 65 歳以上を除いて全階級で韓国より高い労働力率を占めていることがわかる。特に、20～24 歳の年齢層でその差が多く、21.2 ポイントまで広がっている。その次は、子育て期である 35～39 歳の年齢層で 13.3 ポイントの差が出ている。また、第 1 山である 25～29 歳の労働力と第 2 山である 45～49 歳の労働力を、谷である 35～39 歳の労働力とあわせて、その差を比較すると、韓国の場合、第 1 山と谷の差は 13.6 ポイントで第 2 山と谷の差が 12.3 ポイントである反面、日本はそれぞれ 9.9 ポイントと 8.0 ポイントの差であった。

この結果からわかるように、日韓の女性は結婚や出産の際に仕事をやめることが多いが、その変化の傾きは日本の方が比較的緩慢である。つまり、韓国の女性は、結婚や出産の際に仕事をやめることが日本より多く、子育てが終わる時期に再就職する典型的な M 字型の就職のパターンを見せている (図 1-5)。これらは、育児休暇などを取

ることが困難な職場の雰囲気によって、先進国と比較するとその割合が低く、育児休暇後にも育児負担などの理由で職場に戻らない人が数多く発生するためである。

出産・育児に関する社会制度の不整備や社会認識の遅れは、結果的に女性たちに仕事と結婚（出産）のどちらかを選ばなければならないという状況を強いていると考えられる。また、女性への加重は出産意思を低下させる背景として考えられる。それらは男性の過度な労働時間と家事や育児に消極的であることなど会社中心の企業文化に起因するものであろう。

以上のように、既婚者の出生力の低下には、仕事と家庭の両立の困難な社会環境、経済的負担と養育インフラの不足などが、日韓両国に共通する背景としてあげられる。

3 社会的な背景

地域社会においてかつての子育て支援仕組みや環境が崩れていると言われている。その代表的なことが子どもの遊び集団や育児中の母親の近隣付き合いの減少である。かつて地域社会でよく見かけた子どもの遊びの群れや子どもを育てる子育て仲間は、顔と顔を突き合わせている親しい結びつきがある集団であり、人間形成や社会性を身につけるために基礎的な集団であるため第一次集団（Primary Group）⁴といわれる。

そのような子どもの遊び集団や母親の子育て仲間のなかでは、地縁という地域的な「信頼」を基盤に、互いに助け合う「互酬性の規範」が存在し、仲間の間には「絆（ネットワーク）」で結ばれていた。これらの信頼・互酬性の規範・絆（ネットワーク）という要素からみると、子どもの遊び集団と親の育て集団は社会関係資本として捉えることも可能である。

地域における第一次集団と社会関係資本の豊かさは子どもにとっても親にとっても肯定的な影響をあたえる。この典型的な作用として子どもの社会化があげられる。社会化（Socialization）という概念は、本来は家族の中での子どもの人格形成を想定したものであったが、子どもだけでなく成人も含めて、人間は一生を通じて社会化し続けるものとして定義されている。

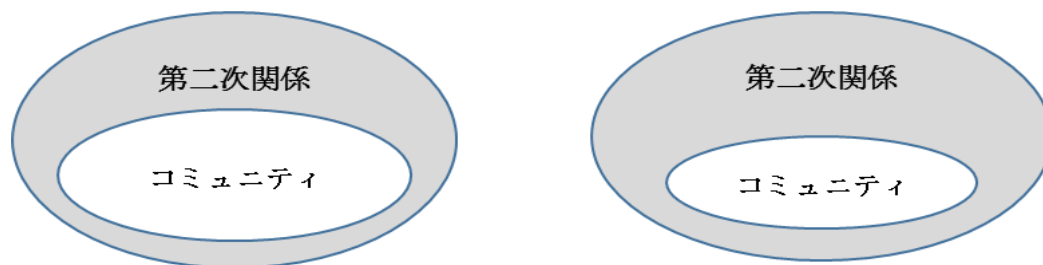
急速な産業化・都市化が進展する前の地域社会では子ども同士の群れが多く見られ、遊びたいと思えば遊ぶ機会も多く、異年齢でのかかわりもあり、そこではさまざまな学ぶことがあった。かつては3世代同居の拡大家族が主流であり、地域や親戚との関わりが多く、親にとっても気軽に子育てについて相談したり、上の世代から教わったり、人々の関わりの中で子どもを育てることができた。

しかし、時代の変化に伴い第一次集団の変遷も著しくなった。産業化や都市化が進むことによって、かつては地域社会で多様に存在した第一次集団が縮小し、崩壊しつつあり、その機能も弱まってきた。さらに地域過疎化や少子化が深刻化することにつ

れて親子は地域社会の中で遊び仲間や子育て仲間を形成することが困難になった。たとえば、1990年代半ばからではじめて「公園デビュー」⁵という言葉は、子どもが地域の遊び集団に顔見せをすることではあるが、同時に母親が地域の母親コミュニティ(子育て仲間)に参加することも意味する。本来、「デビュー」(début; フランス語)は、新人が社交界・舞台・文壇などに初めて登場することをさす言葉だが、「公園デビュー」に成功しないと子育てコミュニティが形成できない昨今の乏しい子育てコミュニティ(遊び仲間・子育て仲間)の状況を象徴的にあらわしている。

とりわけ、子どもの遊び集団の縮小や崩壊には、遊び空間・遊び時間・遊び仲間という3つの遊び環境の要素がお互いに影響しあった結果である。仙田(1992=2008)は「横浜における遊び空間の調査」で子どもの遊び場である自然スペースが、20年間(昭和30年から昭和50年)およそ80分の1まで減少したと報告し、その原因として自動車交通の発達やテレビの普及をあげている。また、遊び空間が減少することによって子どもの遊びも外遊びから内遊びへと遊びの主流が変わったと指摘している。

また、金子は社会関係を第1次関係(Primary Group)と第2次関係(Secondary Group)にわけて、コミュニティの50年間の変容を説明している。1955年の映画『三丁目の夕日』の時代では、成員の関係全体に占める親密さの基盤としてコミュニティの比率が高かったことに対し、50年後の21世紀初頭ではコミュニティが占める比率は下がっており、逆に第2次関係の重みが増している。



①1995年のコミュニティと第2次関係 ②2005年のコミュニティと第2次関係

図1-6 コミュニティと第2次関係の変化

出典：金子(2011a:6)

このような産業化、都市化による家族力と地域力の低下は、コミュニティ(第一次集団)に大きな影響を与えて集団の存在の問題(量的)にも集団の機能の問題(質的)にも変化を起こしていると考えられる。コミュニティの量と質の変化に基づいてコミュニティの変遷を類型してみると、①繁栄期、②縮小・崩壊期、③統合・再編期に大別できる。

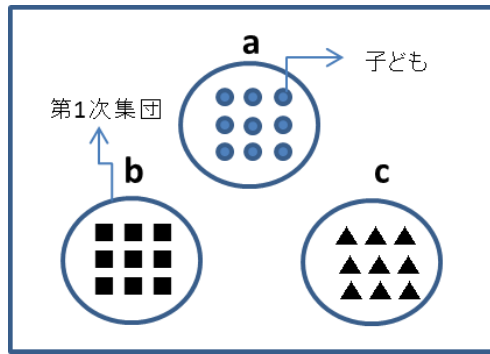


図1-7 繁栄期

①繁栄期は、1950年代ごろから1970年代ごろまでの映画『三丁目の夕日』で見られるような地域社会で地域社会の中に第一次集団のようなコミュニティが多様に存在した時期である。この時期は子どもや母親に交流空間、そして遊び仲間・子育て仲間が数多く存在したため、交流する際に時間的・空間的な制約が比較的弱かった。

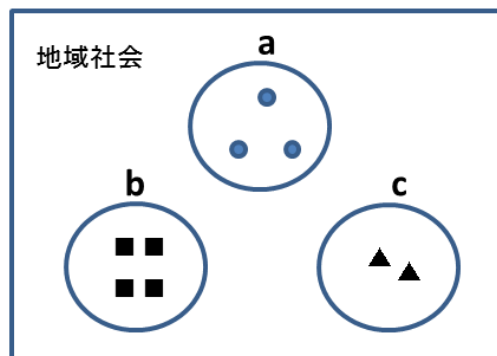


図1-8 縮小・崩壊期

②縮小・崩壊期は、近代化・都市化による地域過疎化や核家族化・少子化が進み、かつての第一次集団を縮小し崩壊させた⁶。その結果、図1-8のように地域における遊び仲間・子育て仲間の縮小・崩壊が起き、第一次集団としての機能が失われて、仲間との交流（遊び）にも空間的・時間的な制約が生じてきた。

③統合・再編期は、地域社会で縮小・崩壊してきた第一次集団の機能を取り戻すために一定の空間で交流の場を提供し、そこで新たなコミュニティが形成できるように支援が行われた時期である。現在、日本の政府や自治体が推進している地域子育て支援拠点事業⁷の一環として展開されている子育て支援施設（札幌市育児総合支援センター、児童会館）や、韓国の子育て支援施設としてマポ育児総合支援センターなどが代表的な取り組みであり、この施設は、交流（遊び）の際に時間的な制約（営業時間）が比較的強いとはいえ、親子が集まる交流の場を提供している

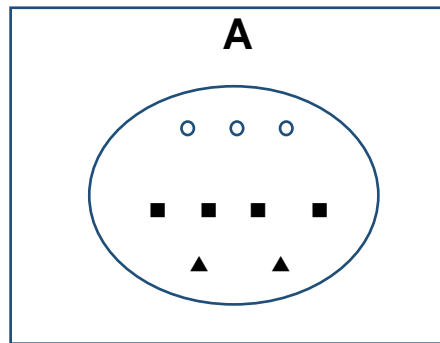


図1-9 統合・再編期

この子育て支援施設のなかで運営されている子育てサロンや遊び場は、集団活動や異年齢の子どもとの遊びを通じて社会性や人間形成を培う場として注目されている。また、親にとっては交流を通じて育児不安・ストレス・負担の軽減と情報交換の空間になっている。同じ年齢の子どもを持つ親同士の交流は、子育ての不安や悩みを気軽に話せる仲間を形成し、「公園デビュー」といった言葉で象徴される子育て世代の仲間作りの困難さを乗り越える方策になると考えられる。

4 文化的な背景

4-1 伝統的な家族規範と結婚規範

韓国の合計特殊出生率は、2005年に1.08まで減少し世界最低水準を記録した。以降、合計特殊出生率は、2006年に1.13、2007年に1.26など2年間増加したが、2008年に1.19、2009年に1.15とまた下がった。その後2010年に1.23になり、合計特殊出生率は不規則的に変化している。

とりわけ、2007年と2010年の合計特殊出生率の増加については、韓国の文化的背景によるものだという見解がある（キムヤンヒ他，2010：323－324）。2007年は「黄金の亥の年」で、2010年は「白い寅の年」と言われ、その年に生まれた子どもは運気が強く一生健康だという迷信があり、その年に合わせて子どもを産む人々が多かったという。

このように東洋的な文化である「生まれ年」に関わる運命観や迷信は、時には出産を奨励する要因になる場合もあるが、一方で阻害する要因もなる。日本においても少子化現象において一つの事件である1989年の「1.58ショック」をむかえる前に、大きな衝撃を与えた1966年「丙午年」の一時的な出生率の低下がそれである。この年に生まれた女子は気が強く、夫を不運にさせるという文化的背景が原因で出産を忌避したと言われている。

さらに、出産に関わる文化的な背景として日韓に共通しているのが結婚規範による

婚外子率である。表 1-7 は、「OECD の婚外子率と合計特殊出生率（TFR）」を表しているものだが、欧米の先進国と比べて東アジアの国である日韓両国の合計特殊出生率は最低水準であり、婚外子の比重も著しく低いことがわかる。

表1-7 OECDの婚外子率と合計特殊出生率（TFR）

		3 letter ISO code	Share of births outside marriage (2009*)	Total fertility rate (2009)			3 letter ISO code	Share of births outside marriage (2009*)	Total fertility rate (2009)
1	Korea	KOR	1.5	1.15	19	United States	USA	38.5	2.01
2	Japan	JPN	2.0	1.37	20	Austria	AUT	38.8	1.39
3	Greece	GRC	5.9	1.53	21	Hungary	HUN	39.5	1.33
4	Cyprus (1,2)	CYP	8.9	1.46	22	Finland	FIN	40.7	1.86
5	Switzerland	CHE	17.1	1.50	23	Netherlands	NLD	41.2	1.79
6	Italy	ITA	17.7	1.41	24	Latvia	LVA	43.1	1.44
7	Poland	POL	19.9	1.40	25	Belgium	BEL	43.2	1.83
8	Canada	CAN	24.5	1.68	26	United Kingdom	GBR	45.4	1.94
9	Malta	MLT	25.4	1.43	27	Denmark	DNK	46.2	1.84
10	Lithuania	LTU	28.5	1.47	28	New Zealand	NZL	46.5	2.14
11	Slovak Republic	SVK	30.1	1.41	29	Bulgaria	BGR	51.1	1.48
12	Luxembourg	LUX	30.2	1.59	30	France	FRA	52.6	1.99
13	Spain	ESP	31.7	1.40	31	Slovenia	SVN	52.8	1.53
14	Germany	DEU	32.1	1.36	32	Sweden	SWE	54.7	1.94
15	Ireland	IRL	32.8	2.07	33	Norway	NOR	55.0	1.98
16	Australia	AUS	33.4	1.90	34	Mexico	MEX	55.1	2.08
17	Portugal	PRT	36.2	1.32	35	Estonia	EST	59.0	1.63
18	Czech Republic	CZE	36.3	1.49	36	Iceland	ISL	64.1	2.22

注：婚外子率の数値は JPN, ITA, ISL, AUT, USA, BEL, NZL は 2007 年、KOR は 2006 年、CAN は 2005 年の資料であり、その他の国は 2008 年。

出典：Eurostat (2012), United Nations Statistical Division (2011) and National Statistical Offices から筆者作成

また、図 1-10 は、OECD 国の婚外子の比率と合計特殊出生率との相関関係を表しているものである。婚外子率と合計特殊出生率の間には強い相関関係があり、相関係数.617 となり 1 %水準で有意である。

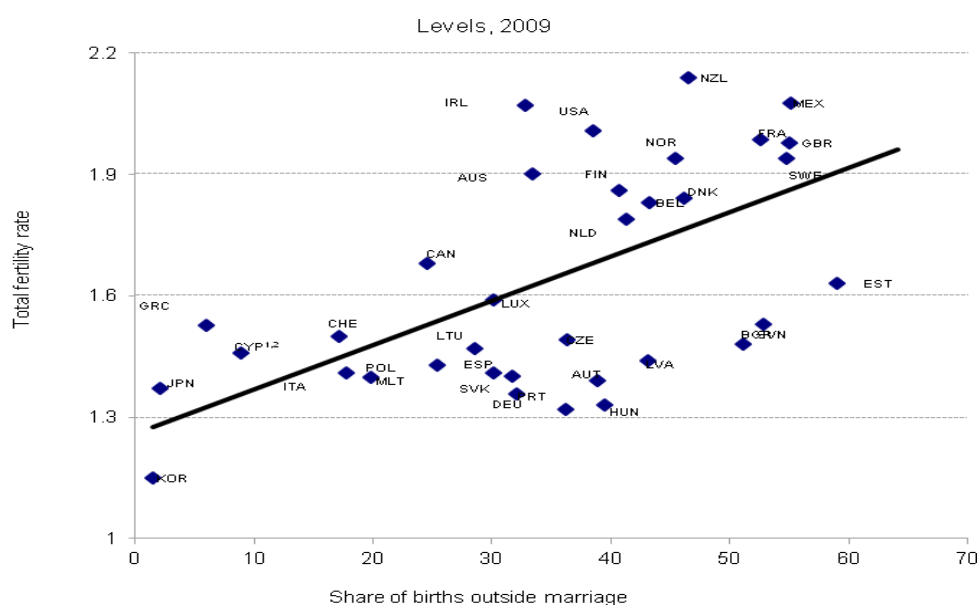


図1-10 合計特殊出生率と婚外子の相関関係

出典::Eurostat (2012), United Nations Statistical Division (2011) and National Statistical Offices から筆者作成

つまり、日韓両国は欧米と違って結婚が出産の前提になるという文化的特徴を持っているのである。そのような文化的特徴と結婚と出生とのつながりをよく示しているものが、法的結婚以外の出生(婚外子)の割合である。韓国の場合、婚外子率は2000年に0.9%であったが、それ以後少しずつ増えていて2005年に1.5%になり、2010年には2.1%になっている。日本では、1970年以降から1980年代前半に0.8%と最低となっている。それ以後いくぶんか増加し、2010年には2.15%になっている。

これに対して、欧米各国では多くの国で婚外子の割合が高くなっている。1970年から2009年にかけて、フランス6.9→52.6%、イギリス8.0→45.4%、スウェーデン18.6→54.7%、デンマーク11.0→46.2%、ノルウェー6.9→55.0%のように北欧・英仏では非常に高く、ギリシャ1.1→5.9%、イタリア2.1→17.7%、スペイン1.4→31.7%、ドイツ7.2→32.1%などでは比較的到低い〔Eurostat(2011), United Nations Statistical Division(2011) and National Statistical Offices〕。欧米各国の中でも、婚外子の割合が低い国では合計特殊出生率が低い傾向にあり、婚外子出生の割合が高い国では合計特殊出生率が高いことがわかる。

前者はギリシャ1.53(2009年)、イタリア1.41(2007年)、スペイン1.40(2009年)、ドイツ1.36(2009年)などの国であり、後者はフランス1.99(2009年)、イギリス1.94(2009年)、スウェーデン1.94(2009年)、デンマーク1.84(2009年)、ノルウェー1.98(2009年)などの国である〔Eurostat, 2013, United Nations Statistical

Division, 2013, and National Statistical Offices.]。

しかし、OECD 国の婚外子比率の平均は 36.3%であることを考えると、日本が 2.0%で韓国が 1.5%であることは、いずれにしても低すぎる。日韓両国において婚外子出生は極めて例外的なものであり、結婚しないと出産に結びつかない日本、中国、台湾、韓国などの東アジアではこの傾向がよく現れている。

婚外子率は文化的特性を帯びているものでそれを受け入れる家族規範がある国とない国がある（金子，1998：53-54）。日韓両国では、婚外子を受け入れない国で伝統的な家族規範と結婚規範が強く存在していることがいえる。

4-2 価値観の変化

産業化・都市化による様々な経済構造や社会規範の変化は人々の価値観やライフスタイルにも多くの影響を与えた。その一つが結婚規範である。

パクミンザ（2004）よれば、結婚は社会規範やライフコースとして必然的に行う行為でなく、個人の欲求や必要によって選択するものになった。すなわち、結婚は「義務」、または発達段階で当然遂行しなければならない「課業」としての認識より、個人の選択として認識されるようになったという。

未婚率の増加は、かつての伝統社会で「必須」として捉えた結婚というライフイベントを、近年になって「選択」として捉えている若者が増えていることと密接に関連している。このような結婚の必要性の弱化は、未婚者の未婚率と初婚年齢を上昇させ、少子化に繋がっていることがわかる。

表 1-9 は、韓国において未婚者の結婚に対する態度の推移を表しているものである。未婚男女の結婚の必要性に対する態度をみると、「結婚の必要性」に肯定的に回答したのは、未婚男性が 67.5%、未婚女性が 56.7%で、未婚男性が 10.8 ポイントほど高くなっていることがわかる。しかし、1970 年代、ほとんどの人々が結婚を当然視した時代に比べると、いずれも結婚に対する必要性が低下し結婚規範が弱くなっている。

日本でも国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第 14 回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」（2011 年）によると、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、男性は 86.3%、女性は 89.4%と、依然として高い水準にある。しかし、「一生結婚するつもりはない」とする未婚者は第 9 回調査以降、男性・女性ともに緩やかな増加傾向にあり、男性 9.4%、女性 6.8%となり、独身志向を表す未婚者が増えた形となっている（表 1-10）。

表1-8 未婚者の結婚の必要性に対する態度の推移（韓国）

	結婚の必要性に対する態度	2005年	2009年	2012年
【男性】	必ずしなければならない	29.4	23.4	25.8
	する方がよい	42.0	46.4	41.7
	してもしなくてもよい	23.5	25.1	26.5
	しない方がよい	2.2	2.4	3.4
	不詳	3.0	2.8	2.6
	総数(18～34歳)	100	100	100
	(集計客体数)	1,466	1,732	1,855
	結婚の必要性に対する態度	2005年	2009年	2012年
【女性】	必ずしなければならない	12.9	16.9	13.3
	する方がよい	36.3	46.3	43.4
	してもしなくてもよい	44.9	31.8	37.2
	しない方がよい	3.7	2.8	4.4
	不詳	2.2	2.2	1.7
	総数(18～34歳)	100	100	100
	(集計客体数)	1,205	1,580	1,615

注：対象者は満 22～44 歳の未婚者

出典：韓国保健社会研究院「全国結婚および出産動向調査」（2005，2009，2012 年）

表1-9 未婚者の生涯の結婚意思の推移（日本）

	生涯の結婚意思	第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)
【男性】	いずれ結婚するつもり	91.8	90	85.9	87	87	86.3
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3
	総数(18～34歳)	1	100	100	100	100	100
	(集計客体数)	3299	4,215	3,982	3,897	3,139	3,667
		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)
【女性】	いずれ結婚するつもり	92.9	90.2	89.1	88.3	90	89.4
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5	5.6	6.8
	不詳	2.5	4.6	6	6.7	4.3	3.8
	総数(18～34歳)	100.00%	100.00%	100	100	100	100
	(集計客体数)	2,605	3,647	3,612	3,494	3,064	3,406

注：対象は 18～34 歳未婚者。各調査の年は調査を実施した年である。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査（独身者調査）」（2011 年）

以上の日韓両国の調査では、「生涯の結婚意志（日本）」、「結婚の必要性（韓国）」という質問項目や調査対象者の年齢が異なるため、直接に割合を比較するには無理がある。ただし、日韓両国において未婚者の「生涯の結婚意志」は低くなっており、「結婚

の必要性」も低下していることから、両国の未婚者の「結婚」に対する態度が否定的に変わってきていることは指摘できる。

このような若者の「結婚」に対する態度が否定的に変わった理由について、藤正（2000）は、高い収入や資産のある親にべったりとくっついて、一度獲得した自分のライフスタイルを変えない女性を意味する「一卵性親子」や、就業してある程度の収入があるにもかかわらず、独立しないで親元で悠々と暮らす若者の「パラサイト症候群」が増えていることを指摘している。さらに、日韓ともに若者の未婚率が出生率の低下に直結しているのは、未婚の母親の出産を容認しない日韓の家族規範・結婚規範が強く存在しているためと考えられる。

一方、既婚者の出生力の低下には子どもをもつことに対する価値観に深く関連すると考えられる。儒教的な文化圏である日韓両国の伝統的な家族体系の中では家族の繁栄・名誉と家紋の継承が最優先の価値であり、女性の役割は家系継承者である夫を内助し、子女を立派に育てることであった。また、保健・衛生の水準が低かった時代には幼児死亡率が高く、男児を出産しても成人になるまで生きていく保障がなかった。ゆえに家系を継承する男児を確保する手段として多子女出産は、ゆえに韓国社会では「福」・「親孝行」として認識され、長い間支配的な価値観として存続してきた。

また、日韓ともに国民年金制度のような老後を保証する制度が整備される以前までは子どもは老後保障⁸の手段として考えられた側面があった。ところが、年金制度が整備されると、「息子が必ず必要な理由」として老後依存は、26.2%（1977年）から6.8%（1991年）まで下がり、息子への老後依存度が大幅に減少した（キムジザほか、1977：51・コンセクオンほか、1992：130）。

また、この背景には、1960年代から産業化や都市化が急激に進み、産業構造の中で農業が占める割合は減る一方で、子どもの家族労働への参加の必要性が急激に減り、生産要素としての「労働効用」の価値が大きく下がったこともあげられる。また、家族構造が一層核家族化されたことには両親の面倒をみることを願っていない子どもの意識の変化がある。つまり、家族構造や生活様式の変化に伴う伝統的な価値観の衰退が生じたのである。一方、親の立場からみると伝統的な老親扶養の期待ができない以上、子どもに対する「保障効用」は著しく低下したともいえる。

したがって、産業化や都市化が進展した現代では子どもの価値が「老後を世話してもらいたい」、「家計を助ける人が増える」という経済的・実用的価値より、「子どもの明るさ、活気、喜び、安らぎなど肯定的な気持ちを親に抱かせてくれる」精神的価値を重視する傾向がみられる（柏木、2001）。以上のように日韓両国では子どもの結婚・出産をめぐる文化的な共通点が多く、従来の結婚規範・家族規範・出産規範は変わりつつある。さらに子どもを持つ意味と価値観が大きく変化し、これらが昨今の少子化現象につながっていると考えられる。

注

- 1 韓国の青年失業率の年齢基準は15～29歳である。
- 2 三放世代（サンボセデ）とは、就職難、不安定な仕事、高い住宅価格・物価などで生活費用が増加され、これらが社会的な圧迫になって「恋愛・結婚・出産」をあきらめた若者世代をさす。
- 3 88万ウォン世代（パルシッパルマン・セデ）とは、大卒後非正規雇用に追いやられている若者が平均的にもらう給与額が88万ウォン（約8.7万円）であることで由来した造語である。非正規雇用で自活もままならない低賃金で苦しい生活する青年層を象徴して呼ばれるようになった。
- 4 C.H.クーリー（1909＝1970）は「社会組織論」で第一次集団とは個人の社会性と理想を形成する上で基礎的であるという点において第一次的なものであると定義し、家族、子どもたちの遊び仲間、近隣、もしくは大人たちの地域集団などがそれに該当すると述べている。
- 5 公園デビューには、育児や子育てに関する情報交換や心配・悩みなどを気軽に相談できる、また親子同士の交流などを通して地域コミュニティへの参加などにもつながる肯定的な側面がある。一方、公園デビューに失敗するのではないか、未知のコミュニティに参加することに関連した育児不安がストレスに発展しうることや子育てコミュニティの閉鎖性などが否定的に扱われる場合もある。
- 6 仙田（1992）は、この期間について日本の高度成長と都市化による影響を受け、子どもたちの遊び空間が極めて小さくなり、テレビ等の影響、核家族化、コミュニティの喪失などにより、遊び集団が減少していく「第一の変化」として捉えている。
- 7 地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組として実施されてきた。
- 8 ライベンシュタイン（H. Leibenstein）は、子どもの効用には、①子どもが親にとっての喜びや満足の源泉となることである「消費効果（Consumption Utility）」、②生産要素として子どもが所得を獲得する「労働効用（Work or Income Utility）」、③親が老齢になったときに面倒をみる「保障効用（Security Utility）」で説明している（加藤久和、『人口経済学入門』日本評論社，2004：33p）。

第2章 日韓の社会保障・福祉と少子高齢化対策

第1節 日韓の社会保障・社会福祉の流れ

1 日本

国や自治体が国民の生活を守る仕組みの一つに「社会保障制度」がある。日本は2次世界大戦後、東アジアにおいて社会福祉の制度化にいち早く着手し、高度経済成長の恩恵を活かして社会福祉の充実化を果たした（櫻井、2015：14-18）。日本の社会保障制度は、1945～1959年の定礎期から1960～1973年の発展期、1974年の調整期を経て、1989年以降は転換期に大別することができる（古川、2001）。

1-1 社会保障の定礎期（1945～1959年）

日本の社会保障制度は、第2次世界大戦後から長い年月をかけて形成されたものである。その出発点となったのは日本国憲法の制定で、1947年に実施された日本国憲法第25条において、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という、「生存権」を規定した。日本国憲法において生存権が規定されて以降、日本の社会保障制度は大きく発展し、様々な仕組みが整備されるようになった。

1947年「児童保護法」、1949年「身体障害者福祉法」、1950年「生活保護法」が相次いで制定され、「福祉三法」と呼ばれた。当時の日本の社会保障は国内に蔓延していた貧困問題の解決するためのもので「救貧」が主な目的であったといえる。1950年には社会保障制度審議会による「社会保障制度に関する勧告」が出されている。その勧告の中で、社会保障の定義について次のように説明していた。

「社会保障とは、疾病・負傷・分娩・廃疾・死亡・老齢・失業・多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことが出来るようにすることをいうのである。このような生活保障の責任は国家にある。」

この勧告は日本の社会保障制度構築の出発点となり、この定義に示唆された社会保障制度・社会福祉制度が拡大・整備されてきた。たとえば、社会福祉事業については、社会福祉事業法（1951年）に基づいて規制・監督されることになった。また、社会福

祉行政機関として「福祉に関する事務所」¹（福祉事務所）が設置されるようになり、2000年の「社会福祉法」²改定以来、福祉事務所の設置は都道府県及び市では義務化された。さらに、公的機関において社会福祉の業務を行う専門職である社会福祉主事の制度がつけられた。

どころが、この時期に社会保障制度が導入されたといっても十分な水準の制度であるとはいえない。日本社会保障は、1960年代の高度経済成長を前提として本格的に発展して行くことになる。

1-2 社会保障の発展期（1960～1973年）

戦後復興期から1970年代前半までは、日本における福祉国家体制を整備する期間として、福祉の拡大が目立つ。1961年はすべての国民が公的な医療保険制度や年金制度に加入する「国民皆保険・皆年金」³が実現された。その後も高度経済成長の下で、高齢者福祉、障がい者福祉、保育などの児童福祉制度が整備された。具体的に、精神薄弱者福祉法（1960年、現・知的障害者福祉法に改称）、老人福祉法（1963年）、母子福祉法（1964年、現・母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称）などが次々と整備され、「福祉六法」体制が確立された。

社会保障制度の充実、国民生活の安定と経済の安定的な発展にも大きく寄与してきた。給付内容の充実傾向は、高齢者福祉領域では一定の所得以下の70歳以上の高齢者について医療費の自己負担公費で負担する老人医療費支給制度（無料制度）が「福祉元年」（1973年）に全国レベルで実施された。また、母子福祉領域では、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を目的として、母子相談員・母子福祉資金の貸付・母子家庭居宅介護事業・公営住宅の供給に関する特別な配慮・母子福祉施設などの施策が展開された。

所（2011：114）は、この時期の社会福祉サービスの特徴について次のように述べた。
①「生活困窮」への包括的な対応＝生活保護から、対象者別のニーズをふまえての各論的制度（〇〇福祉法）へのシフトが進行した、②社会福祉サービスの整備・拡大は、多くは施設サービスを中心とした、③生活環境の面では、地域や家庭とはまったく異なる環境を提供した。

しかし、発展期に行なわれたこのような福祉政策は、2度にわたるオイルショック後の低成長期においては、各論的制度による縦割り福祉の弊害、大型高齢者福祉施設の「全制的性格」⁴と家庭の生活とはかけ離れた施設の生活様式などが反省的に捉えるようになった。

1-3 社会保障の調整期（1974～1989年）

経済成長の前提で整備・拡大された社会保障・社会福祉制度は、低成長期に入ると社会保障を取巻く環境が大きく変化した。1970年代の日本は、第1次オイルショック後のインフレや不況への対応、高齢化率の上昇、核家族化のさらなる進展に伴って社会保障ニーズが増大したため、社会保障・社会福祉を拡大した。加えて、経済不況で税収の伸びが鈍化する一方で、経済対策に必要な財政支出が増えた。

日本政府は、増加する財政支出に対応するために1975年度の補正予算で初めて「赤字国債」を発行した。また、この財政赤字問題を解決するために、低い税率で課税ベースが広い一般消費税を提案したが、世論の猛反対をうけ導入は断念された。1981年には「増税なき財政再建」を達成するために「第二次臨時行政調査会」が設置され、財政全般が見直される中、社会保障関係予算も厳しく抑制される時期を迎えた。

たとえば、「福祉元年」⁵に象徴的に導入された老人医療無料化は廃止され、児童手当も縮減された。1982年には、老人保健法が制定され、高齢者の医療にかかる費用を国・自治体・各医療保険で分担することとして、高齢者が多く加入する国民健康保険の負担を軽減するとともに、高齢者にも費用の一部負担が導入された。児童手当制度は、給付対象児童は第2子から（1985年）、第1子（1991年）からと拡大されていくが、同時に対象年齢の引き下げが順次行われ、3歳までに対象が限定された。

以上のように、1970年代初頭のオイルショック後の低成長期においては、社会保障の給付の削減と支給要件の厳密化が行われた。社会保障におけるこのような一連の変化は、日本が目指してきた福祉モデルの変化と一致している。経済成長を前提で目指してきた「西欧型福祉国家」は、厳しい経済の状況のなかでは実現性が乏しく、独自の福祉モデルを提唱する必要があった。そこで登場したのが「日本型福祉国家」である。日本型福祉モデルでは、「家庭の責任の強調＝福祉の担い手としての家族」の役割が強調され、高齢者の扶養、子どもの保育としつけは家族の責任とされ、家族機能が十分発揮できるように側面的な支援が取り入れられた。

1-4 社会保障の転換期（1990年～）

この時期では少子高齢化の進行、核家族化の進行、経済状況の変化、財政状況の深刻化などのなかで、国民不安を解消し、成熟した社会・経済にふさわしい持続可能な社会保障を構築していく必要性が認識されていた。

この時期は、バブル経済崩壊とともに経済のグローバル化が一層進展した時期でもあり、企業活動における国際競争が激化した。企業は、経営の不確実性が増大し、将来予測が困難な状況の中で、急激な変化に柔軟に対応するためにパートタイム労働者や派遣労働者といった非正規雇用の労働者の活用を図るようになり、社会保険の制度設計の前提となってきた終身雇用や年功序列などの「日本型雇用システム」に揺らぎ

がみられるようになった。

また、少子高齢化も急速に進展してきた。1990年には、前年1989年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57になったことが公表され、少子化が社会的問題として意識されるようになった。一方、1994年には人口に占める65歳以上のものの割合である高齢化率が14.5%を超え、「高齢社会」へ進入した。

少子高齢化の進展とともに、将来的に増加する高齢者のケアをどう提供していくかが課題となり、その対策として「ゴールドプラン」（1989年）・「新ゴールドプラン」（1995年）・（「ゴールドプラン21」（2000年）などが次々と打ち出された。この計画では、高度経済成長期の福祉サービスが施設中心であったことに対する反省から脱施設化を目指し、在宅サービスを中心とする内容であった。たとえば、特別養護老人ホームの整備と比べて、在宅福祉対策の緊急整備や寝たきり老人ゼロ作戦などが中心として位置付けられている。この改革は施設サービスから在宅サービスへの大きな転換となった。また、平均寿命が大幅に伸び、後期高齢者が増加するなかで介護は緊急な問題となり、「介護の社会化」と「保健・医療・福祉サービスの一体的提供」などを目的とした介護保険制度（2000年）が開始された。

この時期には少子化という問題も国民の間で広く認識されるようになった。保育サービス分野に力点をおいた施策として、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン、1994年）・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン1999年）、社会保障における「次世代」支援を挙げた「少子化対策プラス」（2002年）などが一連の少子化対策・子育て支援が打ち出された。

以上のように、この時期では経済の低成長化により社会保障は大きく見直され、大きな転換期を迎えた。一方、少子高齢化の急速な進展は社会保障に対する対応を求めて新たな財政的な圧力となった。したがって、経済の低成長のなか、少子高齢化に対応できる社会保障制度の構築や持続可能性が保たれる取り組みの模索が今後の大きな課題となった。

2 韓国

現在韓国では社会保障という用語は「出産、養育、失業、老齢、障がい、疾病、貧困及び死亡などの社会的リスクから国民生活の質を向上するために必要とする所得、サービスを保障する社会保険、公共扶助(public assistance)、社会サービスである」と定義されている（社会保障基本法第3条第1号）。

社会保障基本法では社会保険について「国民に発生する社会的危険に保険方式で対処し、国民の健康と所得を保証する制度」と規定している。業務上の災害に対しては

「産業災害補償保険(以下、産災保険)」、疾病やけがに対しては「国民健康保険(以下、「健康保険」)がある。また、国民の老齢、障がい、死亡に対しては「国民年金」、さらに失業に対しては「雇用保険」があり、この四つの保険を「4大社会保険」という。また、韓国でも少子化とともに高齢化が急速に進み、それに伴う高齢者の介護やケアの問題が社会的な問題になっており、「老人長期療養保険」が2008年7月から実施されている。現在、以上の五つの保険が「5大社会保険」と名付けられ、韓国の社会保障の根幹を担っている。

また公共扶助(日本の「公的扶助」に該当する)は、国家および自治体の責任の下に、生活維持の能力に欠けるため貧困に陥っている国民の最低生活を保障し、自立を支援する制度である(社会保障基本法第3条第3号)。

最後に社会サービスとは、国家・自治体および民間部門の助けを必要とするすべての国民に、相談・リハビリテーション・職業紹介および指導・社会福祉施設の利用などを提供し、正常な生活ができるように支援する制度である(社会保障基本法第3条第4号)。

施行年度をみると、「産災保険」制度は「5大社会保険」のなかで最も早く、1964年に導入された。その後1977年からは「健康保険」制度が整備され、1989年になって国民皆保険が達成された。また「健康保険」制度の枠組みの中で少子高齢化社会の対策として「老人長期療養保険(介護保険と類似)」が2008年7月に実施されることになった。1988年に導入された「国民年金」制度は漸次拡大され、1999年には国民皆年金の時代を迎えることになった。また、国民の失業に対応する「雇用保険」は1995年になってから実行されるようになった。

本節では、韓国に大きな影響を与えた社会・経済的イベントを中心に、当時の政権がどのような対応したのか、社会保障と社会福祉の観点から考察する。そのために、社会保障の発展段階を三つに分ける。

2-1 社会保障の構築期(1987~1997年)

1987~1997年は韓国社会の福祉体制の基礎が形成された時期である。この時期は軍事政権の非民主性を批判する学生や市民の民主化運動が激しく行われ、その結果として1987年には国民が直接大統領を選出する直接選挙制の導入や金大中氏の赦免復権などを骨子とする「6.29民主化宣言」という大きな政治的な成果があった。同時に民主化運動の勝利は労働者の人権問題への関心を高め、賃金の値上がりをはじめ、国民年金(1988年)や皆国民健康保険制度(1989年)の導入まで社会保障分野でも大きな進展があった。

アジア金融危機以前の1993年から1997年の金泳三政権は、韓国の経済・社会保障分野において重要な転換期である。長い軍事政権から文民政権が誕生し、民主化の進展

とともに先進国への参入を目標としてグローバル化が推進された。グローバル化の趨勢の中、UN安全保障理事会とOECD加入（1995年）をきっかけに韓国の福祉水準と政策について国際比較が可能になり、福祉国家論の議論が本格的に始まった。

社会保険においては30人以上の規模の企業を対象に雇用保険制度（1995年）が導入され、韓国の「4大社会保険」の体系が整えられた。また、都市中心に導入された国民年金制度も農漁村地域にまで拡大、適用されるようになった。

しかし、当時の雇用保険制度は大規模の事業所で正規雇用として働く労働者を中心としたものであり、自営業や非正規労働者には適用されなかった。その結果、正規・非正規という労働の二元化が進み、正規職と非正規職の間には所得・福祉格差が生じた。この格差はアジア通貨危機によってさらに広がり、社会的な問題として対策が急務となった。

2-2 社会保障の拡大期（1998-2007年）

1998～2007年は福祉制度が拡大された時期である。1997年に起きたアジア通貨危機は韓国社会に大きな打撃を与えた。国際通貨基金（以下、IMF）や世界銀行（World Bank）などから金融援助を受けた韓国は、財政緊縮をはじめ、企業におけるリストラ、市場開放、労働市場の柔軟化と流動化などの要求が高まった。国際金融機構の圧力による一連の措置により、企業倒産・売却・リストラなどによって失職者が急増し、貧困率も増加した。この問題を解決するために、韓国政府は福祉政策を拡大し、ソーシャル・セーフティネットを強化せざるを得なかった。

当時、政権を担った金大中大統領（1998～2003年）は景気回復のための経済政策と社会保障改革を同時に進めていく難題に直面していた。その時、打ち出された福祉が「生産的福祉」であり、中流階級の育成と国民の生活水準の向上のために、市場経済と福祉をひとつの国政運営体制に置いた。ジョンキョンベ（2002：96）は生産的福祉について市場経済と社会的平等を同時に成し遂げる均衡の福祉であり、福祉支出がただの消費にならず、社会的な人的投資につながり社会的生産性を極大化する戦略であると論じている。たしかに、「生産的福祉」は今までの経済成長と国民の福祉という二分法的な思考から離れ、国民の福祉が経済発展に寄与することで、真の民主主義を実現しようとするパラダイム転換であった。

具体的な政策として、国民基礎生活保障制度（2000年）の導入と社会保険の適用対象を大幅に拡大したことや皆国民年金の実現（1999）、健康保険で診療を受ける日数の拡大、雇用保険と産業災害保険のすべての企業に拡大したことなどがあげられる。この福祉拡大の背景には政権初期から経済危機の状態に置かれ、アジア金融危機がもたらした様々なリスクから失業者と「社会脆弱階層（注1）」を救うために福祉が拡大された指摘することができる（キムヨンミョン，2002）。

その後、自らを「参与政府」と称した盧武鉉政権（2003～2007年）は国民福祉の強化を国政の中心においた「参与福祉」を提示した。「参与福祉」は「生産的福祉」の基調を継承し発展したもので、「福祉の普遍化」・「福祉にたいする国家の責任強化」・「福祉政策過程に対する国民の参与強化」などを打ち出した。「参与福祉」の代表的な成果として、国民年金の持続可能性を保つために2007年の受給水準を60%から50%に引き下げ、最終的に2028年までに40%まで下げることを目指す画期的な改革を実施した。また、高齢者介護のため「老人長期療養保険法」を策定し、生計保障のためには基礎高齢年金制度（2008年）を導入した。最後に、少子高齢化社会に対応するため、2006年「低出産高齢社会基本計画（ゼロマジプラン2010）」を策定し推進した。

2-3 社会保障の調整期（2008年～現在）

2008年以降から現在までは、福祉拡張過程で発生してきた問題を調整する時期である。IMF金融危機の直後、金大中政権はアジア通貨危機を克服するために「生産的福祉」政策を展開した。しかし、福祉政策の導入にあたって、その効果と福祉制度全体との整合性を検討する時間的余裕が十分ではなかった。また、その後の政権も新しい制度の導入にあたって政策の効果と効率、それに持続可能性を判断する政策的な経験が足りなかった。このように、IMF危機の克服と競争的福祉政策の導入は必然的に福祉政策の再検討や見直しにつながった。「保守派」である李明博政権（2008～2012年）では「能動的福祉」が推進されるようになったが、これは貧困や疾病など社会的なリスクを予防し、リスクにさらされている人々は仕事を通じて再起できるように支援する、いわば経済成長とともにする福祉を目指すものである。10年ぶりに「進歩政権」から政権を取り戻した李明博政権では、福祉の恩恵を直接に提供するより、庶民や零細自営業者などの負担を減らしていく生活福祉を強調した（チェビョンホ，2014:105）。具体的に、庶民生活と密接な「油類費（燃料）」・「通信料金」・「通行料金（高速料金）」・「電気料金」・「私教育費」など「5大庶民生活費軽減」が代表的な施策である。また、医療部門では、営利医療法人の導入・民間医療保険の活性化・医療サービスへの競争を制限する各種規制を緩和し、医療サービスの国際競争力を強化しようとした。加えて、「老人長期療養保険（日本の介護保険に該当する）」と「基礎老齡年金⁶」が2008年に実施され、盧武鉉政権で導入された制度が定着し、本格化された（キムウォンソップ，2011）。

以上、時代別に起きた社会・経済的なイベントや政権による政策の変遷から「福祉体系構築期」、「福祉制度拡大期」、「福祉調整期」に分けて社会保障を概観した。次節では、近年の社会福祉動向と今後の課題について考察する。

2-4 最近の政策の動向

朴槿恵政権（2013～2017年）の福祉政策は経済復興、国民幸福、文化隆盛、平和統一の基盤構築という4大國政運営課題の中、「合わせ型福祉・雇用」という戦略を提示した。李明博政権で論争になった普遍的福祉政策を受け入れ、保守政権の新福祉政策を通して国民幸福を実現しようとしている。具体的に、①ライフサイクルに合わせた福祉、②自立支援の福祉体系、③低出産（少子化）の克服、女性の活動、という3つの戦略で25の課題が提示されている。重要な内容としては、基礎年金の導入（基礎高齢年金の改定）、雇用・福祉連携、低所得層に合わせた給付体系の構築、保育に対する国家責任を拡充し、4大重症疾患に対する保障の強化などが設定されている。

このように、朴政権では新しい政策への意志と既存福祉制度の福祉支出の増加が反映され、2014年には福祉予算が100兆ウォンを越えた。すなわち、政府予算の1/3に相当する106兆ウォンを福祉分野に投入し、国民が幸福な希望の時代を迎えるため「合わせ型福祉・雇用」の國政運営課題に力量を集中した。中でも「ライフサイクルに合わせた福祉」をアピールしており、乳幼児から高齢者までそれぞれの世代が必要とする福祉サービスの提供を理念としている。

朴政権は「小さな政府」を志向する保守政権の延長線であり、新自由主義的な社会福祉政策を継承して、少子高齢化によって増加する福祉支出と低成長による税収の減少の中で新たな挑戦に迫られた。

2-5 今後の福祉課題

韓国の社会保障は「低福祉・低負担」を基本構造としている。OECD加盟国の社会保障支出率を比べてみると、韓国の社会保障支出率は2012年に9.3%であり、OECD加盟国の平均値21.7%よりかなり低い水準である（OECD、Social Expenditure Database）。また、国民の負担を判断する際に用いられる国民負担率をみると、2013年で最も高い水準の国はデンマークの66.9%であり、最も低い水準の国はメキシコの20.5%である。韓国は25.1%で以前より増加しているものの平均からみると低い水準で止まっている〔法務省、「国民負担率(対国民所得比)の国際比較(OECD加盟33カ国)」〕。

朴槿恵政権の社会福祉政策は「増税なし福祉」を標榜した。「増税なし福祉」とは、国民の福祉負担は上げずに社会福祉を実現しようとする公約である。財政の健全化をはかることと同時に、「地下経済の陽性化」⁷⁾によって福祉財源が確保できるという計画である。

しかし、朴政権が約束した老人基礎年金、ヌリ過程（満3～5歳無償保育）、高校無償教育、多子女奨学金制度（3人目以降の子どもに対する大学授業料の全額支援）が本来の計画より対象者を縮小したり、関連予算の凍結や削減など一連の福祉公約や政策が後退したり、当初の公約や福祉政策の実現性が疑問視された。さらに、3年連続の財政

の赤字が生じ、政府の福祉財政の状況をより悲観的にみる声が高くなった。

政府は増税について、まず非効率的な財政の支出を減らし経済を活性化することで福祉財源を確保する立場を堅持する方針だが、それは以前の政権でも重点を置いて推進したにもかかわらず、目に見える成果が出なかった。また、「増税なし福祉」という基調に反する政権の新しい政策の導入は国民の不満を引き起こした。たとえば、国民の健康のためにタバコの価格を引き上げたがそれによって生じた庶民の税負担、また財の再分配を名目として確定申告の際に会社員の税負担が増えたことが、増税に対する論争を本格的に起こした。その結果、「増税なし福祉」という原則を堅持してきた政府は、議会が主導的に増税に対する議論と福祉水準の国民的合意を形成するならば、政策の転換を検討するという方針を表した。このような経緯を経て今まで堅持してきた「低負担・低福祉」のモデルでは財政に不安定さをもたらすため「適正負担・適正福祉」モデルへの転換が必要であるという議論が出始めた。このような議論は、韓国社会において社会福祉に対する欲求水準と負担のバランス、また増税に対する社会的コンセンサスが必要であるという認識が広がったことを示唆する。

現在韓国では急速な少子高齢化が社会に与える負の影響についての懸念がますます高まっている。高齢者の退職年齢を引き上げ、高齢者たちの経済活動の期間を延長する方法が模索されているが、この方法では福祉支出を抑える効果は限界があり、増える一方である社会保険の負担は世代間葛藤を引き起こす可能性も存在している。また、少子高齢化が進むなか、生産労働人口層の結婚と出産を促進するためには、所得保存⁸に焦点を置いた福祉制度のみでは解決の展望がない（ノデミョン、2015）。所得保存と同時に安定的な就労保障、住居保障対策、また子どもに対する保育・教育の費用軽減と子育て環境の整備が必要である。また、高齢者に対しては医療保障など社会保障の全般からバランスよく対策に取り組む必要があり、その前提として所要財源に対する社会的コンセンサスを導き出さねばならない。

第2節 日韓の少子化対策の経緯

1 日本の少子化対策

日本で出生率の低化が社会的に問題になったのは1990年代に入ってからである。その直接のきっかけとなったのは、1989年の女性1人当たりの合計特殊出生率が1966年丙午の年の異常値1.58を下回る1.57であったことで「1.57ショック」として関心を集めた。この「1.57ショック」に象徴される少子化現象に、財政や税収への悪影響を懸念して対策を練り始めるようになった。

少子化にめぐってメリットやデメリットの議論があるものの、少子化がこのまま続

けば、労働力人口が減少し、税収は落ち込む一方、社会保障負担は増大することは間違いない。現行の年金や医療保険など社会保障制度の前提は根底から崩れ、社会の持続的発展が阻害されるという危惧が、少子化対策の形成を促進したのである。次は時代別に打ち出された少子化対策の経緯を詳しく検討する。

1-1 「エンゼルプラン」と「新エンゼルプラン」

1991年に厚生省の人口問題審議会は、「人口減少」を主張することを決定し、1994年12月、今後10年間に取り組むべき重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が厚生・労働・文部・建設省の4大臣の合議で策定された。エンゼルプランは、少子化関連政策として最初の具体的計画である。重点施策の7分野をあげると、①仕事と育児の両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居および生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備、などがある。

しかし、エンゼルプランは、これらの重点施策が叙述的な提案となり、具体的な数値目標が設定されなかったことにその限界がある（金子、2011a・増田、2008）。

1990年代半ば以降の少子化の進行から、政府による少子化対策の取り組みが本格化してきた。1999年12月に「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新・エンゼルプラン）が策定された。エンゼルプランが厚生省の主導のもとに策定されたのに対し、これは労働・文部・建設・大蔵・自治省を含む政府全体としての少子化対策となった。

新・エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000年度から2004年度までの5か年の計画であった。

重点的に取り組む8つの目標は、①保育サービスなど子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の姿勢是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子ども達がのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援、などがある。

特に固定的な性別役割の是正という新しい政策目標は、同年に成立した男女共同参画基本法と親和的なものであり、この時期の少子化対策は、男女共同参画と連動する形で進められている。

新たな政策アイデアが加わったものの、「エンゼルプラン」および「新エンゼルプラン」の予算は大半を保育関連事業が占めていた。また、2001年7月に閣議決定された

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づく「待機児童ゼロ作戦」などにみられるように、この時期の少子化対策とは保育政策であったといっても過言ではない（春木、2011）。

1-2 「少子化対策プラスワン」

2002年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、少子化が一層進展する推計となった。厚生労働省はこれまでの少子化対策で不十分であった点やさらに対応すべき点などを検討して、2002年9月少子化対策の一層の充実に関する提案として「少子化対策プラスワン」を公表した。従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、既婚者の生み控えや出産の先送りという新しい要因が現れ、現状のままでは少子化は今後一層進展することが予測された。

これまでの少子化対策の取り組みは、子育てと仕事の両立支援の観点から、特に保育に関する施策を中心としたものであったが、「仕事と子育ての両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という5つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取り組みを進めていくことになった（厚生労働省）。

「少子化対策プラスワン」は従来の新旧エンゼルプランにみる「保育育児」限定の対策を超えようとする総合的視野に達したこと、および男女共同参画社会でなく老若男女共生社会を見据えて少子化対策を開始しようとした。しかし、少子化の根本的な原因として未婚化を直視しないという欠点があり、また、「社会全体」とは何を意味するのかについて曖昧な点が残った（金子、2003：115－120）。

2003年7月には次世代育成支援対策推進法が策定され、①自治体においては、地域における子育て支援や仕事と家庭の両立などについて目標の設定や措置の内容などを記載した行動計画を策定すること、②事業主に対し仕事と家庭の両立を図るために必要な措置を講じること、という規定を設けた。ここで注目されるのは、政府が民間企業に対しても少子化対策への取り組みを強く促すようになった点である。

1-3 「子ども・子育て応援プラン」

2003年、「少子化社会対策基本法」が公表され、同法に基づいて2004年6月に「少子化社会対策綱」が閣議決定された。具体的な実施計画として、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン2005－2009年度）が策定され、これまで保育事業を中心にした新旧エンゼルプランの目標の設定に、新たに「若者の自立」という政策課題が加わることになった。

その背景には、ニート⁹やフリーター¹⁰（非正規職）など、無職や、雇用が不安定で低収入の若者が増加したことが社会問題化したことにより、若者が自立し家庭を築き

子どもを生き育てることが難しい社会経済状況が、少子化の一因となっているとの指摘が新たに提起されたためである（春木、2011）。

2005年、日本の総人口は減少に転じ、出生数（106万人）、出生率（1.26）といずれも過去最低を更新した。政府は、出生率の低化傾向の反転に向け、少子化対策の抜本的な拡充・強化・転換を図るためとして、2006年6月に、「新しい少子化対策について」を策定した。新たな少子化対策の視点としては、①社会全体の意識改革、②子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充、の2点をあげている。

①の視点からは、社会の意識改革のために家族・地域の絆を再生する国民運動が展開され、具体的には「家族の日」や「家族の週間」の制定、家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催などが行われた。

②の視点から重点的に推進されたのは、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての家庭を支援するという観点も加えて子育て支援策を強化し、在宅育児や放課後対策も含め、地域の子育て支援を充実するようになった。

「新しい少子化対策について」は官僚が中心となって政府部内の調整によってまとめられたものではなく、政府・与党協議会における合議を得てまとめられたものであり、子どもの年齢進行に沿った施策が提示されている。

2007年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」が取りまとめられた。重点戦略として、従来の「保育サービスなどの子育てを支える社会的基盤の整備」に加え、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）¹¹がともに取り組むべき二大政策軸として前面に押し出された。さらに、国民的な取り組みの大きな方向性を示すものとして「ワークライフバランス憲章」と、企業や働く者、国民の効果的取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示した「ワークライフバランス推進のための行動指針」が策定された。

ただし、このような少子化対策の理念である「ワークライフバランス」に付加するものとして、非正規雇用を速やかに止め、正規雇用の拡大を視野に、若者向けの「レギュラーワーク」に修正することと、「ライフ」の中から「ケア」を独立させ、高齢者への対応に向き合うことが求められる。すなわち、「レギュラーワーク・ケア・ライフ・バランス」への革命の動きこそが「少子化する都市高齢化社会」でのコミュニティの創造になると考えられる（金子、2013：97-98）。

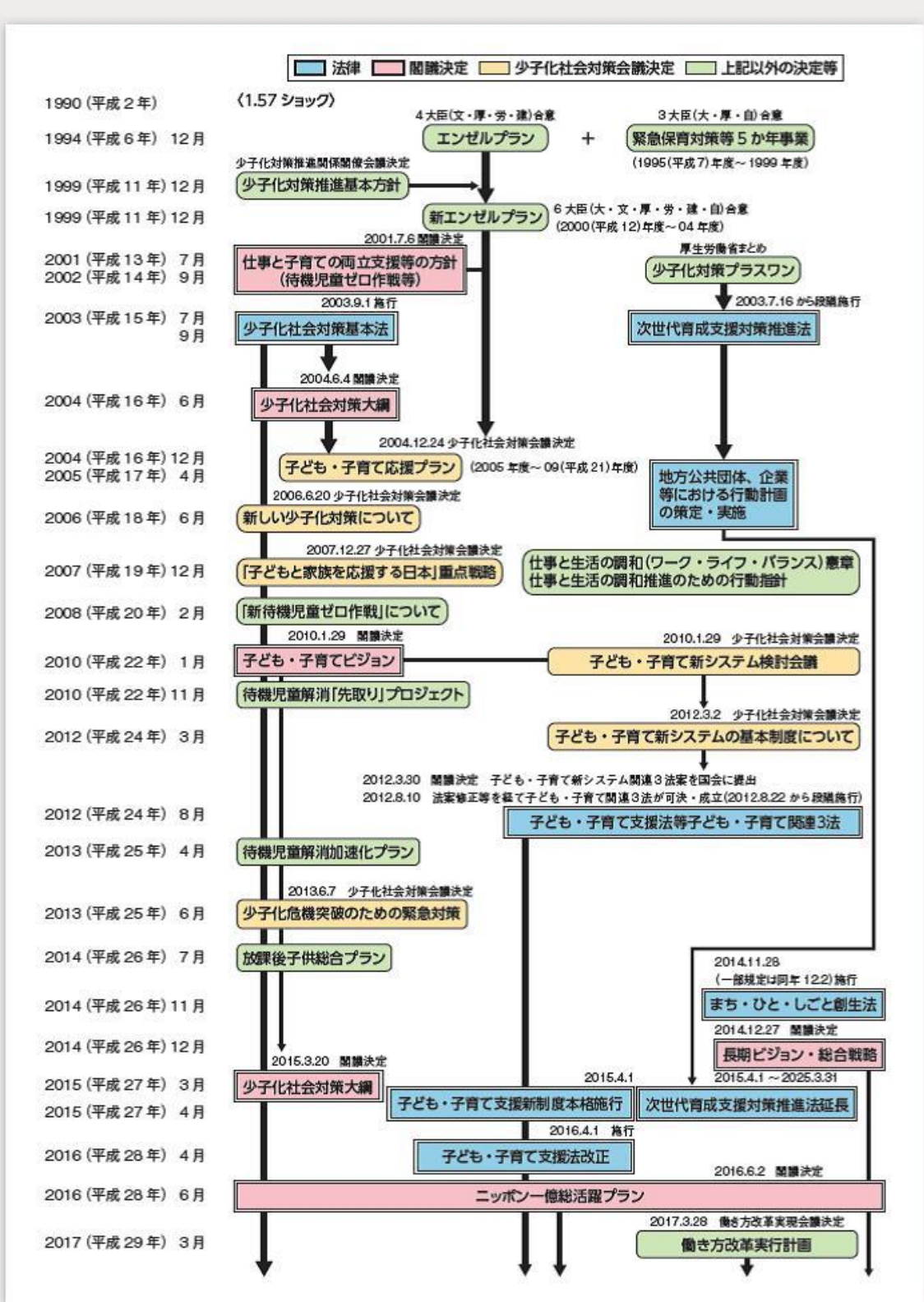
1-4 「子ども・子育てビジョン」

2010年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。「子ども・子育てビジョン」では、「子どもが主人公（チルド・ファースト）」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指してい

る。

以上のように、次々と少子化対策は打ち出されている。この姿勢は評価すべきだが、このような対策が大きな効果をあげることができるかどうかは疑問視された。

金子は少子対策が失敗した理由として、①数年間かけて達成しようとする短期的な目標がないので、事業自体が財政事情に左右されてきた。②複数の少子化対策のうち、保育所の入所待機児童ゼロ作戦の優先理由について、総合的議論が欠如していた。③待機児童がゼロになると、全体として少子化対策が進んだといえるかの判断は不可能であった。④国民の意識が変わる最大の条件は制度変更である、という介護保険制度導入の最大の教訓が学べなかった。⑤事業ごとの目標達成効果の測定という発想が皆無であった。⑥事業達成による個別成果が、全体としての少子化対策に寄与するのかわろ、わからなかった。⑦長期的な事業推進計画によって、少子化を阻止できるのかわろ、不明であった、と述べている（金子、2011a : 109-110）。



資料：内閣府資料

図2-1 少子化対策の経緯（日本）

出典：内閣府

2 韓国の少子化対策

韓国は1983年に人口置換水準まで急激に落ちた後、1990年代中盤まで合計特殊出生率1.6～1.8水準を維持したが、1990年後半からまた急減し2000年代には1.2前後の低い水準が長期間に継続してきた。しかし、韓国政府は1961年から始まった人口抑制政策を速やかに脱却することができず、1996年になってやっと廃棄することになったが、低出産（少子化）問題を当面的な問題として捉えなかった。

韓国政府が本格的に少子化問題に取り組んだのは、合計特殊出生率が1.17に下がった2002年のことである。その背景には韓国でも日本と同様に少子化による経済成長の鈍化や社会保障の崩壊が懸念されたことにある。2002年、保健福祉部は多子家庭に対する税控除や出産養育手当の支給などを内容とする「低出産に備えた人口および家族支援総合対策」を取りまとめた。

2003年12月には大統領諮問機関として、少子・高齢化などに関わる中期的な計画を立案する「高齢化および未来社会委員会」が新設された。同委員会は「未来の人材育成および女性の経済活動参加拡大のための育児支援政策」を発表し、公的保育の強化・拡充を打ち出した。この政策は、出生率低化への対応として策定された育児支援策の目標が、育児コストを軽減して女性の経済活動参加を支援することで、安定的に労働力を確保することとなっている点で日本の少子化対策とも共通しているといえる。

2005年に「低出産高齢社会基本法」を策定し、低出産高齢社会の政策の基本方向と推進体系を規定する一方、大統領に直属する「低出産高齢社会委員会」を設置し、「低出産高齢社会政策本部」を福祉部内に運営した。翌年、「低出産高齢社会基本法」を基づいた「低出産・高齢社会基本計画」が策定された。この基本計画が見据えるビジョンは、「2020年まで少子・高齢化に対応した社会・経済構造を全般的な改革を通じた持続発展可能な社会の実現」である。そのため、5カ年計画を3期にわたって行う計画を打ち出し、現在はその第3次の時期にあたる。時期別に戦略的目標をみると、2006年から2010年の第1次期には、「出産・養育に有利な環境助成および高齢社会に対する対応規範の構築」を目標として、①出産・養育に対する社会的責任の強化、②ファミリー・フレンドリーな男女平等社会文化の助成、③未来世代の健全な育成、と3つの推進課題を挙げている。そして、2011年から2015年の第2次期には「斬新的出生率の回復および高齢社会に対する対応策の確立」を、2016年から2020年の第3次期には「OECD平均の出生率(1.6)までの回復と高齢社会への円滑な適応」をその目標としている(保健福祉部)。韓国政府が本格的に少子高齢化に対応するために策定した「第1次低出産高齢化社会基本計画」と「第2次低出産高齢化社会基本計画」については、次節により詳しく検討したい。

表2-1 韓国の少子化対策の経緯

年度	少子化対策の内容
2003年12月	「高齢化及び未来社会委員会」新設
2004年	「低出産・高齢社会委員会」設置
2005年9月	「低出産・高齢社会基本法」制定
2007年	「家族にやさしい社会環境の助成に関する法律」策定
2007年	「男女雇用平等と仕事・家庭両立の支援に関する法律」改正
2006年8月	「第1次低出産・高齢社会基本計画（セロマジ、2006-2010）」樹立・施行
2009年	「未来企画委員会」による「第1次少子化対策戦略会議」の開催
2010年9月	「第2次低出産・高齢社会基本計画（2011-2015）」策定
2010年	「第一次中長期保育計画（新芽プラン、2006-2010）」策定

出典：「2次セロマジ・プラン（2010）」から筆者作成

2-1 「第1次低出産高齢化社会基本計画」（第1次セロマジ・プラン）

2006年8月には「第1次低出産高齢化社会基本計画（セロマジ・プラン2006 - 2010）」が策定され、出産・高齢社会の対応基盤構築を目指し、4分野242個の細部事業を推進することになった。あわせて、少子化を食い止めるため「家族親和社会環境の助成促進に関する法律」（2007年）が策定され、「男女雇用平等と仕事・家庭両立支援に関する法律」（2007）も同時に改定された。内容は、配偶者の出産（育児）休暇（3日）や育児期の労働時間短縮（15～30時間）などが入っていた。

2009年11月、大統領直属の「未来企画委員会」は、「第1次少子化対応戦略会議」を開催し、新政権における少子化対策の方針を、①養育・教育費負担の軽減、②仕事と家庭の両立支援拡大、③韓国人増加プロジェクト、と決定した。

①養育・教育費負担の軽減については、小学校に入学する年齢を満6歳以上から満5歳以上に変更する策が打ち出された。また、第3子以降の子に対する大学入学や就職の優遇、高校・大学の授業料の補助、多子家庭の親の定年延長などの優遇策が提示された。

②仕事と家庭の両立支援拡大については、男性の育児休暇を活性化するほか、出産後の、出産した女性の雇用不安を解消するため、雇用を維持する企業に対する支援やインセンティブを与える政策が提示された。

③韓国人増加プロジェクトについては、海外の優秀な人材を国内に積極的に誘致する開放的移民政策の推進、国際結婚によって形成された「多文化家庭」など多様な家族に対する支援の拡大、違法な人工妊娠中絶に対する規制を強化する策などが提示された。

政府が国際結婚を政策的に進めた理由には、1990年代まで続けられた「男児選好」による結婚相手（女性）の不足があげられ、特に性比不均衡が深刻な農村地域の未婚男

性が国際結婚を選択し、「多文化家庭」を形成する主な対象者であった。

このように、韓国では「性比不均衡」による未婚男性の増加の問題を国際結婚とリンクさせ、少子化対策にもつなげようとする政策的な試みがある。このような政策は日本には見られないものである。

2-2 「第2次低出産高齢化社会基本計画」（第2次ゼロマジ・プラン）

2010年10月には国務会議（閣僚会議）で「第1次ゼロマジ・プラン」を補完する「第2次低出産高齢化社会基本計画（ゼロマジ・プラン2011-2015）」を策定し、今後5年間「漸進的な合計特殊出生率の回復および高齢社会への対応体系を確立」という目標とその施策として4分野231個の推進課題を提示した。このような目標と課題の設定は、「第1次ゼロマジ・プラン」の成果について次のような限界が指摘されたためであった（保健福祉部、2010）。

まず、共働き家庭、ベビーブーム世代など子育て支援に対する政策的に需要が高い階層に対する考慮が不足したため、「ゼロマジ・プラン」の実効は疑わしいものであった。また、低出産・高齢化の問題は社会全体に影響を及ぼすものであるが、「1次ゼロマジ・プラン」は特定の領域に偏った対策であった。さらに、低出産・高齢化への対応を成功させるには不可欠な民間部門の参加が乏しかった。

「2次ゼロマジ・プラン」の推進課題は、「出産と養育にやさしい環境づくり」、「高齢社会におけるQOL向上のための基盤構築」、「成長動力の確保および制度の改善」、「低出産・高齢化社会に対応する社会的ムード助成」という四つの軸になっている。

「出産と養育にやさしい環境づくり」では、まず「仕事と家庭の両立」支援を強化するため、休暇・休職制度の改善、ゆとりがある勤務形態の拡散、家族にやさしい職場環境の助成などが推進されることになった。たとえば、育児休業給付金が定額制から定率制に変わった（50万ウォンから通常賃金の40%に、上限100万ウォン）。

また、結婚・出産・養育の負担軽減のため、家族形成の与件助成、妊娠・出産支援の拡大、子育て費用の支援拡大、育児支援のインフラの拡充などが推進された。たとえば、保育費、幼稚園教育費の全額支給の対象者を、低所得層から中産層へと大幅に拡大し、多子家庭に対する優遇策も拡大された。これらには、子どもの養育にかかる経済的負担の是正なくしては出生率の向上は望めない、という問題意識が反映されていると考えられる。

さらに、児童・青少年が健全に成長できる環境の助成のために、脆弱階層の児童支援の強化、児童・青少年の力量開発の支援、安全な児童・青少年の保護体系構築、児童・青少年政策の推進基盤助成を推進したが、これは非常に細分化された内容といえる。

「2次ゼロマジ・プラン」で新たに追加された課題は「結婚・出産・養育負担の軽減」

であり、具体的な施策として「新婚夫婦の住居負担の軽減」、「非正規職の女性勤労者に対する母性保護の強化」などがある。「1次セロマジ・プラン」と比較すると、政策の主要対象が低所得の家庭から共働き家庭に移り、保育支援を中心とした政策の内容も仕事・家庭の両立を支援する総合的なアプローチに転換された。

政策の推進方式も、以前の政府主導の取り組みから社会全体の取り組みへと転換され、政策の推進主体が広範囲になった。

韓国は「1次セロマジ・プラン」を樹立した当時、5年間（2006～2010年）40.3兆ウォンの予算を実行する中、低出産分野に19.1兆ウォンを配分した。また、「2次セロマジ・プラン」が実行された5年間には、総額75.8兆ウォンを投資する予定で「1次セロマジ・プラン」に比べて2倍に近い予算となった。

表2-2 韓国の少子化対策の比較

区分	1次セロマジ	2次セロマジ
主要対象	低所得家庭	共働き家庭
中心政策	保育支援中心	仕事・家庭両立など総合的
推進方式	政府主導	社会全体
所与予算	40.3兆ウォン	75.8兆ウォン

出典：：2次セロマジ・プラン（2010）から筆者作成

「1次セロマジ・プラン」と「2次セロマジ・プラン」を項目別に比較すると表2-2となる。「2次セロマジ・プラン」で予算が最も大きく増加したのは「乳幼児の保育費・幼稚園教育費の支給」事業であった。低出産率を改善させるための投入した予算は、全体の52.4%を占める39.7兆ウォンであり、1次・2次セロマジ・プランの最大目標は出生率の向上であることがわかる（表2-2）。

しかし、このように低出産対策として実行された「1次セロマジ・プラン」の集中的な財政の支援にもかかわらず成果については否定的な評価が多い。これは、日本の少子化対策の失敗にも述べられた「事業ごとの目標達成効果の測定という発想が皆無であった（金子、2011a）」ことの結果であろう。すなわち、「1次セロマジ・プラン」の成果をはかるための評価基準・範囲が明確に示されていないためである。

表2-3は「1次セロマジ・プラン」が実行された2006～2010年の主要課題の推進成果をあらわしている。しかし、「1次セロマジ・プラン」の主要課題の推進成果として提示された指標には、指標として適切性なのかが疑われる。なぜなら、事業達成による個別成果が、全体としての少子化対策に寄与するのかどうか、わからないからである。

表2-3 「1次ゼロマジ・プラン」の主要課題の推進成果（2006～2010）

区分	主要政策分野	成果指標	推進成果 (2005年→2010年)
低出産	出産・養育負担軽減	乳幼児保育・教育費支援	21.9% → 42.0%
	仕事・家庭両立	育児休暇制度の利用率	26.0% → 50.2%

出典：「2次ゼロマジ・プラン」から筆者作成

同年、「2次ゼロマジ・プラン」と連携した「第一次中長期保育計画（新芽プラン、2006-2010）」が提示され、出生率をOECD諸国の平均の1.6にまで回復させることが数値目標として打ち出された。主な計画の目標は保育施設の量的拡大と質の向上であった。その内容は、①公立保育施設の拡大、②一定規準の事業所に託児所を設置することを義務化、③保育施設に対する認証評価制度および基本補助金制度の導入などを通じた保育施設の質向上、となっている。とりわけ国公立保育施設の増設に最も多くの予算を割き、公的保育の構築と強化を少子化対策の柱として捉えた。

こうした対策は、規制緩和を進めて公的保育の民営化を促し、保育を市場に委ねようとする動きが加速している現在の日本の保育政策とは逆の方向性である（春木、2011）。

このような日韓両国の違いは、保育サービスの需要とその対応システムから起因するものである。韓国の保育施設である「オリニジプ」は、日本の保育園にはある入園の資格がなく誰もが入れる仕組みの中、保育サービスへの需要を小規模な民間の経営による保育施設に任せた。しかし、最近「オリニジプ」での児童虐待の問題などで施設や保育士に対する不信感が高まり、その結果保育施設やサービス質に対する認証評価制度を導入することになった。

第3節 日韓の高齢化対策の経緯

本節では日韓の高齢化対策の変遷を概観する。現在までの高齢化対策がどのように変化したのか、また変化した対策にはどのような考え方が反映され、施策としてあらわれているのかを考察する。

1 日本

1-1 「ゴールドプラン」・「新ゴールドプラン」・「ゴールドプラン21」

日本は1970年に65歳以上の高齢者の割合が7%を超え「高齢化社会」になり、1995年に14%を突破し「高齢化社会」から「高齢社会」となった。さらに、2007年には21%を突破し「超高齢社会」に突入した。このように、わずか37年という短い期間で、高

齢化率は、7%から21%と3倍に跳ね上がり、今後も高齢化は進行することが見込まれている。

そもそも、日本の高齢者支援施策は1963年の「老人福祉法」から始まった。その後、急速に高齢化が進展し、日本政府も今後の高齢社会に対応するために1986年「長寿社会対策大綱」、1989年「ゴールドプラン」、1994年の「新ゴールドプラン」、そして、1999年の「ゴールドプラン21」などを通して、様々な施策を試みている。「長寿社会対策大綱」は、公的年金による老後の所得保障、老人医療の確保と福祉サービスの費用負担の適正化に力点を置き、対策の推進に当たっては地域の自主性を尊重した。また、「ゴールドプラン」は、高齢者施設の緊急整備と在宅福祉の推進などを目指し、特別養護老人ホームの緊急整備やデイサービス・ショートステイ・ホームヘルパー整備などを目指した。「新ゴールドプラン」は、「ゴールドプラン」を全面的に見直した新計画である。予想を上回る急速な高齢化や介護保険制度（2004年）の導入による福祉サービス需要の増加に対応するため、ホームヘルパーの増員、デイサービス施設の増設、特別養護老人ホームの増床、老人訪問介護ステーションの施設など在宅介護の充実など目標を大幅に引き上げた。これらの対策は高齢者に対する介護や医療、および経済的支援を中心とする高齢者対策の色彩が濃く、弱者救済を基本とする社会保障政策の一環に位置付けられるものであった（金森、1992）。

「ゴールドプラン21」は、1994年に策定された「新ゴールドプラン」が1999年で終わり、それに代わって2000年から2004年までの5ヵ年計画として新たに作成された高齢者保健福祉計画である。同プランでは、①活力ある高齢者像の構築、②高齢者の尊厳の確保と自立支援、③支え合う地域社会の形成、④利用者から信頼される介護サービスの確立などが目指された。

表2-4は、「ゴールドプラン」と「ゴールドプラン21」の介護・看護サービス提供の目標値を比べたものである。表2-4から施設系サービスの訪問介護と訪問看護は、それぞれ3.5倍、1.98倍の規模になり、通所系サービスの通所介護と通所リハビリティも2.6倍、1.9倍の規模に膨れ上がっていることがわかる。これらは、在宅介護の基盤助成のために訪問介護・看護に特に力を入れたことを表している。

一方、在宅介護に関わる基盤整備が急ピッチであるのに比べて老人保健施設や特別養護老人ホーム、ケアハウスなど施設介護を目的とした福祉サービス基盤整備については「ゴールドプラン」の目標値に比べて1.1と1.5倍程度増えているだけである。このように福祉基盤整備には時代のニーズに応じた傾向が見られる。また、「高齢者の尊厳の確保と自立支援」の観点から、「新ゴールドプラン」には無かった認知症対応型共同生活介護（グループホーム）についての目標が追加された。

表2-4 ゴールドプラン・新ゴールドプラン・ゴールドプラン21の目標値比較

区分	ゴールドプラン	新GP	GP21	目標地増加率 (GP21/GP)
訪問系サービス				
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	10万人	17万人	35万人	3.5
訪問看護 (訪問看護ステーション)	—	5000カ所	9,900カ所	1.98 (GP21/新GP)
通所系サービス				
通所介護(デイサービス)／通 所リハビリティ(デイ・ケア)	1万カ所	1.7万カ所	2.6万カ所	2.6
短期入所(ショートステイ)サービス				
短期入所生活介護／ 短期療養介護	5万人分	6万人分	9.6万人分	1.9
施設系サービス				
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	24万人分	29万人分	36万人分	1.5
介護老人保健施設	28万人分	28万人分	29.7万人分	1.1
生活支援系サービス				
認知症対応型生活介護 (グループホーム)	—	—	3,200カ所	
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	10万人分	10万人分	10.5万人分	1.1
高齢者生活福祉センター	400カ所	400カ所	1,800カ所	4.5

出典：厚生労働省より筆者作成

その後、2000年には「介護保険法」、2008年には「後期高齢者医療制度」が実施された。これらの一連の計画や施策は、加速する高齢化に対応し、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設福祉サービスの充実を図ろうとしている。具体的に、ホームヘルパーの増員といった在宅福祉サービスなど、要介護高齢者に焦点を当てたものである。

1-2 高齢社会対策基本法・高齢社会対策大綱

高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的として、高齢社会対策基本法（1995年）が策定された。同法では国及び地方公共団体の責務と国民の努力についても規定している。さらに、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境などの施策について明らかにしている。

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に義務つけられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。1996年に初めて策定された以来、経済社会情勢が変化したことから、2001年、2011年、2018年、4度目となる高齢社会対策大綱が閣議決定された。

大綱の目的は、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助・共助・公助の適切な組合せによる高齢社会に相応しい社会システムを構築しようとしている。そのため、国や地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利法人）、家庭、個人など社会を構成するすべての者が相互に協力し合うことや、それぞれの役割を積極的に果たすことを強調している。

平均寿命の延伸や、戦後生まれの人口規模の大きな「団塊世代」（1947～1949年）が65歳となり始めたこと等により2018年に大綱の見直しが行われた。今回の大綱は、①「高齢者」の捉え方に対する国民の意識改革、②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、③高齢者の意欲、能力の活用、④地域力の強化と安定的な地域社会の実現、⑤安全・安心な生活環境の実現、⑥若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現など、6つの基本的考え方によってまとめられている。

とりわけ、健康及び福祉（介護・医療）分野には、高齢者介護・医療制度などの着実な実施、充実、改革などの健康づくりの総合的な推進に加えて、住民などを中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進などが施策として策定されている。要するに、地域社会におけるコミュニティの再構築によって相互扶助機能を活性化しようとするものである。

表2-5 高齢者支援策一覧

年度	
1986年	・「長寿社会対策大綱」
1989年	・「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（「ゴールドプラン」）策定
1994年	・「新高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」（「新ゴールドプラン」）策定
1999年	・「高齢者保健福祉5ヵ年計画」（「ゴールドプラン21」）策定
1995年	・ 高齢社会対策基本法
1996年	・ 高齢社会対策大綱

1998年	・特定非営利活動促進法（NPO法）
1999年	・今後5カ年間の高齢者保健福祉施策（ゴールドプラン21）
2000年	・社会福祉法改定 ・介護保険法改定
2002年	・老人保健法改定
2006年	・介護保険法改定 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律
2008年	・高齢者の医療の確保に関する法律

出典：内閣府、平成23年度「高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」より作成

2 韓国

韓国では1960年代から経済開発計画が本格的に施行され、1980年代に入ってから産業化による経済発展、生活水準の向上、家族の構造（小家族化・核家族化）や機能にも変化がみられるようになった。かつての伝統社会では老親の扶養は家族に託されてきたが、平均寿命の伸びや家族構造の変化による扶養機能の低下に国家の対応を期待する声が高まった。このような経緯を経て、韓国政府は初めて高齢者問題を社会問題として認識し、「老人福祉法」（1982年）を策定した。

この法律の大きな意義は、高齢者問題における責任の主体が国や自治体にあることを明確にした点である。ところが、原則的に国として面倒をみるのは身寄りのない貧しい生活保護者の高齢者のみで、それ以外の高齢者はできるだけ自立し、家族が扶養するべきであるという基本姿勢をとっている。具体的な施策として、有料老人施設の設置を可能にしたことと、「敬老堂」の運営支援などが含まれていた。

1996年に国民福祉企画団が確定し、発表した「QOL（生命・生活の質）の世界化のための国民福祉の基本構想」（日本の「21世紀福祉ビジョン」に当たる）においても、韓国社会の「敬老孝親」という伝統的な家族関係や「相互扶助の精神」という近隣関係を大切にした韓国型福祉モデルを提唱している。それに沿う形で政府は、老親を扶養する子どもに対して所得税の控除、扶養手当の支給、住宅資金割り増し貸し付けなど親孝行を促す特典も用意した。

老人福祉関連法律の制定推進には、全国にくまなく存在する高齢者交流施設・敬老堂を末端組織とする「大韓老人会」（1969年結成）や「韓国老人福祉振興財団」（1975年創設）などの関連機関の役割が多く、老人福祉法の制定推進のほか、敬老堂での地域ニーズを政策レベルに引き上げる先導役を果たした（金早雪、2011）。

韓国で高齢化問題が本格的な社会問題になったのは2000年初頭であり、高齢化率が7%を超え、一人暮らし高齢者が増加したことに関連している。この時期までは老親の

扶養は家族が担うという家族規範がまだ残っているものの、実際に親を扶養しない子どもが増え、価値規範と行動の間に乖離が生じていた。老人実態調査によると、1994年には54.7%であった高齢者の子どもとの同居率が、2011年には27.3%に急減し、高齢者単独世帯は40.4%から68.1%に増加している。特に、独居老人(1人暮らし高齢者)の割合も、13.6%から19.6%に増加した。

韓国政府は、高齢者問題を経済的・情緒的な側面からに対応する目的で、2005年「老人イルザリ事業」¹²(高齢者就労支援事業)を本格的に実施した。この事業は勤労意欲がある高齢者を対象に、高齢者の能力、経験に応じて「公益型」・「文化型」・「教育型」・「市場型」・「人材派遣型」といった分野別に分けて就労機会を提供している。

急速に進展する少子高齢化問題に本格的に対応するために「低出産高齢社会基本法」が策定された。日本の場合、少子化対策と高齢化対策を、それぞれ「少子化対策基本法」(2003年施行)と「高齢社会対策基本法」(1995年施行)に分けて少子化・高齢化対策が推進されていることに対し、韓国では少子化は高齢化の主要要因と見なし、一つの基本法として定められている。

2006年には「高齢親和産業振興法」が制定され、高齢親和製品の研究・開発・製造・建築・提供・流通又は販売する企業を支援し、高齢社会での新たな成長動力になる産業の育成基盤が整備や、少子高齢化に対応した法制度づくりが本格化した。高齢者の所得保障については、2007年に「基礎老齢年金法」が、医療保障については、2008年に「老人長期療養保険法」(介護保険)が制定され、介護サービスを要する高齢者に対し、公的支援が行われるようになった。同年「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」が改定され、年齢による雇用差別を禁止し、高齢者の雇用安定を図ろうとした。

高齢化対策関連法の中で、孝行を奨励する「孝行奨励及び支援に関する法律」がある。「美しい伝統文化遺産である孝を国家次元で奨励することによって孝行を通して高齢社会が処する問題を解決するだけでなく国家が発展できる原動力を得るほか、世界文化の発展に寄与することを目的とする」(第1条目的)。この法律には、儒教文化における「孝道」(親孝行)が諸徳行の根本として強調されている(林在圭、2005)。

2010年に、1次基本計画を補完した2次低出産高齢社会基本計画(セロマジプラン2015)が策定された。この2次基本計画のビジョンは、「低出産・高齢社会に円滑に対応するための活力ある先進国への進展」である。推進課題として、1)ベビーブーム世代の高齢化対応体系の構築、2)安定した活気のある老後生活の保障、3)高齢者にフレンドリーな社会環境づくり、などがあり、ベビーブーム世代に焦点をあっている。

ベビーブーム世代に様々な労働機会を提供する装置として、定年の延長や高齢者への年齢差別禁止制度の早期定着、賃金ピーク制導入などが行われることになった。このほか、高齢者の保険適用範囲の拡大、高齢者用賃貸住宅の割合拡大なども進められ

る（金香男、2013：95）。

表2-6 韓国の高齢者福祉法と政策

年度	法律と政策
1982	- 老人福祉法・老人福祉法施行令・老人福祉法施行規則
1989	- 生活保護世帯に「老齢手当」
1991	- 高齢者雇用促進法
1997	- 「老齢手当」を「敬老年金」に拡充
2004	- 老人イルザリ（仕事場）事業
2005	- 低出産高齢社会基本法
2006	- 1次低出産高齢社会基本計画（セロマジプラン ¹³ 2010） - 高齢親和産業振興法
2007	- 基礎老齢年金法 ¹⁴ （敬老年金の普遍化）
2008	- 老人長期療養保険法（介護保険） - 雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律 - 孝行奨励及び支援に関する法律
2010	- 2次低出産高齢社会基本計画（セロマジプラン2015）

2008年に高齢者介護関連法律として老人長期療養保険法が成立した。この法律は「高齢や老人性疾病等によって日常生活を一人で遂行し難い老人等に提供する身体活動または家事支援等の長期療養給付に関する事項を規定して、老後の健康増進及び生活安定を図り、その家族の負担を減らすことで国民の生活の質の向上を図ることを目的とする」との目的を掲げた（老人長期療養保険法第1条）。

日本の介護保険法と基本的には似通ってはいるが「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」（日本の介護保険法第二条）のような「自立支援」という言葉、考えが明確に打ち出されてはいない（山路、2009：1～11）。また、日本と韓国の要介護者をめぐる状況が異なるため、基盤整備のための介護施設、在宅施設、給付対象者数などの目標値が違うのは当然である。

ところが、日本では都道府県と市町村レベルまで具体的な目標値と計画を立てることが義務化されたのに対し、韓国では、政府の目標値だけで、地域の特性や現状が十分に反映されていない。その結果、自治体の財政状況による福祉格差が生じ、地域格差の解決が課題になっている。それに、介護保険制度は、あくまでも家族が介護の責任を負という家族主義に基づいた制度設計であり、家族内での介護が不可能になった場合にのみ機能する限定的な制度である。

注

- 1 福祉事務所は、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関である。
- 2 福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする（社会福祉法第一章第一条）。
- 3 年金分野では既存の厚生年金など被用者を対象とする制度に加えて、20歳から60歳までの自営業・農業従事者・学生なども対象に入れ、皆年金制度を実現した。医療保険分野では被用者対象の医療保険制度に加え、自営業・農業従事者・学生など、すべての国民が加入する国民健康保険制度として整備した。
- 4 ゴッフマンは、施設の収容者を外部から社会的・物理的に隔絶してその生活を包括的に統制する施設を「全制的施設」(total institution)という概念を提示し、そのような特徴を「全制的性格」と規定した。[E.ゴッフマン著(石黒毅訳), 1984, 『アサイラム—施設被収容者の日常世界(ゴッフマンの社会学3)』, 誠心書房, p4.]
- 5 社会保障・社会福祉制度の整備拡大がピークを迎えた1973年のことを「福祉元年」と呼ぶ。
- 6 家族扶養機能の弱体化が進むなか、低水準の老後所得を補うため韓国政府が実施している公共扶助制度の1つ。受給対象者は、所得・財産水準が一定金額以下の65歳以上の高齢者である。財源は国(国の負担は自治体の財政により4~9割)と自治体が負担している。2014年から「基礎年金」に改称。
- 7 地下経済の陽性化とは、正式な統計の範囲外で行われている違法な経済活動や税の未申告など、「表」に現れない地下経済(underground economy)で流れる「金の取引き」などを「透明化」することである。ちなみに、韓国の地下経済の規模は、国内総生産(GDP)の25~30%に達していて、米国9.3%、スイス8.6%、日本11.9%、中国14.3%と推定されているが、韓国はOECD25カ国の平均より10ポイントほど高いと指摘されている(韓国開発研究院)。
- 8 所得保存とは、各種の社会的リスクによって所得源が喪失された場合、喪失された所得の一部、または全部を補償することである。
- 9 ニートは1999年にイギリスの内閣府が作成した“Bridging the Gap”という調査報告書によってその存在が広く知られるようになった。働こうとしていない、学校にも通っていない、仕事に就くための専門的な訓練も受けていない希望を失った若者を指している。英語の“Not in Education, Employment, or Training”の頭文字(NEET)をとった言葉。
- 10 フリーターとは学生と主婦を除く15歳から34歳の若者のうち、パート、アルバイト、派遣などで働く人たちと、働く意思のある無職の人たちである(内閣府、2003年度国民生活白書)。
- 11 仕事と生活の調和とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会である(内閣府、2013)。
- 12 老人イルザリ事業は、盧武鉉政権の4代国定課題の1つに指定され、2005年「低出生産高齢社会基本法」の制定によって施行された。国家・自治体の予算支援に大韓老

人会の「就業支援センター」が主にこの事業を運営している。2017年実績は、社会活動の公益活動分野と「才能分かち合い」分野が424千件の就職先を提供し、全体の83.1%を占めている。1年中9ヶ月間勤務し、平均給料は27万ウォンである（保健福祉部「第2次老人イルザリ及び社会活動総合計画」）。

- 13 セロマジ・プランは、「セロウム：新しい」、「マジマク：最後」という言葉から作った造語。「新しく生まれる子供から老後の最後の生涯まで希望に満ちて幸せに」という国家の人口福祉政策の目標が表れている。盧武鉉政権の4代国定課題の1つに指定され、2005年「低出産高齢社会基本法」の制定によって施行された。
- 14 基礎老齢年金は、老齢手当（1989年）－敬老年金（1997年）をさらに拡充し、支給対象は65歳以上、下位所得70%にまで広げ、支給金額も相当増額された。2014年7月から基礎年金に改称され、非拠出の年金として月20万ウォン（約2万円）を支給している。

第Ⅱ部 少子高齢化社会の到来と子育て支援

第3章 日本の子育ての社会化と子育て支援の取り組み

—札幌市の子育て中の親に対するインタビュー調査を通して—

第1節 研究背景

日本は少子高齢化が急速に進んでいる。第2次世界大戦が終わった直後である1947年から1949年の第1次ベビーブーム時期には合計特殊出生率が4.32であった。それが第2次ベビーブーム時期である1971年～1974年には平均2.1台の水準まで急落し、それ以来、毎年減少し続け、2005年には歴代最低水準である1.26まで下落した。2015年現在の出生率は1.45であり、今後10年間は1.3～1.4台の合計特殊出生率水準を維持する見通しである（平成29年『少子化社会対策白書』内閣府）。日本は少子化問題と同時に高齢化問題が一層深刻化しているために、人口構造がつぼ型人口ピラミッドとなり、社会福祉・医療財政の負担増加や生産人口の減少による新たな社会的・経済的な問題が生じると予想されている。

少子化の直接的な原因は、未婚者の晩婚化・未婚化と既婚者の出生率の低下であるが、その背景には複合的な要因が絡み合っている。木澤・三輪（2013:121）は、少子化現象は子育てに対する不安・負担・ストレスが主な要因として作用し、最近では子育てに対する経済的負担まで加わり、子育てをめぐる環境がより劣悪な状況に至っていると指摘している。また、内閣府（2011）によると、若い世代の結婚と出産を忌避する現象には子育てに対する不安と子育て家庭の孤立化などの問題が影響している¹。

子育てに対する親の不安・負担・ストレスを高める社会的要因として、従来、家族の子育てに関わってきた地域の子育てコミュニティが崩壊したことが指摘できる。かつて地域社会でよく見かけた子どもの遊びの群れや子どもを育てる親同士の集まりは、顔と顔を突き合わせている親しい結びつきがある集団であり、人間形成や社会性を身につけるために基礎的な集団であるため第一次集団といえる。それに子どもの遊び集団や母親の子育て仲間のなかでは、地縁という地域的な「信頼」を基盤に、互いに助け合う「互酬性の規範」が存在し、集団と仲間の間には「絆（ネットワーク）」で結ばれていた。これらの信頼・互酬性の規範・絆（ネットワーク）という要素からみると親の育て集団は社会関係資本として捉えることも可能である。

日本では、2010年11月29日に、若い世代が安心して出産し、子育てができる社会を構築するための「子ども・子育てビジョン」が内閣会議で定められた。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」という「子育ての社会化」へと視点を移し、家族と親だけではなく、社会全体が子育てを支える環境を構築

することを基本構想として設定している。その中で少子化に対する社会的対応として注目を集めているのが地域社会を基盤とする子育て支援ネットワークの構築である。

牧野（1982）と松田（2001）は、血縁と地縁のような伝統的な関係網が弱まった現代社会における子育て支援ネットワークの重要性を強調している。特に、地域社会を基盤とする子育てネットワークは子育て中の母親たちの子育て不安の軽減と子育て問題に対して、非常に効果的であると述べている。実際に、子育て支援ネットワークを通じた子育て支援は、子育て中の親に心理的な安定感を与え、子育てに関する様々な問題に共同で対応できるという長所がある。これらに関連して、中谷（2013:28）は、国や自治体の行政機関の子育て支援サービスには限界が存在するため、地域住民が行政サービスに頼らず、自ら自発的にネットワークを形成し、多様な子育て支援活動を展開することが肝心であると主張している。一方で、これらの地域の子育てネットワークを上手く形成するためには、国や自治体の支援策が備わっている必要があると論じている。

以上のように、近年の子育てをめぐる諸問題は、個人レベルの問題として認識されるよりも、むしろ社会全体として認識されることが多い。本章ではこれらの問題意識をふまえ、以下の研究目的を設定する。

まず、子育て中の親たちの子育てに対する意識を調べた上で、地域社会の子育て支援施設を基盤としている子育て支援ネットワークがいかなる過程を経て形成されるのか、そしてこの子育てネットワークはどのような機能を果たしているのかを明らかにする。また、子育て支援施設が生み出すネットワークの性質や特徴を理解し、社会関係資本の形成による子育て支援のあり方について考察する。

第2節 先行研究

1 子育て支援政策の検討

日本の少子化は第2次世界大戦以後から急激に進行した。終戦直後の1947年から1949年に生まれた「団塊世代」に象徴されるベビーブームは3年間で終わり、社会は次第に近代的な少産化体制に転換するようになった。このような変化について、鈴木（2000:22-23）は、国の人口政策が従来の「人口増強」から「人口抑制」に変わったことが要因であると説明している。しかし、日本で少子化問題が注目を浴びるようになったのは、合計特殊出生率が1.57まで下落した1989年の「1.57衝撃」²があったからである（齋藤 2012、向井 2012、寺田 2012）。

当時、少子化の問題は国の財政の負担や税収不足の側面から議論され、出生を奨励するための少子化対策に重点が置かれて1990年代以降、現在に至るまで、少子化をめ

ぐる多様な議論と対策が講じられてきたが、その効果については極めて否定的な評価が多い。仮に少子化現象と高齢化が同時に進行すると、生産年齢人口の減少、社会保障・医療費支出の増加につながり、現行年金制度および医療保険などの社会保障制度の基本的前提が崩壊する可能性が高い。少子化問題が社会の持続的な発展を阻害する問題として認識されたことで、少子化対策や子育て支援策が進められるようになった。

1990年代初期に、日本政府は「エンゼルプラン」と「新エンゼルプラン」を策定して子育て支援のための基本的な方針を定めた。具体的には、1994年12月の厚生省の人口問題審議会において「エンゼルプラン」が策定され、「今後の子育て支援のための重点課題で子育て支援政策の方向」が決定された。この計画には厚生省のみでなく労働性・文部省・建設省が共同で参画した。「エンゼルプラン」は少子化関連政策として初めて具体的計画を提示し、仕事と子育てを両立させるための雇用環境の整備・多様な子育てサービスの充実、安心して子供を育てることができる母子保険医療体制の充実・子育てに伴う経済的負担の軽減、および子育て支援のための基盤整備など合計7個の重点施策を提示している。金子（2007）と増田（2008）は、この計画の問題点として、総合長期目標と具体的な政策提言が提示されていないことを指摘している。

1999年、日本政府は、既存の「エンゼルプラン」を補完するものとして「新エンゼルプラン」を策定した。この計画は5年計画（2000年～2004年）であり、主に、保育・子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、母子保健医療体制の整備、地域で子どもを育てる教育環境の整備、子どもたちがのびのび育つ教育環境の充実、教育に伴う経済的負担の軽減、住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援などの内容が盛り込まれている。春木（2011:24）は、この時期の少子化対策は、保育関連事業が大半を占め、保育政策といっても過言ではないほど、一貫して保育の方面で推進されていた点を指摘している。

その後、2010年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」が内閣会議で決定された。「子どもが主人公」である理念の下に従来の「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと政策が大きく切り替わった。具体的には、子育てに対する社会的責務性を強調すると同時に「生活と仕事と子育ての調和」を主な政策的な方向性として設定した。ところが、このビジョンが提示した複数の少子化対策のうち、「保育所の入所待機児童ゼロ作戦」が優先された理由については、総合的議論が欠如しており、待機児童がゼロになると全体として少子化対策が進んだといえるのかの判断は不可能である（金子、2011a:109-110）。つまり、待機児童ゼロという個別の政策目標が達成されたとしても出生率回復に効果があるとは言えないのである。

このように、出生率回復を政策的な目標にした従来の「少子化対策」は、社会全体から支援、総合的な対応などが議論され、次第に子育ての社会化が進められるように

なった。

2 子育ての社会化と子育て支援

少子化する高齢社会の中で子育ての社会化に対する議論は少子化対策や子育て支援の中心的な議論になっている。戦後の高度成長の過程で子育ては私的空間である家族のなかで母親の愛情のもとに遂行されるものであるというイデオロギーが社会的に構築されてきた。いわば、近代家族論がその代表的な議論であり、子育ての社会化を理解するために理論的土台を提供している。

近代家族論に関連した家族での子育ては、藤間公太によれば、①近代化の課程で家族が私的空間として社会から隔絶したこと（＝家内領域と公共領域の分離）、②その私的空間の中では子育てが中心的な役割として位置づけられたこと（＝子ども中心主義）、③女性がその役割を支配的に担うようになったこと（＝性別役割分業・ジェンダーの神話）、④そうした性別役割分業を正当化するのがイデオロギーとしての愛情であったこと（＝愛情と家族責任を結ぶイデオロギー・母性愛のイデオロギー）などに特徴づけられる（藤間、2014：3）。

前述したように「子ども中心主義」と「性別役割分業」が近代的家族の形成とともに支持を得てことで、「子育てと母親によって担われるべきである」との考えが広く浸透し、「三歳児神話」や「母性愛」言説が定着するようになったともいえる。ところが、1970年代にはいつてから「育児・子育て」に対する不安・負担・ストレスに対する問題に母親の子育ての孤立状況、心理的葛藤、それを引き起こす社会環境が心理学や社会学において、母親の「育児・子育て不安」として問題視されてきた。

牧野は（1982）は、「育児・子育て不安」に内在する「親＝母親」という前提を相対化し、母子一体的な子どもの生育環境と母性イデオロギー論の問題点を指摘した。また、落合（1989）・山根（1994）は、このような生育環境の中で生じる育児・子育て不安を低減するためには母親自身が社会的ネットワークを広げる必要があると主張した。1980年代の「育児（子育て）不安・ストレス・負担」に端を発した子育ての社会化の議論は、「子育て世帯に対する社会的支援を充実させなければならない」という規範的議論であった。

1980年代頃の「育児・子育て不安」の問題が子育て支援の必要性に対する議論を生じさせた。同様に、1990年代に起きた「1.57ショック（1990）」は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識させ、「子育ての社会化」が提言されるようになった。

「子育ての社会化」の目的について山本（2016）は、①少子化対策として、②女性の労働力化のために、③子育て支援として、推進されるようになったと論じている。

①、②は経済的観点から親子（子どもと母親）を人口減少社会における将来労働力と補充労働力として、また子どもを社会保障制度の維持のための社会資源としてみる見方である。「子育ての社会化」という言葉を用いた2005年版国民生活白書において、「子育ての社会化」による出生率の回復は、現在子育てと直接関係のない人々の生活にとっても重要であり、子育て世代に対し社会全体として支援していくことが必要であることを強調している。また、③子育て支援としての「子育ての社会化」の目的と概念については、「子育てが家族の責任だけで行われるのではなく、社会全体によって取り組む、『子育ての社会化』が重要である」と、「子育ての社会化」の主体が個別家族だけではなく社会全体であることを明確に説明している（2005年版国民生活白書：184）。

これらの提言から読み取れる「子育ての社会化」の目的と概念は、家庭と社会の協働のもとに子育てを行っていく、家庭、地域、企業、国や自治体がそれぞれの役割を担うことにより子育て支援社会の構築を目指すことである。

以上のように、近代家族論以降の「子育ての社会化」議論で、「親子」、あるいは「家族」による子育てをとりまく社会のあり方を問題視し、子育て支援や子育てネットワークの重要性を明らかにしてきた。今後、一層子育ての社会化を推進していくためには、子育て支援や子育てネットワークを社会関係資本論から検討する必要があると考えられる。内閣府（2003）は、地域で孤立していた専業主婦が子育て中の親達に出会い、お互いに助け合う信頼関係を築いていった事例を紹介し、地域がもつ社会関係資本を活かした子育て支援の可能性と重要性について報告している。

3 子育て支援ネットワークと社会関係資本

日本では、住民主体の自発的な子育てネットワークが活発に活動するようになった（中谷、2013）。河野（2013:154-155）によると、子育てネットワークは、その多くが子育てサークル同士の私的な協同活動として1990年頃から始まったという。当時、子育て中に感じる「孤独」が社会的な問題となり、母親だけで子育てすることに限界を感じた若い母親たちが、公園、病院、早産所、保育園などで仲良くなった子育て仲間と私的なグループを作ったのが、子育てネットワークの始まりである。

そして1990年代後半以降に、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」いわゆる「新エンゼルプラン」において、在宅子育ても含めた子育て支援策が推進されるようになった。具体的には、地域の子育て家庭に対して育児・子育て支援を行う地域子育て支援センターの整備がその一例である。

橋本（2005）は、地域子育て支援センターが実施している地域子育て支援活動について表3-1のように分類した。しかし、様々な子育て支援事業が推進されるようになったものの、これらの事業は行政機関の主導の下で行われたため結果的に多くの親子

が「受動的」「客体的」に子育て支援サービスを提供される立場になったことが指摘されている（齋藤、2007：151）。

また、大豆（2006：128-129）は、地域子育て支援センターの事業について、相互に関連性のあるものとして、居場所機能、相談・援助機能、保育体験・イベント交流機能、学習機能、一時保育機能、情報発信機能、アウトリーチ機能、ネットワーク機能に分類し、これらの有機的なつながりが必要であると述べている。

表3-1 地域子育て支援センターの実施事業

1	面接相談	10	サークル、母子保健事業、講演などへの出張サービス
2	電話相談	11	自由に遊べる場の提供（ひろば事業、プレイルーム開放）
3	家庭訪問	12	利用者（親子）と保育所（園）児との交流
4	親同士の情報交換を目的としたプログラムの提供	13	園庭開放（支援センター点有施設以外の保育施設の開放）
5	親子への遊びの提供を目的としたプログラムの提供	14	イベントの開催
6	サークルづくりを目的としたプログラムの提供	15	講師を招いての講演会
7	地域で始まったサークルへの場の提供や運営支援	16	体験保育（親子、親のみ両方含む）
8	地域子育て支援センターに関する情報の提供	17	中高生などの体験学習の受け入れ
9	地域の子育てに関する社会支援の情報提供	18	ボランティアの育成や受け入れ

出典： 橋本（2005：78）

以下、子育て支援施設によるソーシャルサポートと、その施設において社会関係資本を軸とした人間関係による子育て支援の事例の分析を行い、今後の大都市における子育て環境づくりの方向性を探求する。

第3節 調査概要

1 調査地域の少子化現状

北海道の合計特殊出生率は、2005年の1.19から2016年の1.29へ0.1ポイント上昇したが、東京都の1.24に次いで全国2位の低出生力地域になっていることに変わりはない。とりわけ、その中心都市である札幌市では、1960年以降、統計数値の存在する範囲では、1965年の1.93をピークに、1971年から1974年の第2次ベビーブームの後から減少傾向が見られた。その後、一時的に上昇に転じた年もあったが、減少傾向が続き、2005年には過去最低の0.98となった。2005年から微増したものの、2015年は1.18と、東京都区部および政令指定都市の中で最も低い水準に留まっている（表3-2）。

表3-2 全国・北海道・東京都区部および政令指定都市の合計特殊出生率

全国	1.45	福岡市	1.33	名古屋市	1.42
札幌市	1.18	神戸市	1.37	川崎市	1.45
東京都区部	1.22	新潟市	1.37	岡山市	1.49
相模原市	1.25	横浜市	1.37	堺市	1.49
大阪市	1.26	千葉市	1.37	広島市	1.51
仙台市	1.28	静岡市	1.39	熊本市	1.56
京都市	1.30	さいたま市	1.39	北九州市	1.59

出典：大都市統計協議会「大都市比較統計年報」（2015年）

金子（2007：164）と阿部（2008：10）は、第三次産業に特化している政令指定都市での特殊出生率の低さについて、子育てに関する情報や支援施設の不足、高い住居費用と住宅の狭さ、職住分離、自由な匿名環境、自由なライフスタイルなど、複合的な要素の相乗効果によって起こった現象であると指摘している。また、河野（2013：151-152）と金子（2007：171）は、札幌市の子育て環境について、空間の制約として住宅の狭さ、社会関係の希薄さとしての家族の弱さ、身近に相談する相手や子どもを預けられない環境、単身者に適した消費環境などを挙げている。

また、原（2008）は札幌市の少子化を人口移動と性比の変化と関連づけ、次のように説明している。札幌市の場合、20～24歳、25～29歳のあたりの男女の人口移動率の格差により女性が男性に対し相対的に過剰となることが、未婚の女子初婚率の低水準に直結している。さらに、それが男女の未婚初婚率の格差として30～34歳以上の未婚性比のアンバランスにつながり、30～34歳以上の未婚女子の初婚率を低水準に留め、結果的に晩婚化が出生のキャッチアップ³を妨げている可能性があるというのである。

以上のように、札幌市の少子化には、子育てしにくい社会的環境とともに未婚女子の初婚率の低水準と晩婚化に進展していること、また30代後半の母親のキャッチアップの乏しさが指摘できる。第4節では、母親のキャッチアップの乏しさをもたらした諸要因について説明する。

2 調査施設と調査方法

札幌市の子育て支援政策は「子どもの視点」「すべての子どもと子育て家庭を支える視点」「成長・発達段階に応じて長期的に支える視点」「社会全体で支える視点」という4つの視点に重点をおいて「新・さっぽろ子ども未来プラン」⁴を策定し、事業を実施している。このプランには、「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」が基本目標の一つとして提示され、保育・子育て支援センター整備事業が行われている。

とりわけ、保育機能のほかに子育て相談や交流の場の提供など様々な子育て支援機

能を持つ「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を、区の子育て支援の中心的な役割を担う施設として整備している。本稿では、札幌市子育て支援総合センター（以下、支援センター）と児童会館（エルムの森・平和・東札幌）を訪ね、子育て中の保護者29人（母23人、父3人、祖父2人、祖母1人）と関係者（1人）など合計30人を対象に半構造化インタビュー調査を実施した。

調査対象施設である札幌市子育て支援総合センターは、0才から就学前の子どもとその親、地域の誰もが自由に利用できる施設である。また、札幌市に設置されている7ヵ所の子育て支援センターを総括し、全市的な子育て支援の中心的役割を担っている。主な機能としては、遊ぶ・休憩する空間を提供し、また、子育てに必要な情報を提供するための子育て講座などを開いている。子育て支援総合センターを利用している母親は、在宅で子育てをしている0～3歳までの子どもを持つ母親が多く、職業を持っている母親が育児休暇中に利用しているケースも見られる。

一方、児童会館は0才から18才までの子どもが同・異年齢集団での遊びを通して仲間づくりを進め、地域社会での交流を活性化するために設立・運営されている施設である。小学生から高校生までの子どもたちが自由に利用する場所であるが、就学前の子どもには遊び場として、母親には子育てサークルの活動などが行われる「子育てサロン」⁵の場として開かれている。2017年度現在、札幌市の各地で105ヶ所の児童会館が運営されている。

インタビュー調査の主な質問項目は、子育て支援施設の利用現況、子育ての楽しみと満足、子育てに対する不安・負担・ストレス、今後の出産計画及び理想の子ども数、ママ友の有無、「三歳神話」・「性別役割分業意識」の有無であり、それに人口統計学的属性などを含んでいる。

4つの施設の利用者には、子ども連れの母親の利用が圧倒的に多い。ただし、子育て支援総合センターは、土日と祝日にも運営することで、働いている母親や父親の姿も見られる。また、表3-3に示すように、調査対象者は経済的に中間層が多く、家族形態は全員が「夫婦と未婚の子供」という核家族である（調査対象者の詳細は、表3-4を参照されたい）。調査対象者の特徴

表 3-3 調査対象者の特徴

調査対象者の内訳	母親 専業主婦	22人
	有職（フルタイム）	0人
	（パートタイム）	1人
	父親	3人
年 齢	母親	
	20代前半	3人
	20代後半	2人
	30代前半	1人
	30代後半	12人
学 歴	新制高校	7人
	専門学校	3人
	新制短大	8人
	新制大学	5人
家族形態	夫婦と未婚の子	26人
	三世同居	0人
年間収入	100～300未満	1人
	300～500未満	14人
	500～700未満	9人
	700～1000未満	2人

表3-4 札幌市の調査対象者

区分	職別番号	性別	年齢	職業 配偶者	学歴	現在子供の数	出産希望及び理 想の子ども数	家族形態	年間収入(万円)
1	S1	女	20代前半	専業主婦 自営業	新制短大	1	有り・3	夫婦と未婚の子供	700～1000未満
2	S2	女	20代前半	専業主婦	新制短大	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	500～700未満
3	S3	女	30代後半	専業主婦 会社員	新制大学	1	無い・1	夫婦と未婚の子供	300～500未満
4	S4	女	30代後半	専業主婦	新制大学	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	700～1000未満
5	S5	男	30代後半	会社員	新制大学	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	500～700未満
6	S6	男	30代後半	会社員	新制大学	1(4歳)	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
7	S7	女	30代後半	専業主婦	新制高校	1	無い・1	夫婦と未婚の子供	300～500未満
8	S8	女	30代前半	専業主婦	専門学校	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
9	S9	女	30代前半	専業主婦	新制短大	2	有り・3	夫婦と未婚の子供	500～700未満
10	S10	女	30代前半	専業主婦	新制大学	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
11	S11	女	30代後半	専業主婦 会社員	新制高校	1	無い・1	夫婦と未婚の子供	100～300未満
12	S12	女	30代後半	専業主婦	新制高校	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
13	S13	女	30代前半	専業主婦	新制高校	2	無い・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
14	S14	男	30代後半	公務員	新制大学	2(3歳・1歳)	有り・3	夫婦と未婚の子供	500～700未満
15	S15	男	60代後半	祖父		1(2歳)			
16	S16	女	30代後半	パート	新制高校	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
17	S17	女	35代半ば	専業主婦 会社員	新制短大	1(4歳)	有り・2～3	夫婦と未婚の子供	500～700未満
18	S18	女	20代後半	専業主婦 会社員	新制高校	2(3歳・1歳)	有り・3	夫婦と未婚の子供	300～500未満
19	S19	男	60代前半	祖父					
20	E1	女	30代後半	専業主婦	新制短大	1(2歳)	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
21	E2	女	30代前半	専業主婦 会社員	専門学校	1(1歳)	有り・3	夫婦と未婚の子供	500～700未満
22	E3	女	20代後半	専業主婦	新制短大	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	500～700未満
23	E4	女	30代前半	専業主婦	新制大学	1(4歳)	無い・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
24	E5	女	60代前半	ボランティア					
25	H1	女	30代前半	専業主婦	新制短大	1(4歳)	有り・2-3名	夫婦と未婚の子供	500～700未満
26	H2	女	30代後半	専業主婦	専門学校	2	無い・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
27	H3	女	30代前半	専業主婦	新制高校	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満
28	HS1	女	60代前半	祖母		1(2歳)			
29	HS2	女	20代前半	専業主婦 自営業	新制短大	2	有り・3	夫婦と未婚の子供	500～700未満
30	HS3	女	30代後半	専業主婦 会社員	新制大学	1	有り・2	夫婦と未婚の子供	300～500未満

注:S(札幌市子育て支援総合センター)、E(エルム森児童会館)、H(平和児童会館)、
HS(東札幌児童会館)。

第4節 調査結果

1 子育ての両面性：「負担」と「楽しさ」

子育て中の親に「あなたにとって育児と子育てとは」と問いかけると、「楽しい」や「安らぎ」など肯定的言葉と同時に、「不安」や「負担」など否定的言葉も聞かれる。つまり、子育てには両面性があり、両義的に捉えられていることがわかる。両面性がある育児・子育てはいったい誰に、どのような負担があるのだろうか。金子（2006：31）は、子育てに伴う負担について、身体的負担・精神的負担・時間的負担・経済的負担に分けて説明している。

今回のインタビュー調査内容を分析すると、まず「趣味の時間がない」「ゆっくり休む時間が欲しい」「自分のための時間がつくられない」というように子どもから離れられない状況のなかで母親本人のための時間が確保できない時間的負担に関する回答が多くみられた。

次に複数の母親からは「夜泣きや夜中の授乳で大変だし、睡眠不足になりがちだ」「子どもの面倒をみることで大変だ（お風呂、泣くときのおんぶなど）」「子どもの行動にどうすればよいのかイライラする」など、初めて経験する子育てに対する未熟さや大変さから身体的・精神的負担を感じるという意見があった。また、これらの負担は家事・育児が母親に偏っている場合により感じやすく、夫の労働形態と密接に関連している。たとえば、「夫は仕事で遅く帰る」「単身赴任などで家に居ない」などの事情により、家族の中で身近な支援が得られないため、身体的・精神的負担がより増している。

これらの身体的・精神的負担は、子どもに対して自分一人しか世話をする人がおらず、誰にも頼ることが出来ない現代核家族の状況を典型的に表している。特に、家族や親族が近居していない子育て家庭の孤立は深刻であり、「子どもと2人きりでいる時間が長く、リフレッシュができない」「自分が病気になったとき、子どもを見てくれる人が近くにいないと困る」「美容室に行きたいときなど、出かけたいときに子どもが気になって行けない」などの回答に現れているように、夫や親族からの支援を受けられない状態では、母親が「孤立育児」に陥る可能性が高い。

しかし、今回インタビューに応じた親たちは、育児・子育ての負担だけ語ってくれたのではなく、子育てに対する楽しさ・喜びについてもより重きを置いて話していた。具体的には、「子どもを成長する姿をみるのが楽しい」「子どもの存在自体が喜びである」「子どもの寝顔・笑顔をみると幸せな気分になる」「子どもを通じて学び、自分自身も成長した気がする」など、子どもの成長が確認された瞬間、あるいは子どもとの相互作用（遊び・笑顔）のなかで感じる楽しさと喜びであった。このような結果は、

厚生労働省の「子育て支援策等に関する調査（2014年）」、ベネッセ教育研究開発センターの「子育て生活基本調査（2011）」の調査結果と一致し、70%以上が「子育ては楽しい」としてポジティブに捉えている。⁶

子育ての経済的負担としては、「おむつ代や粉ミルク代などでお金がかかる」「保育所・幼稚園などの保育・教育費がたくさんかかる」という「養育費」に関する負担があげられる。調査対象者らは全体的に就学前の子を持つ保護者が大半であったため、現時点で感じる経済的負担は大きなものではないという意見が多かった。一方、子どもが保育所・幼稚園に通っている保護者や予定がある保護者は、「まだそこまで金銭的な負担はないが、これから幼稚園に入ったらかかるのかなと思う」「来年から、下の子ども幼稚園に通うので、2人の教育費を払うにはちょっと大変かと思う」など、子どもが成長することによる保育・教育費に対する経済的負担を感じている。

表3-5 子育ての両面的な側面

区分	対象者のインタビュー内容
ネガティブな側面	
時間的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味の時間がない。 ・自分のための時間につくられない。 ・ずっと子ども2人きりで、休む時間がない。 ・美容室に行きたいときなど、出かけたときに子どもが気になって行けない。
精神的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの行動にどうすればよいのかイライラする。 ・子どもから目が離せない。 ・子どもが泣いている理由がわからない。 ・子どもが反抗し、しつけなどに悩む。
身体的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・夜泣きや夜中の授乳で大変だし、睡眠不足になりがちだ。 ・子どもの面倒をみることで大変だ（お風呂、泣くときのおんぶなど）。 ・自分が病気になったとき、子どもを見てくれる人が近くにいない。
経済的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ代や粉ミルク代などでお金がかかる。 ・保育所・幼稚園などの保育・教育費がたくさんかかる。 ・兄弟がともに幼稚園に通うことで、教育費の負担が重い。
ポジティブな側面	

楽しさ (喜び)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの笑っている顔や寝るときの顔をみるととても幸せだ。 ・子どもの成長の発見（出来なかったことができるようになった）。 ・子どもが遊んでいる姿をみるとき。 ・子どもと一緒に遊ぶ時、あるいは一緒に遊んでいる子どもと旦那をみるとき。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園の行事などで発表する子どもの姿をみるとき。 ・子どもの元気な姿や楽しそうにしている時など ・存在自体が喜びであり、常に感じる。

2 晩婚化と出産の高齢化

女性の晩婚化や就職女性の増加に伴い出産年齢は上昇傾向であり、初産年齢が30歳を越えている女性も増えている。出産したときの母親の平均年齢をみると、2013年においては、第1子が30.4歳、第2子が32.3歳、第3子が33.4歳であり、上昇傾向が続いている（「平成27年版少子化社会対策白書」）。調査回答者にもこの傾向が著しく見えた。回答者の年齢をみると、保護者30人中、20代が5人（前半が3人・後半2人）、30代が21人（前半が1人・半ば8人・後半12人）であり、30代後半の保護者が多かった。

出産年齢の上昇傾向は、不妊だけでなく高齢出産に伴うハイリスクを背負う妊婦の増加や出産後の子育てに不安を抱える女性の増加にもつながっている。実際に、札幌市調査では、理想の子ども数が、2人（12人）が最も多く、続いて3人（6人）、2～3人（2人）であり、少なくとも2人以上を希望している。しかし、現在子どもの数は、1人が20人、2人が6人で、一人子が多く、理想の子ども数と現実の子ども数の開きが存在している。この開きの背景として、現在子ども数が1人で今後の出産の希望が無い30代後半の対象者ら3人からは、経済的理由以外に出産をあきらめた理由について以下のように回答してくれた。

「30代半ばに結婚したので出産も結構遅れました。2人目の子どもを産むことなんて考えたこともないです。私はもうそろそろ40歳になるので高齢出産のリスクを考えると無理かと思います。今も子ども1人で大変なのに子ども2人は難しいですね。経済的にもそうですが、夫は会社の営業マンなので仕事で家に戻るのがいつも遅くなるし、家事や育児はほとんど手伝ってくれないんです（支援センター、30代後半女性S3）」

「理想子ども数は2人でありましたが、現在1人の子育てもすごく大変なので

もうやめようかと思います。また、経済的な理由もあるんですが、高齢出産すると危険性も伴うので予定はありません(支援センター、30代後半女性S4)」

このインタビュー内容から主な出産忌避の理由を探ると、①「高齢出産に伴うリスク」、②「経済的負担」、③「夫の仕事の忙しさ」などがあつた。とりわけ、母親が感じる「高齢出産に伴うリスク」は、生まれる子どもに対するものと、出産する母親本人に対するものがあつた。前者は、高齢出産が原因で子どもが障がい児になることに対する不安であり、後者は、母親の命に直結する出産時に起きるかもしれない命への危険性である。特に、家族の中に障がいをもつ人がいる場合、出産を忌避する傾向が見られる。

「今の子が障がいを持っているので、2番目の子も障がいを持つのではないかと心配で、出産は希望していません(児童会館、30代後半女性E1)」

これらの対象者の共通点は、30歳を越えて結婚し、その結果出産も遅れたことである。つまり、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行していることによって晩産化につながっていることがいえる。晩婚化に伴う高齢出産は母親・子どもにとっても高いリスクを発生し、出産を控える直接的な要因になっていると考えられる。

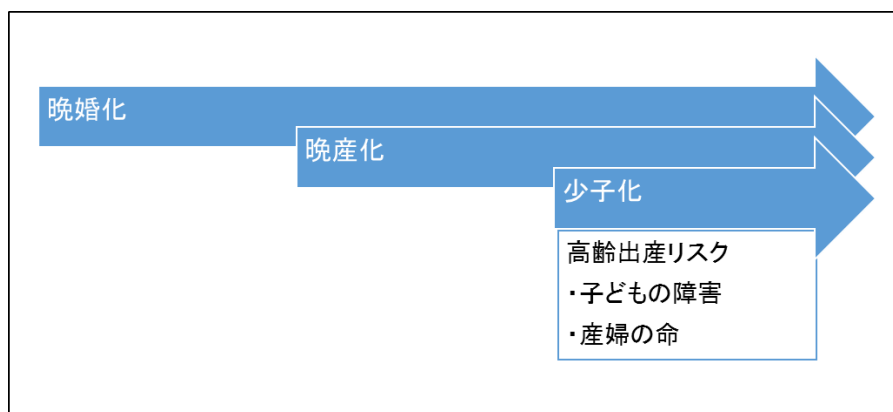


図3-1 出産の高齢化と少子化

3 子育てにおける三歳児神話と性別分業意識

札幌市調査では、「子どもは三歳まで母親の手で育てるのがよいですか」という質問に対して、全員が肯定的に答えるなど、乳幼児に対する母親の情緒的役割が強調されていることや母親規範が強く存在していることが確認できた。対象者らは1人を除いてすべて専業主婦であり、結婚や出産の際に仕事をやめ、専業主婦になったという。

「他人に子どもを預けたくないし、ある時期になるまでは自分(母親)で育

てるべきだと思っています (支援センター、30代後半女性S7)」

「自分の欲を捨てて子どもを育てるのは子どもためによいと思います。家計事情で共働きする家庭の子どもは確かに情緒的な安定感が足りないと思います (支援センター、30代前半女性S8)。」

また、性別役割分業意識を測るため「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか」という質問に対して、対象者本人の考えと配偶者がどう思うかについて聞いてみた。対象者本人の考えは、対象者らのほとんどが専業主婦であったためか、「性別役割分業」に賛成する意見が多かった。

「私が仕事をすれば家事や育児の分担が必要かと思いますが、私在家にいるので家事や育児は私がするのが当然かと思いますね (児童会館、20代午後半女性E3)」

「(夫は) 家事や育児などはママが担当するものだと思ってあまり助けてくれないです。家父長的な人ですね。けど外の仕事は大変だし、夫の稼ぎがないと3人の子ども育てられないので仕方がないですね (支援センター、30代午後半女性S11)」

しかし、今回の調査で夫の性別役割分業意識は賛成より否定の意見が多く、「妻が仕事をするのは反対しない。仕事をやりたければやってもいい」という意見が3人の夫から得られた。ところが、回答した父親らは、性別役割分業意識を否定する意見があったものの、あくまで妻が仕事をするに対する賛成意見であり、女性の家事や育児役割を相変わらず重視していることがわかる。つまり、妻が「たとえ働いていても家事や育児は女性が担当する」という従来の性別役割分業意識から遠く離れていない。ここに性別役割分業意識をめぐる男女間のギャップが典型的に現れている。

さらに、夫の認識と妻の認識の間にギャップが生じていることは家事や育児参加に対する評価にも現れている。夫の家事・育児参加は、「子どもの寝かしつけや、おむつの交換をしてくれる」「子どもの着替えやご飯を食べさせたりしている」「休日などは、お風呂に入れさせたり、遊んでくれる」「ゴミ出しやお風呂の掃除をしたり、料理以外のことは手伝ってくれる」など、母親の身体的負担を軽減する支援が多い。また、「子どもに怒りを出しすぎた時など、夫にその話をする」「子どものしつけや教育について相談する」など、夫が相談相手となり、精神的負担の軽減する支援も見られた。

しかし、その支援が十分に行われているのか、その支援に満足しているかについては、夫と配偶者(妻)の間では異なる意見が存在した。調査で夫に家事や育児にどのぐらい参加しているか、「頻度」について聞いてみた。「なるべく家事や育児に参加してい

る」「週末には子どもと遊んだり、子どもの面倒をみたりする」「妻から頼まれたこと（家事）はやる」など、3人とも参加する方であると自己評価した。

一方、3人の配偶者に夫の家事や育児参加についてどのように評価するか、夫の自己評価に対する意見を聞いてみた。その結果、「頼んだことだけやってくれる」「子どもと遊んでくれるのはいいけど、それだけが育児だとは思わない」など、妻は夫の自己評価に対して低く評価する傾向が見られた。要するに、夫は本人の家事や育児参加を高く評価しているのに対し、妻はそれより低く評価する傾向が見られた。

夫の家事や育児をめぐる評価への温度差は、夫の「役割認識」と妻の「役割期待」のギャップから生じるものと考えられる。実際、夫は家事や育児は、「妻が主にする仕事で、私は手伝う役割だ」という補助的・消極的な役割認識を持っているのに対し、妻は「家事や育児はともにするものなので積極的に参加して欲しい」という主導的・積極的な役割を期待している。

今回の調査においては、従来の典型的な性別分業意識とは少し異なる考えが発見できた。本来の性別分業意識は、「夫は外で働き妻は家庭を守る」という男系中心の家族主義の伝統的ジェンター役割が家庭の家事や育児にめぐる男女の役割に大きく影響を与えてきた。ところが、本調査では、従来の性別分業意識を当然視ながら無批判的に受け入れるのではなく、家庭の状況による家族の合理的選択として受け入れる事例が数多く見られた。

「家事や育児は家庭を状況に合わせて分担するものだと思います。今は子育ての真っ最中だし、夫が稼ぎ主になるので私が家事や育児を主にするんですが、いずれ私が再就職すると家事や育児の分担は変わるとと思います(支援センター、30代午後半女性S1)」

インタビューの内容の結果からもわかるように、いわゆる高度成長期に形成された近代家族を支えてきた性別役割分業意識への賛成は、時代とともに徐々に低下し続けてきた。ところが、2012年「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、賛成割合が再び50.6%に上昇し、性別役割を肯定する人の方が多数派に反転した。

このような変化は、仕事と家庭との両立が困難な社会システムのなか、厳しい就職事情や雇用環境などを背景に、性別分業が現実的と考えるようになった人々が増え、それが性別役割分業意識を肯定的に捉えられるようになったと考えられる。永瀬・太郎丸（2014）も指摘したように、規制緩和をはじめとした新自由主義的政策の導入と激しい競争や労働環境の大きな変化は、人々の生存や生活の安定を脅かされることで性別役割分業意識が強まった可能性もある。

このように、伝統的な社会規範・家族規範として受け入れられてきた従来の「性別役割分業意識」は、社会的・時代的な要因によって個人または家族の合理的な判断と

して受け入れるようになったと考えられる。

4 子育て支援施設と子育てネットワーク

支援センターと児童会館を利用する理由としては、「支援センターは土・日もやっているのでも利用ができて便利だ」「家の近くにあるから歩いてくることが出来る」「市内の中心地にあるので時々利用している」「広くて安全だし、家にはない遊具が揃っているのでも楽しい」「同・異年齢の子どもとの遊びができるから子どもの社会性発達にいいかと思う」「子育ての悩みを気軽に保育士さんに相談できる」という回答があった。いずれの施設でも施設そのものに対する評価は好意的なものが多い。

子育て支援施設では、広いスペースや玩具の多様さと豊富さがあげられ、「広くて家にはない玩具がたくさんあるので子どもが喜んでいる」と、家の狭さと玩具の乏しさを補完する部分を高く評価した。利用のほとんどが乳幼児連れの親子であることを考え、子どもが動き回るための十分なスペースと遊具が確保されている。また、乳児のためのスペースも設けられていることも特徴で、乳児だけが安全に遊べる空間や施設の清潔さなどが評価の基準になっていた。さらに、安全な遊び空間に存在する同・異年齢の遊び相手への期待は、「遊びの中で成長を実感する」という遊びを通じた子どもの発達への期待が窺える。特に、冬期になると子どもの遊び空間が制限され、遊び相手に触れる機会も減る札幌の生活環境においては、子どもが遊べる街中施設は、今後も札幌の子育て空間としても貴重な存在になる。

子育て支援施設の利用者らは、子育て支援施設の活動に参加し、母親同士の交流をもったり、施設のスタッフやママ友に子育て相談（授乳、体重・成長のこと、離乳食のトイレトレーニングなど）をしたり、スタッフから子供との遊び方を指導してもらったりしている。いずれの施設でも親子によるリピーターは確実に存在しているが、支援センターでは一時的な利用者も存在していた。一時的な利用の場合、「妻が札幌市内で買い物するのでセンターで子どもと遊んでいる」「嫁がパートの仕事をしている間、孫と一緒に利用している」などの回答があり、買い物や仕事をする間に一時的に利用する事例も確認された。

一時的利用を可能とする支援センターの特徴として、「開放性」（無料あるいは安い利用料・土曜日も開放）・「接近性」（近くて交通が便利）があげられる。支援センターは1990年代から設立されてきたがまだ数が少ないため、周辺の区から来る人々も多い。また、支援センターが札幌市の中心部の中央区に位置し、比較的交通が利便なところにある。さらに、土・日・祝日も開放されることで時間的制限がないことで自由に利用できる。要するに、都市の中心に位置することで周辺の街から公共交通を使って来られる「接近性」と、平日以外も気軽に利用できる「開放性」が特徴である。

これらの子育て支援施設は、公的子育て支援サービス（公助）の提供のみに止まらず、地域住民、ボランティアによる共助的支援の拠点にもなっている。施設内では地域の子育て支援ボランティア団体・NPOが主催する子育てサロンが定期的開催され、子どもと保護者が自由に集い、気軽な交流が楽しめる場になっている。共助的支援である子育てサロンは、住民主体のネットワークとして、メンバーにはボランティアを始め、自治体の役員、民生委員、あるいは支援センターや児童会館の職員なども含まれている。

また、子育てサロンにおいては、いわゆる「ママ友」の集まりが形成されている。ママ友とは「子どもを介した母親同士の友人関係」のことを指しており、本人が主体的に友人を選ぶ通常の友人関係とは若干異なる。ママ友形成は、地域における子育て支援ネットワークの構築という意味でその重要性が強調されている。

立山（2011）は、母親を取巻く子育てネットワークはどれくらい子育てサポートを提供しているのかについて、サポートが高いのは（母親からみた）実親で、次いでママ友、義理親と続くが、ママ友からの子育てサポートが義理親のそれをしのぐケースは都市や郊外で顕著であると報告している。つまり、親子双方にとって家族以外の支援ネットワークとしてママ友に接触することの重要性が窺える。母親の子育て負担の解消という意味で、ママ友を含む他者との接触機会を提供し、その接触による関係を維持することで、それを提供してくれる支援施設への肯定的な評価につながる。

支援センターと児童会館では、ママ友の形成が共通して見られたが、施設の間にはその様子が異なる。まず、支援センターでママ友になったきっかけになった話を聞くと、「子どもを出産するとき助産所や病院で知り合った人だ」「前からの知り合いの友達だ」「センターであったときに話をする程度」という回答がほとんどだった。それに対して、児童会館では「子どもと一緒に遊びに来た時、児童会館の子育てサロンで出会った」「ここに来るといつも知り合いのママがいるのでおしゃべりが楽しい」という答えが多数あった。

以上の結果からみると、施設を媒介したママ友の形成は、支援センターより児童会館の方が上手く機能していると考えられる。このような結果の背景には、子育て支援施設を利用する人々の属性と関係があると思われる。支援センターの利用者は、支援センターが所在する中央区以外にも周辺の区からくる人々が多く、たとえセンターで知り合った人がいたとしても、外部までその紐帯を持ち起し、維持するには地理的な距離が問題になっている。実際、支援センターの外においても交流を持続しているケースは1例に留まった。

一方、児童会館の利用者には同じ居住地（コミュニティ）、母親（ジェンダー）、育て世代（ジェネレーション）、地域に伴う同一な経済的な状況（社会階層）などの共通点が多く見られた。結果的に、児童会館では内部で形成された紐帯を外部まで持ち起

し、その紐帯を維持、強化するのに比較的容易である。実際、ママ友たちは児童会館を定期的に利用することで、「お互いに子育て情報を交換する」「子育ての悩みを話し合う」など有効に活用している。また、児童会館以外の場所でも交流を続けているケースも比較的によく、「子連れでお互いの家に遊びに行く」「急用なことが起きたとき子どもを預けることが出来る」というママ友の実践的な活用も見られた。

5 子育て支援構造とママ友ネットワーク

子育て支援施設は、地域社会の仲介者としてつながりを持たない親子、ひいては地域社会の人々に、皆が共用できる一定の空間を提供し、そこから新たな人間関係を創出している。子どもは遊びを通じた遊び仲間の形成や、母親は子どもを媒介したママ友の獲得があげられる。利用者の満足度が高い支援センターや児童会館は、共通した回答から総合してみると、公的施設が持つ開放性、安全性、交流性への評価が高く、利用する母親間にはママ友づくりの可能性に富み、そこから社会関係資本の創出が予想され、新しい子育てネットワークの活用が期待されている。

前述したように、支援センターで出会った利用者が支援センターの外においても交流を持続しているケースが少ないなど、支援センターを媒介した新たなネットワークの形成への可能性は比較的低い。ただし、支援センターは、札幌市における子育て支援施設や子育て支援活動に対する様々な情報が蓄積されており、それを必要とする人々に提供することなど、子育て情報の伝播に比較的容易であると考えられる。実際に、支援センターから地域の児童会館や子育てサロンなどの情報を得て、それがきっかけで地域の子育てサロンに参加したという事例が児童会館で確認できた。

一方、児童会館の子育てサロンでは、支援センターでは見出されなかったママ友の集まりが存在し、児童会館の定期的な利用や児童会館の外部でもその集まりが維持・活用される事例が見られた。夫の転勤で道外からきた母親は、「親戚や知人もないところに来て寂しかったが、ここに来るようになってから話し相手ができる」というように、新しい人間関係を得られていることから、児童会館は新たなネットワーク形成(ママ友)に寄与していることがわかる。

この背景としてはママ友の特徴が同じ地域に暮らすこと、母親であり育て世代であること、地域に伴う経済的状況が類似することなどの共通点が多く、親密な関係で結ばれていることがあげられる。だが、このような特徴は、時には閉鎖性の問題として、新しいメンバーらの集まりへの参入を阻害する要因にもなっている。子育てサロンに初めて参加した時、「私以外はみんな、知り合いのように見えたので話を掛けるのが難しかった」という回答がそれに該当する。子育てサロン、またはママ友に出会う機会の限定は、個人の事情(社交性)によるものもあるが、集まりの閉鎖性によるものに

については関係性を持たせる施設内のサポートが必要である。

ママ友による支援としては、主に情緒的支援が多くみられる。児童会館では、「毎週会う人がいるし、子どもも同じくらいの歳なので、自然に子どもの話をする」のように、子育て期のママ友にとって子ども・子育ては欠かせない共通の話題である。ママ友は母親の相談相手となり「ママ友にしゃべるとすっきりする」のように、ママ友同士で子育ての悩みや大変さを共感し、苦勞を評価することで、母親の精神的負担が軽減されている。しかし、母親の中では「近所の人とはあまり深入りしたくない」という意見もあり、すべての母親が近所で親密なママ友関係を求めているとは限らない。

以上のように、子育て支援施設は、「どこに位置し、どのような数で、どのようなサービスを提供するか」によって、ソーシャルサポートの機能が大きく変わると考える。支援センターは、施設数が少ないが、「都市の中心部にある・交通の利便さ」などの地理的な利点がある。また、支援センターを利用する母親に子育てに関する様々な情報や活動を伝え、居住地域で行われている子育て支援施設（児童会館など）や子育て支援活動（ママ友の集まり）に接する機会を与えることができる施設である。一方、児童会館の場合は、支援センターと比べ各地域に多く存在し、近隣の人々が利用する点で地域に密着した施設である。また、同じ地域で同じ育児問題に直面している母親同士に、親密な関係づくりや強い紐帯の形成を可能にする施設である。

第5節 まとめと考察

本章では、札幌市の子育て中の親に対する半構造化インタビュー調査より、少子化を引き起こす晩婚化による晩産化の実態や子育て中の母親の負担とその負担が発生する社会的な要因など日本の子育て支援構造について検討してきた。次に、今回の調査から得た知見から母親の子育て負担と孤立問題の解決に必要な取り組みについて考察していきたい。

第1に、「自助」の領域では、最も身近な存在である夫の協力が必要不可欠である。都市化・核家族化された家族で、同居する家族で即時に手助けができる夫の役割はかつてより大きくなった。だが、性別役割分業意識や三歳神話などの社会的規範・家族規範が存在するなか、夫からその支援を求めるのは困難である。さらに、子育て中の母親たちの交流関係は限定されており、親と子・夫と妻など、関係が単一でごく近い対象だけの場合は、その内部的な関係（tie）を強める効果がある一方で、外部との橋渡し（bridging）効果が得られず、自己閉鎖性につながり、「孤立育児」に陥る恐れがある。つまり、橋渡し型社会関係資本の欠如が「孤立育児」につながっていることがわかる。ちなみに、今回の調査では両親との三世同居はおらず、夫も忙しく家を開けることが多いと回答する人も一定数確認された。これらは、頼りたくとも身の回

りの人付き合いの範囲では頼る人が限られていることをあらわしている。

この状況を改善するためには家庭内でのワークライフバランスや男女共同参画の実現が必要でると同時に、家庭外では家族を支援する社会的体制を整える必要がある。次は、家庭外の公的なサポートは家庭内の子育て負担を緩和できるのか。また、負担を緩和する社会的な支援とはどんなものなのか。その手掛かりになる公助による共助の活性化について説明する。

第2に、「公助」「共助」の領域では、地域住民やボランティア、NPOといった子育て支援ネットワークの構築である。子育て支援のネットワーク形成の場として地域の子育てセンターや児童会館（公助）の役割は大きい。このような地域の子育て支援施設には子育てに困っている母親に子育てサロン（共助）のような「公的空間」が設けられ、自由に子育て福祉資源にアクセスができる。これらの子育て支援施設は、育児・子育てにおいて家族外との接触が少ない親子双方にとって重要な意味を持ち、新たな関係が生まれる場として評価されている。この関係は、子どもにとっては第1次集団への発展が期待されるもので、親にとっては「親密な他者」とみられる第2次関係である。金子（2011）は、個人中心でも地域集団・団体を軸としても構わないが、一定の空間内部に集まりができればコミュニティ作りへの萌芽はあり、それが育つかどうかはその集まりの程度の強さによるものと指摘した。同じように、子育て支援施設で子育てコミュニティが形成されるためには、施設に集まる（coming）ことが起点となり、子育て支援サービスや子育てネットワークなどの地域の福祉資源にアクセスができることで関係の維持（keeping）もできる。さらに、協働して子育てする行為（working）も生まれる。子育て支援施設は、子育てサロンの形成の場となり、そこには互助という新たな関係が生まれてくる。

第3に、「互助」の領域では、子育て支援施設（公助）を基盤に、自発的・主体的な地域の子育てサロンや子育てサークル（共助）が形成され、子育ての当事者間の助け合い（ママ友）の「互助」が発揮できる環境が重要である。現在、地域社会で促進されている「地域子育て支援拠点事業」などでは、「一定の空間」という場所提供にとどまらず、母親たちがつながるきっかけを作ったり、サポートが出来るような母親とサポートを必要とする母親を意識的につないだりするなど、公助・共助のセクターで積極的に働きかけることで、子育て負担が軽減できる子育てコミュニティの創出の可能性が示唆された。子育てサロンで出会ったママ友との付き合いや交流については、「児童会館外でも定期的に会う」「お互いに子育て情報を交換する」「子育ての悩みを話している」「子連れでお互いの家に遊びに行く」「用事があるときにちょっと子どもを任せることが出来る」など、ママ友の実践的な活用（working）があり、この協働し子育てする行為によって子育てサロンへの定期的な参加（coming）とママ友集まりの維持（keeping）が成り立つと思われる。

また、この段階まで発展した小さな集まりには、「支援を受ける側から、支援をする側へ」という支援に対する認識や立場の変化がみられる。実際に、児童会館のママ友グループにおいて、かつては子育て支援を求めてきたメンバーらが、現在では新しい参加者に必要な情報や支援を提供したり、面倒をみたりしていることが見られ、子育てサービスの受給者から供給者として活動する事例が見出された。

以上のように、小家族化が進み、家族・親族から子育て支援が得られにくくなった現在では、家族以外のセクターによる子育て支援の重要性が高まっている。一定空間を提供する子育て支援施設（公助）はママ友（互助）が出会う子育てサロン（共助）を提供し、そこから新しい社会関係資本が生まれ、子育てコミュニティ形成の軸になる新たな子育て支援の取り組みが期待できる。

注

- 1 子育てに対する情報不足と相談相手の不在による心理的不安状態をあらわす。榊（2010）は、一人で子育てしなければならないという心理的負担状態を子育ての孤立として説明している。
- 2 1.57衝撃とは、妊娠可能な一人の女性が一生産む子どもの数をあらわす合計特殊出生率が、丙午の年である1966年の1.58を下回る1.57を記録した一種の社会的事件である。
- 3 キャッチアップ現象は、出生を遅らせた人が晩産により希望子ども数へ追いつくことであり、キャッチアップによって30歳代の出生率が上昇する傾向がある。
- 4 札幌市は、4年ごとに「子どもが豊かに育つまち」にするため、子どもが生き生きと過ごし、子育て家庭の不安や負担が軽減される環境を総合的に整えることを目的とした「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度～平成31年度）」を策定して実行している。
- 5 札幌市では、就学前のお子さんを育てている家庭やこれから親になる方を対象に、利用する方の身近な場所に子育てサロンを設置している。親子が自由に集い遊ぶ・交流する場を提供し、様々な子育てに関する情報の提供や子育て相談、子育て講座などを実施している。常設子育てサロン、地域主体の子育てサロン、児童会館子育てサロンが、約300か所で運営されている。
- 6 厚生労働省は未就学児を持つ親を対象に、ベネッセ教育研究開発センターは小学3～中学3年の子どもを持つ親を対象にした調査である。前者は70%前後、後者は87.3%で子育ては「楽しい」と捉えている。

第4章 韓国の少子化と子育て支援

—ソウル市の子育て中の親に対するインタビュー調査を通して—

第1節 研究背景

韓国の合計特殊出生率（total fertility rate）は1960年の6.0から1983年に人口置換水準の2.1まで減少し、1980年代半ばから約10年間1.5～1.7台を維持する安定的な水準をみせた。ところが、合計特殊出生率は以降も持続的に減少し、2005年には1.08という最も低い水準を記録した。少子高齢化は労働力人口の減少と高齢化、貯蓄・消費・投資などを委縮させ、経済活力を低下させ、それらによって国家競争力も弱化されることが懸念されている。また、老年人口の扶養をめぐる若者（労働力人口）に対する租税、社会保障費の増加は、世代間の葛藤を引き起こす可能性が高い。特に、急速な少子高齢化の進展に、経済的・社会的なセーフティネットの整備が追い付かない状況で、少子高齢化による衝撃は予想よりも大きくなる可能性がある。

このような少子高齢化の問題について韓国政府は、少子化現象を誘発する要因を探り、これらを除くことで出生率を人口置換水準まで向上させようとした。具体的に2006年「第1次低出生高齢社会基本計画」、2015年「第2次低出生高齢社会基本計画」を立てて少子高齢化の問題に積極的に対応している。この計画には出生と子育てにやさしい環境造成のための細部推進課題が提示されている。たとえば、育児インフラの拡充、母性保護・乳児健康、ワークライフバランス、家族に親和的な社会文化、児童安全及び健全な成長など5つの分野に分けられている。

このように少子化問題の解決には多様な側面からのアプローチが必要となり、1つのケア供給の主体のみでは対応が難しいという限界がみられる。最近、西欧先進国では国が主導する「福祉国家」の問題点が明らかになり、社会福祉に対する国の責任と役割について市場、地域、家族など多様な供給主体が代替すべきであるという「福祉多元主義」が台頭してきた。子育て支援においても、出生と子育てにやさしい環境造成や国民の多様な欲求を充たすためには、政府だけではなく地域社会に存在する多様な福祉資源活用が必要である。このような考え方は子育ての社会化によくあらわれている。たとえば、日本では児童手当の給付や地域の子育て支援拠点の設置など、子育て支援が子育ての社会化の一環として、広く実施されている。

一方、少子高齢化が急速に進展している韓国でも、短い期間に社会による子育て支援と子育ての社会化の議論が盛んになり、政策的な支援も導入されてきた。

以上のことから、本稿では以下の2点に焦点を当てることにしたい。第1に、韓国

都市部の子育て家庭は、誰から、あるいはどの機関から、どのような支援を受けているか、保護者はどのような子育て支援を希望しているのかについて、韓国都市部の子育てネットワークの現状と課題を究明し、子育て支援環境の整備に関する提案を試みる。第2に、子育て支援施設を利用するママ友の集まりの特徴を明らかにした上で、ママ友の集まりの形成に必要な政策的な支援について社会関係資本論から考察する。

第2節 先行研究

韓国の「急激な人口増加は経済成長を阻害する」という認識の背景に、1960年代からの「人口抑制政策」が展開されたことがある。強力な人口政策は出産傾向を「少産化」に転換することに成功し、韓国の経済成長に大いに貢献したが、近年、その負の影響が「少子化」として表面化してきている。人口抑制政策から始まった「少産化」、またその「少産化」による「少子化」の進展がもたらした影響は経済、社会、文化など多方面に及んでいる。ここでは「少子化」がもたらした小家族化が家庭内における子どもの教育と子育てに及ぼす影響を中心にみていきたい。

日韓両国の少子化の直接の原因は、前述したように未婚者の晩婚化・未婚化・非婚化と既婚者の出生力低下がいわれている。とりわけ、韓国における既婚者の出生力低下には、子どもに対する養育費や教育費など、私教育費の高さと密接な関係がみられる。キムキョンクン（2016）によれば、韓国社会の加重的な養育費負担や保育・教育環境の悪さは少子化を引き起こす要因として指摘されている。さらに、少子化による家庭の子ども数の減少は子どもに対する加重的な投資につながる傾向がある。その背景には子どもに対する高い教育熱があるといわれている。要するに、子どもに対する成就の欲求としての教育熱が、加重的な教育費負担へつながり、子どもの数より子どもの競争力を重視する結果となる。

そのような子育てしにくい保育・教育環境の改善と子育てにやさしい環境づくりは、子育て問題に社会全体が共通の関心を持ち、解決しようとする認識を形成したうえで、地域社会全体で育児や子育てを担うシステム構築が必要である。最近、日本の子育て支援プログラムは政府主導から地域中心へと方向性が変わり、持続的に拡張されている。たとえば、子育て広場、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどがその代表的な取り組みである。このような取り組みは、地域で子育てを支えるため、当事者間の交流を図り、子育ての不安や悩みを相談し、助言や援助を受けられる場所を設置する目的がある。

一方、韓国における子育て支援の取り組みは、近年、国・地域・家族が分担する形でパラダイムの転換を模索している。その一環として地域では、地域児童センター、ドリームスタートセンター、健康家庭支援センター、育児総合支援センター（2013年

から保育情報センターに改称)などが設置され、多様な子育て支援サービスを提供している。とりわけ、地域社会の子育て支援の拠点機関として保護者の多様なニーズに応えている育児総合支援センターは、地域の保育・子育て支援の役割を担っている。ソウル市では、市営1カ所、区ごとに1ヶ所など、合計26ヶ所を運営している。子育て支援サービスは、区ごとに多少異なる部分があるが、主に保育施設に対する支援と在宅育児への支援に分けられる。保育施設に対する支援としては、保育園に対するコンサルティング、児童虐待の予防、保育教師に対する業務環境改善の支援などがある。一方、在宅育児の支援には、育児・保育情報の提供、おもちゃ図書館運営、子ども遊び場の提供など様々なプログラムが運営されている。

以上、韓国の子育て環境と既婚者の出生力の低下について整理し、都市部の子育て支援の取り組みについて整理した。これをふまえて、本章では都市化・核家族化が急速に進展している韓国の大都市では、子育て家庭を取巻く支援環境はどうなっているのか、第3章と同様に、「五助」の枠組みを用いて分析する。また、保護者は子育てに対してどのように感じているのかについて、子育てをめぐる「三歳神話」や、家事や育児に関する「性別役割分業意識」などにも着目したい。

この2点を究明するために、ソウル市の子育て家庭を対象に質的調査を実施した。調査課題は、①子育て支援施設の利用状況、②子育ての喜び・満足、③子育ての負担・不安・ストレス、④出産希望と理想の子ども数、⑤ママ友の有無、⑥養育手当¹の評価、⑦フェーイスシート（性別、年齢、職業、学歴、家族形態、年間収入）などである。

第3節 調査概要

1 調査地域

調査地は、少子化傾向が顕著な大都市ソウル特別市（以下、ソウル市）である。ソウル市の少子化現象は次第に深刻化し、全国最低水準の釜山（ブサン）の合計特殊出生率より低下し、2010年から全国で合計特殊出生率が一番低い都市となった。

表4-1をみると、ソウル市の出生児数は1970年の15万2千人から1981年20万3千人に増加した後、1992年から急激に減少した。2012年（現在）ソウル市の出生児数は9万4千人であり、30年前の1982年19万8千人と比べると10万4千人が減少し、20年前の1992年（18万3千人）と比べると8万9千人減少した。一日平均出生児数は、1982年543人だったが2012年にはその半分にも満たない257人になった。

また、合計特殊出生率は1970年3.05から1982年人口置換水準（TFR2.1）より低い2.05まで低下し、その後も低下傾向が変わらず2005年に0.92という最低水準を記録した。さらに、合計特殊出生率は1990年代初頭に若干の上昇があるものの、最近10年間は1.

0の水準で増減している。

表4-1 全国・市郡区合計特殊出生率(2012年)

市郡区別	2012年		市郡区別	2012年	
	合計特殊出生率			合計特殊出生率	
全国	1.30		京畿道	1.36	
ソウル特別市	1.06		江原道	1.37	
釜山広域市	1.14		忠清北道	1.49	
大邱広域市	1.22		忠清南道	1.57	
仁川広域市	1.30		全羅北道	1.44	
光州広域市	1.30		全羅南道	1.64	
大田広域市	1.32		慶尚北道	1.49	
蔚山広域市	1.48		慶尚南道	1.50	
世宗市特別自治市	1.60		済州特別自治島	1.60	

出典： 統計庁「人口動向調査」(2013)

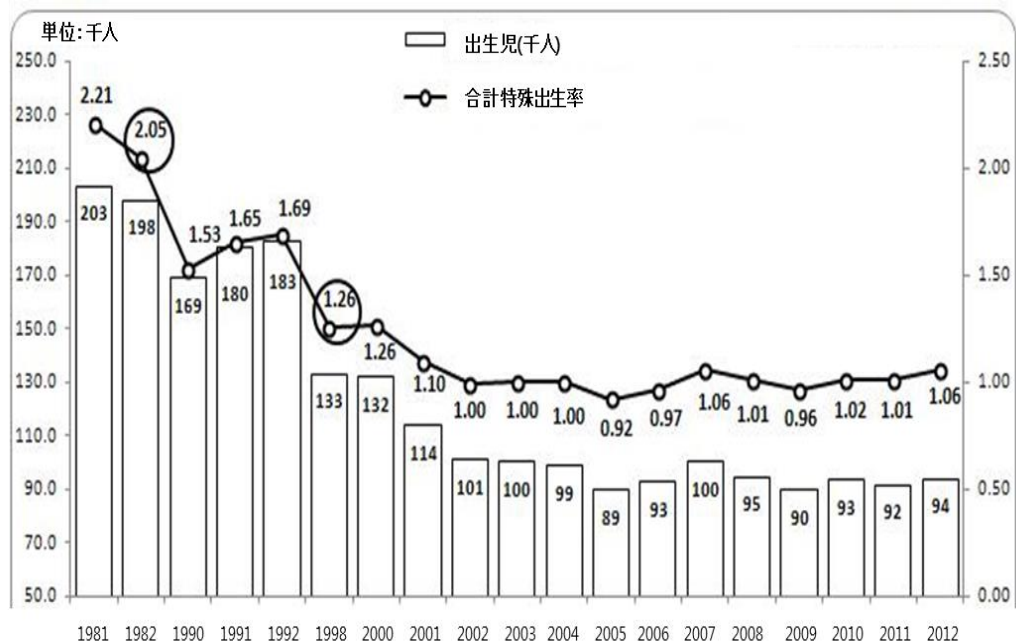


図4-1ソウル市の出生児数と合計特殊出生率

出典： 統計庁「人口動向調査」(2013)

2 調査施設

2013年2月と9月に、ソウル市の子育て支援施設²である麻浦（マポ）保育情報センター（以下、マポセンター）と城北（ソングク）保育情報センター（以下、ソングクセンター）にて、子ども連れの利用者計30人を対象に、半構造化インタビュー調査を実施した。麻浦センターは、ソウル市の予算支援のもとに麻浦区が設置し、梨花女子大学校（学校法人）が委託を受けて運営する施設である。また、城北センターは城北区が設置し運営主体は城北区都市管理公団である。保育情報センターは、学校法人・社会福祉法人・公団などに委託し、運営されている。

また、保育情報センターは土日も運営され、利用は基本的に無料であるため、地域の親子が気軽に利用できる場所である。保育情報センターの主な機能については、①保育に関する情報の収集および提供、②保育プログラムおよび教材・教具の提供、またはレンタル、③保育施設の従事者に対する相談および求人・求職の情報提供、④保育施設の利用者に対する案内・相談および教育、⑤障がい児保育など脆弱階層に対する情報提供、⑥育児支援に対する情報提供、⑦保育施設運営への支援などがある。



①子どもの遊び場（麻浦センター）



②乳幼児図書館（麻浦センター）



③玩具図書館（城北センター）



④子どもの遊び場（城北センター）

写真1 センター内部の風景（筆者撮影）

麻浦センターは、ソウル市の西方にあるマポ区に位置し、都市再開発で建てられた新しい高層マンション団地と接近している。一方、城北センターは、「多世帯住宅」³が多く、マポ区より立ち遅れた地域である。両センター対象者ら30人を「学歴」「年間収入」「住居形態（持家）」で総合的に比較してみると、麻浦センターの対象者が城北センターの対象者より社会階層が高い。利用者の性別は、女性が27人、男性が2人（父親1人、祖父1人）で、女性が多い。また女性の職業は主に専業主婦であり、年齢は30代～40代である。

表4-2調査対象者のフェイスシート

区分	職別番号	性別	年齢(歳)	職業(配偶者)	学歴	現在の子どもの数	出産希望及び理想の子どもの数	家族形態	年間収入(万ウォン)	現在住居形態
1	M1	女	35	専業主婦 [会社員]	4年制大学 及び大学院	2名(6歳・2歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	7,000~10,000	社宅
2	M2	女	41	叔母		2名(6歳・4歳)	4名			
3	M3	女	33	専業主婦 [会社員]	4年制大学 及び大学院	2名(女4歳・女1歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	10,000以上	賃貸
4	M4	女	35	専業主婦 [会社員]	2年制大学	2名(女4歳・男2歳)	無い・3名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	賃貸
5	M5	女	34	専業主婦 [会社員]	2年制大学	1名(女4歳)	無い・2-3名	夫婦と未婚の子供	5,000~7,000	父母所有の 自宅と同居
6	M6	女	33	専業主婦 [会社員]	4年制大学 及び大学院	1名(女1歳)	有り・2名	夫婦と未婚の子供	1,000~3,000	賃貸
7	M7	女	34	専業主婦 [自営業]	4年制大学 及び大学院	2名(男5歳・女3歳)	無い・3名	夫婦と未婚の子供	7,000~10,000	賃貸
8	M8	女	32	専業主婦 [会社員]	4年制大学 及び大学院	2名(女5歳・男3歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	1,000~3,000	賃貸
9	M9	女	65	祖母		2名(女5歳・女2歳)				
10	M10	女	33	専業主婦 自営業	4年制大学 及び大学院	1名(女5歳)	有り・2名	夫婦と未婚の子供	1億以上	自分の持家
11	M11	女	38	専業主婦 会社員	4年制大学 及び大学院	2名(女7歳・男4歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	賃貸
12	M12	女	35	公務員 公務員	4年制大学 及び大学院	2名(男7歳・女4歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	自分の持家
13	M13	女	44	専業主婦 自営業	4年制大学 及び大学院	3名(女14歳・女12歳・男6歳)	無い・3名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	自分の持家
14	M14	女	35	専業主婦 会社員	2年制大学	1名(女4歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	5,000~7,000	賃貸
15	M15	女	37	専業主婦 会社員	4年制大学 及び大学院	2名(男6歳・女6ヵ月)	無い・4名→2名	夫婦と未婚の子供	5,000~7,000	賃貸
16	M16	女	32	専業主婦 自営業	4年制大学 及び大学院	1名(男3歳)	有り・3名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	賃貸
17	M17	女	41	専業主婦 会社員	4年制大学 及び大学院	1名(女5歳)	有り・2名	夫婦と未婚の子供	5,000~7,000	賃貸
18	M18	女	40	専業主婦 会社員	高校卒業	2名(男8歳・女6歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	5,000~7,000	自分の持家
19	M19	女	37	専業主婦 会社員	4年制大学 及び大学院	2名(男7歳・男5歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	市営住宅
20	M20	男	65	祖父		2名(男4歳・女2歳)				
21	SB1	女	31	専業主婦 [会社員]	4年制大学 及び大学院	1名(女1歳)	有り・2~3名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	賃貸
22	SB2	女	34	専業主婦 [公務員]	2年制大学	1名(男1歳)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	義理の母が 所有する住 宅
23	SB3	女	32	専業主婦 [自営業]	4年制大学 及び大学院	1名(女3歳)	無い・1名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	父母所有の 住宅
24	SB4	女	40代前半	専業主婦 [会社員]	2年制大学	1名(男2歳)	有り・2名	夫婦と未婚の子供	3,000~5,000	賃貸
25	SB5	女	35	専業主婦 [自営業]	4年制大学 及び大学院	1名(男4歳)	有り・2名	3, 4世代同居	5,000~7,000	父母所有の 自宅と同居
26	SB6	女	43	専業主婦 [自営業]	高校卒業	2名(男13歳・男12歳)	無い・3名	3, 4世代同居	1,000~3,000	賃貸
27	SB7	男	36	専業主婦 フリーラン サー	4年制大学 及び大学院	1名(男1歳)	有り・2名	夫婦と未婚の子供	1,000~3,000	父母所有の 住宅
28	SB8	女	32	会社員 会社員	4年制大学 及び大学院	1名(男3歳)	有り・2名	夫婦と未婚の子供	7,000~10,000	賃貸
29	SB9	女	35	専業主婦 会社員	2年制大学	2名(女5歳・男3)	無い・2名	夫婦と未婚の子供	5,000~7,000	賃貸
30	SB10	女	60	祖母		1名(男6歳)				

注 麻浦センターはM、城北センターはSBでケース番号をつける。

表4-3調査対象の属性

区分	調査施設別	分類	人数
調査対象者	マポ	母親	18
		叔母	1
		祖父	1
	ソンプク	母親	8
		父親	1
		祖母	1
母親・父親の学歴	マポ	高卒	1
		2年大学	1
		4年大学	13
	ソンプク	高卒	1
		2年大学	3
		4年大学	5
世帯収入	マポ	1000-2999	2
		3000-4999	6
		5000-6999	5
		7000-9999	2
		10000～	1
	ソンプク	1000-2999	2
		3000-4999	4
		5000-6999	2
		7000-9999	1
		10000～	0
3世代同居	マポ	同居	1
		別居	13
	ソンプク	同居	5
		別居	4

第4節 調査結果

1 理想の子ども数と出産希望

調査では、「理想の子ども数は何人ですか」という質問に対して27人のうち、「子ども4人」が1人、「子ども3人」が5人、「子ども2人」が18人、「子ども2～3人」が2人、「子ども1人」が1人と回答した。回答が「子ども2人」に集中する傾向がみられる。理想の子ども数に達していない対象者のうち、出産を希望していないと答えた母親の理由は、主に以下の3点にまとめられる。①経済的な理由（「子どもの養育費・教育費がたかさんかかる」「所得が低い」）、②本人の仕事や余暇生活に阻害、③子どもを育てる施設が不備である。

また、理想の子ども数が3人以上で出産を希望していない対象者は、一般的に理想的な兄弟の年の差である3歳違いを超えたケースが多い。少数の意見であるが、高齢出産に伴うリスクについても語ってくれた。たとえば、高齢出産による流産への危険性や生まれる子どもの障がい心配であるということである。対象者の年齢は、20代は0人、30代21人、40代も5人いる。ちなみに、韓国の初婚年齢は男性32.8歳、女性30.1歳（統計庁、2016「婚人・離婚統計」）であり、初婚年齢は上昇、それにともない、晩産化も進んでいる。

さらに、現在の子ども数が1人である対象者は、ほとんど今後の出産希望があった。その主な理由は、「子どもが一人では寂しい」「兄弟がいると互いに助け合うことがで

きる」「親が死んだ後に、世の中で頼られるのは血が繋がっている兄弟しかない」という家族規範が反映されている。また、かつてのような男児を産むために出産する「男児選好」の回答は見当たらなかったが、現在の子が女の子（男の子）なので男の子（女の子）が欲しいという、異性の子どもを好む傾向が見られた。要するに、性別が異なる子どもの子育てを楽しみたい親の希望である。

2 子育て負担

子どもの出産をめぐる不安と子育てに対する負担・ストレスについては多様なマスメディアに大きく取り上げられ、少子化問題の深刻さや子育ての社会的課題がより鮮明になりつつある。都市化、核家族化（小家族化）に代弁される現代社会では、出産という選択をして新しいライフコースに入った親たちの育児・子育てに対する不安・負担は相当なものである。金子（2006）は、子育てに伴う負担について身体的負担・精神的負担・時間的負担・経済的負担に分けて説明している。韓国の状況についても以上の4つの子育て負担の側面から調査結果をまとめる。

ソウル市での調査で「子育てで負担と感ずるものは？」という質問に対して、最も多かったのは精神的負担と経済的な負担である。対象者はほとんど大学（2年・4年）あるいは大学院卒であり、子どもの教育に高い関心を示している。これらは子どもの保育と教育が子どもと親の自己責任の問題として扱われる韓国社会で、「自分の子どもに他の子どもよりよい学歴や学閥を持たせようとする親の欲望」（キムジュフ、2003:117）という教育熱が関係している。「子どもの認知的・身体的に遅れがないか心配だ」「教育的にどんな幼稚園・学院（塾の意）がわが子によいのか不安である」などの回答を得た。また、「オリニジプ（保育施設・「子どもの家」の意）で子どもが虐待されているのではないか不安であり、保育施設の選択が難しい」などの答えが多く得られた。これらは、保育士による児童虐待の問題や保育施設の質が大きな話題になっていることで、保育士や保育施設に対する不安や不満が高まっていることが背景にある。ちなみに、韓国では全体のオリニジプのうち、国や自治体が設置し運営する国公立オリニジプの割合は、7.0%（2,859カ所）であり、民間と家庭オリニジプは84.9%である（保健福祉部、2015「保育統計」）。だが、保育施設の民営化を進める日本に対して、韓国では保育施設の国公立化を進めている。

競争が激しい韓国社会で親が抱えている精神的負担は重く、これらの精神的負担は経済的な負担につながっている。「乳幼児の時は、おむつや粉ミルク代などでお金がかかるが、少し大きくなると周りの子どもが塾に通い始め、うちの子も他の子より遅れないように英語・音楽・美術などの塾を通わせている」などの回答が示しているように、子どもの養育費・教育費の私的負担が重い。ちなみに、韓国の私教育費の総額は

約18兆1千億ウォン（約1.8兆円）、私教育を受ける小・中・高の学生一人当たりの私教育費は37万8千ウォン（前年6.4%増加）となり、増加傾向である（統計庁、2016年「小・中・高の私教育費調査結果」）。

一方で、時間的負担として日本の調査と同様に「趣味の時間がない」、「ゆっくり休む時間がない」「自分のための時間がない」などに加えて、「子どもの塾への出迎えなどで時間的にゆとりがない」という回答も得た。身体的負担に関しては、「子どもの夜泣きや夜中の授乳でぐっすり寝ない」「子どもの面倒をみることで大変だ（お風呂、泣くときのおんぶなど）」などの回答があった。

こうした子育て負担を抱える母親に対して、家族や国は支援を提供している。具体的に子育て家庭が、誰にどこから子育て支援を受け、どのような子育て支援施設を利用しているのか、そこでどのような子育て支援ネットワークが存在するのかを見ていく。

3 家事や育児に一番頼られる人、「夫」

韓国でも、男性は稼ぎで家族を経済的に扶養する手段的役割が、女性は家庭内で家事・育児など情緒的紐帯を支える表出的役割が期待され「性別役割分業」は、近代化に伴い家族の重要な原理として受け入れられてきた。特に、日韓両国において、こうした性別を軸とする役割構造を持つ近代家族は、高度経済成長を支える仕組みとして位置づけられる。

韓国は、「性別役割分業意識」とともに「三歳神話」意識もまだ強く存在しており、出産を機に退職する母親が多い。調査対象者 26 人のうち、就職している母親は 2 人（公務員・会社員）のみで、残り 24 人は専業主婦であり、子育て期の母親は専業主婦が多いことがわかった。

今回の調査で母親に「今現在、家事や育児で一番頼れる人は誰ですか」という質問に対し「夫である」と答えた人が一番多かった。しかし、韓国の父親の家事分担率は一日当たり 47 分で、世界で最も低い水準である（統計庁、2016「仕事・家庭両立指標」）。家事分担率が低い状況のなか、一番頼れる存在になっているのは皮肉なことであるが、核家族化が進展している都市の家庭で見られることである。具体的に「週末には子どもと遊んでくれる」「買物に行く時、運転することや、荷物を運んでくる」「たまに皿洗い・掃除機をかける」などの回答が多かった。また、夫の職業が「公務員」、「自営業」である場合、家事や育児への参加が比較的に高かった。その理由は、出勤・退社時間が規則的であること、または勤務時間を自由に設定できるという仕事の特徴であった。たとえば、夫が学院（塾）の経営者（自営業）で、仕事がない午前中に子どもを連れて公園で遊んでくれるという事例があった。ただし、自営業の場合には夫

の仕事の都合によって家事や育児参加に「するか・しないか」が極端になるパターンを見せた。

次に、多く出た答えは家族・親戚であるが、これは主に女性本人の母親である。夫の母親より気軽に頼ることができる対象であることがその理由である。夫の母親であると答えた対象者は3世代同居の住居形態であった。調査対象者のうち、3世代同居は4人であるが、同居する家はすべて親の持家であるという特徴が見られた。

また、韓国では、育児のために人を雇用することは、それほど一般的なことではないが、保母を雇うという家庭もあった。個別家庭の育児を担当する職種として、「育児トウミ（手伝う人）」などと呼ばれる職種がある。「育児トウミ（手伝う人）」が制度として編入される前までは、中国の朝鮮族の女性を住み込みの家事・育児トウミとして雇うこと（商助）があったが、現在は国が育児補助金（公助）を支給し、育児トウミサービスの利用を奨励している。

このように双方の家族（母親）に支援を得られない場合や、不足する部分については、「商助」としての子育てサービスを利用し、国はそのような養育費を軽減するために「公助」として支援している。

4 行政の支援政策・制度

韓国では2013年から保育園や幼稚園を利用しない、在宅育児をする家庭にも「養育手当」を支給している。今回の調査でこの制度に対する親たちの評価を尋ねた結果、「もらって嬉しい」「子育てに役立つ」「もっと早く実行するべきだった」など全体的に肯定的な評価が多かった。これらには、保育情報センターを利用する対象者らは子育て支援政策に対する需要が高い階層であることが反映されている。しかし、一部であるが、「金額が少ないので認定オリニジブや幼稚園に通わせた方がよい」など金額への不満や「現金給付」より保育情報センターの増設や育児支援サービス提供など、「現物給付」を求める声もあった。

韓国は現在（2013年10月）、オリニジブ（保育施設）の入園制限がなく0歳～満5歳の子どもに対し所得階層と関わりなく「全面無償保育・教育」を実施している。また、ソウル市では出産奨励金として第1子には10万～30万ウォン、第2子には50万ウォン、第3子には100万ウォンなどを予算の範囲で差等支給している。

表4-4 経済的支援の種類及び形態（韓国）

区分	支援	支給時期	支給方式	主管機関
オリニジブ利用 (満0～5歳)	保育料	毎月	カード発給	保健福祉部
(子ども愛カード)			指定金融機関	
幼稚園利用 (満3～5歳)	幼児学費	毎月	カード発給	教育部
(子ども楽しいカード)			指定金融機関	
家庭での養育 (満0～5歳)	養育手当	毎月 25日頃	個人口座に政府支援金を送金	保健福祉部

注 養育手当の金額は、12ヶ月未満200,000ウォン(約20,000円)、24ヶ月未満150,000ウォン(約15,000円)、36ヶ月未満100,000ウォン(約10,000円)、36ヶ月～満5歳まで100,000ウォンになっている。

出典：保健福祉部ホームページの資料から筆者作成

5 子どもを媒介した関係、「ママ友」

日本では、地域子育て支援拠点事業として子育てサロンや子育てサークルで子どもを介したママ友付き合いが見られるが、韓国では日本の子育てサロンや子育てサークルのような常時的な「集まりの場」がまだ設置・運営されていないため、このような場を通じてのママ友の付き合いは見当たらなかった。しかし、韓国の母親たちは「子どもが友だちなら母親も友達」という理由で子どものために意識的に母親仲間をつくっていると報告されている(山根、2007: 33-50)。実際、調査対象者の母親たちは子どもを媒介にしてママ友付き合いを始めた点については日本と同様であるが、ママ友付き合いになったきっかけは異なる。日本では子育てサロンや子育てサークルなどに入ったことを契機にママ友付き合いが始まったことに対し、韓国では公的な子育て支援施設を利用する前にママ友付き合いがあった。要するに、「子どもを介する」という点では共通しているが、「子育て施設を通しているか・通していないか」という点については相違点がみられる。実際、センターで話をしている母親たちの関係を尋ねる、子どもが通う幼稚園で知り合ったママ友付き合いであった。つまり、子育て施設という「公的空間」を代替する「私的空間」でママ友の集まりが形成されていることである。

地域におけるこのようなママ友集団形成は、信頼の基盤に、ネットワークを構築し、互いに助け合う関係を形成する意味で地域の社会関係資本として捉えることができる。韓国のママ友は「私的空間」を基盤に親密な関係を形成していく中で、仲間以外の人々に対しては子育てノウハウや教育情報を共有しないという閉鎖性の問題を抱えている(マポ保育センター長・ソンプク保育センター長)。つまり、ママ友ネットワークの内

部では内部の資源・情報が自由に共有されることに対し、外部については排他的である。

以上のように、韓国のママ友の集まりは子育て支援施設の不備により、子育て支援施設の「公的空間」ではなく「私的空間」で形成されており、高い「閉鎖性」と「排他性」をみせている。都市における小家族の家庭で自助・互助が得られず、ママ友の「私的空間」に入れない母親の支援が大きな課題になるだろう。

第5節 まとめと考察

以上のソウルの調査をふまえ、大都市の出産意識と行動と、韓国の子育て支援ネットワークの現状と課題について考察する。また、第3章の日本札幌市の事例と今回の事例から得られた知見から政策的な提案を試みる。

1 大都市における出産希望と出産行動

ソウルの調査では「理想の子ども数」が2人以上ということで人口置換水準を上回っており、一人っ子を希望する家庭は稀のケースであった。もし、調査対象者のすべてが理想の子ども数とおりに出産すると少子化問題は生じていないだろう。しかし、ソウル調査で現在の子ども数が1人の家庭は14人であり、理想の子ども数と現在の子ども数にギャップが存在している。このようなギャップの発生には、子育てが家族や親の自己責任で担われることや、子育てに対する重い精神的・経済的負担が密接に関連していると思われる。特に、韓国大都市における既婚者の出生力低下を説明するとき、経済発展と生活水準の向上とともに人々の子どもに対する価値意識の変化や、韓国の独特の高い教育熱による養育費と教育費の増加などの経済的な側面の制約もあると考えられる。

また、ソウルの調査の親（調査対象者）の年齢が30代と40代であるという事実から、都市中・高所得層の晩婚化・晩産化がうかがえる。晩婚化は、晩産化につなぎ、また晩産化は高齢出産というリスクを伴うため、結婚しても子ども産まないことを選択する夫婦、いわば、DINKS (Double Income, No Kids) を量産していると考えられる。ディンクス本来の意味は、意識的に子どもを作らない、持たないという考え方や価値観をもつ共働きの夫婦のことを指し、ライフスタイルとして理解されることが多い。しかし、韓国大都市では晩婚化・晩産化が進み、子育ての経済的負担が増加するなか、子どもを産みたくても産めないディンクスも存在していると思われる。この相違点からみると、前者を「自発的DINKS」に、後者を「非自発的DINKS」として大別することができる。政策的な支援が必要なのは、後者の「非自発的DINKS」であることは言うま

でもない。

韓国では、高齢者福祉分野は「扶養・介護の社会化」が進められており、民間の養老施設という福祉の市場化と、共助的な老人コミュニティの役割が強調されている。今後、家族構造の変化に伴って、「扶養・介護の社会化」だけではなく、「子育ての社会化」も進めなければならない。かつて韓国における子育て支援は、主に家族や親族（自助）、オリニジプ・幼稚園・塾（商助）などに任せていた。そのため、国による「保育・教育の無償化」や養育手当の支給は家族の負担を軽減し、子育てサービスの質を上げる効果があると思われる。ソウルの調査で保護者が地域による子育て支援の充実を求める声があったことから、地域のボランティア、子育て支援NPO、子育てコミュニティといった共助の活用も必要である。国による子育て支援策はもとより、親子が実際に生活する地域における子育て支援が韓国社会の今後の課題であろう。

2 韓国の子育て支援ネットワークの現状と課題

韓国都市部における子育て支援ネットワークに関しては、都市化・核家族化により家族規模は縮小し、家族・親族の子育て支援は以前より協力を得ることが難しくなった。そのかわりとして、育児や家事に対する夫への積極的な参加が期待されているにもかかわらず、「性別役割分業意識」や男性の育児参加を阻害する社会的システムで夫の育児参加はなかなか進まないのである。また、商助である保育施設のオリニジプや教育施設の幼稚園は拡充しており、共働き家庭を支えているが、同時に家庭の養育費や教育費の負担も増加している。このような家庭の経済的負担を軽減する目的として無償保育・教育を実施し、在宅で育児する家庭には養育手当を支給しているが、財政問題で持続的に制度が続けられるかが課題である。

韓国では、今までの家族・親族の自助を中心とした支援構造に困難が生じ、より多様なセクターによる子育て支援ネットワークの構築が求められている。その鍵を握っているのが共助的な取り組みである。ソウル市は子育てに負担を感じ、支援を求めている子育て家庭のために、親同士が相互に支え合える子育て仲間の形成を促進するために「ママ友自助集まり」活動に高い関心を示している。ソウル市が近年実施している「父母コミュニティ」支援、「プマシ共同育児（「互いに協力し合う子育て」という意）」事業がその典型的な支援策である。「父母コミュニティ」支援は、ソウル市の各地である初期的な子育て集まりを子育てサークルのように育成しようとする目的がある。また、「プマシ共同育児」事業は、地域における子育て当事者や子育て支援者が「父母コミュニティ」活動などを通じて、子育てにかかわる資源（人的・物的）を共有しようとする取り組みである。このように韓国では地域における子育てコミュニティの創出を通して子育て家庭を支援する「共助」の仕組みに取り組んでいる。

このような取り組みは、日本で実施されている「地域子育て支援拠点事業」の目的と共通する部分が多いが、展開するやり方には相違点が見られる。具体的には、日本の子育て関連施設には、「子育てサロン」、「子育てサークル」といった共助的なコミュニティが活動する「一定の空間」が提供されている。一方、韓国では子育てコミュニティが、国（公助）、地域（共助）のレベルではなく、あくまで母親の自己責任の延長線として「私的空間」で作られている。したがって、子育て関連施設には地域の子育てコミュニティが活動する「一定の空間」が提供されていないことで共助的な子育てコミュニティの形成ができていないことが課題である。

よって、ソウル市の子育て支援策が一定の成果を成し遂げるために最優先的に考えるべきなのは、子育てコミュニティが形成されるための「一定の空間」（公助）の提供である。金子（2011）は、個人中心でも地域集団、団体を軸としても構わないが、一定の空間内部に集まりができればコミュニティ作りへの萌芽はあり、それが育つかどうかはその集まりの程度の強さによるものである述べている。

この「一定の空間」の提供は、地域に散在している子育て資源（人的・物的）が、ママ友、地域ボランティア組織・子育て支援 NPO（共助）などに組織化されることを可能とし、地域の社会関係資本として資本の蓄積が期待される。また、子育て支援施設の中で集まれる「一定の空間」の提供は、すでに「私的空間」で形成されている子育てコミュニティを「公的空間」に誘致・変換する効果があると考えられる。これは、加藤（2001）が言う、家庭内の私的営みとして捉えてきた子育てが社会的な営みへと転化・発展していく「保育の社会化」に相通ずるところがある。

また、ママ友集まりの「私的空間」の閉鎖性により独占された「子育て支援資源」が「公的空間」という開放性によって、誰でも子育て支援資源に自由につながることが予想される。それらによって、地域という大きなネットワークのなかで「ネットワーク内の2点の間をつなぐ唯一の経路（path）」（Granovetter、1973）としての機能が生まれ、地域社会の子育て支援にかかわる社会関係資本の形成がより促進されると考えられる。

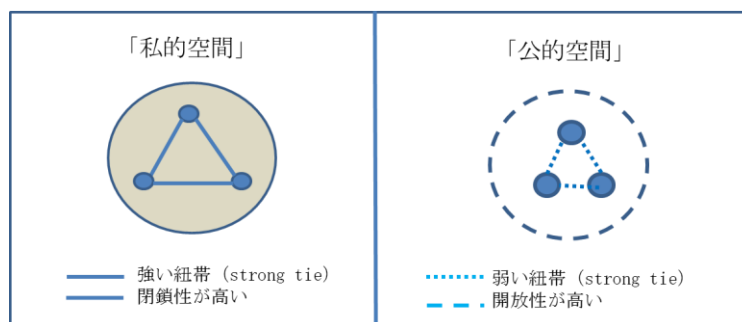


図4-2 「公助」としての「公的空間」提供

注：小さな「○」は個人を、大きな「○」は集まりを表している。

注

-
- 1 養育手当は、オリニジブ（保育施設）を利用しない児童に対し、①親の養育費用の軽減、②政府支援の公平性の問題を解消、③在宅児童の健康な成長や発達を支援する目的で、2013年3月から実施されている現金給付のサービスである。
 - 2 子育て支援施設である保育情報センターは、乳幼児保育法第17条・同法施行令第12条に基づいて保育に関する情報収集と提供および相談を行う保育情報センターの運営が義務化され、地域の保育や家族福祉の増進するため包括的な保育サービスを提供する目的で1990年代から設立された。2013年12月から、「育児総合支援センター」に改称され、現在ソウル市では26カ所が運営されている。
 - 3 1つの建物に複数の世代が居住することができるように住居空間が別に分離している住宅。

第Ⅲ部 少子高齢化社会の到来と高齢者ケア・支援

第5章 日韓の高齢者の生活と高齢者福祉

第1節 高齢化と高齢者扶養の理論的考察

1 高齢化の理論的考察

高齢化とは、高齢者の数が増加し、総人口に占める高齢者の割合が高まることを言う。社会の高齢化を表す代表的な指数として、65歳以上の人口が総人口にしめる割合である高齢化率がある。高齢化の動向は一般的に高齢化率であらわし、人間に等しく訪れる個人の老化の問題を社会的に捉えたものが高齢化ともいえる。社会が高齢化する直接の原因には、「長寿化」と「少子化」の傾向があり、これらの背景には、社会の近代化・産業化による国民生活水準の上昇が存在していると考えられる。このような考え方で高齢化の現象を説明しているのが「人口転換理論」である。

「人口転換理論」は、18世紀後半から20世紀にかけて、主として西欧社会が歴史的に経験した多産多死型から少産少死型への人口動態の変化を社会経済発展との関係をさして人口転換といい、これをまとめたのが「人口転換理論」である。「人口転換理論」では社会が高齢化する要因を次のように説明している。社会の高齢化は、出生率と死亡率の変化によってもたらされるものであり、その変化を引き起こしたのは近代化である。近代化以前の社会は出生率も死亡率も高く、人々は数多くの子どもを産むが、育つ途中で多くの子どもが感染症などで死ぬため「多産多死型」である。しかし、近代化が進むと栄養状態がよくなり、また医療技術も発展して、乳幼児死亡率が低下し、人口が爆発的に増加する「多産少死型」の社会に変化する。要するに、近代化がもたらした産業化による「生産力の上昇と生活水準の向上」(金子、1995:14)がもたらした人口動態の変化である。

具体的には衣食住の保障、健康と衛生の水準の上昇、栄養水準・医療水準の向上を支える社会の各部門におけるさまざまな技術的・制度的な進歩があげられる。その生産力の上昇と生活水準の向上から生じた恩恵は乳児死亡率と高齢化率にあらわれる。韓国における生後1年未満の乳児死亡率は、高度成長をもたらした産業化が本格的にスタートした1970年では出生1000人当たり45.0となり、OECD平均29.3より非常に高い水準であったが、経済成長と医療水準の向上などの影響をうけ、1991年10.0、2010年3.2まで減少し、OECD平均6.6より大きく下回っている(OECD、Health at a Glance-Asia/Pacific 2014)。

どころが、近代化はものの豊かさのみではなく、人々の価値観や社会的な規範にも影響をあたえ、人々は多くの子どもを産まなくなり、避妊技術の向上などで出生率も

死亡率も低い「少産少死型」の社会になっていく。多産少子の時代に生まれた中高高齢者は長寿化する一方、出生率は低下する少子化によって、総人口に占める高齢者人口の割合がさらに高くなっていき、社会が高齢化するということである。高齢化にはただ単に人々が長生きするというだけのことでなく、次世代を担う子どもも少なくなるという現象が付随しているのである。

このように、少子化と高齢化は密接につながっているため、断片的な観点より「少子化する高齢社会」（金子、2006）という統合的な観点が必要となる。

また、社会の高齢化を病理的な観点から捉える「社会成熟論」がある。ガボール（Gabor, D. 1972）は、『成熟社会（The Mature Society）』の中で「成熟社会とは、成熟社会は経済社会における大部分の基礎的欲求水準を満足させ、これにともなって社会の活力、あるいは成長が鈍化するに至った社会である」と説明している（佐原、1989:7）。さらに、林（1982）は成熟社会を先進国病の社会であると規定し、欧米先進国にあらわれている先進国病の諸現象として出生率の減退と人口の高齢化を説明している。米川（2005:5）によると、成熟社会では経済と人口成長が低下ないし鈍化することを基底に、高齢化、経済のソフト・サービス化、福祉社会化、高学歴化、学習社会化、個人主義化、生活における余暇や健康志向、国際化、情報化等々といった経済・人口・社会・文化の各領域の成熟とそれに応じた社会病理状況の拡大が見られている。すなわち、彼は出生率減退と人口の高齢化は成熟社会の基本的傾向であり、それに伴う先進国病ともいわれる社会病理の現象として捉えている。

2 高齢者扶養の理論的考察

高齢者扶養に対する理論的な考察として「社会交換理論（Social Exchange Theory）」「役割理論（Role Theory）」「家族主義（familism）」などを概観してみる。

第一に、社会行動を報酬あるいはコストの交換としてみる社会交換理論（Social Exchange Theory）的な観点がある。ホーマンズ（1961=1978）は、社会行動は交換であり、それは物的な財であれば、是認や名声のシンボルのような精神的財もあると主張している。高齢者扶養について扶養される側と扶養する側の相互行為を社会行動として捉えることが可能である。すなわち、高齢者扶養は子どもからみると大人になるまで育ててくれた父母への恩返しとしての老後扶養の側面があると考えられる。また、孫への育児や家事を手伝ってくれる行為に対する補償としての扶養も考えられる。さらに、儒教思想が根強く残っている文化圏において、老父母扶養は文化的規範や家族規範であり、子の老親扶養は親孝行として賞賛されている。

第二に、諸個人が相互行為の中で役割を媒介として社会の中に位置づけられていることを考察した理論として役割理論（Role Theory）がある。リントン（1952）は、個人

の役割は「ある特定の地位に結びついた文化型の総和」である同時に、社会関係のなかで「役割期待」が社会化の機能を持っていると述べている。ゆえに、高齢者扶養に対する文化型の総和としての文化的規範の変化は、個人の役割認識にも影響を与えると思われる。具体的には、親の子に対する扶養への「役割期待」が変化するにつれて、子の親に対する扶養への「役割認識」が変化することである。

第三に、アジアの諸国の特徴として言われている「家族主義 (familism)」がある。落合 (2013 : 22-23) は家族主義について、①家族をすべてに優先して考えること、②特定の社会の規範的家族像を称揚すること、③家族内に見られる人間関係や意識を家族外の様々な社会関係にも拡大して適用すること、を家族主義として説明している。また、ジャンクションソプ (2013) によると、家族主義は人々の生活に密接に関連し、社会制度として運用する際、人々に直接・間接的、明示・暗黙的に家族の責任・義務・権利を強化し、家族中心的な生活を営ませる効果があるという。このような家族主義に基づいた高齢者扶養の制度においては、高齢者の介護やケアの負担が家族に転嫁されることで国の福祉負担が減り、財政的安定にも肯定的な効果がある。一方、都市化や核家族化により、家族の高齢者ケアの機能がますます弱くなる現時点では家族に大きな負担を与えることが懸念されている。

第2節 日韓の家族の変容と高齢者扶養

韓国と日本は儒教文化圏に属していて、この文化的伝統の影響によって親孝行に対する家族規範が依然として残っているという共通の特徴を持っているといわれている。しかし、日韓両国には高齢化率の差による年金・医療部門における財政支出だけでなく、福祉制度や福祉サービスの内容と質においても相違点が存在する。本節では、日本と韓国における老親扶養の変化を家族の変容の文脈で概観してみる。

1 韓国

韓国社会の特徴として家族主義ということがよく言われている。チェジェソク (1976) は家族主義について、すべての価値が家族の維持・存続と関連し、家族の団結・永続化や家族の共同利益を追求しようとする集団的努力であると定義した。キムテギル (1983)、イイヒョゼ (2003)、家族主義が韓国人にとって最も重要な価値観・アイデンティティであると主張している。

しかし、家族主義に対する議論は否定的にも肯定的にも取られている。ジョヘジョン (1985) は、家族主義が家や家門の枠内で利己・排他的に作用する場合、社会問題の要因となる可能性について指摘した。家族主義は個人や社会よりも家族を優先する

ため、家族内部では個人を家族の中に従属させることと同時に家族外部では社会的な公益より個別の家族の利益を道具的に追求する傾向がみられる。たとえば、子どもへの極端な教育投資を通して家族の階層再生産を成し遂げようとする韓国の教育熱は家族主義の利己・排他的な側面が強くみられる事例で、韓国社会の病弊として認識されている。

一方で、家族主義の中で習慣化された共同体の価値は、韓国社会の潜在力として見られる見解もある（クォンヨンヒョク、2012:329）。個人主義によって弱まった共同体や社会関係資本を回復する方案として家族主義が受け入れられ、孤独死のような社会的疎外と孤立問題の解決策としても注目されている。このように家族主義に対する解釈がそれぞれ異なっているのは観点の違いによるものであり、家族主義は文脈や状況によって肯定的にも否定的にもとらえられていることがわかる。

さらに、このような家族主義に関する先行研究では、韓国の独特な家族主義の形成に焦点をあわせたジャンキョンソプ（2013）の研究がある。ジャンキョンソプ（2013:15）は、家族主義の形成の特質に着目し、家族主義を理念的家族主義¹（Ideational familialism）、状況的家族主義²（Situational familialism）、制度的家族主義（Institutional or institutionalized familialism）に類型化した。その中で、制度的家族主義は社会制度の形成と運用の際、直接・間接的にあるいは明示・暗黙的に家族のレベルでの責任・義務・権利を強化することによって家族を中心とした生活を営ませる制度であることに着目している。

高齢者扶養という言葉の意味と範囲は、家族レベルで「家族による高齢者の世話や社会経済的サポート」と、社会レベルで「高齢者生活保障の全般的施策を含む扶養」として捉えることができる（ジャンキョンソプ、前掲）。韓国における扶養や所得支援制度には家族主義の色彩が強く出ている。経済的扶養は家族が遂行する最も中核的な役割であり機能である。扶養能力がない未成年・高齢者のような家族構成員を扶養するため、家族内部で経済的資本が共有され再分配が行われる。家族の経済的な扶養は大きく二つで分かれる。

一つは、「生活維持的な扶養」であるが、これは一次的な扶養を意味し、生計をともにする親と子の間で発生する扶養であり、「同居型老親扶養」（森岡・望月、2007:138）ともいえる。もう一つは、生計をともにしない父母・兄弟・姉妹に対し自分の生活に支障がない範囲である程度の自発性を持って行われる「生活扶助的な扶養」がある（キムジュス、1994:353-376）。「生活扶助的な扶養」は別居という居住形態であるが、すぐ近くに別居する「近居」と、もう一まわり離れた「遠居」があり、扶養の側面からみると機能に差が生じている。

表5-1 居住形態と高齢者扶養

区分		機能			逆機能	
扶養の側面 居住形態		経済的援助	情緒的援助	身辺介護	プライバシーの侵害	情緒的葛藤の顕在化
	同居		○	○	○	○
別居	近居	○	○	○	○	○
	遠居	○	○	・	・	・

注 大 - ○、○ - 中、小 - ・

出典： 森岡他（2007：141）により作成

また、親と子どもとの相互扶養は子どもが児童期と青少年期になるまでは生活維持的な扶養の性格を持つが、子どもが大人になって独立すると生活扶助的な扶養に転換される。

ところが、韓国では「生活維持的な扶養」から「生活扶助的な扶養」に変わる際に、特別な扶養が存在する。たとえば、青年期の独立に大きく影響する教育・就職・結婚などで発生する費用を親が負担することである。若者の就職がますます厳しくなることにつれて要求される学歴も上昇し始め、様々な資格証・英語点数・公務員試験など就職のための投資費用が増える一方である。また、就職・結婚した後にも新婚夫婦が住む住宅は親の責任であるという認識もまれではない。もともと日本のような賃貸制度が活性していない韓国で住居を用意するには住宅を購入するか、「傳貰(チョンセ)」³で家を借りる方法が一般的である。しかし、いずれも初期費用(チョンセ保証金)として大金が必要となり、新婚夫婦が自力で住宅を用意するには限界がある。

このように親が子どもを扶養することはほとんどの社会で家族規範として受け入れられているが、特に韓国では「生活扶助的な扶養」の枠を超えた扶養期待が親子扶養関係に存在している。韓国の家族規範が内包している高い扶養期待は親の大きな経済的な負担になり、その結果、老後に経済的な余裕がない生活や貧困層に陥る可能性が高くなる。

一方、経済活動ができず、所得がない老父母の扶養については伝統的な家族規範として韓国では受け入れることが一般的である。伝統社会では老父母の扶養は長男と生計をともにすることを意味した。つまり、家族の世帯的な継承を重視した直系家族制と老父母に対する「長子扶養」の規範が強く残っていた韓国では長男が父母と同居をともにしながら生活維持的な扶養を行い、他の兄弟は生活扶助的な扶養を中心に老父母を支えてきた。しかし、かつての家族規範が弱くなりつつ、三世帯の同居率も減って子どもによる生活維持的な扶養が崩れてきた。

「2011年度老人実態調査」によると、一人暮らしの高齢者が19.6%、夫婦のみが48.5%であり、子どもとの同居率は27.3%に過ぎない。このことから、親と既婚の子どもとの扶養関係は生活維持的扶養から生活扶助的扶養に変わったことがわかる

2 日本

日本は経済的の発展により生活水準が向上した社会だが、ケアの提供については、「家族主義」という韓国と共通する構造にいまだにとらわれている。日本では、家長制大家族という「家制度」の基盤に、高齢者、子ども、あるいは障がい者の世話を、多くの場合家族が担われてきた。このような家制度のもとでは、高齢者の老後問題はほとんど家の中で解決された。戦後、1946年「日本国憲法」が公布され、従来の「家制度」は解体された。さらに、高度経済成長に伴い、農村人口の都市への流入がおり、都市化を進展し、農村に残されていた地縁・血縁共同体は崩壊されていた。その結果、かつての地域や家族に基づいた生活保障に頼ることのできない状態になった。

それで日本は、欧米に倣って、ケアサービスの提供を始めた。しかし、経済成長を背景に西欧型「福祉国家」を目指した日本にオイルショックが直撃した。そこで政府は方向転換を余儀なくされ、結果として「家族主義」と男女の役割分担が再強化されることになった（落合、2013：1-38）。

少子高齢化という社会変動のなかで、労働力としての女性の社会進出、晩産化によるダブルケアなど、「家族主義」と「性別役割分担」に基づいた福祉制度だけでは高齢者扶養・介護問題に対応し切れない状況になっている。都市化と核家族化の進展による家族形態の変化は家族の高齢者ケア機能をさらに低下させた。

国民生活基礎調査によると、2016年に65歳以上の者のいる世帯は2416万5千世帯で、これは全世帯の48.4%にあたる。また、65歳以上の者のいる世帯のなか、高齢者がどのような家族形態で暮らしているかについて、「夫婦のみの世帯」が31.1%で最も多く、次いで「単独世帯」が27.1%であり、その後「親と未婚の子のみの世帯」が20.7%、「三世代世帯」が11.0%となっている。これを年次推移で見ると、図5-1のようになり、この40年間で三世代同居のなかで暮らす高齢者の割合が激減している様子がよくわかる。

その一方で、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」が増加している。また、新たな高齢者世帯として未婚の子と同居する家族形態が増加している。「親と未婚の子のみの世帯」での扶養のあり方は、高齢者が今まで通りに家事や生計を一手に引き受けて未婚子の身の回りを世話するケースがある。生涯未婚率⁴の増加に伴う親同居未婚者のパラサイト・シングル化がうかがえる。

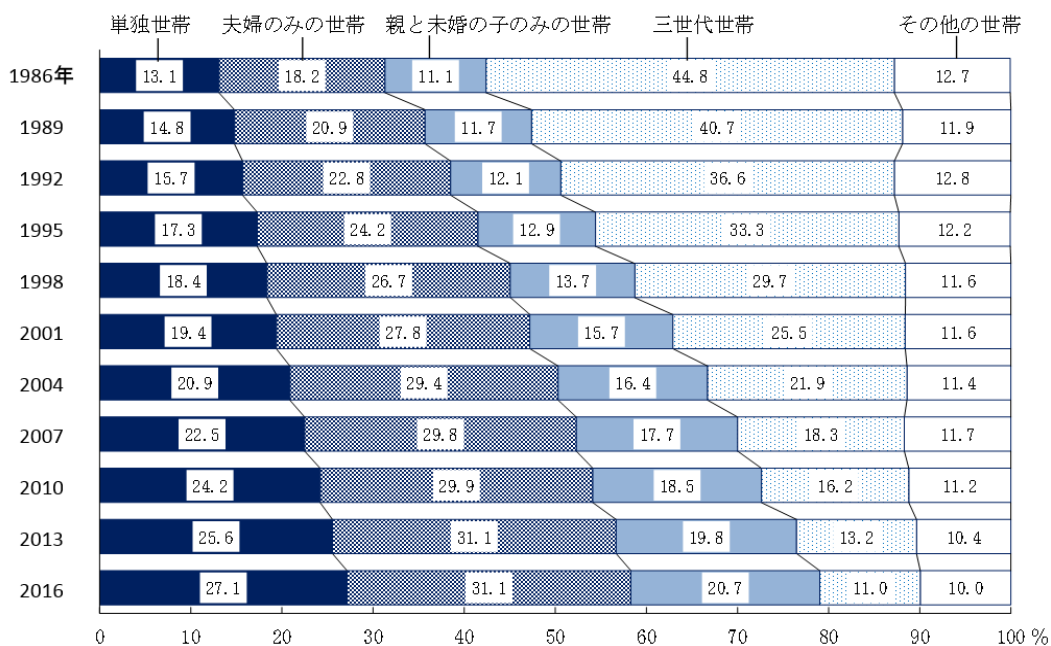


図5-1 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

注 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」と「一人親と未婚の子のみの世帯」をいう。

出典： 厚生労働省、2016年「国民生活基礎調査」より作成

また、その逆で未婚の子が同居している老親の介護をするケースもある。近年、未婚の子も高齢になって老親を介護することで親子がともに破産する「親子共倒れ」が社会問題として浮上している。

以上のように、家族の形態が変容することで、従来にみられなかった家族の扶養関係や高齢者の扶養のあり方にも変化が生じてきた。

第3節 日韓の高齢者扶養の特徴

1 生活維持的扶養として同居率の日韓比較

既婚の子が親と同居する場合、子どもによる「生活維持的扶養」を遂行しやすい。だが、「子との同居率」を日韓の統計データで比較してみると、納得がいかないところがある。日本において65歳以上の高齢者のいる世帯で子との同居率は33.3%となっており、韓国の28.4%より高い数値である。このデータを的確に捉えるためには「子どもの結婚有無」の変数を入れて理解する必要がある。なぜなら、子どもが親と同居している「住居形態」が同様でも「未婚」なのか、「既婚」なのかによって世帯間の扶養の方向性や内包する文化的な含意が大きく異なるためである。

実際、日本の「国民生活基礎調査」⁵では「未婚の子」と「三世帯世帯」で区分しているのに対し、韓国の「老人実態調査」では、「既婚の子」と「未婚の子」との同居率をそれぞれ把握している。このように、韓国の「子との同居率」に子の結婚形態を中心とする背景には、直系家族制という家族規範と関連がある。韓国では結婚している長男（次男）は老親に対して「生活維持的な扶養」をするべきであり、「同居型老親扶養」するのが望ましいという文化的規範が根強い国ならではの特徴であると考えられる。

さらに、日本は「親と未婚の子のみの世帯」が20.1%だが、韓国は「未婚の子」との同居率が10.1%であり、結婚しない子が親と同居することが増加している。日本では学卒後もなお、親と同居し、基礎的な生活条件を親に依存している未婚者、「パラサイト・シングル」が存在し、韓国でも「パラサイト・シングル」と同様に、大卒後も就職しない、就職しても経済的な理由で独立せず、親に依存する若者の「カンガルー族」が存在している。同じく子どもと同居していても「既婚の子」なのか、「未婚の子」なのかによって「子」と「親」の扶養の方向性が変わってくる。今後、高齢者扶養や「子」と「親」との私的移動についてより正確な分析を行うためには統計調査上の「既婚・未婚」というカテゴリ化とともに「扶養の方向性」をはかる項目が必要になると考えられる。

また、日本で「子との同居率」が高い理由として考えられるのは、高い高齢化率と関連があるように見える。一般的に、子と同居したい希望は男子高齢者より女性高齢者が、前期高齢者より後期高齢者の方が高いと報告されている（2013年社会調査）。配偶者が生存し夫婦のみで生活ができる前期高齢者は、子と同居せず生活することが便利であり、子に負担をかけない自立した生活を営む。しかし、男性の配偶者がなくなり、単独世帯になる可能性が高い後期女性高齢者は、本人だけでは自立した生活ができなくなり、子と同居することを希望することが多い。

日本は2012年高齢化率が24.1%であるが、65歳から74歳までの前期高齢者が12.2%で、75歳以上の後期高齢者が11.9%である。前期高齢者の性比をみると、男性が11.9%で女性が12.6%であり、若干女性の方が高い。しかし、後期高齢者の性比では男性が9.4%で、女性が14.3%であり、5ポイントの差がある（総務省「人口推計」平成2012年10月）。

一方、韓国は2013年高齢化率が12.2%であり、日本と比べるとまだ低い水準である。前期・後期高齢者で分けるとそれぞれ7.3%と4.9%になっている。特に、後期高齢者の割合は日本の半分弱である。また、65歳以上の高齢者性比（女子人口100人当男子の数）は70.7であり、2030年になると81.1になる見通しである（統計庁「将来人口推計」2011）。

これらのデータが示しているように、韓国より高齢化率が高く、後期女性高齢者が

多い日本では高齢者の子との同居希望が増え、結果的に高い「子との同居率」につながっていると考えられる。

2 生活扶助的扶養として「仕送り率」の日韓比較

少子高齢化する社会のなかでケアと扶養の機能を担った家族の機能はますます低下する一方で、本来家族が支えてきた高齢者へのケアと介護は社会化が求められている。また長寿化による老父母扶養の長期化に伴う負担の増加と同時に、老後の生計を支援する社会保険制度の整備は高齢者ケアや扶養に対する人々の認識と規範を変えていく。

韓国の統計庁が実施した「社会調査」によると、「父母の老後生計は誰が支援すべきか」という質問に対し、最も比率が高いのは「家族と政府・社会の共同責任」で48.7%となっている。その次に高いのは「家族」で33.2%である。最も低かったのは「政府と社会」で4.2%に過ぎなかった。韓国では以前（2002年、18.2%）より「家族と政府・社会の共同責任」が強調されるようになったが、いまだに父母扶養の責任は家族が負っていることがわかる。

また、同調査で「高齢者の生活費の主な提供者」は誰なのかという項目に対して、「子ども」であると答えたのが1998年には58.2%、2008年には52.9%に減少してきた。しかし、2009年「社会調査」からは、60歳以上の高齢者に「生活費の備えの方法」という質問に変わり、同一な質問で測定したものではないので単純比較はできないが、対して、「子どもあるいは親戚の支援」であると答えたのが2009年には31.4%であったが、2011年は32.0%となった。以上の調査結果から、韓国において高齢者ケア・扶養はまだ家族の責任が強い側面があり、経済的な負担については家族に依存していることがわかる。この調査結果は、扶養される側の高齢者に対する家族の責任を表し、扶養する側の家族員に対する役割期待が家族規範と社会規範として内面化されていることを示唆する。

実際、韓国でこのような役割期待と社会規範の内面化による子の扶養行動として「仕送り」という行為があげられる。韓国の統計庁「2013高齢者統計」によると、高齢者の総所得で「仕送り・その他所得」は「公的年金・恩給（30.4%）」より高く、32.0%を占めている。そのような、「仕送り」という行為は、期待される行動様式であるとともに、家族規範や社会規範で学習された行動様式でもある。

換言すれば、「子」は親の期待やその他の家族員の期待なども知覚し、高齢者扶養に対する社会規範を自分の「役割認知」に沿いつつ役割をとらえなおす。とらえなおされた「役割認知」は「子」の内面に規定（役割規定）され、仕送り（役割遂行）として行為で現れると思われる。このことは、韓国で高齢者ケア・扶養の第一的責任が

家族にあるという家族主義的な前提が維持されていることを示唆している。

表5-2 日韓の高齢者の比較

区分	日本	韓国
「子との同居」の割合 ¹⁾	33.3% (2014年)	28.4% (2014年)
「1人暮らし高齢者」の割合	25.3% (2014年)	23.0% (2014年)
生活保護受給率 ²⁾	78万人 (2.6%)	38万人 (6.7%)
「公的年金・恩給」の割合	67.5%	30.4%
「仕送り・その他所得」の割合 ³⁾	5.4%	32.0%

注1：日本は、「親と未婚の子のみの世帯」「三世帯世帯」をあわせた数値である
韓国は「既婚の子」「既婚の子」をあわせた数値である。

注2：生活保護受給率は65歳以上人口に占める65歳以上の生活保護受給の割合。

注3：日本の「公的年金・恩給」「仕送り・その他所得」の割合は高齢者世帯の所得を基準としたものである（厚生労働省「国民生活基礎調査」平成23年）。韓国の「公的年金・恩給」「仕送り・その他所得」の割合は高齢者を基準としたものである（統計庁「2013高齢者統計」）。

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成26年）・「高齢者白書」（平成26年）、韓国保健社会研究院「2014年度老人実態調査」・統計庁「2014高齢者統計」より筆者作成。

一方、日本の高齢者世帯の所得の中で、「仕送り・その他所得」が占める割合は5.4%に過ぎない。そのかわりに、社会保障給付費の占める割合が高く、「公的年金・恩給」による所得は67.5%に達している（厚生労働省「国民生活基礎調査」平成23年）。この結果から、家族の高齢者扶養機能が脱家族化され、社会化が進んだことがわかる。つまり、日本における高齢者の生活扶助的扶養は家族による私的扶養（私的移転）より、国や社会による社会的扶養（公的移転）に頼っている。

Kunemund & Rein (1999)、白波瀬 (2014:257) は、親子間の世代間移転について親世代から子世代へ方向へと流れる傾向があると主張している。確かに、脱家族化や個人主義が浸透された欧米や日本社会では「子世代」から「親世代」への私的移転が衰退し、一方向の傾向が見られる。ただし、韓国の調査結果で確認したように理念的家族主義や制度的家族主義に基づいた「仕送り」という「子世代」から「親世代」への私的移転が存在しているため、この世代間移転に関する方向性の一般化は再考を要するだろう。

第4節 まとめと考察

以上のように日韓の高齢者生活状況を比較してみると、日本と韓国の文化的、制度的相違点がよくみられる。

第一に、子どもとの同居率については一般的に儒教的な社会規範が残っている韓国の方が高いと思われたが、実際の調査データではそうではないことがわかった。このような結果が得られた背景には日本の高い高齢者率、特に75歳以上の高齢者率（平成24年、11.9%）と密接に関係があると思われる。一般的に高齢者の年齢が上がると子どもと同居したい比率が高くなり（2013年社会調査）、扶養されたい高齢者の希望が反映された結果であろう。また、景気が悪い時期に、生活水準を保つために、結婚や一人暮らしをせず、親元で暮らし続ける「パラサイト・シングル化」（山田、2000）が同居率を上げた要因と考えられる。

第二に、日本の高齢者世帯の総所得の中で「公的年金・恩給」が占める割合は67.5%で「公的移転」が高いことに対し、韓国は30.4%で比較的低い。そのため「子世代」から「親世代」への「仕送り」は、日本よりはるかに高く、32%にもなっている。これらの結果は、日本では年金や恩給などの「公的移転」による高齢者扶養が行われていることに対し、韓国では「子どもまたは親戚」の仕送りなどの「私的移転」によって高齢者の生活が支えられていることを示している。よって、世代間移転については日本の場合は「親世代」から「子世代」への私的移転が一方向で行われることに対し、韓国では、相互的に行われることが明らかになった。

第三に、子どもとの同居率が減少する傾向は日韓ともにみられる現象であり、同居による生活維持的扶養が衰退する一方で、生活扶助的扶養がより拡大される共通点が見られる。しかし、誰が扶養するべきなのかという間に関わる「移転の種類」については、日本は「公的移転」を中心に、韓国は「私的移転」と「公的移転」が並存する形で高齢者の生活を支える相違点が見られた。また、世代間移転の方向性にも日本が「親」から「子」への一方向的な傾向があることに対し、韓国では「親」と「子」に相互的な移転の傾向が見られた。

今後、急速な高齢化の進行や家族形態の変容を背景に、高齢者扶養のなかで身体的な扶養（介護）の重要性が高まっている。実際に、日本では大規模施設の集団的ケアへの反省から、地域の民家などを活用し、高齢者の日常に即した柔軟なケアを行う小規模多機能施設が地域（共助）から自然発生的に生まれてきた。一方、韓国では、高齢者の居場所として「敬老堂」が地域で自然発生的に形成され、高齢者余暇福祉施設として機能している。近年、地域という共助のセクターでの高齢者扶養とケアの役割が注目されている。

表5-3 高齢者扶養の特徴

区分	日本	韓国
移転の種類	公的移転 > 私的移転	公的移転 < 私的移転
移転の方向性	一方向的（高齢者 ⇒ 子女）	相互的（高齢者 ⇔ 子女）
扶養の性格	生活維持的 < 生活扶助的	生活維持的 < 生活扶助的

注

- 1 理念的家族主義とは、伝統的・文化的なレベルで社会の構成員たちが共有し合う理念的要素としての家族主義を指す。儒教的家族主義・道具主義的・情緒主義的・個人主義的の家族主義などがある。
- 2 状況的家族主義は、特定な家族理念の独立的な作用より、特別な歴史的・社会経済的・政治的な状況の中で家族中心的行為や関係が合理性を持つ時、発見される形態である。
- 3 傳貰（チョンセ）は、韓国の特有の賃貸契約システムである。家を借りる時、一定の金額（チョンセ金）を不動産の所有者に預ける。チョンセは毎月の家賃がなく、契約期間（一般的に2年間）の終了でチョンセ金が賃借人に返金される。チョンセ契約は、銀行金利が高く、住宅価格が上昇した時代に、利子を得ることや他の住宅を購入するメリットがあった。
- 4 50歳まで一度も結婚をしたことがない人の割合。2015年「国勢調査」の結果では男性23.4%・女性14.1%であり、2010年に比べて、男性3.2ポイント、女性3.5ポイントと急増し、過去最高を更新した。
- 5 国民生活基礎調査で使われている「子と同居」というカテゴリの中には、「子夫婦と同居」と「配偶者のいない子と同居」がある。「配偶者のいない子と同居」とは、未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び配偶者である。

第6章 日本の共助的支援による高齢者ケアの取り組み

—富山市の「しおんの家」・東京都小金井市の「また明日」の事例調査を通して—

第1節 研究背景

日本では、高齢社会に移行した1980年前後より、高齢者の生活保障の場として、地域社会が着目されるようになった。その1つの理由には、大型施設への依存からの脱却があり、背景には社会保障費の高騰が伺える。しかしそれ以上に、急激な高齢化の進展とケア担い手の不足により、大型施設では高齢者の主体的な行動を確保しにくく、施設利用者の社会関係の維持・再構築まで十分に配慮する余裕がない状況のなかで、個別ニーズに十分対応できないという問題があった。社会福祉の基礎的な視点として、個別ケアとそれに伴う支援対象者の社会関係を維持・構築すること、及び主体性の重要性については、地域福祉論を提唱した岡村（1974）、福祉国家の限界と地域社会での福祉を展望した右田（1984）、福祉におけるコミュニティの意義を検討した平川（2004）など多くの研究者が指摘している。このような背景の下、これまでに地域福祉の理念には、「脱施設化」「地域と共生」「在宅中心」が強調されてきた。高齢者をはじめとするケアや支援の対象者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域・在宅福祉が基本理念に据えられてきたのである。

また、「少子化する高齢社会」（金子、2006）において、社会関係の希薄化が指摘されて久しい。家族のつながりが弱くなり、町内会・自治会をはじめとする地縁型集団にも担い手の不足などで機能が減退しつつある。こうしたコミュニティの弱体化は、全体社会システムから個人を保護する各種の中間集団の衰えを意味する。誰にでも訪れる「加齢」は、高齢者の個人差があるというものの、心身機能の低下に伴い移動や人的交流が縮小され、孤立しやすい存在になりがちであり、家族や地域社会のような基礎集団、共同体からも離脱してしまう。社会的な連帯の欠如に関する問題は、日常的な「支え合い」としての地域福祉や、互助・共助のようなインフォーマルなケアの提供者の不足といった点でもみられる。

近年、コミュニティが弱体化した地域において、あらゆる世代が所属できる中間集団として、小規模多機能施設による共生ケアが注目されるようになった。小規模多機能施設における共生ケアは、障がいの有無にかかわらず、乳幼児から高齢者までともに暮らす施設内での共生と、地域の人々とともに生活する施設外での共生が見られる。

本稿では、地域福祉に顕著な個別ケアとそこでの多様な社会関係、地域社会の特性と住民との交流を活かす小規模多機能施設を事例研究として扱う。

第2節 先行研究

1 高齢者ケアの社会化と社会関係資本

社会的入院、介護悲劇の問題をなくすために「在宅サービスを適切に活用する家族介護」が必要となり、介護の社会化が進められた。介護保険制度創設期において「家族が家庭内で担ってきた介護を、広く社会共通の課題として認識し、実際の介護（ケア）を社会全体が担っていくことが介護の社会化として説明されている。

高谷（2003：250-265）は、高齢者介護の社会化が進められた背景について、以下のように説明している。急速な高齢化が進行し、平均寿命の伸びとともに、加齢に伴う障がいをもつ高齢者人口が増大するなか、介護問題は多様化・重度化・長期化という質的变化に直面した。また、核家族化、高齢者夫婦世帯・高齢者単身世帯の増加、少子化、就労女性の増加などにより介護の担い手をめぐって国をあげて取り組まなければならなくなった。

日本は、これまで前例がない少子高齢化が進むことと同時に、緊急性の高い介護問題に直面している。さらに、介護の社会化をめぐって、高齢者の介護とは何か、どのように介護のサービス化をすすめるのか、誰が介護をするかなど多様な課題を抱えている。

高齢社会における介護は、①加齢に伴って心身に変化が生じ、これらに起因する疾病などにより要介護状態となった高齢者に行う介護、②高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化したりすることがないように予防のための介護や自立・自律した生活を保持・確保するために行う介護から構成される（高谷、前掲）。

介護のサービス化については、医療保険制度が担っていた老人医療の一部と行政措置として行われていた老人福祉の一部が社会保険制度として再編成することになった。たとえば、医療保険では、訪問看護や通所リハビリテーション、介護老人保健施設などのサービスを利用し、社会保険では、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などのサービスを利用するようになったことである。

誰が介護をするかという問題は、介護の担い手とその多様化に関わる議論である。古川（2007）によると、「社会全体による介護」は現在の介護保険制度によると、「国家」「私企業」「市民社会」「家族＝私」によって担われるものである示されている。このように介護保険制度の導入は、多様な福祉供給主体を新しく生み出した。介護保険制度導入とあわせ、自治体の介護保険行政における中間集団の役割と市民参加への道が重要となった（坂本、2003：297-312）。たとえば、急増する小規模のグループホーム、老人ホーム、ケアハウス、そして各種福祉NPO、ベンチャー型の介護小ビジネス、

市民団体（ボランティア団体）などがある。とりわけ、市民団体福祉NPOによる草の根の活動から生まれた小規模多機能施設の実践は、これまでの国による「公助」と家族による「自助」を補完するセクターとして、「共助」の場を形成する福祉供給主体の可能性が期待されている。これらの施設は、介護の担い手の多元化が進むなか、福祉まちづくりや福祉コミュニティの担い手になり、地域の福祉資源として社会関係資本と見なすことは可能である。

2 共生型高齢者ケアの取り組み

共生とは、「他者との差異をみとめながら、他者との差異を模索する実践」（中山、2000）であり、「共生型ケアは共生の場を地域の中の居場所として確保しようとする実践で、社協などの公的なコーディネーターが行う組織作りという意味での『助け合い』とは異なるもの」（平野、2012：19）である。共生ケアの要件として、①地域の中で普通に暮らすために小規模な居場所を提供すること、②多様なニーズに対しては、高齢者、子ども、障がい者という対象上の制約を与えないこと、③多様な人間関係をともに生きるという新たなコミュニティづくりを営むことなどがあげられる（中島、2012：10）。要するに、高齢者介護や障がい者福祉、子育て支援を包括し、施設が利用者やその家族、地域住民に対して提供するフォーマルなケア・支援と、個人同士が相互に提供するインフォーマルなケア・支援を促進するケアシステムの構築するための要件である。

以上のように、平野と中島の共生の捉え方には実践段階とその過程に重きを置き、概念に止まらない実践的な「共生ケア」を提示している。本稿でも、共生を考える上では、共生の実践とその形成過程に焦点を置くものとする。

次に、本稿の中心的な視座の1つである共助について述べておきたい。共助とは、近隣地域のなかでの人間関係を媒介とした支え合いのあり方を意味している（金子、2009：258）。金子が提唱する地域福祉システムの中では、自助・互助・公助・商助と合わせ支援学の「五助」とされ、共助は互助とともに相互扶助を形成している。地域社会やそこにおける人間関係を基盤とする共生ケアや地域福祉の概念に共助の理念は親和性が高いといえる。しかし、高齢者福祉・児童福祉など各分野を包括する共助的なシステムを構築しようとする研究と議論は、現在開拓の途上にある。

それに、共生ケアや共助の理念とする地域福祉の実践において、今後の高齢者ケアをとりまく医療・福祉の供給体制は、「医療→福祉」「施設→在宅」という2つ方向が基礎になる。具体的に、高齢者の慢性疾患段階においては「医療・施設」が供給体制の中心であったが、今後の老人退行性疾患においては、「福祉・在宅（地域）」が中心になる「生活モデル」へのシフトが起きる（広井、1997：115-122）。

介護担い手の不足や既存の介護保険サービスだけでは高齢者を支え切れない状況のなかで、「福祉・在宅（地域）」を中心とする供給主体が安定的に地域で定着していくためには、共生を実現する社会システムや地域内でサポートし合いながら地域の高齢者を支えていくケアシステムを整備が必要である。実際、地域を基盤とするケアシステムの実践として、「地域包括ケア」「共生型ケア」の取り組みがある。

「地域包括ケアシステム」という発想は、1980年代に広島県御調町（現在は尾道市）における取り組みによって生まれた。当時の御調町が、医療と福祉行政が連携して「高齢者の寝たきりゼロ」を目指した取り組みが「地域包括ケア」として呼ばれるようになった。その後、高齢者を支えるには医療と介護や福祉の部分的な連携だけではなく、地域における「介護・医療・予防・住まい・生活支援」の全体的な連携が重要になり、高齢者の生活全般を支えていく小規模多機能施設の取り組みとして「共生型ケアシステム」が注目を集めるようになった。

「共生型ケアシステム」は、高齢者の居住地を基点とした社会生活を送り続ける可能性を有しており、更にコミュニティを作るケア（広井、2000：125-126）を模索する意味で、高齢者福祉研究のみならず、社会学的にも有効な事例と考える。すなわち、社会関係の希薄化した現代の少子化する高齢社会において、福祉を通してコミュニティの要素を回復する試みにもつながるのである。

「共生型ケアシステム」の実践である小規模多機能施設は、民間の柔軟な発想から生まれた「富山型デイサービス」¹が代表的な例である。通常、社会福祉においては、高齢者は「高齢者施設」、障がい者は「障がい者施設」、子どもは「児童施設」など、縦割り福祉行政によりケアと支援を受けられる施設が分けられている。しかし、「富山型デイサービス」は、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる施設である。

小規模多機能施設のケアの特徴は、集団ケアの画一的なサービスから脱皮し、利用者の個々人のニーズを尊重し、多様なニーズに柔軟に対応するケアの様子が見られる。また、高齢者・障がい者・子どもなど、多様な属性の人々が集まる生活空間を共有することで多様な相互作用もみられる。施設のほとんどは、高齢者が住み慣れた地域の民家などを活用し、家庭的な雰囲気の中で、高齢者の暮らしを支える福祉サービスを提供している。

本章では、小規模多機能施設の高齢者福祉・地域福祉の実践として、東京都小金井市・富山県富山市の2都市におけるNPO法人の事例を考察する。また、地域における多様な人々との「共生」や「支え合い」の実践にむけた小規模多機能施設の役割を明らかにする。

第3節 富山県富山市「しおんの家」

1 施設概要と理念

富山県では、障がいの有無にかかわらず乳幼児から高齢者まで、利用者を単一の属性に限定しない民間デイサービスが1993年から始まった。当初は制度に乗らない自主的な運営によるものであったが、富山県が1998年に柔軟な補助金制度を創設し、国も規制緩和を進めたことで2003年に「富山型デイサービス推進特区」として制度化が進んだ。2018年度からは国が富山型デイサービスの理念を生かした「共生型サービス」を導入する方針である。高齢者と障がい者、高齢者と子どもなど、組み合わせて受け入れている富山型は、富山県内では2016年度末で126カ所にのぼり、他県にも共生ケアサービスが増えつつある¹（富山県厚生部厚生企画課）。

調査施設である特定非営利活動法人「しおんの家」（以下、「しおんの家」）も、富山県富山市で共生ケアサービスを提供する施設である。「しおんの家」の所在地である富山市は、総人口419,109人、総世帯数は171,887世帯の都市である（2014年現在）。高齢化率は29.7%で、日本の全国平均26.0%（2014年）と比べ、高齢化率がやや高いが、持ち家率、家の広さは日本一の地域である。

「しおんの家」は、スウェーデンで生まれたグループホームにおける認知症介護に感動した代表の山田和子氏が、「このゆびと一まれ」の惣万佳代子氏をはじめ、富山型デイサービスの先達の活動に影響を受け、1999年に富山県内初のグループホームに富山型デイサービスを併設して開設した。子どもも高齢者も障がい者も、誰でも預かる施設は全国でも例がなく、今では「富山型」といわれるほど定着している。

山田氏は、社会福祉協議会でホームヘルパーをしていた際、平日の限られた時間だけでは在宅の介護者を支えられないと感じ、グループホームを運営の土台に、「必要な時に必要なサービスを」という思いで、介護保険制度施行の前年に「しおんの家」を立ち上げた。

その思いは施設の名前にも反映されている。「家」²の名前を「しおん」と名づけた理由について、山田氏は以下のように語っている。

「まず、聖書にも記された平安の居場所、「しおん」の意味があります」

聖書では「シオン」という言葉が様々な意味で使われている。たとえば、「避難所（使徒行伝16：1,4）」「救援の処所（詩篇20：2）」「天国（ヨハネ14：1）」「神様の聖所（詩篇20：2）」「神様が選んだ場所（詩篇9：11）」などがあるが、いずれも「安全・安心して休む場所」という意がある。このように「しおんの家」はキリスト教の理念を柱に運営されているが、施設では特定の宗教的な活動は行われていない。その理由は、

特定非営利活動法人という法人体では宗教的な活動が禁止されているためである。山田氏はまた、

「ひらがなで『しおん』にしたのは、野原の紫苑の花の意味もこめているからです」

とも語っている。「自然に恵まれた環境で自然な生活」を理念とする「しおんの家」は、秋の野原に咲くこの控えめな花に、素朴で自然な生活を提供したいという思いを託している。

富山県で初めて認知症のグループホームを開設した「しおんの家」は、利用者や地域のニーズに応じて、高齢者と障がい児（者）のデイサービス、居宅介護支援、障がい福祉サービス、生活介護、自立訓練、乳幼児の一時預かりなど、徐々にその機能が多機能化されてきた。だが、こうした事業の分化・拡大の経緯には、以前の「愛」（現在の「さふらん」）を利用していた高齢者との葛藤があった。当時、「愛」では、グループホームやデイサービスなど現在ある事業のほとんどを1カ所で行っていたが、グループホームの利用者であった男性高齢者の1人が、デイサービスを利用する障がい者に対して拒絶的な対応で接することなどがあり、他のデイサービス利用者的高齢者の行動を管理しようとするものがあった。

また、当時、施設基準としてスプリンクラーを設置する必要が出てきたこともあり、建物の改修を機に、「富山型デイを切り離しもっとのびのびと利用してもらい、グループホームの入居者には静かな環境を確保してあげたい」と考えた。その時の計画が「信・望・愛ビジョン」であり、先に高齢者グループホーム「望」が建てられた。翌年には、年齢や認知症、障がいなどに関わらず、誰もが利用できる「信」が建てられた。この建物は、「グループリビング」などの住まいをはじめ多機能なサービスを備えており、建物丸ごと共生型であるとして先駆的事業としての評価を受け、日本自転車振興会から補助金を得て建設された。

その後、消防法の改正により、グループホームにスプリンクラーの設置が義務付けられ「愛」を新築移転する必要が出てきたこともあり、高齢者や障がい者の共生型グループホームとして新たな「愛」を開設した。そして、2012年には「しおんの家」開設当初からの敷地で、地域密着型サービスとして認知症対応型デイサービス「さふらん」を開所した（これら一連の経過を「さふらん計画」という）。

現在「しおんの家」では、介護保険による通所介護や訪問介護など、自宅で自立した日常生活を送るための居宅介護サービス事業を実施している。また、障がい者総合支援法による福祉サービス、生活介護や放課後等デイサービスなども同様に、在宅を支えるものとして実施している。介護保険や障がい福祉の制度にあてはまらない人々に対しては自主事業のサービスで支えている。

表6-1 「しおんの家」の事業

<p>グループホーム「望」・「愛」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住む（グループホーム） <ul style="list-style-type: none"> ・「望」は高齢者のグループホームであり、「愛」は障がい者と高齢者の共生型グループホームである。 ・認知症の高齢者が共同生活を送れる家。家庭的な環境の中で職員は利用者の暮らしのパートナーとしてサポートする。 ・自信と生きがい、笑顔を取り戻し「ゆっくり、いっしょに、楽しく」がモットーである。
<p>フリーハウス「信」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住む（グループリビング） <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームは認知症高齢者を対象にしているのに対して、グループリビングは対象の制限がなく、年齢や認知症・障がいの有無に関係なく、誰でも入居して共同生活できる場所である。 ●泊まる（ショートステイサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や認知症・障がいの有無に関係なく、誰でも利用できる。食事・入浴・送迎サービスなどがある。 ●通う（デイサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や認知症・障がいの有無に関係なく、誰でも利用できる。食事・入浴・送迎サービスなどがある（富山型デイサービス）。 ●集う（多目的スペース「いっしょにせんまいけ」） <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくり・介護予防の活動・ボランティア活動・生活情報提供・趣味活動などに、誰でも自由に利用できる。 ●憩う（喫茶店「みんなdeよってカフェ♪」） <ul style="list-style-type: none"> ・近所の人もお茶を飲みを訪ねる場であり、地域交流のための喫茶店である。 (誰でも利用できる) ●聴く（なんでも相談窓口「どうしたげ？よろず相談」） <ul style="list-style-type: none"> ・介護に関することや悩みなど相談できる場所。居宅介護支援事業所にもなっている。 ●外出支援（福祉有償運送） <ul style="list-style-type: none"> ・「行きたいときに行きたいところへ」を支援する。
<p>「さふらん」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通う（認知症デイサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の高齢者のデイサービスであり、グループホームと同じく「ゆっくり、いっしょに、楽しく」がモットーである。 ●来る（ホームヘルプサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパーが自宅を訪問して、本人の自立の手助けをする。 (制度外の自主事業として有償ボランティアサービスも実施している)

出典： 「しおんの家」ホームページより筆者作成

「しおんの家」の施設は、認知症対応型デイサービスとホームヘルプサービス事業を行う「さふらん」、2つのグループホーム「愛」と「望」、そしてデイサービスのほか複数の事業を行う多機能フリーハウス「信」の、4つの家から成り立つ。フリーハウスの「フリー」とは、心のバリアフリーを指し、高齢者や障がい者に限らず、地域の誰でもが利用できる家という意味を持っている。事業とサービスは、高齢者、子ども、障がい者、地域住民向けの、「住む」（グループホーム・グループリビング）、「泊まる」（ショートステイサービス）、「通う」（デイサービス・認知症デイサービス）、「集う」（多目的スペース）、「憩う」（喫茶店）、「聴く」（相談窓口）、「外出支援」（福祉有償運送）、「来る」（ホームヘルパーサービス）などの目的に合わせて、4つの施設に分けてサービスが提供されている（表6-1）。

本施設の調査は、2015年8月（2日間）と2017年9月（1日）の訪問調査を実施した。施設代表と職員・ボランティア7名、高齢者3名へのインタビューと、職員と利用者の様子を中心とした参与観察を行った。

2 高齢者ケアの特徴

「しおんの家」の特徴は、利用者のニーズやサービスの必要性によって施設の機能が多機能化されるとともに機能が施設ごとに分化している点にある。「しおんの家」の事業は民家を改装した一軒家で開始したが、1ヶ所で行われていたサービスは、現在、4つの家で分散され実施されている。各家はそれぞれの機能を発揮しながら全体として一つの大きな「家」の機能を遂行していると考えられる。たとえば、現在「さふらん」になっている以前の「愛」から、デイサービス（定員10名）・ショートステイサービス（定員3名）・グループリビング（6室）の機能を中心とする「信」へ機能が移された。また、要介護度1～5で共同生活ができる高齢者を対象にしたグループホーム（定員9名）の機能は「愛」と「望」が担っている。利用人数は「信」のデイサービスが1日10名であり、「さふらん」が12名、グループホームの利用者は「愛」が高齢者9名・障がい者4名、「望」が9名、「信」のグループリビングが6名である。

それぞれの「家」が1つの家として機能するためには、4つの「家」が連携し、「1つの家（しおんの家）」として機能する働きかけが当然必要である。その働きかけの中心にあるのがフリーハウス「信」の役割である。地域との関わりの窓口として、また「しおんの家」の利用者のニーズを把握し、それに対応したきめの細かなサービスが行われている。このような施設の機能が分化されたことには利用者のニーズがあった。

「訪問サービスを受ける方が又デイサービスを利用して、そうすると訪問サービスの職員とデイサービスの職員の上に連携があり、その流れで泊まる

必要が出たとき、泊まれるのです。通う・泊まる・住むという一連の流れの中でその人々を支えています（山田氏）」



写真①：「信」



写真②：「愛」



写真③：「望」



写真④「さふらん」

写真1 「しおんの家」の4つの家

出典：撮影

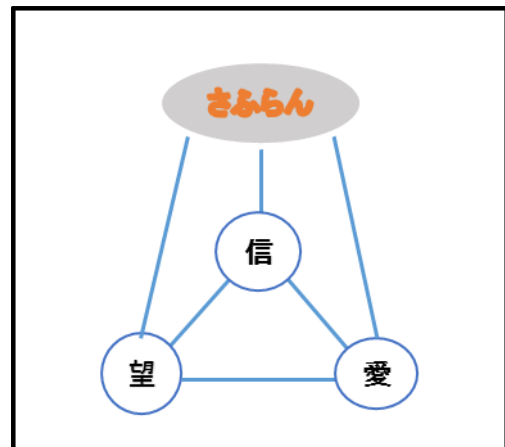
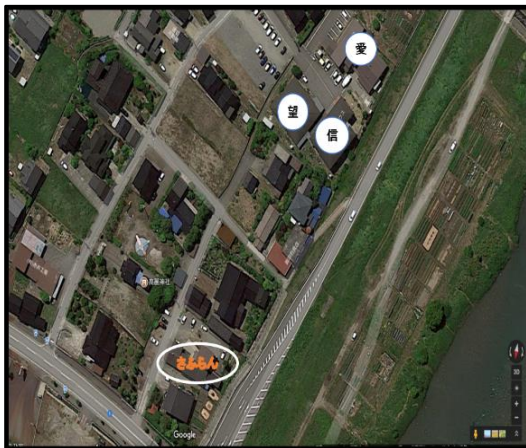


図6-1 しおんの家のサービス連携

具体的な「信」のサービスとしては、保育サービス（「キッズルーム」）、相談サービス（「どうしたげ？よろず相談」）、ホームヘルプサービスなどがある。とりわけ、ホームヘルプサービスは高齢者の自宅を訪問し、本人の自立の手助けをする事業であるが、富山型デイサービスの事業所の中でも「しおんの家」に特徴的である。

また、「しおんの家」の独自の事業としてグループリビング事業がある。グループホームは、利用条件上、認知症の高齢者を対象にするが、グループリビングはこの条件では制限される利用者を包摂するためのサービスである。

「心臓が弱かったり、一人暮らしで不安を感じたりする高齢者が自分も入りたいけど、グループホームの対象者ではないし、と言われたときに、「信」の2階につくったのが「グループリビング」です。誰もが住むことができるお住まいです（山田氏）」

富山型デイサービスは、「ニーズがあれば即、OKする」という理念があり、具体的に「断らない」「見捨てない」「少なくともデイサービスに来ている人に責任をもつこと」を強調している（惣万、2014）。グループリビング事業は、グループホームに入れぬ人々のニーズに応じ、柔軟に対応する小規模多機能施設ならではの事業であり、富山型デイサービスの考え方を実践した事例である。

「しおんの家」の利用者は、家ごとに属性が多少違うが、ここでは全体的な利用者について説明する。4つの家の主な利用者は認知症の高齢者と障がい児（者）であり、家庭的な環境の中で「ゆっくり、一緒に、楽しく」暮らし、自信と生きがい、笑顔を取り戻すことを目指している。しかし、ここで表現されている「家庭的な環境」とは、あくまで物理的な環境のことを指すものであり、必ずしも家族的な関係性をあらわしたものである。「しおんの家」では、一般的に富山型デイサービスから想起される「家庭的な雰囲気」を求めているが、グループホームを除いて「家族」のような関係性はみられない。「しおんの家」で、職員は家庭的な環境の中で「その人らしさの守られる暮らしのパートナー役」であることを認識している。

以上のように、「しおんの家」は利用者のニーズに対応する中で、1つの家が4つの家になり、機能は家ごとに分化されてきた。そして、それに伴い職員の連携、事業の連携によって1つの家として機能しているのが「しおんの家」の大きな特徴であると考えられる。つまり、小規模の家が持つそれぞれの機能が「しおんの家」という1つの家として統合され、全体として多機能を発揮する仕組みになっている。以上が「しおんの家」が1つの家として考えられる理由であり、これによりサービスごとに求められる専門性と多機能が併存できていると考えられる。

3 世代間交流の特徴

「しおんの家」では、小規模で家庭的な環境の中で世代間交流が行われている。富山型デイサービスは、高齢者、障がい児（者）、子どもの別無く受け入れるもので、世代間交流による相互作用を通じた利用者のQOLの向上が期待されている。

認知症グループホームやデイサービス、ショートステイから始まった「しおんの家」では、「小規模」「多機能」「家庭的」「地域密着」が重視されている。こうした場に子どもや地域住民を迎え入れた家の生活には、かつての地域社会にあったような普通の家の様子がみられる。「しおんの家」で行われている世代間交流には、従来の福祉施設ではみられない高齢者と障がい児の交流空間が設けられている。今までの福祉施設には、高齢者は高齢者施設、障がい者は障がい者施設というように縦割の施設利用が多い。これに対して「しおんの家」は、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが利用できる共生の場である。

また、「しおんの家」では、世代間交流の一環として趣味教室「いっしょにせんまいけ」を開いている。「信」の2階にある多目的スペースで開かれる本教室では、絵手紙教室・アートラッピング教室・パッチワーク教室・ビードルワーク教室などが開催されている。地域のボランティアが講師を務め、地域の子ども（小・中学生など）が参加する「いっしょにせんまいけ」では、子どもと高齢者が学びや体験を通じて交流している（写真2-①参照）。

本施設のこのような取り組みは、施設の高齢者が趣味を通じて物をつくり、作られた物が施設や地域の臨時市場で商品として販売される経験を与えている。これは、高齢者自身が生産的な存在であることを自覚するきっかけにつながり、物の「生産」と「消費」という一連の流れで自然に地域参加や地域交流が行われている。



① ビードルワーク教室の風景



② 「みんなdeよってカフェ♪」

写真2 「しおんの家」の地域交流スペース

出典：撮影

さらに、一時預かりサービスを利用する子どもと高齢者との「日常的交流」がみられる。一時預かりサービスの利用者は、主に地域の親たちと「しおんの家」で働く職員である。「信」の1階では子どもが遊んでいると、高齢者は子どもの遊び相手になったり、一緒に昼寝したり、子どもの面倒をみるなど、普通の家庭にみられるおじいさんとおばあさんの日常的な交流が行われる。

ただし、「しおんの家」の事業は、高齢者と障がい児（者）の利用が中心で、地域の子どもの一時的預かりサービスの利用は少ない。その理由としては、富山市の保育制度の状況と関連していると考えられる。現在、富山市の待機児童数は0人であり、地域における子どもの預け先が確保されているからである。そのため、職員割引が適用される職員を中心に一時預かりサービスが利用されている。

4 地域における役割

地域との関わりのきっかけは、施設側が主催するイベントへの地域住民の参加と、地域社会が主催するイベントへの施設側の参加の2つがある。いずれも、それが施設利用者の行事参加の機会を増やし、その結果利用者と地域のつながりを支援する効果をもたらしている。さらに、地域住民に施設や利用者を知ってもらい、地域の施設として根ざすことにもつながっている。

現在、地域の福祉施設として地域にとけ込んでいる「しおんの家」は、当初より地域からの理解が得られていたため、福祉施設の創設時にあるような近隣からの苦情やトラブルはなかった。山田氏は、お年寄りが住む普通の家として理解して欲しいという希望で開所してから、地域や近所の人々が是非見に来て欲しいと様々な方法で報せた。たとえば、家ごとに町内会に加入し、地域との関わりを深めている。具体的には、ごみ当番を分担し、地域内での草取りは職員と利用者も住民とともに行う。さらに、地域の祭りには毎年参加するなど地域の行事に積極的にかかわっている。これは、今後共生型の福祉施設が地域に定着していく上で示唆することが多い。

また、地域住民を受け入れる活動拠点としてコミュニティカフェ「みんなdeよってカフェ♪」を運営している（写真2-②参照）。2005年に地域の誰もが気軽に立ち寄れる「家」「安心の居場所」として開いたこのカフェは、地域ボランティアと職員が運営している。また、カフェで販売しているパンなどは地元の障がい者の就労支援のパン屋から仕入れている。以前「しおんの家」で下宿していた障がい者がこのパン屋で働いており、定期的にパンを届けにくる。

このように、「しおんの家」では利用者のニーズに対応する中で機能が多機能化し、その機能が分化したことがわかる。また、コミュニティカフェや趣味教室などを運営し、それが地域住民との交流の場となり、また地域との関わりとの接点になっている。

以上のように、「しおんの家」は、利用者と地域のニーズに合わせたサービスの提供を目指しているが、それは単なる一律的で効率性を高めるサービスでない。「しおんの家」のように多様なニーズを排除せず、柔軟に対応していくこの取り組みは、小規模多機能施設ならではの長特であり、山田氏がいう「小規模多機能の面白さ」ともいえるだろう。

第4節 東京都小金井市「地域の寄り合い所また明日」

1 施設設立の経緯と施設概要

調査施設は、東京都小金井市のNPO法人「地域の寄り合い所 また明日」（以下、「また明日」）である。「また明日」は認知症高齢者専門のデイホーム（デイサービス）、低年齢乳幼児向けの保育園、地域に開放された「寄り合い所」という3つ事業を運営する小規模多機能の共生型施設である。

「また明日」が位置する小金井市は、人口119,361人、高齢化率21.9%、合計特殊出生率1.23（2016年現在）の首都圏にある都市である。市の土地利用の大部分が宅地となっており、東京都区部への通勤・通学者が多い典型的なベッドタウンである。企業の事業所は少ないが、大学や高校などの教育機関が集積しているため、若い世代も比較的多く、少子高齢化傾向ながらも人口は近年も微増している。東京駅より西方25.0 kmと交通の利便性があるため、ファミリー層向けの新築マンションの建設も目立つが、保育所不足が特に深刻な地域でもある。今回調査した「また明日」は、商業施設やマンションが並ぶJRの最寄り駅から徒歩で20分ほどの、戸建てやアパートが密集した住宅街に位置する。周辺には寺社や小川、公園、小規模農地などの緑地も多く、先祖代々の土地に古くから居住している住民と、新しく転入してきたファミリー層などが混住している地域である。



写真3 「また明日」の外観（右）と室内（左）

出典：撮影

「また明日」の管理・運営者である介護福祉士の森田和道氏と保育士の森田真希氏は、元同級生で、就職先も同じ病院が管轄する保育園と特別療護老人ホームであった。二人の出逢いをきっかけとして「また明日」は、病院で保育士として働いていた代表の森田真希氏が、特別療護老人ホームの介護福祉士をしていた夫の森田和道氏（「また明日」のデイホーム管理者）とともに2006年に設立させた。施設を立ち上げたきっかけについて、真希氏は勤め先でのある経験を語ってくれた。

「ある日、障がいを持った女の子を連れて、隣接している夫が勤めていた特別養護老人ホームに遊びに行った際、その子が寝たきり老人になっていたおばあさんの布団に『ばあば』と言ってもぐり込んだが、その時、老人はその子のことをぎゅっと抱きしめてくれた。障がい児だ、寝たきり老人だと思わず、自然に接していく2人の姿がとても印象的であった（真希氏）」

真希氏と和道氏は、この経験から高齢者は子どもと触れ合うことで感情が豊かになり、生きる意欲が高まることや、子どもは高齢者と接することで相手へのいたわりを学ぶことに気付いた。「また明日」の設立は、このような子どもと高齢者の出逢いの反省と教訓から、年齢や障がいを問わず、同じ場所と時間を共有できる場所を作りたいという思いから生まれた。年齢や障がいで分けずに様々な人が同じ時間を過ごし、交流する場、お互いが支え合う場をつくりたいという思いは「また明日」の理念になっている。

「また明日」は、大型介護施設に利用を断られてきた認知症や障がいの重い高齢者にも柔軟に受け入れている。子どもの親たちは、高齢者や障がい者に最初は驚くこともあったそうだが、ともに時間を過ごし、子どもたちを慈しむ高齢者とふれあうことで、利用者家族も喜びを感じられるように変化していった（表6-5を参照）。

施設を開設するにあたって、森田夫婦は、市役所の職員やアパートの大家、近隣住民など、多くの人々から協力を得た。森田夫婦は「また明日」の開設物件として民家を探していたが、1階の部屋のシャッターが全て閉められていた古いアパートを見つけた。そこで、日頃から関わりを持っていた市役所の経済課の担当者に相談し、アパートの大家に連絡をしてもらった。大家のA氏は、1階をグループホームにしようと考えながらも4年近く空室にしていたため、各部屋の壁を壊して一つの事業所を開きたいという森田夫妻の話に快く賛同してくれたという。こうして森田夫妻は、新たに「また明日」を設立することとなった。

「また明日」を開設する9ヶ月前、まずは地域に住み、地域の催しや自治会にも入れてもらうところから始めようと、森田夫妻は隣の市から同アパートの2階に引っ越した。先祖代々の土地に古くから住んでいる住民も多い地域であったが、開設時に近所

の挨拶回りを手伝ってくれた大家の男性A氏の人望で、近隣の理解も得ることができた。普通なら高齢者の施設は危ない、子どもの施設はうるさいなど、近所から言われることもあるが、A氏が地域の人々をつないでくれたことで、開設時には近隣の住民からも「あんた（A氏）が紹介する人間なら大丈夫だ」と歓迎してもらえたと真希氏は当時を振り返る。

「また明日」は、住宅が密集している所で、公園に近隣しているアパートを改装した施設である。空き家だったアパートの1階5世帯分の壁をすべて取り払って1つの空間にしたのが特徴である。「長屋」のような室内では、認知症の高齢者・乳幼児・児童らがともに過ごしている。室内は、全ての部屋を襖で仕切って個室にすることも出来るが、地域の「寄り合い所」兼職員の休憩スペースになっている端の部屋以外は、部屋をつなげることで開放的な空間をつくっている。駐車場に面したベランダ側が利用者の出入り口となっており、調理室や事務所スペースは集約されているが、トイレや風呂は元の間取りが残されているため複数ある。

「また明日」は、認知症専用の「デイホーム」、認可外保育所の「虹のおうち」、認可保育所の「また明日保育所」、地域の「寄り合い所」、などの4つの施設が一緒になっている。「デイホーム」の定員は12名であり、調査当時、利用者の男女比は1：11であった。1日3～6名ほどの高齢者が利用しているが、食事の提供と送迎利用だけでほとんど介護が要らない高齢者から、長い時間ベッドに横になって過ごしている全介助の高齢者まで、認知症や要介護の程度は様々である。

表 6-2 認知症対応型 通所介護「また明日デイホーム」

定員	・ 1日12名
通所時間	・ 月曜日から土曜日 9：45～16：00（祝祭日及び年末年始を除く）
日課内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10時：順次来所、全員で朝の挨拶「おはようございます」 ・ 10時～：健康チェックを行う。 ・ 10時半：子どもとの散歩（体調の良い高齢者のみ） ・ 12時：昼食 ・ 14時：体を動かしたりする体操 ・ 16時：順次帰宅（送迎）

出典：「また明日」のホームページと観察データをもとに作成

保育所は、もともと認可外保育「虹のおうち」のみであったが、定員8名がすぐに埋まり、2014年からは0～2歳児の一部を認可保育「また明日保育園」に移行する。だが、緊急に保育が必要な子どもに対応するため認可外保育所としての部分も残す。調査当

時は0～4歳の計14名の園児が利用していた。待機児童を背景に、小金井市の周辺市から通う園児も3名おり、兄弟で利用している世帯もみられる。

職員は、常勤職員非常勤職員合わせて15名、男女比は1：14である。資格は介護福祉士や社会福祉士、保育士などで構成され、資格を持っていないパート職員も数名いる。一日約8～10名の職員が、介護と保育の担当を日によって入れ替わりながら働いており、高齢者と乳幼児の双方に柔軟に対応している。その他、小中学生や高校生、保育学生、大学生などのボランティアも受け入れており、調査当時は高校3年生の女子生徒が数日間ボランティアに来ていた。

表 6-3 認可外保育施設「虹のおうち」・認可保育施設「また明日保育園」

定員	・認可外保育8名・認可保育6名（2014年より0～2歳児の一部を認可保育に移行）
通所時間	・月曜日から土曜日 8：00～18：00（祝祭日及び年末年始を除く）
日課内容	<ul style="list-style-type: none"> ・8時～：登園し、お絵描きや積み木などで遊ぶ。 ・10時半前後：町の散歩（保育士や体調のいい高齢者とともに） ・12時～13時：昼食（ボランティアによる準備の手伝い） ・13時～15時：昼寝をする。 ・15時～17時：おやつを食べる。その後、お玩具で遊んだり、お絵描きしたり <li style="padding-left: 2em;">する。高齢者はこの時にも子どもの遊びの相手や、世話役をする。 ・17時～：順次にお迎え

出典：「また明日」のホームページと観察データをもとに作成

「寄り合い所」は、収入がない事業であるが、「また明日」が掲げる理念の実践として「地域に住むどなたがいらしてもよい場所」をつくろうとしている。近所の高齢者が子どもたちの相手をしながら自由に過ごしたり、仕事を終えた園児を迎えにきた母親と職員とのお茶会も開けたりする。最初の利用は、若い母親と子どもの利用が多かったが、今は放課後や長期休みの小学生の利用が中心となっている。調査の当日も夕方に小学生3～5名が訪れ、「寄り合い所」のスペースで宿題をしたり、職員と話したり、園児と遊んだり、「また明日」で飼われている犬の相手をしたりなど自由に過ごしていた。「寄り合い所」の課題として、利用の偏りがあり、若い母親が来ると子どもが来なかったり、子どもが来ると若い母親が来なかったりする傾向がある。

表 6-4 独自の地域福祉事業「寄り合い所」

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・特に定めていない。 ・主に近隣の住民、子連れの母親、地元の小・中学生などが利用
通所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日から木曜日 10:00～14:00（祝祭日及び年末年始を除く） →曜日・時間帯の制限をなくした。
日課内容	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の住民や保護者の情報交換や世間話などをする。 ・地元の小・中学生が自由に訪れ、子どもの世話や高齢者と一緒に料理を作ったりする。 ・利用者と職員とのお茶会などをする。 ・時には講師を招いた読み聞かせ会などもあり、地域交流の場となっている。

出典：「また明日」のホームページと観察データをもとに作成

本施設の調査は、2015年2月（3日間滞在）、2017年8月（1日間）に訪問し、施設代表とデイホーム管理者、職員、ボランティア8名へのインタビュー調査と施設内で利用者の様子やケアの実践についての参与観察を行った。また、2015年4～5月には補足的に、施設の利用状況や共生ケアへの評価などに関する質問紙調査を実施し、デイホーム利用者の家族2世帯と、保育所利用者の家族5世帯、「寄り合い所」を利用する小学生8名から回答を得た。

2 施設における園児と高齢者生活

明るく開放的な「また明日」の施設内は非常に広々としているが、高齢者と園児は自然と一か所に集まり各々自由に一日を過ごしている。朝、和道氏の送迎で高齢者が「また明日」に到着すると、出入り口の引戸の前で園児や「また明日」に数匹いる犬たちが高齢者を出迎える。園児や職員と挨拶をして、いつもの席に座った高齢者に対し、和道氏は顔色をみながら血圧などをチェックし、記録をつけ終わると「いたって健康ですよ」と声をかける。比較的介護度が低い高齢者は、おもちゃを使いながら園児の遊び相手をしたり、靴下を履かせたりして園児の外出準備を手伝う。また、車椅子の高齢者が唱歌を歌い始めると、園児や職員、他の高齢者もみな自然に口ずさみ一緒に歌う。

天気が悪い日を除いて、「また明日」の園児たちは毎日午前中に近くの川原や公園に散歩に出かける。職員は、体調を見ながら高齢者にも「子どもたちと一緒に散歩に行かれませんか」と誘う。散歩に行くことにした高齢者は、園児の手を引き、職員や園

児とともに近隣の住民に挨拶や声かけをしながら5～10分ほどの公園まで住宅街の細い道を歩いていく。公園では、高齢者はベンチに座って園児の遊ぶ姿を職員と一緒に眺め、歩行に困難がない高齢者は集団遊びから少し離れた1歳児の手をつなぎ、話しかけるなどして相手をしている。散歩に行かない高齢者は、施設内で0歳児の遊び相手をしたり、新聞やチラシを眺めたり、犬をなでたり、各々自由に気が向いたことをして過ごす。

正午頃になると、「また明日」の建物に隣接する公園で遊んでいた園児たちが数名ずつ昼食のために戻ってくる。高齢者の1人が早速、泥遊びをした園児の服を脱がせたりして着替えを手伝う。もう1人の高齢者も職員がそばで見守る中、昼ごはんを子どもにやさしく食べさせる。その様子は、「たくさん食べな～、おかわりするの？いい子だねえ」など、まるで仲のいい祖母と孫のようである。一方、子どもも高齢者の片付けなどを手伝うことがあり、互いに助け合っている関係が見られる。



写真4 園児の服を着替えさせる高齢者（右）・園児にご飯を食べさせる高齢者（左）

出典：撮影

昼食を終えた園児たちが布団に川の字になって午睡を始めると、1人の高齢者が園児に添い寝をしながら背中を優しくトントンとたたいて寝かしつける。園児たちが眠りにつくと、室内では季節を感じさせるような音楽が静かに流れ、高齢者たちはお茶を飲みながら穏やかな時間を過ごす。

15時頃、順に起きてきた園児たちが室内遊びを始める。数人でブロック遊びをする年中の園児たちから少し離れたところで、高齢者が乳児をあやしている。一部の高齢者が少し早く送迎で家に戻っていく頃、今度は放課後の小学生数名が「また明日」を訪れる。彼らは、部屋の端で宿題をしたり、職員と話したり、園児を抱っこしてあやしたり、犬と遊んだり、鳥籠や虫籠を眺めたり各々自由に過ごしている。16時頃には自宅に帰る高齢者が送迎車に乗ろうとすると、一日をともに過ごした子ども達が「おじいちゃん、おばあちゃん、さようなら、また明日」と挨拶し、見送りをする。仕事

を終えた母親たちが、園児を迎えに次々と訪れると、「また明日」の一日が終わる。これらは核家族化が進んだ都会では体験できないものであり、家族の枠をこえた、地域での子育て・介護の可能性が見られる。

3 施設における高齢者ケア

「また明日」における高齢者のケアの特徴は、第一に、小規模という物理的環境や、少人数の利用者に対する柔軟で手厚い人員配置がもたらす、家庭的な雰囲気と「ゆとり」のある介護である。古いアパートを改修した「また明日」の室内は、畳や襖、柱といった間取りから、椅子やテーブルなどの家具まで、住居の雰囲気がそのまま残されており、トイレや風呂も手すりなどが設置されている以外は、一般的な民家とほぼ変わらない。このように「家」に近い空間の中で、高齢者は椅子やソファに座ってお茶を飲んだり、新聞やチラシを眺めたり、犬をなでたりして穏やかに過ごしている。陶器や漆器で出される昼食も、栄養管理はされているものの見た目も味も家庭的であり、高齢者は数名の園児と食卓を囲んでゆっくり食事をする。

このような「また明日」の物理的環境は、特別な設備やサービスが整った専門的な「介護施設」というよりも、「普通の家」のような空間の中で高齢者がゆったりと日常に近い雰囲気や生活リズムで過ごすことを可能にしている。利用者家族を対象とした質問紙調査でも、高齢者の家族から、「また明日」に関して特に気に入っている点として、「介護と保育が一体化して、地域に開かれ、広い庭がある一戸建て長屋で、福祉の介護施設のおいああまりしないところ」といった評価があげられた。

さらに、高齢者3～6名に園児を合わせても計20名弱と少人数の利用者に対して、職員は約8～10名という手厚い人員配置や、高齢者と園児の両方に気配りする職員の柔軟な対応が「ゆとり」のあるケアの提供を可能にしている。「また明日」では、毎朝その日の職員の役割を、介護担当、保育担当として決めているが、介護と保育の空間に物理的な隔たりがない施設内では、基本的に職員は高齢者と園児に臨機応変に対応しており、両方のケアは一体的に行われている。

だが、縦割り行政の下に、こうしたケアのあり方は法律の裏づけがないことが問題になっている。たとえば、介護保険が適用される介護サービスにおいて、そのサービスを提供する施設（面積）に、介護度がついてない幼児がいると、目的外の使用になってしまうことである。「高齢者のみ、児童のみ」という縦割り行政の問題は、「また明日」に限らず、どこの共生型施設にも起こりえるもので、縦割り福祉の政策の改善が求められる。

第2に、高齢者の主体性を尊重した利用者本位の介護である。和道氏は、高齢者の意志は無視して、施設の都合のいいようなケアプランを立てて、それで「施設の役割」

を果たしているのかに疑問をもち、高齢者が主体的に過ごせる「プログラム」を採用している。すなわち、高齢者が自分自身で考え、判断し、行動することを尊重する思いから、基本的な送迎や食事、散歩以外に特にプログラムは用意していない。たとえば、入浴介助などのサービスについても、ケアプランは立てるが、高齢者自身がその日、入浴に気が乗らなければ取りやめる。「採算を度外視してまで運営しないが、理念を曲げてまで収入を増やそうとはしない」（和道氏）という考えで、リハビリや口腔ケアなども、介護保険での加算は特に取らずに必要なに応じて行っている。加えて、「また明日」の特徴の1つとして、職員が高齢者に対して非常に丁寧な敬語で接していることが指摘できる。

また、認知症高齢者のいわゆる徘徊行動についても、高齢者の意思を尊重した対応が取られている。高齢者が外に出ようとする場合、高齢者の「どこかに行きたい」という思いを尊重し、「ダメです」とは言わず、その「外出」に付き合う。和道氏は、「認知症は病気ではなく、症状としてみる事が大事である」「認知症の高齢者が大騒ぎしたり、暴力を振ったりするのは、その原因があるから何が原因なのか検討し、対応すれば、対処できる」と主張した。つまり、高齢者の行為にはその理由があり、行為自体を止めようとするより、高齢者の行為に寄り添うという高齢者の意思を尊重した介護を行っている。こうした姿勢は、高齢者と園児の関わりに対する職員の対応にも特徴的に表れている。高齢者と園児が一日の生活を同じ場所でともに過ごす「また明日」では、両者の関わりは職員側が用意した特別な機会ではなく、自然に自発的な形で行われている。そして、職員はむしろ、そうした機会を奪ったり、関わりを壊したりしないよう、余計な手出しはせずに見守ることが重視されている。

「普通の介護施設では高齢者がいつも支えられる側で、職員が支える側になっているし、施設側もそれを固定化する傾向があります。高齢者は受動的な存在になりがちであります。職員はプログラムとおりに誘導し、プログラム以外のことはさせてくれないですね。「また明日」では高齢者が個人の感情とおりに行動する、たとえば、子どもがかわいいからだっこしてあげる、など主体的な行動を尊重します（和道氏）」

認知症や介護度が比較的軽度な高齢者の場合、園児が泣いていれば職員よりも先にその子に近寄ってあやし、顔をティッシュで拭いてやり、着替えや食事を手助けするなど主体的に園児の世話をしている。これは、生活の中での自然に行われる自発的な「リハビリ」の効果も期待できるが、これらの行動には「世話される側」から「世話する側」へ的高齢者の役割の転換が見られる。普段は他者から「世話される側」である高齢者が、他者を「世話をする側」になることを可能にしている。

さらに、こうした主体性が発揮される条件として、「また明日」では、利用者の行動

やおかれた環境が職員側に完全に管理された状態よりも、一定程度、自由な状態が好ましいと考えられている。

「現在高齢者施設では、まだまだ職員が主体となって考えられたプログラムに高齢者が参加させられている現状が多いです。まだ子どもの面倒をみることができそうな方もいらっしゃると思うのに、一日の大半をTVだけで過ごすことがあっては、本当にもったいないことだと思いますね（職員B）」

質問紙調査の中で要介護5の高齢者の家族が、「物事に反応することが減っているが、乳幼児をみると触れようとしたり、笑いかけたりすることがよくありました」と回答しているように、要介護の認知症高齢者であっても、その人が持っている感性と力で乳幼児とコミュニケーションをとっている。主体性を尊重するケアのあり方が、高齢者の感情表現や能動性、潜在的な力を引き出している。

4 世代間交流の特徴

介護と保育が同一施設内で一体的に行われている「また明日」では、高齢者と園児は一日の生活を1つの屋根の下で過ごしている。「また明日」では、大人数の大型施設で行われるような、一時的・イベント型の世代間交流ではなく、日常的、同じ場所で、同じ時間を過ごす中で偶然発生する世代間の相互作用と、長期的かつ主体的な関わりで形成される個人間の多様な関係性がみられる。たとえば、「また明日」の職員・高齢者・園児・小中学生は、互いの名前だけでなく性格や行動の特徴などを個別に認識しており、「なじみの関係」を形成している。

「子どもは（高齢者の）ことを分かっています。『～じいちゃん・ばあちゃん』のように。よく絵本読んでくれるばあちゃんとか、歌ってくれるばあちゃんとか、など、時にはいつも歌ってくれるばあちゃんに歌の本を持ってあげたりすることもあります（職員B）」

高齢者と園児が長期的に関わる「また明日」の取り組みについて、利用者家族はどのように思っているのか。保育園とデイホームを利用する家族の意見を表6-5でまとめた。

表 6-5 「また明日」の取り組みに関する利用者家族の意見

園児Aの親	お互いにプラスの作用があると思う。
園児Bの親	子どもも高齢者も両方にメリットがあり、とっても良いと思う。

園児Cの親	子ども、高齢者にとって、とてもいい影響がある。多世代と過ごすのは本来自然なことのように思う。
園児Dの親	とても良いと思う。子どもにも高齢者にとっても。核家族化が進み日常の中で高齢者、子どもの関わりが少なくなっているのです。
高齢者Aの 家族	子どもの発達過程で様々な年代の人と交流できる機会や場があれば、成長に幅ができるように思う。高齢者も若い命と交感すれば、よい刺激になると思います。年齢で区切らず、お互いに支え、支えられる場を設けることも大切です。

注：「問8. 子どもと高齢者が一緒にサービスを利用する『また明日』のような『共生型福祉施設』について、どのようなご意見をお持ちですか？」という質問紙調査を行った。

以上のように、高齢者は園児の遊び相手、食事や着替えの世話などを行っているが、園児もまた高齢者に対して自発的な気遣いや手助けを行っている。日常生活を通して、自然に築かれる世代間の相互的なケアや支え合いの関係性が伺える。このようなことについては、和道氏は次のように話した。

「今まで認知症のお年寄りは介護をされる側として、いつも誰かに支えられる存在というイメージが強いですが、子どもに愛情を注いだり、世話役をしたりすることで高齢者も支える存在になります。また、子どももお年寄りの笑顔を引き出す側として、喜びや癒しを与える存在になります。一緒に過ごすことで、互いを支え合う力が自然に生まれます（和道氏）」

このような「また明日」の高齢者と園児の関係性は、実際の家族の生活とは区別しつつも、拡大家族の生活共同体で自然に形成される関係性に近いものである。また、小さな子どもたちとのかかわりは、高齢者にとって日常生活をともにする中で創出される役割が生まれる効果がある。たとえば、軽い認知症の高齢者の中には、乳幼児の遊び相手になったり、小学生たちには編み物や昔話・戦争のことなども教えたりするなど、新たな役割を担うことがある。一方、子どもの側からすると、親以外に今まで関わったことのない高齢者とかかわりの中で自然に習慣やルールを学ぶというしつけの機会にもなる。

真希氏は、「また明日」の目的について「暮らす人自身が、地域社会の支え合う力の担い手となっていく、その支援をすることである」と説明している。多世代が同一空間に共存し、互いに支え合う存在になれる「また明日」の取り組みは、地域の共助を活かした共生の実践として評価できる。

以上のように、「また明日」における世代間交流は、日常生活をともにする中で自然

に行われる世代間の相互作用である。高齢者と園児は、「なじみの関係」に基づく相互的なケアと支え合いを含め、個対個の間で多様な関係性を形成している。そうした「家族」以外のそれに近い社会関係の中で、高齢者は、園児から喜びや癒しを与えられ、「ケアし、支える存在」としての役割を果たし、それを通して心身のリハビリを行っている。また、園児にとっても核家族の生活では体験できない異世代の身近な他者である高齢者との関わりを通して、単に「遊んでくれる、世話してくれる」といったケアされることではなく、社会性や情緒を発達させる豊かな社会化の機会を得ている。そして、このような世代間の関わりは、「主体性」を尊重する「また明日」の職員のケアのあり方や見守りの専門性によって支えられている。

5 地域との関わりと役割

地域における「また明日」の役割について考察したい。前述のように、「また明日」は開設時から、市役所の職員やアパートの大家、近隣住民など地域の人々の協力を得て事業が運営されてきた。こうした背景もあり、森田夫妻はインタビューの中で、地域の理解を得ることの大事さや、地域にどのように関わりを持つについての語りが多かった。

「ここ（「また明日」）に来て気持ちが安らいだと言ってくれる方がいて、とても嬉しいです。これからも多くの人の居場所となる空間をつくりたいです。そして、ここで満たされた心を支えに、今度はその方が誰かを支える存在になって欲しいです。人々が支えあえるようなきっかけづくりの場が『また明日』です（和道氏）」

「また明日」は、実際に様々な形で地域と関わり、地域福祉に対するNPOの役割を意識しながら事業をしている。地域との関わりにおいて森田夫妻がとりわけ重視しているのが、高齢者と園児、そして職員が行っている毎日の「散歩」である。散歩における日常的な挨拶や声かけは、地域住民が「また明日」の存在を知り、関わるきっかけになっている。

「知らない人でも、挨拶が返してこなくても、地域の住民に声をかけることを大事にしています。近所では子どものほうが有名人ですね（和道氏）」

そして、近隣の公園や川原で、「また明日」の高齢者と園児、職員は、地域の高齢者、親子連れ、近隣の児童施設の園児や職員などと言葉を交わし、遊びなどを通して交流している。「いつも子どもの散歩を通して付き合ってくれる地域の高齢者」「子ども達が通ると、挨拶でかける住民」など、「また明日」の園児は、散歩を介して地域の人々

に交流をしていることがうかがえる。このようなことが「また明日」の利用者と地域住民との交流、特に高齢者や子どもの相互的な「見守り」にもつながっていると考えられる。

また、比較的古い土地柄であるこの地域で、森田夫妻は住民や行政機関とも広くネットワークを持っている。夫妻は自治会をはじめ、様々な地域の行事に積極的に参加している。たとえば、園児が毎日のように遊んでいる隣接の公園で盆踊りがあれば運営に協力し、地域の餅つきやお祭りでは地域住民と炊き出しなどを行いながら親睦を深めている。このような活動は、地域との関わりを保つための「また明日」の日常的・行事的交流である。さらに、地域の人々が「また明日」の行事やイベントに関わってくれることもある。ボランティアとして「また明日」の活動に携わったことで、認知症高齢者への偏見が解消し、接し方も理解することができている。

以上のように、「地域の中で、地域の人々と、地域のために」といった理念を持っている「また明日」は、共生型福祉の実践として、地域の人々につながりや連携（bridging social capital）をもたらす、社会関係資本として更なる可能性が期待できる。

第5節 まとめと考察

1 高齢者ケアについて

本章で紹介した事例は、開設に至るまでの経緯、事業の内容および重点などはそれぞれ異なっているが、「小規模」「多機能」「地域密着」といった点においては共通しており、高齢者ケアの根底にある基本的な理念も同じであるといえるだろう。2施設とも、利用者一人ひとりに合わせた柔軟なケアを行い、日常に近い生活を再構築する試みを模索している。

従来の大規模介護施設では、経営・運営上の理由で施設側の効率性を優先したため、高齢者ケアは個別ケアより、画一的で集団的なケアサービスが主流であった。たとえば、大規模施設の老人ホームでは一日の日課が決められ、起床・食事・排便まですべて職員主導で進められている。介護の目的は「要介護者の人々の良き生存をはかること」にあり、「文化的な潤いのある生活」と「生き甲斐のある生活」の創造も必要である（永和、2009：81-83）。介護は身体介助に尽きるもののみではないことが理解できる。この認識に沿う形で2つの施設とも、高齢者一人ひとりが思い思いに過ごせる「普通の家」のような居場所づくりを目指している。2施設における高齢者ケアには、以下のような共通した特徴がみられる。

1つ目は、家庭的な雰囲気とゆとりある生活リズムである。ハード面の特徴をみると、2つ施設の建物は、いずれもバリアフリーに改修した普通の民家・アパートか、新築し

た小規模施設であり、家庭に近い住環境が作り出されている。少人数・小規模であるため、職員は施設内を走り回る必要がなく、高齢者一人ひとりに目が届きやすい。また、高齢者も落ち着いて一日を過ごすことができる。たとえば、「また明日」では、デイサービスはプログラムがなく、2階建てアパートの1階5世帯分をつなげた長屋のような施設内で、高齢者はソファに座って新聞やチラシを眺めたり、乳児を抱っこしたりして穏やかに一日を過ごしている。職員は、高齢者を信頼し、余計な手出しをせずに見守るというケアのあり方により、高齢者と園児双方の自発的な関わりが引き出されている。「しおんの家」の場合、「信」のデイサービスを利用する高齢者は、1階のフロアでテーブルを囲んで一緒にテレビをみながらお茶を飲んだり、歌を歌ったりして、ゆっくりとした時間を過ごしている。

2つ目は、「なじみの関係」の形成である。これは小規模施設における利用者と職員間、そして利用者同士の関係性にみられる特徴である。たとえば、「また明日」では、一部の高齢者と園児は、互いの名前や特徴を個別に認識しており、散歩や遊びなどの日常的なふれあいを通じた「なじみの関係」の形成がみられる。こうした「なじみの関係」がさらに「家族」のような関係にまで発展することもあるが、「家族」のような関係にまで発展するかどうかは施設の事業形態・内容に関係しているといえる。デイサービスのみならず、グループホームや下宿など、居住サービスを提供する施設においては、職員と利用者、利用者同士が共同生活をしているため、家族のような関係に発展しやすい。たとえば、「しおんの家」の代表の山田氏は、「しおんの家」で実施されている様々な事業のうち、「グループホームのほうは大家族」であり、「若い職員はおばあちゃんたちにとって孫みたいな存在」と説明する。

3つ目は、生活の主体者としての暮らしと「役割発揮」である。外山（2003）によると、地域で暮らしていた高齢者が生活の場を施設に移したときには、様々な「落差」を経験するが、その中でも最大の落差は「役割の喪失」とされるとされる。2つ施設においては、方法こそ異なるが、「役割縮小過程の存在」（金子、2011b:9-21）である高齢者に自分なりの「役割」を発揮してもらうような場面が多く作り出されている。そこでは誰でもが役割を持ち、それぞれができることを精一杯やって助け合う雰囲気がある。たとえば、「しおんの家」では、高齢者が買い物のビニール袋をたたむ作業を手伝う場面もあった。「また明日」の場合、特に「子ども」を介して、高齢者が「役割」を発揮している。高齢者は、保育所の園児と手をつないで散歩に出かけ、着替えや食事の世話、子どもの異変を職員に知らせるなど、自ら子どもの遊び相手や世話役としての役割を果たしている。子どもとの関わりの中で、高齢者の「役割」が自然に引き出されている。

以上みてきたように、小規模多機能施設は、自宅か施設かという二者択一を超えて、「自宅でない在宅介護」を実践している。職員と利用者の間では、介護する・される

人という「縦」の関係が存在するが、ともに暮らす者同士の「横」の関係も構築されている。そして施設は、高齢者にとって「ケアの場」であるだけにとどまらず、「個別の人間として暮らす生活の場」にもなっている。小規模・少人数・家庭的という環境の中で、高齢者はきめ細やかなケアを受けられるだけではなく、他者と交流し、「なじみの関係」、さらに血縁を越えた新しい親密圏を形成できている。

2 世代間交流について

小規模多機能施設の利点は、少人数での生活の共有が可能となる点、多様な属性を持つ他者が存在することで、高齢者との交流が自然に発生しやすい点にある。本調査・研究では、高齢者の世代間交流について、特に子どもを対象とした交流に焦点を当ててまとめる。高齢者は、子どもという自身と異なる他者が日常の中に存在することで、子どもの存在を当たり前のもので意識するようになっていく。これが、子どもへの気遣いや直接的な関わりを生み出す。高齢者にとって、仕事や役割の欠如は、自分のなすべきことがわからない、自己の生を空虚に感じる要因となってしまうことがある（金子、2014b：200-201）。そのため、日常の何気ない生活の場面でも自分のなすべき仕事や役割を認識すると、自分の存在価値を肯定的に捉え、充実感を得る可能性が高まるのである。

「また明日」では、子どもとの関わりも含め、高齢者自身の意欲や主体的な活動を引き出していくことを「しかけ」と表現している。この「しかけ」が高齢者の役割取得のきっかけとなって、食事の補助や見守りのような、子どもに対する自主的な行為を引き出している。たとえば、調査票調査の結果からは、歌を歌ってくれる、絵本を読んでもくれるなど、子どもも高齢者個人を個別に認識し、親密な関係を形成していることが伺えた。こうした子どもとの関わりや関係性によって、高齢者は役割を持つことができているのである。

これらの高齢者の行動は、「しかけ」が強制ではないために偶発的に発生しているとは言え、自主的に相手に対する配慮をする、相手を思いやる行為であるといえる。また、子どもにとっても、自分と異なる他者（高齢者）に対する配慮を学ぶ機会となっている。今回の調査では、「しおんの家」においても、子どもが職員の動きを学習し、高齢者に働きかける例があげられた。たとえば、よく来所している職員の子どものが、高齢者が移動する際にドアを開けて呼びかける、車の席に誘導するなど、職員の行動を見て、自身もそれを真似ることで高齢者を配慮し、サポートすることができるのである。

また、こうした「しかけ」は施設の外でも行われている。たとえば「また明日」では、職員も利用者も散歩中に会った地域の人には誰に対しても挨拶を行うよう意識し

ている。これが、「地域の高齢者が子どもの散歩を手伝う」といった施設利用者に限らない、高齢者と子どもの交流や相互の見守りを引き出している。

以上より、小規模多機能施設における高齢者と子どもの世代間交流は、高齢者側がある程度子どもを好意的に捉えている必要はあるものの、世代間の相互的な支え合いを引き出す可能性が十分にあると考えられる。

「しおんの家」では、これに加え高齢者と障がい児（者）の間に、お互いに配慮しあう関係性が観察された。「しおんの家」では、グループリビングを利用している障がい者もスタッフとして勤務し、高齢者や子どもと日常的に顔を合わせ、声をかけあう関係となっている。また、利用者同士（高齢者と障がい者の利用者）の場合にも、職員側は利用者同士の身体がぶつかりそうになった場合であっても、利用者相互の配慮に期待しなるべく手出しをしないよう心掛けている（山田氏）。今回の調査でも、高齢者が障がい者に「ありがとう」と声をかけたり、暑いときには障がい者が高齢者に水分の補給について尋ねたりする場面がみられた。生活空間を共有することで、独居や高齢者同士の生活では生じにくい、世代間の心のふれ合いが自然に生まれる。小規模施設のゆったりとした環境により、利用者が相互に配慮しあう、精神的な余裕ができるのである。

このような状況は、「また明日」では「混沌さ」と表現されている。「自分と似たような人だけが集まるとは、支える―支えられるという関係が固定し、主体性の喪失につながる」ということを危惧し、年齢や障がいを越えて多様な人々が集うことを理念とした空間を形成したのである。自分と異なる人がいることで、支えられるだけではなく支える側に立つ可能性が大きくなる。『支えられる側』に立つ場合の主体性を確保すること…周囲には自分が支えることができる人がいる、ということへの気づき（和道氏）を促すことは、生きがいにつながる役割や仕事を生み出す「しかけ」になっている。「自主性を重んじるならば、日常を決めるのはスタッフではない」（真希氏）との言葉にあるように、高齢者をただ支援のみを受ける受動的な存在ではなく、一人ひとり意思を持った能動的な一個の存在として信頼し、その人自身の意思に基づく行動を後押しすることで、世代間の交流は形成・維持されていると考えられる。

高齢者が役割を取得することで、支える側に立つ可能性を拓けることが世代間交流の利点であり、何れの施設の代表者もこの点に意識を向けていた。一方で、こうした世代間交流は持続性が課題として考えられる。少子化の進む日本社会においては、子どもの利用者が少なくなることで世代間の交流の機会自体が維持できない可能性がある。また、「しおんの家」で触れたように、富山市のように「待機児童ゼロ」など子育て支援に力を入れている地域では、子ども向けの福祉施設の充実が、共生型施設の利用を低減する可能性もある。

先に述べた役割、子どもをはじめとする世代を越えた相互関係は、「生きがい」や「生

存在感」を向上させると考えられる。このような世代間交流の利点を積極的に取り入れる、または活かすためには、「また明日」のケア実践のように、施設の内だけではなく外に世代間交流の機会を確保することも、今後の方策の1つとして考えられる。

3 地域における役割について

最後に、地域における小規模多機能施設の役割について、2つの施設が地域とどのような関わりを持ち、地域福祉施設としてどのように定着しているのかをまとめる。各施設は、利用者の思いや願いを支援し、住み慣れてきた地域で暮らしたいという希望に応じている。また、介護や支援を必要とする高齢者・障がい児（者）への理解を地域全体から得るために各施設では様々な工夫がなされている。

その一つが、施設職員・利用者と地域住民が交流し、支え合う「接点」の場を設けていることである。その「接点」として、「しおんの家」では、コミュニティカフェ「みんなdeよってカフェ♪」や趣味教室「いっしょにせんまいけ」が同様な機能を果たしており、地域における近所付き合いや交流の接点になっている。「また明日」でも「寄り合い所」が運営され、学習の場・遊び場やお茶が飲める場として子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄ることができる。いずれの施設でも地域の人々がつながる「接点」の場が設けられ、地域の小さな福祉相談の窓口になっていることが共通点である。

地域における小規模多機能施設の役割は、地域との交流が進む中で取得されることが多い。こうした交流は大きく2つに分けられる。1つは、施設内外における日々の生活の中で、世代や属性が異なる人々の間で生じる自然なふれ合いを指す「日常的交流」である。もう1つは、イベントや行事などの一時的な機会において、施設利用者である高齢者や障がい児（者）と地域住民がふれ合い交流することを指す「行事的交流」である。

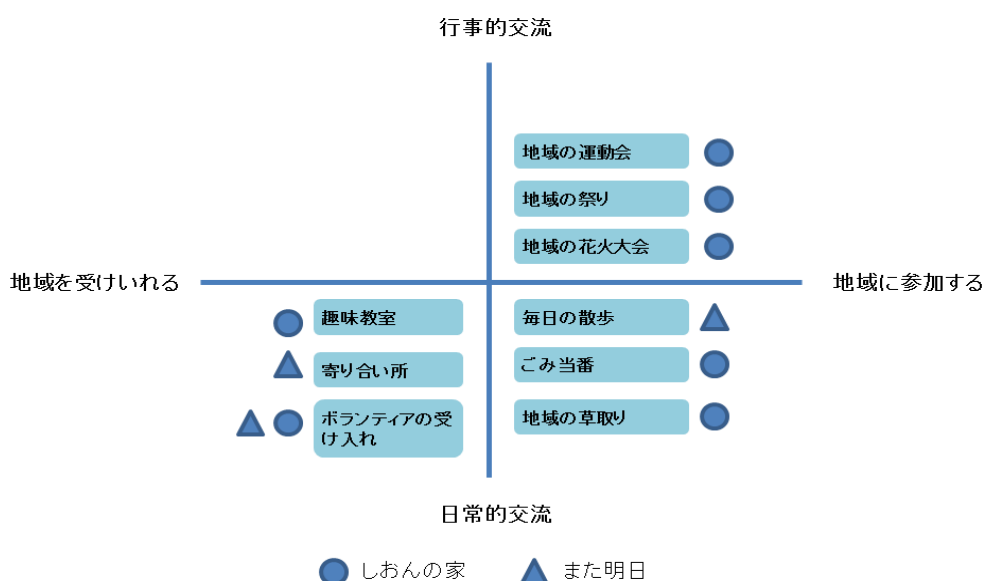


図6-2 地域との交流の類型

このような2つの交流は、さらに地域社会が主催するイベントや行事に施設側が「地域に参加する」形と、施設側が主催するものに「地域を受けいれる」形に大別される。今回調査した各施設における地域との交流をこの2つの軸で分類すると図1のようになる。

「しおんの家」は、小規模多機能施設であるため、様々な交流の形がみられる。とりわけ、一時預かりの子どもと高齢者がともに遊んだり、子どもの世話役をしたり、「日常的交流」が多くみられ、施設も「地域の中の普通の家」として地域のごみ当番を担当している。一時的な側面がある「行事的交流」は、職員にとっては業務上大きな負担になるため、頻繁には行われていない。このように地域を受けいれようとする交流の形は、小規模多機能施設が地域に根づいていく上で肝心な部分として施設側に認識されている。

小規模多機能の福祉施設では、自然な暮らしから生じる「なじみの関係」や「日常的交流」が強調される一方で、「行事的交流」は不特定多数の「一時的な交流」として否定的に捉える場合がある（永和、2008）。確かに、一部の「行事的交流」は継続性がなく、形式的な側面を重視する傾向がある。しかし、「行事的交流」には、施設利用者の地域参加や地域との交流を促す効果があり、一時的な側面はあるものの一回で多くの地域住民とふれ合うことができるという利点もある。「日常的交流」を通して得られる高齢者・障がい児（者）への深い理解ほどではないが、施設を利用していない地域の多くの人々が高齢者・障がい児（者）への理解を深めるきっかけとして重要であるといえる。「日常的交流」の重要性は言うまでもないが、「行事的交流」の長所を活かし双方を並行して行っていくことが肝心なところであろう。

一方、「また明日」は、主に認知症高齢者のデイサービスと乳幼児の保育サービスを提供しているが、他の施設に比べて「泊まり」サービスがなく、日中の限られた時間のみ施設を利用している。そのため、地域の中で様々な人々が同じ時間を過ごし、交流する場、お互いが支え合う場を提供する施設の理念は、地域の誰もが利用できる「寄り合い所」や、毎日の「散歩」という地域の中での生活行為を通した「日常的交流」の形であらわれている。

以上のように、ここで紹介した2つの事例では、それぞれの施設の理念に基づき、地域における様々な交流や支えあいの「しかけ」を取り入れ、世代や障がいを越えた地域との共生を実践している。施設利用者と地域をつなげる「接点」になっている各施設は、様々な共同体から高齢者が孤立しやすい都市社会において、高齢者個人と全体社会を媒介し、社会システムに結合する機能を果たす「中間集団」（金子、2013）として、その役割が期待される。さらに金子（2011b）によれば、個人中心でも地域集団・団体を軸としても構わないが、一定の空間内部に集まりができればそれがコミュニティ作りへの萌芽になるとされる。これに基づくと、小規模多機能施設という中間集団を軸として、地域住民が集う一定の空間が設けられ、そこにできた集まりが維持・活用され、新たな支えあいや協働が生まれていくことは、地域福祉のコミュニティ形成にもつながると考えられる。また、家族「自助」・地域「共助」という「親密圏」を促進する要因として、地域を基盤とした小規模多機能施設の共助的取り組みは地域の社会関係資本として大きく期待される。

注

-
- 1 富山県は平成33年まで200カ所を増設する予定である。
 - 2 山田氏は施設ではなく「家」であることを強調しているため、本稿では施設を指す言葉として「家」を用いる。

第7章 韓国の共助的支援による高齢者ケアの取り組み

—大邱広域市・全羅南道莞島郡の高齢者福祉施設における質的調査を通して—

第1節 研究背景

韓国は世界で最も早い少子高齢化社会への転換を経験している。1983年合計特殊出生率が人口置換水準である2.1に到達して以来、持続的に低下しており、2005年には1.076という過去最低水準を記録した。2005年以降は、多少不規則的な増加が見られ、2012年に1.30になり、合計特殊出生率の反転を期待する声も上がってきたが、2013年に再び低下し、合計特殊出生率は1.19になった。韓国の合計特殊出生率は2001年から現在まで1.3に達していない状況が続き、超少子化国家から抜け出せていない。

韓国の高齢化率は、統計調査が本格的に始まった1970年の3.1%(991千人)から次第に上昇し、2000年には7.2%(3,395千人)、2014年時点では12.7%(6,386千人)を占めている。2030年に24.3%(12,691千人)、2060年には40.1%(17,626千人)の水準までさらに上昇する見通しである。統計庁の「将来人口推移(2011年)」によると、現在の総人口5,052万人は現在の合計特殊出生率が今後も同じレベルで維持されるとすれば、2030年に頂点に達して5,216万人になり、その後は減少傾向に転じ、2045年には5千万人以下に減少し、2069年には4千万人以下に減ると予想されている。

このような少子化の要因としては、未婚者の晩婚化、非婚化と既婚者の出生率の低下があげられ、高齢化の要因としては、出生率の低下(少子化)と平均寿命の伸長(長寿化)があげられている。つまり、少子化は急速な高齢化の重要な要因になっていることが理解できる。言い換えれば、出生率が持続的に減少すると必然的に若年者数も徐々に減少し、将来相対的に高齢者の割合が高まっていく。また、平均寿命が延びて高齢者の死亡率が低下すると高齢者数も同時に増加し高齢化が急速に進んでいくことになる。人口学的には成熟した社会における多産多死の時代から少産少死の時代への変化であり、その成熟度合いが少子化する高齢社会としてあらわれている。

このように少子化する高齢社会に近づいて行く韓国の人口構造は、今後も出生率が低いまま高齢化が進むと、出生率が死亡率よりも低くなることで現れる「つぼ型ピラミッド」の人口構造になる可能性が高い。「つぼ型ピラミッド」の人口構造では、労働力の質と量がともに低下し、消費も萎縮し、経済成長の潜在力の低下にもつながる。さらに、低成長による財政の悪化は次世代への財政的負担を急激に増加させ、それが若い世代と高齢者世代との葛藤の火種になることが懸念されている。以上のように韓国の少子高齢化問題は、これらに直ちに対応しない限り、経済的・社会的に大きな影

響があることが予想されている。

韓国と日本における少子高齢化現象は、大都市への人口集中や町村部過疎化を背景にして生じている。人口が減少している過疎地域では血縁、地縁に基づいた家族の扶養や地域のインフォーマルな高齢者ケアの機能が低下している中、農漁村では高齢者夫婦世帯や単身世帯が徐々に増加し、その対応が大きな問題になっている。こうした中で政府による制度・政策的な高齢者支援の議論とともに、地域包括ケアを理念とする「インフォーマルケア」・「フォーマルケア」の融合による「地域セーフティネット」の構築の重要性が主張されている(金子、2011a・白澤、2013)。しかし、高齢者福祉や地域福祉の分野で、フォーマルケアとインフォーマルケアの協同を促進するケアシステムの構築が求められているにもかかわらず、高齢者福祉・地域福祉といった既存の分野からは、研究上でも実践上でも、そのようなシステムを構築しようとする研究と議論は追いついていないのが現状である。

この難題の解決のために本章では「創発特性(elementary property)」に着目した。ここで言う創発特性とは、要素が集まって全体を形成するとき、形成された全体が、元の要素にはない新しい性質を持つことである。この新しい性質は、元の要素の「原基的特性」に対して、「創発特性」と呼ばれている。要するに、今いる人と人、今ある資源と資源の新たな組み合わせやそのつながり方次第によって新たな資源が創発されることである。この考え方は「ネットワーク・互酬性の規範・信頼」(稲葉、2011)を中心概念とする社会関係資本の理論と一致する部分が多い。このような考え方や取り組みを実証的に検証することは、一層深刻化する少子高齢化社会で高齢者福祉を向上させる一つの手がかりとしてその意義があると思われる。

以上の研究背景や問題提起をふまえ、本章では過疎化と少子高齢化が深刻に進行し農村部と都市部の高齢者生活の実態と支援の取り組みを把握する。また、高齢者を支えている高齢者福祉施設の社会関係資本(ネットワーク)形成と、その施設の中に形成されている人々のネットワークはどのような役割と機能を果たしているのかを分析する。最終的に、この研究から得られた識見を通して地域の高齢者ケア・支援の改善に向けた施策を検討することが本章の目的である。

第2節 先行研究

1 高齢者福祉と社会関係資本

近年、人々の作るネットワーク、社会関係資本に対する期待が高まっている。地域活性化、児童虐待や高齢者無縁死の防止、地域のサポートネットワークの形成など、社会の様々な領域で問題の改善・解決ができないかという期待である。とりわけ、公

共財的社會關係資本の効果と可能性についての議論が多い。

安田(2011:54-65)によれば、ソーシャルキャピタルとは、人々が相互に築く「関係」に内在する力のことであり、個々人に還元できない、社会的なつながりによって生まれる強みである。現代社会のように不安が日常化されている時代では、個々人のネットワークは情報の交換にとどまらず、情報の共有や共感を形成するのに肯定的に作用していると主張している。ここで「個々人に還元できない、社会的なつながり」というソーシャルキャピタルの性質は、各要素には還元できない集合体自体の性質を持つことをあらかず創発特性ともいえる。

このようなソーシャルキャピタルは高齢者福祉の分野でも老年期の主要な資源として注目され、その実証的な研究が盛んに行われている。老年期は身体的・心理的な老化とともに知人の死亡や定年による退職など社会的な変化が起こり、それによって社会関係資本の量も質も同時に衰退すると言われている。生涯を通じて蓄積してきた社会関係資本に加え、老年期に新しく形成した社会関係資本は高齢者の身体的な健康、Well beingに肯定的な影響を与えると報告されている(朴ヒボン、2005・Nilsson et al.、2006・シンサンシク、2010)。具体的に、地域社会で高齢者の住民組織への参加は、高齢者のうつ病の減少に有効であり、近隣との付き合いも高齢者の社会関係資本にとって重要な要素である。また、地域社会の信頼・協力・情報共有、地域社会への参加が高い水準である場合、高齢者の精神的な健康に肯定的な影響を与えるという(イホンジク、2009)。

しかし、これらの研究は都市部と農村部といった地理的な特性を考慮せず、高齢者全体の社会関係資本を一般化して説明している。また、高齢者の社会関係資本を量的な側面で測っているため、高齢者(の集まり)がもつ社会関係資本の性質や機能が明らかにされていない。さらに、どうすれば失われた社会関係資本を復活させられるのか、あるいは存在しない社会関係資本をどのように構築していくのかという議論が不十分であった。

ゆえに、以上の諸問題を正確にとらえるために、高齢者の社会関係資本を私的社會關係資本と、その基盤になる公共財的社會關係資本に分けて考える必要がある。金光(2003)も指摘しているように、公共財的社會關係資本の形成と維持の方法論を確立していくために、フィールドにおける丁寧な検証とともに、個人がもつ私的社會關係資本と地域の公共財的社會關係資本の接合が早急に求められる。

2 高齢者福祉支援施設

韓国において高齢者福祉を支援する施設は大きく住居・医療・余暇・在宅・保護・雇用などの6つの分野に分けられている。それぞれの分野の支援施設の中では余暇施

設が65,665カ所で圧倒的に多く、次に医療施設が4,841カ所、在宅施設が2,797カ所、住居施設が443カ所、保護専門機関が28カ所になっている。とりわけ、余暇施設の中でも地域社会から自発的に形成されてきた「敬老堂」（キョンロダン）は、63,960カ所で高齢者福祉施設の97.4%を超えている（表7-1）。

表7-1 韓国の高齢者福祉施設の類型

種類	施設	設置目的	利用対象者
老人住居福祉施設 (443箇所)	養老施設 (272箇所)	老人を入所させ、給食とその他の日常生活に必要なサービスを提供する。	60歳以上
	老人共同生活家庭 (142箇所)	老人たちに家庭のような住居環境と給食を提供するなど、日常生活に必要なサービスも提供する。	60歳以上
	老人福祉住宅 (29箇所)	老人に住居施設を分譲または賃貸で提供し、住居・生活指導・相談および安全管理など日常生活に必要なサービスを提供する。	60歳以上
老人医療福祉施設 (4,841箇所)	老人療養施設 (2,707箇所)	認知症・脳卒中など老人性疾患などで心身に相当な障害が発生し、支援を必要とする老人を対象に入所させ、給食と療養それに日常生活に必要なサービスを提供する	60歳以上
	老人療養共同生活家庭 (2,134箇所)	認知症・脳卒中など老人性疾患などで心身に相当な障害が発生し、支援を必要とする老人を対象に家庭のような住居環境と給食・療養を提供するなど、日常生活に必要なサービスを提供する。	60歳以上
老人余暇福祉施設 (65,665箇所)	老人福祉館 (44箇所)	老人の教養・趣味生活と社会参加活動などに対する各種の情報とサービスを提供する。また、健康増進・疾病予防・所得保障・在宅福祉のサービスなど、老人の福祉増進に必要なサービスを提供する。	60歳以上
	敬老堂 (63,960箇所)	地域の老人らが自発的に親睦を図ること、趣味活動すること、共同作業場の運営すること、相互に情報交換することなどとともに、その他の余暇活動ができる場所を提供する。	60歳以上
	老人教室 (1,361箇所)	老人たちの社会活動の参加への欲求を満足させるため、健全な趣味生活・老人の健康維持・所得保障、その他の日常生活と関連した学習プログラムを提供する。	65歳以上
在宅老人福祉施設 (2,797箇所)	訪問療養サービス (992箇所)	家庭で日常生活を営む老人を対象に身体的・精神的障害で苦しんでいる老人が必要とする様々なサービスを提供し、地域社会の中で健全と安定した老後を暮らしていく。	60歳以上
	昼夜間保護サービス (913箇所)	やむを得ない事情で家族の保護を受けられない心身の虚弱な老人と障害老人を昼間、あるいは夜間に、保護施設に入所させて必要な様々なサービスを提供する。目的として、老人達の生活安定や心身機能の維持・向上を図り、介護する家族の身体的・精神的負担を減らすためのサービスを提供する。	60歳以上
	短期保護サービス (6箇所)	やむを得ない事情で一時的家族の保護を受けられない心身の虚弱な老人と障害老人を短期保護施設に入所させ、保護する。老人とその家庭の福祉増進を図るためのサービスを提供する。	60歳以上
	訪問沐浴サービス (588箇所)	お風呂の装備を備え、在宅の老人を訪ねお風呂サービスを提供する。	60歳以上
	在宅老人支援サービス (208箇所)	その他に在宅老人に提供するサービスとして相談・教育およびサービスを提供する。	60歳以上
老人保護専門機関 (28箇所)	老人保護専門機関	市・道知事が老人保護専門機関を指定・運営し、老人虐待の通報、相談、保護、予防および広報をする。通報・相談用の緊急電話(1577-1389)運営する。	60歳以上
老人雇用支援機関	老人雇用支援機関	地域社会などで老人雇用先の創出と就職への支援、老人による創業とその育成への支援、老人による商品の生産と販売などを担当する老人雇用担当機関を運営する。	60歳以上

注：老人福祉法31条による設立

出典：保健福祉部、「2015年老人福祉施設の現状」により作成

「敬老堂」は、かつての「老人亭」(ロインジョン)であり、1989年の老人福祉法の改定により、名称が「敬老堂」に変わり、老人余暇福祉施設として規定されるようになった。地域社会から自然に形成されてきた「敬老堂」は、老人たちのインフォーマルな集いの場であり、村の憩いの場として機能してきたが、大韓老人会の設立とともに大韓老人会の末端組織として編入されるようになった(イガオック、1992: 9-15)。

高齢化率が26.7%になった日本では、特に「後期高齢者」(75歳以上人口)が占める割合(13.3%)が高く(平成29年度高齢社会白書)、高齢化問題はすでに顕在的な緊急を要する社会問題になったことに対し、韓国は高齢化率13.1%(韓国統計庁人口動態統計2015)で比較的に潜在的な問題として存在している。その背景がそれぞれの国の政策にも反映され、「超高齢社会」の日本では「高齢者・在宅・介護」を中心とした「予備」¹⁾の対策が目立つことに対し、「高齢化社会」の韓国では高齢者個人レベルの健康づくりなどの「予防」に力を入れている。そのため、高齢者福祉支援施設は余暇福祉施設が中心になっている。これらは高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助、その他の機能を活性化しようとする老人福祉政策の推進でもある。

また、敬老堂の増加を政治的な理由が背景にあると解釈する意見も少なくない。従来の敬老堂の設立は地域住民のニーズによる自然的な発生が主な背景であったが、昨今の敬老堂の急速な増加はそういった背景だけでは説明しきれない。地域の政治家は有権者である高齢者たちから票をもらうため、選挙公約として敬老堂の設立を約束することがあり、可視的な成果として建てられる場合が多いという。敬老堂増加が自然発生的なのか、政治的なのかという背景の違いはあるものの、いずれも地域の高齢者のニーズから形成されたことと、それが高齢者福祉の向上に関わっていることは確かである。しかし、敬老堂の増加は高齢者福祉施設の整備というハードの面で考えると、その成果が認められるが、敬老堂にどのようなプログラムを提供し、どのように活性化していくのかというソフト面の支援は今後の課題でもある。

第3節 全羅南道莞島郡における高齢者福祉施設の事例

1 莞島郡の少子高齢化と地域加速化

調査地である莞島郡(ワンドグン)は、1969年に朝鮮半島の最南端の村である海南と莞島間に「連陸橋」が建設されるまで、韓国の6大島嶼地域の一つであった。現在、莞島郡が管轄する島嶼は265島で、有人島が55、無人島210である。人口規模は55,313人(男26,684・女26,799)であり、世帯は25,21である。高齢化率は、韓国で最も高齢率が高い全羅南道の中でも高いレベルの27.4%に達している。

莞島郡の人口と世帯の推移を概観してみると、1965年の21,776世帯138,942人から1974年には24,384世帯146,743人まで世帯と人口がともに増加するが、1975年から人口が減少し始め、1980年から1995年にわたって急速に人口が減っていく。この15年間で、およそ66,900人が減少するが、最も人口が減少した時期は1985年から1990年の5年間であり25,407人が減った。この期間は韓国における高度経済成長期と重なり、農漁村から都市への人口流出が激しかった時代でもある。特に莞島のような農漁村の若年層の都市への離村が目立つ。それ以来、人口は減少を続け、2012年には53,871人になっており、わずか42年で約91,400人が減った(表7-2)。

一方、世帯は不規則な増減があったものの大きな減少は見当たらず、23,000世帯～25,000世帯の間に収斂している。ちなみに、世帯数がピークに達した1977年には25,418世帯で、2012年は25,215世帯であり、大きな差は見当たらない。要するに、子世代の若年層は村から離れて行ったが、親世代は村に残ったということである。結果的に、村全体の人口が減っても世帯数は変わらなかった理由が説明できる。実際、莞島の高齢化率と高齢者夫婦世帯や単身世帯の割合は他の地域と比べて非常に高い(表7-2)。

表7-2 莞島郡(莞島郡)の人口と世帯数の推移(1965年～2012年)

年度	世帯数	人口数	前年増減
1965	21,776	138,942	
1970	22,667	145,339	6,397
1975	25,037	141,074	-4,265
1980	24,917	126,732	-14,342
1985	23,974	111,200	-15,532
1990	23,488	85,793	-25,407
1995	23,156	74,033	-11,760
2000	24,715	67,039	-6,994
2001	25,018	65,458	-1,581
2002	24,904	63,036	-2,422
2003	24,938	61,258	-1,778
2004	25,068	60,141	-1,117
2005	25,075	59,065	-1,076
2006	25,095	57,689	-1,376
2007	24,937	56,506	-1,183
2008	24,745	55,311	-1,195
2009	24,977	54,645	-666
2010	25,274	54,869	224
2011	25,227	54,631	-238
2012	25,215	53,871	-760

出典：莞島郡の「統計年報」から筆者作成

表7-3は、莞島郡の高齢者数と高齢化率の推移をあらわしているものである。高齢者数は2004年11,842人から徐々に増加し、2012年は14,751人になっている。また、高齢化率も19.7%から27.4%になり、莞島郡を管轄する全羅南道の平均高齢化率20.9%より高く、韓国の平均11.8%よりもはるかに高い。長寿化に伴って莞島郡の高齢者数は増加の傾向がみられるが、高齢化率の増加の速度も非常に速い。ちなみに、全羅南道の高

齢化率は韓国で最も高い。

表7-3 莞島郡の高齢者数と高齢化率の推移

区分	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2012年	全羅南道 (2012年)	全国 (2012年)
高齢者数(人)	11,842	12,492	12,993	13,619	13,806	14,751	369,490	5,889,675
高齢化率(%)	19.7	21.2	22.5	24.1	25.0	27.4	20.9	11.8

出典：統計庁「人口動態推計2014年」と莞島郡の「統計年報2014年」から筆者作成

以上のように、現在莞島郡では人口が急速に減少し、高齢者だけが増加する過疎化が進んでいる。過疎地域は人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域と定義されている。大野（2008：21）は、高齢化と過疎化などで、集落の人口の50%以上が高齢者になり、集落の自治・生活道路の管理・冠婚葬祭など共同体としての機能が急速に衰えてしまい、結果的に社会的共同生活の維持が困難になる地域のことを「限界集落」として説明している。

過疎地域が出現する社会的背景を考察してみると、日本と韓国では共通点がみられる。日本では、明治以降から続く中央集権政策で、政治・経済・文化が首都である東京都（首都圏）や道府県庁所在地といった都市部への一極集中が進行し、首都圏偏重の発展が続いたことがある。これらは韓国でも同様で、首都ソウル市（首都圏）を中心に各地の道・市所在地がある都市部への一極集中と首都偏重が著しくみられた。

日本では1960年代、韓国では1970年代に高度経済成長期を迎え、急速な工業化に伴う人口移動が起きた。特に、工業基盤を持たない農漁村は労働力の供給基盤となり、都会への人口流出が起これ、過疎地域がみられるようになった。莞島郡も韓国の高度経済成長期に都市への人口流出が激しく、特に莞島郡のような農漁村の若年層の都市への離村が目立つ。

増田（2014：21-29）によると、若年層の地方から大都市圏への「人口移動」は、単に人口を減少させるととどまらず、「人口再生産力」も奪い、加速度的に人口減少を引き起こす、という。莞島郡においても同様であり、若年層の都市への流入が人口減少に拍車をかけ、地域過疎化や高齢化を深刻にしていることが大きな問題である。

莞島郡の1970年代以降の持続的な人口減少は、国の人口抑制政策と都市化による離農・離村が起きたために急激に加速された。当時、莞島では仕事をする場が少なく、仕事をしていても低賃金で生活が大変だったため、都市への移住が盛んになった（「老人福祉館」の事務局長A10・里長F1）。その背景には農村部と都市部の賃金格差があり、同一の労働でも都市部では良い賃金を得られた。特に、莞島郡では急速な近代化による若者の流出で、高齢者が取り残されるという問題も起きていた。

しかし、家族の代わりとなるべきホームヘルパーや老人ホームなどの福祉サービスも、公的年金も、まだ十分に整備されていない。このように、莞島郡で起きている急速な高齢化はこの地域の問題にとどまらず、韓国社会全体に広まっている大きな問題でもある。

2 調査施設と調査方法

調査施設は、莞島郡にある5つの高齢者余暇福祉施設(「老人福祉館」1ヶ所、「敬老堂」4ヶ所)であり、調査方法としては施設の利用者を主な対象として質的研究を用いた。調査施設は「老人福祉館(以下、A施設)」を3回訪ね、施設利用者8人(A1~A8)・職員(A9)・事務局長(A10)などに構造化インタビューで調査を実施した。また、敬老堂での調査は個人的に手配したB敬老堂で調査を終えて、「老人福祉館」の協力を得て、3つの敬老堂(C施設・D施設・E施設)を加えることができた。

各敬老堂では3人の高齢者にインタビュー調査を実施し、許可を得て動画資料をとりながら参与観察を行った。また、村の事情に詳しい莞島邑の里長(F1)にもインタビュー調査を依頼、村の歴史や変遷について聞かせてもらった。

本調査で用いた主要質問は、社会関係資本の領域を五つの助け「自助・互助・共助・公助・商助」という「五助」(金子、2011a)の観点から捉えた。具体的な質問項目としては「仕事はしていますか/子どもや親戚から仕送りや助けがありますか(自助)」「家族以外に頼れる人がいますか/施設での人々との関係はhowですか(互助・共助)」「『老人イルザリ事業』をしたことがありますか/公的年金をもらっていますか(公助)」などで構成されている。また、調査対象者の属性を把握するためにフェイスシートを用意し、調査対象者に項目の順に質問し、口頭で回答を得て記入した。それに、フェイスシートの記入は調査対象者らが70歳前半から90歳前半の高齢者であることを考慮し、自記式ではなく他記式で作成した。

図7-1は、莞島郡の管轄区域と調査施設をあらわしているものである。今回調査では、調査期間や移動手手段の制約上、船での移動は避け、車で移動できる施設のみ選定した。

れている。女性高齢者のみの施設であり、利用者のほとんどが75歳以上の後期高齢者であるため仕事ができない高齢者が多い。また、腰や膝など体のどこかが悪いと訴える高齢者が多く、全員徒歩で敬老堂に通うが身動きが取りづらい高齢者は歩行器に頼ってることが多い。

【C敬老堂(小規模)】

- 利用者:70歳から92歳の男女高齢者103人(女68/男35)。
- 利用時間:午前9時30分から午後5時までは自由に利用可能。平均利用者は15~20人程度で特別なイベント(誕生日お祝いなど)があるときはより多くの人(約50人)が集まる。
- サービス内容:無料昼食提供、余暇活動(講師による体操、カラオケ、花札、おしゃべり、睡眠、囲碁・将棋など)。
- 施設の特徴:共通の台所を中心に男女の部屋が別れている。男性高齢者の場合、午前中は農作業などで利用率が低い、午後になると囲碁や将棋をするために来る。また、冬の農閑期には利用が増えるが、夏の農繁期は利用が減る。冷暖房費など光熱費の節約のため、屋根にはソーラーパネルが設置されている。

【D敬老堂(中規模)】

- 利用者:60代後半から90代前半の男女高齢者120人(女90/男30)
- 利用時間:午前9時30分から午後5時まで自由に利用可能。平均利用人数は約40~50人だが、夏の利用が少なく約20~30人程度で寒くなると利用者が増えて約50人になる。
- サービス内容:無料昼食提供、健康教室、余暇活動(講師による体操やレクリエーション、カラオケ、花札、おしゃべり、睡眠など)、団体旅行など。
- 施設の特徴:前期高齢者と後期高齢者がともに利用する施設である。後期高齢者はプログラム参加することもあるが、別の部屋で横になって休むことが多い。広いリビングルームでは様々なプログラムが行われている。左右に男女高齢者の部屋が別れているが、男性利用者の姿は見られなかった。

【E敬老堂(中規模)】

- 利用者:60代後半から90代前半の男女高齢者160人(女90/男70)
- 利用時間:冬季は午前7時から午後4時まで、夏季は午後5時30分まで自由に利用できる。ほとんどの高齢者は日常の大半をここで過ごす。
- サービス内容:無料昼食提供、運動器具、余暇・趣味(講師による体操や太鼓・ヨガ、花札、おしゃべり、睡眠など)・利用者のお祝いパーティーなど。
- 施設の特徴:リビングルームと男女高齢者の部屋別に台所があり、他の敬老堂に比

べて男性高齢者の利用が目立つ。近くに海水浴場があり、夏に遊びに訪れた観光客にレンタルサービスを行い、それで得た収入を敬老堂の公共財産として運営費などに使っている。男女別に部屋が分かれていることは他の敬老堂と同じだが、共同で使う台所以外にも部屋ごとに台所があるため他の敬老堂に比べて男性高齢者の利用が目立つ。建築費は国や自治体から工事費として3億ウォンをもらい、村の人々からも4千万ウォンを拠出し、村の共有地で建てられた。施設利用には登録が必要であり、構成員からの承認を得た後、加入費として5万ウォンを支払う必要がある。

表7-4 調査対象者の属性

区分	性別	年齢	出身地	家	施設まで・何分	同居家族	近居家族	健康	職業	最終学歴	世帯収入 (ウォン)	
1	A1	女	70代後半	莞島	持ち家	徒歩・20分	単身	5女40代後半	とても元気	無し	小学校以下	1000~2999
2	A2	女	70代前半	莞島	持ち家	自動車・20分	夫婦のみ	次男40代後半・次女40代後半	とても元気	イルザリ支援事業で、福祉館などで働いている	小学校以下	1000~2999
3	A3	女	80代前半	ヨス	持ち家	徒歩・15分	有り	長男50代前半	元気	無し	小学校以下	~999
4	A4	女	70代前半	莞島	持ち家	徒歩・20分	夫婦のみ	いない。	とても元気	イルザリ支援事業で、福祉館などで働いている	小学校以下	1000~2999
5	A5	女	70代前半	莞島	持ち家	徒歩・20分	夫婦のみ	いない。	とても元気	イルザリ支援事業で、福祉館などで働いている	小学校以下	1000~2999
6	A6	女	70代前半	莞島	持ち家	徒歩・20分	単身	いない。	とても元気	イルザリ支援事業で、福祉館などで働いている	小学校以下	1000~2999
7	A7	男	80代前半	莞島	持ち家	徒歩5分	夫婦のみ	いない。	とても元気	イルザリ支援事業で福祉館の卓球講師として働いている	高校	1000~2999
8	A8	女	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・5分	夫婦のみ	いる(次女40代)	とても悪い	無し	小学校以下	~999
9	B1	女	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・5分	単身	いない。	悪い	無し	小学校以下	~999
10	B2	女	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・5分	夫婦のみ	いる。	とても悪い	畑農業	小学校以下	1000~2999
11	B3	女	90代前半	莞島	持ち家	徒歩・5分	夫婦のみ	いない。	悪い	無し	小学校以下	~999
12	C1	女	70代前半	莞島	持ち家	徒歩・5分	単身	いない。	とても悪い	無し	小学校以下	~999
13	C2	女	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・3分	夫婦のみ	いる(莞島に娘2)	悪い	畑農業	小学校以下	1000~2999
14	C3	女	81代前半	莞島	持ち家	徒歩・5分	単身	いない。	悪い	無し	小学校以下	~999
15	D1	女	70代前半	莞島	持ち家	徒歩・15分	夫婦のみ	いない。	悪い	畑農業	小学校以下	1000~2999
16	D2	女	70代前半	莞島	持ち家	徒歩・10分	単身	いない。	悪い	無し	小学校以下	~999
17	D3	女	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・7分	単身	いない。	悪い	無し	小学校以下	~999
18	E1	男	80代後半	莞島	持ち家	徒歩・20分	3世代(長男50後半)		悪い	無し	小学校以下	3000-4999
19	E2	男	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・15分	夫婦のみ		悪い	無し	小学校以下	1000~2999
20	E3	女	80代前半	莞島	持ち家	徒歩・15分	単身	いない。	悪い	無し	小学校以下	1000~2999
21	F1	男	60代前半	莞島	持ち家				莞島邑の里長	高校	3000-4999	
22	F2	女	40代後半	莞島	持ち家				福祉館の職員(余暇講師派遣)	短大	5000-6999	
23	F3	男	60代前半	莞島	持ち家				福祉館の職員(事務局長)	大学	5000-6999	

3 調査結果と分析

今回の調査に協力してくれた対象者の属性とインタビュー内容を分析してみるといくつかの傾向がみられる。まず、社会階層を測定するため設けた学歴・世帯収入・

持ち家の有無などの項目は、地域の同質性が高いため、調査対象者の中では大きな差がみられなかった。敬老堂の利用者を世代・ジェンダー・コミュニティ的な特徴から概観してみると、1930年代から1945年の間に産まれた世代で、莞島郡で生まれ育った女性が多かった。そのため、学歴は女性の場合、全員小学校中退・卒業が多く、世帯収入も低所得層に該当するほど低い水準である。

3-1 老人福祉支援施設と施設利用者の特徴

老人福祉施設の全体的な利用率は男性より女性の方が高く、夏季より冬季の方が高い。老人福祉館の場合、主要利用者は女性高齢者であるが、ゲートボールや卓球などスポーツ系の余暇活動には、高齢者夫婦や男性高齢者の利用が目立つ。一方、敬老堂では女性高齢者の利用率が老人福祉館より多く、男性高齢者の利用は農作業や仕事がある午前中より午後を選好する。また、季節による利用率も大きな差があり、夏は農作業などで忙しくなる農繁期に入るため利用者が減る一方で、農作業が終わる農閑期にはまた利用が増えるという。

「男性の老人は午前中にはあまり来ないんです。おそらく、農作業や仕事があるんじゃないですか。しかし、昼食には顔を出して食事をするし、食事後にまた出ることがありますが、利用する男性高齢者たちは主に花札や将棋など部屋でしますね(C2さん、80代前半の女性)」

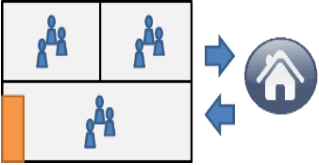
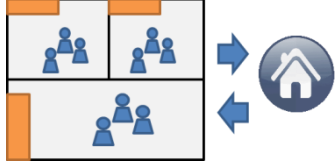
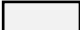

「うちの平均利用人数は大体35~45人ですが、夏は畑仕事でみんな忙しくなるから約20~30人くらいが利用し、農作業が終わって何もすることがない冬場になるとまた利用が増え、約50人近くなるよ(D2さん、70代前半の女性)」

敬老堂の空間配置をみると、まず共同生活空間であるリビングルームと男女別の部屋があり、それぞれの空間では様々な活動や生活(趣味・睡眠・食事)が営まれる。また、共同の台所があるため誰もが自由に炊事ができる。特に炊事の当番がないので誰かが作った料理を一緒に食べるのが一般的である。ただし、宿泊はできない。

利用については、いずれの施設でも女性高齢者が男性高齢者より圧倒的に多い。これは男性より女性の平均寿命が長いことと関連していると思われるが、その他に女性高齢者を中心としたプログラムの支援や編成、共同生活によるプライバシーの公開に対する男性高齢者の忌避などがあげられる。たとえば、比較的に男性高齢者の利用が目立った敬老堂Eは、一般的な「共同炊事型」と異なる居住形態を見せた。男女別に部屋があることは他の敬老堂と同様だが、1つの部屋を3つの部屋に仕切る「ふすま」があり、部屋の用途を3つに分けられることでプライバシーの確保が容易であった。さらに、男性高齢者の部屋には台所が設置され、男性高齢者も自由に料理ができる環境

であった（表7-5）。

表7-5 敬老堂の生活空間

共同炊事型（敬老堂A・B・C・D）	個室炊事型（敬老堂E）
共同生活空間で生活し、共通の台所で炊事をするが、寝るのは自家である。	共同炊事型と同様だが、部屋ごとに台所があることが特徴である。
	
注：  共同生活空間  炊事空間(台所)	

また、老人福祉館は前期高齢者や自力で施設に通うことができる元気な後期高齢者の利用がともに多く見られるが、敬老堂は比較的に単身世帯で「半健康」（金子、2011b）な後期女性高齢者の利用が多い。また、老人福祉館を利用する高齢者はプログラムへの参加意欲が高く、趣味活動や健康増進などの利用目的が多かった。一方、敬老堂を利用する高齢者は、家にいるときの寂しさや退屈さからの脱却、または生活費（無料の昼飯）や光熱費などの節約が目的で利用する高齢者が多かった。

【福祉館の利用目的について】

「福祉館はいろんなプログラムがあって楽しいし、体を動かすと健康になるからいいでしょう。私、年は取っているけど、まだ元気だから通っているよ。ここ(福祉館)は若者(前期高齢者)たちの利用が多いので私のような年よりはちょっと迷惑かなと思って歌教室だけ通っているね。他のプログラムは若者に利用できるように譲っています(G3さん、80代前半の女性)」

【敬老堂の利用目的について:悪天候では利用が減りますか?】

「違いますよ。雨や雪がふる日をもっと来るんですよ。天気も悪いのに家に閉じ込めるのがいやだし、心が寂しくなるわ。また、家にいると夏は冷房代がかかる、冬は寒いからストーブの暖房代がかかるでしょう。ここに(敬老堂)に来るとおしゃべりができて、光熱費も節約できるからね(C1さん、70代前半の女性)」

「ここでは昼飯が食べられるので毎日敬老堂は通っています。国が支援するお米は限りがあるし、副食の支援はないので各自の家から野菜や漬物を持っ

てきて一緒に食べます。一日の大半をここで生活するのでお互いに仲もいいし、寂しさや疎外感を忘れず(B1さん、80代前半の女性)」

一般的に健康とは、身体的・精神的ならびに社会的関係において完全に良好な状態で、単に病気や虚弱でないことに留まるものではない(世界保健機関)。敬老堂では、健康ともいえないが病気ともいえない健康と病気の間の中間状態、「半健康」状態の高齢者が多くみられる。これは近年、平均寿命が大幅に伸び、高齢者には何らかの持病という健康上の問題を抱えている人たちが多いことがその背景として考えられる。また、韓国人の健康状態に対する意識も変わり、本人の健康状態が良好であると考える比率は、1989年54.7%から2001年45.6%に下がり、2010年には37.6%まで低下し、年々下がっている(OECD Health Data 2012)。

対象者の主観的な健康は、老人福祉館の高齢者が、1人(とても良い)を除いて「元気・とても元気」であると答えたのに対し、敬老堂では「悪い・とても悪い」と回答した高齢者がほぼ全員であった。特に敬老堂の高齢者たちは身動きがとりづらく、歩行さえ歩行器に頼らないと敬老堂に通うことが出来ない場合が多かった。

以上のように高齢者支援福祉施設は、高齢者の居場所として高齢者の健康維持・増進などの身体的支援、または生活費・光熱費の節約などの経済的な支援につながる「顕在的機能」(マートン、1961:46)を果たしている。さらに、施設内で形成されている親密な紐帯は、施設からの「フォーマルケア」とともに、高齢者間の安否確認などの「インフォーマルケア」にもつながり、高齢者の情緒的な満足に大きく貢献する「潜在的な機能」もみられる。

3-2 莞島郡の家族形態と高齢者扶養

家族形態は調査対象者の9割以上が夫婦のみ・単身世帯であり、社会階層(学歴・世帯収入など)には大きな差がない。夫婦のみ・単身世帯で生活する高齢者が圧倒的に多いが、子どもが同じ村や近距離(車で2時間以内)に居住し、親密な関係を維持している事例が多かった。夫婦のみ・単身世帯で生活するようになったきっかけについては、子どもの勉強や仕事の事情によるものであったが、「別々に住むのが楽しいです(A1)」、「身体的にまだ健康ですから(C3)」、「子どもに負担をかけたくない(E3)」などの高齢者本人の希望によるものも少なくない。従来、子どもが進学や仕事をきっかけに親元を離れ、就職や結婚をしてもまた子どもの事情によって親と別居することが多かったが、近年では親の意識も変わりつつあり、親の希望と事情によって子どもと別居するようになってきた(ジョンキョンヒ他、2012)。

今回の調査では三代同居という大家族の形態で高齢者が扶養されているケースは1組(E1)しかいないが、子どもと別居している高齢者の扶養にはある傾向がみられ

た。具体的に、親と近くに住んでいる子どもによって高齢者の身体的(世話・介護)・情緒的な扶養が担われ、遠く離れている子どもからは仕送りの形で経済的な扶養が行われている。高齢者20人のうち12人が定期的に子どもから生活費の仕送りを受け、金額は子どもの経済状況によるが10万～20万ウォン程度である。

莞島郡の高齢者は子どもと同居する割合は少なく、「近居」または「遠居」の子どもから身体的・情緒的・経済的な援助を得ていることがわかる。かつて莞島郡でみられた三世代同居という家族形態は、都市化の進展による核家族化と個人主義の意識が普遍化されるにつれ、高齢の親と同居する文化的な規範が弱くなり、すでに親との同居は文化的な規範・義務でなく、選択として受け入れられるようになったともいえる(ソングユタク、1995)。

「莞島にいる娘が一番頼れる人です。まだ結婚していませんが、近くに住んでいて、必要な生活用品を買ってくれるたり、必要なとき病院につれていってくれたりして、とても助かります(C1さん、70代前半の女性)」

「次男は今海外に住んでいますが、仕送りとして毎月15万ウォンを送ってきます。それに私の誕生日や元日・お盆のような年中行事の日には大体すべての子どもからお祝い金や小遣いをもらいます(E3さん、80代前半女性)」

当然だが、高齢者の子どもとの同居率が低下するとともに、経済的な扶養の形態も変わってくる。家族の経済的な扶養は大きく二つに分かれる。一つは「生活維持的な扶養」であり、これは一次的な扶養を意味し生計を一緒にする夫婦と未婚の子ども、または高齢の親と子どもの間で発生するものである。もう一つは生計をともにしないが父母・兄弟・姉妹に対して本人の生計に大きな打撃がない範囲である程度の自発性を持ちながら行う「生活扶助的な扶養」がある(キムジュス、前掲)。

現在、韓国は親子が親と同居しながら生計をともにしてきた拡大家族が減少するにつれて「生活維持的扶養」が衰退する一方で、「生活扶助的扶養」がより拡大している。拡大家族の崩壊と存続の議論について、パーソンズは近代化に伴う産業化・核家族化により「拡大家族(extended family)」が崩壊したという見解を提示した。しかし、リトワクは現代社会においても親族紐帯や親族接続が重要であり、従来拡大家族は形を変え、機能していると主張している。要するに、拡大家族の親子同居という住居形態は変わっても、その機能は変わらず維持しているという。

彼は、従来の拡大家族を「古典的拡大家族」とよび、現代産業社会における親密な異居近親関係を保持するような拡大家族を「修正拡大家族(modified extended family)」とした(Litwak, E, 1960)。以上のことから、莞島郡の家族形態や親扶養の内容を考えてみると、親と同居し、子どもが親を「生活維持的扶養」する「古典的拡大家族」

の家族形態は崩壊していったが、近居・遠居に住みながら身体的・情緒的・経済的扶養をする従来の拡大家族の機能は変わらない。したがって、「修正拡大家族」は、現代核家族の住居形態や文化的規範の変化に適応した新たな家族扶養の形態であり、「生活扶助的扶養」を中心とする高齢者扶養のネットワークともいえる。

一方で、国や自治体からの経済的扶養として「老人イルザリ事業」⁴がある。前期高齢者は「老人イルザリ事業」を通じて国や自治体の公共機関で働くことができるが、気力が衰退している後期高齢者はそれができない場合が多い。実際に、元気な前期高齢者の利用が多い老人福祉館では、国や自治体の「老人イルザリ事業」の一貫として雇われた高齢者が後期高齢者の支援の担い手として活用される例が多くみられた。具体的には、老人福祉館を利用する後期高齢者の施設案内や設備利用の手伝い、また敬老堂に「昼食ヘルパー」として派遣され、昼飯の準備や片付けなどのサービスを提供している。

「老人イルザリ支援事業」から支給される給料は、「高齢基礎年金」とともに重要な高齢者の収入源になっているが、主に元気な前期高齢者を対象者にしているため、加齢に伴う収入源の減少は高齢者の老後生活を不安定にすることが懸念されている。だが、「老人イルザリ支援事業」は、前期高齢者の割合が多い韓国で元気な高齢者を活かそうとする「老-老ケア」の取り組みであり、高齢者が職業を通じて社会に結びついていく高齢者福祉対策にもなっていると考えられる。

3-3 老人福祉館と敬老堂の連携

老人福祉館は莞島郡に生活する高齢者の余暇福祉を増進するため、地域の敬老堂とネットワークを形成し、地域の高齢者福祉の中核を担っている。過疎地域の農漁村部は都市部と異なり、高齢者福祉に関わる住居・医療・余暇・在宅・保護・雇用などの支援施設が足りないことが多い。その中で余暇福祉施設は早い段階から建てられることが多く、まだ整備されていない他の福祉分野の役割まで期待されることが多い。

老人福祉館は高齢者福祉の増進がその役割であるが、その方法として敬老堂とのネットワーク形成に積極的である。また、形成されているネットワークを通して地域にある人的資源と物的資源を伝達するとともに、高齢者の社会参加にも関わっている。老人福祉館の職員らは普段からネットワーク形成のために敬老堂に働きかけ、敬老堂の担当者(会長)と馴染みの関係を構築し、その形成されたネットワークを通して地域の人的資源(余暇講師・ボランティア・園児など)や物的資源(国や自治体、寄付団体から受け取った家電製品・健康器具・食品など)を敬老堂のニーズにあわせて提供している。また、勤労意欲がある高齢者に求人情報を発信し、企業(団体)と働きたい高齢者を仲介している。さらに、施設内部では定期的(週1回)に無料昼飯の提供や、単身高齢者たちの誕生日パーティーなども行われ、地域の高齢者の社会参加と住民の交流を促

進するネットワークの結節点として機能している。

「敬老堂の会長からは私たちが解決できない要求も多いです。福祉関連施設が少ないからそう思うかもしれません。普段、余暇講師を派遣している敬老堂の会長に常に連絡し合い、福祉館のイベント参加などを頼んでいます。—中略—最近、敬老堂ではみんなが年寄りで体が不自由な方も多いため、昼飯の準備が大変だという声が大きくなりました。なので昼飯を作ってくれる「昼飯ヘルパー」の派遣を求める敬老堂がどんどん増えています。また、一部ではありますが不備な施設をなんとかしてくれよという声もあり、時には液晶TV・冷蔵庫などの家電製品と運動器具を求める声もあります(A9さん、老人福祉館の職員)」

「老人福祉館」は地域の中心部に位置し、大規模な施設で多様な機能を遂行している。また、同じ地域にもかかわらず55の有人島に暮らすため互いに接する機会が少ない敬老堂の高齢者にアウトリーチとしての余暇講師の派遣、無料昼食提供・イベントへの参加誘導など社会的交流の機会を与えている。その結果、「人と人」「人と施設」「施設と施設」とのネットワークが形成されている。Burt(2001:31-56)は「構造的な隙間論」のなかで関係の隙間、重複した関係が存在しない部分、関係が存在しない時に、自分が仲介者(broker)として他人の関係を仲立ちしうることによって社会関係資本が生じると述べている。つまり、つながりがない個人(集団)と個人(集団)の間を結んだときに社会関係資本が形成されるという。老人福祉会館が形成している社会関係資本は、地域社会の公共財として機能し、橋渡し型の機能を果たしていると考えられる。

一方、「敬老堂」は地域の周辺部にあり、規模が小さく機能も「老人福祉館」と比べて比較的少ないが、親密な関係による強い紐帯を特長として「老人福祉館」とは異なるソーシャルキャピタル(信頼・互酬性の規範)を形成している。同じ村で生まれ育てられた敬老堂の高齢者たちは、みんなが以前からの知り合いでその人の家庭の事情が良くわかることが多い。また、高齢者の日常的生活空間になっているため高齢者の安否確認が自然にとれる。このような安否確認は施設(敬老堂)からのフォーマルな安否確認ではなく、高齢者の間で行っているインフォーマルな安否確認である。

このように、敬老堂にみられるネットワークは、内部指向で同質性を求める結束型社会関係資本の特徴が多くみられ、ときにはよそ者に対して排他的で閉鎖的な特徴も持っている。以上の二つのタイプの施設の特徴をまとめると表7-6になる。

表7-6 莞島郡の高齢者余暇福祉施設の特徴

区	主要インタビュー内容と観察された内容	特徴
---	--------------------	----

分		
老人福祉館	利用者の社会階層、コミュニティ、ジェンダーに多様性がみられる。	異質性
	郡庁所在地がある中心部に位置し、周辺の村からの利用者が多い。	異質性
	65歳以上の高齢者であれば誰でも利用できる。	解放的
	地域の高齢者を招いて無料昼食を提供し、地域住民との交流を促進する。	解放的
	敬老堂に余暇講師の派遣など、地域の福祉資源(人的・物的)を伝達する。	媒介
	高齢者に「老人イルザリ事業」「求人」「ボランティア活動」の情報を提供する。	媒介
敬老堂	散在する敬老堂とネットワークを形成し、そのネットワークの結節点になっている・	媒介
	利用者の社会階層(低学歴・低収入)、コミュニティ(同じ村)、ジェンダー(女性)に類似性が多く見られる	同質性
	利用者は村の近隣の人が多く、以前から顔見知りで、個々人の家庭の事情をよく把握していることが多い。	同質性
	新しい会員の参入が難しい。会員制なので入会には加入費と構成員の許可が必要である。	閉鎖的
	毎日利用する高齢者が多いため、自然に互いの安否確認が取れる。また、顔を出さない会員には電話したり、自宅を訪問したりなどで安否確認をする。	団結
	毎日、昼食を作り、家から持ってきた副食などで食事を一緒にする。日常の大半をともに過ごす。	団結
利用者の誕生日やお祝いパーティーなどが行われる空間にもなり、親密な関係と強い紐帯が特徴的である。	団結	

第4節 大邱広域市における高齢者福祉施設の事例

1 大邱市の高齢化と高齢者の概況

韓国の高齢化率は、統計調査が本格的に始まった1970年で3.1%から上昇して2000年7.2%、2016年現時点では13.5%をとなっている。2030年24.3%、2060年40.1%水準まで上昇する見通しである。しかし、全国平均値の高齢化率だけでは都市部と農村部の

高齢化率の格差が見えにくいため、地域別に高齢化率を把握する必要がある。

表7-7は、韓国の地域別に高齢化率とランキングを示したものである。韓国の人口高齢化を地域別にみると、農村部において高齢化率が高いのは日本と同様である。具体的に、高齢化率が最も高い地域は全羅南道（20.9%）で、次は慶尚北道（17.0%）、以下、全羅北道（17.0%）、江原道（16.0%）、忠清南道（15.6%）、忠清北道（14.2%）、と続く。これより、高齢化率が高い地域は農村部に偏っており、すべてのところで高齢化率が14%を超えている高齢社会になっていることがわかる。

表 7-7 市道別高齢者数と高齢化率

<2012>	総人口	65歳以上人口	高齢化率	順位
全国	50,004,441	5,889,675	11.8	-
全羅南道	1,768,274	369,490	20.9	1
慶尚北道	2,644,525	450,262	17.0	2
全羅北道	1,804,627	306,911	17.0	2
江原道	1,502,880	241,064	16.0	4
忠清南道	2,131,740	332,845	15.6	5
忠清北道	1,550,851	219,456	14.2	6
済州特別自治島	558,702	74,910	13.4	7
慶尚南道	3,247,262	417,237	12.8	8
釜山広域市	3,444,827	432,713	12.6	9
大邱広域市	2,475,119	271,923	11.0	10
ソウル特別市	9,975,881	1,029,138	10.3	11
光州広域市	1,513,516	146,709	9.7	12
京畿道	11,936,855	1,111,512	9.3	13
大田広域市	1,539,956	142,817	9.3	13
仁川広域市	2,793,288	259,629	9.3	13
蔚山広域市	1,116,138	83,059	7.4	16

出典： 統計庁「市道別将来人口推計」2012、「市道別将来世帯推計」2012

一方、高齢化率が最も低い地域は蔚山広域市（7.4%）で、次が大田広域市・仁川広域市・京畿道（9.3%）である。この都市の中で蔚山広域市と大田広域市の場合は、工業団地や研究団地などが国によって造成され、よその地域からの若い労働者の流入が目立つ。また、ソウル特別市に近接している首都圏都市の仁川広域市と京畿道の高齢化率が他の地域より低い。その背景は、若年人口の都市部集中化、産業化・都市化の影響によるものであり、「向都離村」の現象が長期化されたことである。そして、日本と同様に、韓国の高齢化は農村地域で過疎化とともに進行している。

調査地域である大邱市は、韓国の広域中心機能を果たす大都市の一つで、ソウル、釜山などの特別大都市群とともに韓国の3大都市である。前述したように、韓国では近代化に伴う工業化・都市化により、農村部の多くの若者は都市部に移動し、ソウル

市をはじめ大邱市の人口は急激に増加した。しかし、近年では都市部に流出する農村部の若い人口も少なくなり、都市に流入する人口も減少し、少子高齢化の進行に伴い都市も高齢化が進行している。すでに2000年以降、ソウル市、釜山市、大邱市等の大都市においても人口の高齢化は進行しつつある。

表7-8 大邱市の主要人口指数

年	人口数 (人)	世帯数	平均世帯人員 (人)	高齢者数 (人)	高齢化率
1996	2,490,960	768,483	3.24	118,992	4.8%
1997	2,501,928	782,422	3.20	125,445	5.0%
1998	2,504,645	779,433	3.20	131,633	5.3%
1999	2,517,203	789,891	3.17	140,224	5.6%
2000	2,538,212	805,779	3.13	149,045	5.9%
2001	2,539,587	815,709	3.10	157,269	6.2%
2002	2,540,647	827,177	3.05	165,816	6.5%
2003	2,544,811	845,242	2.99	175,110	6.9%
2004	2,539,738	853,142	2.96	186,250	7.3%
2005	2,525,836	865,766	2.90	195,419	7.7%
2006	2,513,219	875,173	2.85	206,158	8.2%
2007	2,512,670	883,920	2.82	220,985	8.8%
2008	2,512,601	894,969	2.79	232,499	9.3%
2009	2,509,187	906,470	2.75	242,364	9.7%
2010	2,532,077	934,598	2.69	252,084	10.0%
2011	2,529,285	940,770	2.67	260,038	10.3%
2012	2,527,566	948,652	2.64	274,152	10.8%
2013	2,524,890	960,265	2.61	289,246	11.5%
2014	2,518,467	970,618	2.57	303,537	12.1%
2015	2,513,970	982,360	2.53	316,122	12.6%
2016	2,511,050	994,220	2.50	328,901	13.1%

出典：大邱市「基本統計」(2016年)より作成

表7-9 大邱市の人口と高齢化率

全国			大邱市		
全体人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	全体人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
51,778,544	7,356,106	14.2	2,475,231	347,459	14.0
				- 男145,901	
				- 女201,558	

出典：統計庁「2017年人口住宅総調査」

表7-8は、大邱市の主要人口指数を表しているものである。大邱市の人口は、2003年に約254万人で、高齢化率は6.9%であったが、大邱市周辺地域の高齢化が進んでい

ることもあり、高齢化率は上昇傾向である。そして、大邱市周辺地域から流入する人口の減少と少子化によって大邱市の人口は、2004年から減少傾向に転じた。

さらに、世帯数をみると、高齢者夫婦のみ・単身世帯と同時に増加する一方で、世帯規模は年々縮小しており、2015年では平均世帯員数が2.53人になっている。そして、一人暮らしをしている単身世帯の高齢者は77,685人で、全世帯の7.9%を占めている。また、一人暮らし高齢者の22.2%に当たる17,263人が生活支援等を受ける生活保護対象者である。大邱市の生活保護対象者は113,152人で、高齢者の生活保護対象者は全体の15.3%を占めているが、これは高齢者人口の5.5%に当たる。これを性別に見てみると、男性4,118人に対し女性は13,145人で、女性の比率が圧倒的に高い（保健福祉部「国民基礎生活保障受給者現状」・大邱市「基本統計」）。

現代社会の高齢化は、地域社会レベルの観点からみると、離島と農山漁村から始まり、次第に都市へと広がり、2000年代には全面的な「都市高齢化」現象があらわれている。大邱市の「都市高齢化」は、人口構造や少子化の状況からみると、少子化・高齢化・人口減少がともに進行する「三位一体の人口変化」（金子、2006）に達している。これは大邱市だけに止まる変化ではなく、近未来に韓国社会が直面する変化として受け取る必要がある。

実際に、このような変化に伴う高齢者問題が地域を問わずますます顕在化している。ところが、農村部では畑仕事や自営業に関わる生涯現役で、生産的かつ生きがい就労が可能であるが、大都市の高齢者は職場を離れたことなどで、社会的にも家庭的にも役割が喪失され、長くなった老後を如何に過ごすかなどの悩みを抱えている。これらの問題を解決する社会システムの整備や取り組みが急務であり、都市部の高齢者福祉施設の役割が期待される理由でもある。

2 大邱市の高齢者福祉施設

大邱広域市（以下、大邱市）は国の施策に上乘せする形で、多様な老人福祉施策を展開している。要支援・要介護の高齢者の地域生活を支える高齢者トルボム⁵総合支援センター、ホームヘルパー派遣、認知症支援センターから、元気な高齢者が地域で集う敬老堂や老人福祉館などが各地域に展開され、多様なサービスを提供している。

ここでは、現在韓国で高齢者の生活を支援するために運営されている高齢者福祉施設のなかで、都市部の高齢者の生活と密接な関連がある老人福祉館と敬老堂を中心にその施設が生み出す社会関係資本の特徴を検討していく。

まず、60歳以上が利用できる老人福祉館は、老人福祉法上では高齢者余暇福祉施設として位置づけられているが、それにとどまらず多様な福祉サービスを実施している。たとえば、老人の教養・趣味生活及び社会参加活動などに対する様々な情報とサービ

スの提供、健康増進及び病気予防と所得保障・在宅福祉、その他に老人の福祉増進に必要なサービスを提供している（老人福祉法第 36 条）。大邱市には 15 ヶ所の老人福祉館（区の直営 2 ヶ所、社会福祉法人 13 ヶ所）があり、ほとんどは社会福祉法人に委託されて運営しており（2016 年現在）、地域に密着した形で多様なプログラムを実施している公共の施設である。

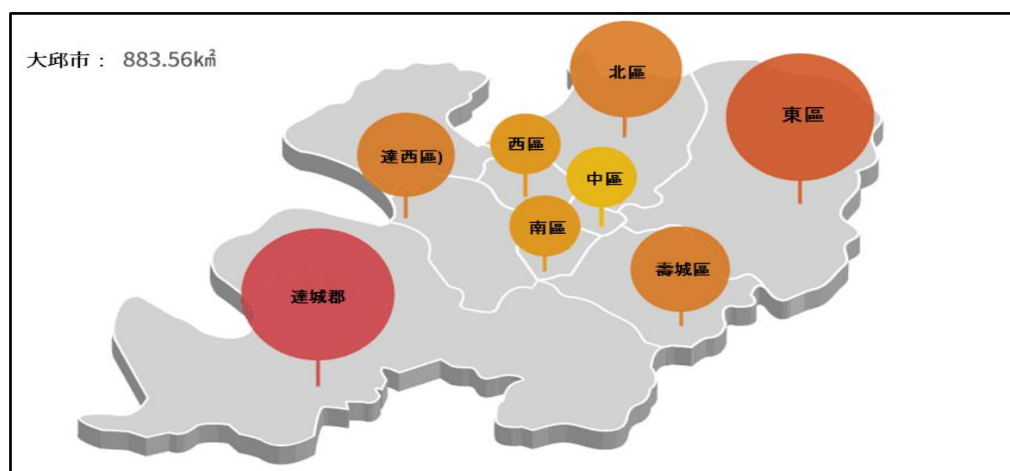


図 7-2 大邱市の行政区域

表 7-10 大邱市の敬老堂数

合計	中区	東区	西区	南区	北区	壽城区	達西区	達城区
1450	45	200	80	59	272	240	266	288

出典：大邱市統計

また、敬老堂（65 歳以上）は地域の老人の最も身近な居場所であり、大邱市内に 1450 ヶ所ある（表 7-10）。独自の建物を持っている場合もあるが、老人福祉館や社会福祉館などの施設の中に設置されていることもある。地域の高齢者の趣味活動や余暇活動などが行われる「場」を提供し、共同作業場を運営するところもある。地域の高齢者が自律的に親睦をはかるための場所として位置づけられ、介護予防などの拠点として活動していく動きもある。

3 調査施設と調査方法

大邱市には、高齢者に余暇福祉サービスを提供する団体や組織として、老人福祉館と敬老堂がある。施設を規模と機能の観点からみると、老人福祉館は大規模多機能であり、敬老堂は小規模小機能の施設に属している。老人福祉館は、区の直接的な運営と

社会法人に託され運営することに対し、敬老堂は利用する高齢者によって運営されている。大邱市では敬老堂を運営・管理実態、地域社会でのボランティア活動、教育及び自治活動などの項目で毎年評価している。本項で事例として紹介する敬老堂は、H敬老堂を中心に利用者のインタビューと参与観察で高齢者福祉施設の役割について検討する。

調査施設の手配とインタビュー依頼に関しては、大邱市議員の協力があつた。主要質問項目は、(1) 施設利用に関する質問として利用頻度、利用のきっかけなど、(2) 高齢者をめぐる扶養・支援の状況を把握するため、家族からの経済的支援「自助」、近隣との付き合い・助け合いの経験「互助・共助」、高齢者支援サービスの利用経験「公助」、民間会社で有料利用の経験とサービスの内容「商助」などを調べた。

個人属性は、性別、年齢、出身地、住居形態（賃貸・持家）、同居家族、近居家族、健康状態、職業、最終学歴、年間世帯収（仕送り）などのデータを収集した。

調査対象者は、大邱市高齢者福祉施設を利用する65歳以上の高齢者7人（老人福祉館・敬老堂）を対象に半構造化インタビューと参与観察を行った。

3-1 調査施設：G老人福祉館

大邱市の東南部に当たる寿城区に位置する当館は、2014年6月1日にオープンし、市より社会福祉法人（「ともにする心財団」）に運営委託されている。周辺環境としては、アパートや高層マンションが立ち並ぶ住宅団地に隣接しており、モノレール駅やバス停が近く、それらから歩ける距離（5分程度）に位置している。60歳以上の住民であれば誰でも利用できる施設であり、利用料金が安く、生活保護対象者の場合は無料で利用できる。敷地面積400坪（1,200m²）であり、地下1階地上3階の建物である。地下に多目的室・相談室などがあり、1階には事務室・相談室・敬老食堂などがある。2階は高齢者が最も多く利用する趣味の部屋が集まっているフロアであり、書道室・ビリヤード場・卓球場などもある。3階はリハビリ室（統合健康管理室；保健所）、将棋・囲碁室、大ホールなどがある。屋上には屋上ガーデン、太陽パネルが設置されている。



写真 7-1 最寄り駅（モノレール）と施設の風景

職員は、14人の体制になっており、その職種は社会福祉士が4人、リハビリ担当が1人、栄養士・調理師が2人である。管理組織は館長、課長、相談室長の管理職員を中心に教育福祉チーム、運営企画チームに分かれ、その他に諮問委員会が運用されている。

大きな事業目的は「高齢者の健康な老後のための予防、ケアの基盤構築及び拡充」「活動的な老後のために社会参加の基盤助成及び活性化」「安定的な老後のための所得保障の多様化と充実化」などを通じてアクティブエイジングが実現できるように支援することである。この目的を達成するために表 7-11 のような事業と活動を展開している。主に、健康維持・増進、老化予防、社会参加のためのプログラムが中心になっている。

表7-11 G老人福祉館の事業内容

区分		プログラム内容	教室数及び年間利用人員
社会教育事業	生涯教育	ハングル、漢字、英語、中国語、日本語、東洋古典、東洋哲学など	12講座7,603人参加
	趣味余暇	文化探訪、書道、山水画、絵、ビリヤード、卓球、ダンス、歌謡、楽器など（ハーモニカ、オカリナ、カリグラフィ、ウクレレ）	23講座36,608人参加
	健康増進	ヨガ、体操、エアロビクス、リハビリ、嘱託診療、敬老食堂など	7講座17,960参加
健康生活増進事業	敬老食堂	・時間：週5回（月～金11時30分～13時）・費用：2000ウォン（生活保護対象者無料）・毎月約2900～5100人が利用（生活保護対象者は約800～1400人）	52,084人
	リハビリ室	・時間：9時30分～15時（週5回）・費用：無料・嘱託診療後サービス支援	581件5501人
情緒生活支援・老人権益増進事業	事業内容	老人相談センター運営	66件657人
		老人権益増進事業3回実施	3回実施148人
		文化生活支援2回支援	2回支援156人
敬老堂活性化支援事業	事業内容	敬老堂との業務協約、歓談会、手指鍼、モグサの灸、ヨガ、生活体操、笑い治療など	229件2418人
老人社会活動支援事業	見守り支援	身動きが不自由な低所得の老人に訪問し日常生活を営むために必要な手助けを支援する	31人
	図書館ボランティア支援	公共の図書館や小学校の図書館に図書を貸出、返却、図書整理などの支援	11箇所62人
	講師派遣	地域内の老人福祉センターや敬老堂に派遣	40人
	子ども公園管理支援	子ども公園の環境整備及び管理（45人）	45人

出典： G老人福祉館事業報告書（2017）



写真 7-2 ビリヤード場（左）・卓球場（右）



写真 7-3 敬老食堂 (左)・情報検索 (右)

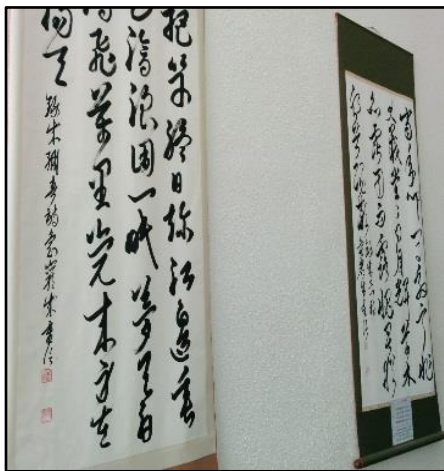


写真 7-4 書道室 (左)・リハビリ室 (右)

出典：筆者撮影

3-1-1 利用者と調査対象者の属性

老人福祉館の利用は週に 2-3 回が最も多く、5 回以上 2 割強で、老人福祉館の通いが日課となっている人が多く、特に男性にその傾向が高く現れた。また、自宅から老人会館までの所要時間が 40 分以内の高齢者がほとんどであり、同じ寿城区内が 6 割～7 割を占めている（館長のインタビューより）。老人福祉館の利用は、男性より女性の方が多く、年齢別でみると、「70～74 歳」の利用が最も多く、次は「75～79 歳」・「65～69 歳」、続いて「81～84 歳」、「60～64 歳」、「85～90 歳」、「91 歳以上」になっている（表 7-12 参照）。施設会員数は 5,177 人で大邱市の高齢者 311,127 人のうち 1.15% が利用している。利用者のなかには生活保護を受ける高齢者 699 人も含まれている。

表7-12 施設会員の現状

男	女	生活保護	一般
2146	3031	699	4478
障害者	非障害者	国家有功者	一般
125	5052	343	4834
60歳未満	60-64歳	65-69歳	70-74歳
114	554	1131	1305
75-79歳	81-84歳	85-90歳	91歳以上
1136	631	249	57

出典：G老人福祉館の会員現状（2017.8.31）

利用者はG老人会館周辺地域の在住者が多い。この結果は高齢者福祉施設を高齢者住居場所に増設する必要性を示唆している（図7-3参照）。

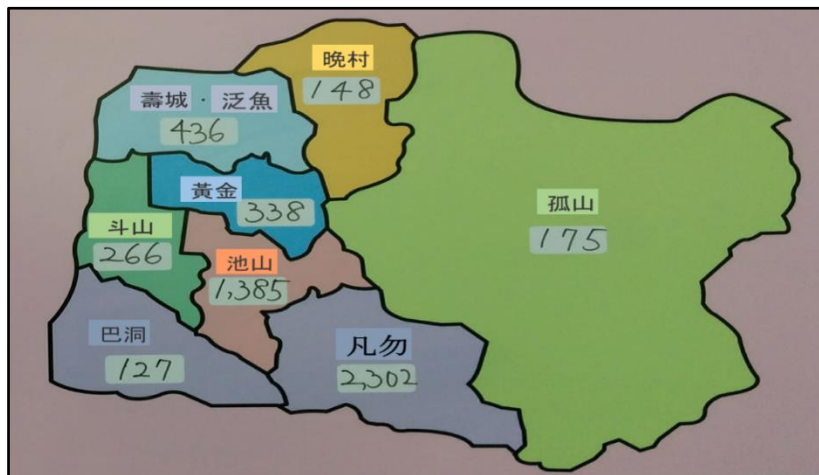


図7-3 利用者の地域区分（壽城区内）

出典：G老人福祉館の会員現状（2017.8.31）

施設利用の目的は、健康維持・管理など健康への関心によるものであるが、社会参加の一環としてボランティア活動への参加も主要な目的である。

3-1-2 G老人福祉館のインタビュー内容

【調査者1：G1さん、男性、68歳、元自営業】

G1さんは、大邱市出身で68年間大邱市に暮らし、現在妻（66歳）と2人で暮らしている。体は健康で、若いときに射撃選手として活躍し、国家代表選手を経験してから39歳に引退した。最終学歴は大学院修士課程を修了した。

韓国では2004年から高齢者就労支援事業として「老人イルザリ事業」（2016年から

「老人イルザリ及び社会活動支援事業」への改名）が実施され、高齢者福祉施設が関連事業を行われている。G1さんは、老人福祉館の職員からこの事業の話を聞いて公益型老人イルザリ事業に参加するようになった。仕事の内容は、老人福祉館が運営する敬老食堂で週3回3時間、配膳や片付け係として働いている。給料は月27万ウォン⁶である。老人イルザリ支援事業の雇用期間は、3月から11月まで9ヶ月間で、雇用期間ではない12月から2月までは無償ボランティアとして働いている。これからもボランティア活動を通じて社会参加したいという希望がある。

G1さんは、自営業として鉄鋼流通業を40年間経営したが、そのビジネスはもう整理し引退した。息子たちも結婚しているので特にすることがなくて困っている。子どもは、男2人で長男（41歳・大学の職員）は大邱市に居住し、次男（38歳・水資源公社）は京畿道に居住している。2人とも安定的な職場で勤めているのが嬉しいという。

G1さんは、7兄弟の末子であったため、親から経済的支援をもらうという発想も思いもなかった。「何もない状態、無から有をつくるのは本当に大変だったし苦労した」と振り返っている。しかし、「今の韓国社会は競争が激しいので、親が子どもに少しでも経済的にサポートしてあげると、他の人より人生のスタートラインが異なる」と思って長男が結婚する時に、マンションを買ってあげた。

長男が住むマンションは、G1さんが住んでいるマンションのすぐ隣である。子どもが結婚し、孫を産むとその孫を世話する必要があるかと思って近くあるマンションを買ったという。長男の嫁もスソン区役所（公務員）で働いているため、奥さんが孫の世話をしている。今の時代は共働きしないと男一人で生計を立てるのは大変なので孫の世話することは仕方がないと思っている。毎日朝8時に長男の家に行って孫の幼稚園送迎を担当している。孫の世話は、「面倒な部分（3～4割）はあるけど、喜び（6～7割）が大きい」と言いながら、G1さん夫婦の孫子への支援について、特に情緒的に良い影響を与えている。また、息子家族に様々な助け合いができることで同じマンション団地で住む選択を肯定的に受け取っている。

G1さんは、マンションを所有し、年金も充実しているため、特に経済的に困っていない。国民年金⁷は60歳から受給し始め、現在602,000ウォンをもらっている。経済的な余裕があるため年金は友達と交際するときに必要な「品位維持費」として考えており、基礎年金ももらっている。大邱市基準ではマンションが33平以下を所有し、銀行残高が1億2000千万ウォン未満であれば対象者になる。単独世帯の場合は最大月20万9960ウォン、夫婦世帯の場合は最大33万5929ウォンが支給されている（2018年4月現時点）。G1さんは、妻と同居している夫婦世帯なので毎月30万程度の基礎年金⁸を受領している。

G1さんの悩みや相談相手は老人福祉館にいないが、高校時代の親友が1～2人いるのでその友達に話をするという。高校時代の友達については「男であれば死んだ時に

泣いてくれる親友が一人でもいれば幸せな人生である」と語り、格別な親密感を表した。住み慣れたこの町で最期を迎えたいと考えている G1 さんは、できるだけ子どもに迷惑をかけずに、老後の問題は自力で解決しようと思っている。子どもの世話にならずに暮らしたい G1 さんは、将来介護が必要になった時、療養施設（病院）への入居を希望している。

【調査者 2 : G2 さん、女性、83 歳】

G2 さんは、ソウル出身で 23 歳に結婚し、ずっと大邱市に居住することになった。息子 2 人と娘 1 がいる。長女（58 歳）はソウルに居住し、長男（57 歳）・次男（54 歳）は大邱市に居住している。息子が結婚すると原則的に 2 年間同居することを前提に分家を許した。G2 さんの夫は朝鮮戦争の参戦勇士として国立顯忠院⁹に安置されている。夫が亡くなって以来一人暮らしをしているが、息子たちが車で 10～15 分くらいのところに住んでいるためよく訪ねてくる。次女の嫁が病気になったとき、1 年間次男の家で同居したこともある。

G2 さんは、積立方式である国民年金の対象になっていないが、賦課方式の基礎年金の対象になっており、他の支援金も含めて毎月 26 万ウォンを受給している。その他、娘・次男から小遣いをもらい、さらに長男からは生活費をもらっている。また、G2 さんの夫は雇用安定性が高い韓国電力公社に勤めていたため、経済的に余裕がある生活を過ごしている。体はまだ健康で自分の足で自由に歩ける。

老人福祉館は 2014 年オープンして以来続けて利用している。施設は交通が便利で、家からバスで 10 分～15 分くらいかかる。昼食や利用料金も安く、教室の先生も優秀で満足している。近所の友達や知人にも施設を紹介し、5～6 人くらいが一緒に通っている。利用目的は、何よりも健康維持のためである。老人福祉館の情報は、以前通っていた住民自治センターの歌教室で区役所の区長が来て紹介してくれた。以前通っていた施設より老人福祉館の設備やプログラムが良いので、7 講座（体操・歌教室など）を受講している。足腰が痛いこともあり、体力が落ちているのであまり無理はしないで楽しんでいる。1 講座（週 2 回の授業）は 6 ヶ月間 3 万ウォン（約 3000 円相当）なので大きな負担にはならない。敬老食堂の昼食は 2 千ウォン（約 200 円相当）でとても安い。

G2 さんが住んでいる町は、一戸建てが多いところで近隣関係がよい。近隣の人や友達は G2 さんの家を「敬老堂」のように思って頻りに遊びに来るので安否確認が自然にとれている状況である。「万が一私が倒れたら助けてくれる人々である」と近隣の人や友達に対する信頼は高かった。G2 さんの印象や語りからみると、性格が外向的で穏やかな雰囲気が感じられた。

G2 さんは、今後の子どもとの同居については、子どもからの誘いがあればそれに応じるが、これは自分の思いどおりにはならないことであり、息子との同居は互いに不

便もあるかと思っている。

【調査者3：G3さん、男性、78歳】

G3さんは、奥さんが2007年になくなり、現在持家で一人暮らしをしている。G3さんの長男（56歳）は結婚する際、アパートが分譲されたことで、すぐ分家し、同じ区で住んでいる。長男は大邱市の区役所で勤めている。娘（54歳）は結婚して釜山市に住んでいる。次男（51歳）は、水原市にある三星電子に勤めていたが、1997年のIMF（アジア金融危機）が起きた時、40代で名誉退職した。その後、他の会社で1年間働いたが、それもやめて大邱市の隣にある漆谷（チルゴク）で製造業工場を立ち上げた。その時、次男から借金の申し出があって、5000万ウォンを貸してあげた。結果的に工場経営が上手くいって次男の家族は大邱市に戻る予定である。

G3さんは、現役時代に射出プレス業界で23年間勤めて300名がいる工場で班長・課長として勤めた。仕事ぶりは、3-4人分の仕事を一人でやり遂げるくらいの腕前で会社の会長さんからも認めてもらった。しかし、工作中プレス機械で足を切る事故が発生し、病院で治療を受けたが、工場に戻ることはできなかった。産業災害処理とされたので産業災害保険の給付を受けている。また、23年間仕事をしたので国民年金の対象者になり、60歳から国民年金を受給し始め、現在30万ウォンくらいを受給している。

G3さんは、2014年2月老人福祉館が開館すると同時に利用し始めた。高齢者に人気がある講座の1つである卓球教室を週2回（火・木）利用しているし、講座のリーダーとしても勤めている。また、毎月1週目・3週目の月曜日は子ども奉仕団としてボランティア活動に参加している。活動内容は、福祉館3階にあるホールに地域の幼稚園の先生や親が同伴する子どもたちの人形遊びなどの遊び相手になる仕事である。近年の若い世代の親は自分の子どもをあまりにも大事にしすぎて、高齢者が勝手に自分の子どもに手を握ったり、触ったりすることを嫌がっているので気をつけている。そのため、G3さんは子どもの手を握らず遊んでいる。

G3さんは、老人福祉館以外にマチ（洞）にある敬老堂を時々利用する。男性の部屋が別にあるので同じ男性の高齢者と将棋や花札を楽しんでいる。G3さんは、朝鮮戦争が起きた時、釜山に避難した。休戦となり学校に戻ろうとしたら親が学校を辞めさせるためにカバンを燃やしたという。兄弟が多い中、末子だったG3さんは親の反対にあったものの中等学校まで進学した。また、G3さんは政治に高く関心を表明した。たとえば、マチ（洞）のリーダーを選ぶ選挙で洞代表に選ばれたエピソードや政治家（国家議員・市長・区庁長など）との関係についての話が他の調査対象者より多かった。

G3さんは、奥さんを亡くして家族との関係がさらに切実になるけど、どこか物足りなさを感じている。奥さんが亡くなる前にやってきた「祭祀（チェサ）¹⁰」は、今は長男が引き継いでくれたことをありがたいと思っている。G3さんは、カトリック信者で長男の一家もカトリックを信仰している。さらに、孫が将来神父になるため、カトリ

ック系の神学校に通っている。しかし、次男は嫁がプロテスタントを信じる人だったので、プロテスタントに転向した。次男の転向については同じ神様を信じている宗教なので特に問題視していない。

最近、大学を卒業した孫が結婚し子どもを産んで曾孫ができた。息子たちや子孫たちが上手く成長してくれたのが嬉しいとのことだ。子どもとの同居は今ところでは望んでいないが、介護が必要になった時は、息子達が住んでいるところから近くの民間の介護施設を利用することを望んでいる。

【調査者4：G4さん、女性、75歳】

G4さんは、夫婦のみ世帯で夫と暮らしている。夫は大邱市出身で79歳である。夫と結婚してから約50年間、大邱市の持家で住んでいる。娘3人で、長女（49歳）は世宗特別自治市に、次女（47歳）はソウル市江南区に、三女（45歳）は京畿道高陽市一山というソウル市中心部と近隣の首都圏に住んでいる。娘達が住む地域は韓国では社会階層が比較的に高い地域である。

G4さん夫婦は公的年金の対象者になっていないため年金を受給していないが、夫が元銀行支店長として引退したので経済的な心配はない。2人とも健康状態はよく、健康維持のために老人福祉館のプログラム（卓球・歌教室）などに参加している。老人福祉館の利用は以前利用していたジサン文化センターのある行事で区長から話を聞いて利用するようになった。様々なプログラムがあり、きれいな施設なのオープンして3年間ずっと利用している。さらに、G4さんは、「老人福祉館のような高齢者福祉施設は必要だ」と述べた。年寄りには家にいると各自でTVや扇風機などを使うが、ここに来ると1つのTVやエアコンで済むから節約にもなる。

今後の生活計画に関しては、できる限り大邱市で住むことを望んでいる。その理由は、故郷を離れたくないし、住み慣れた地域に続けて住みたいことである。しかし、介護が必要になったら、養老施設に入ることを考えている。子ども達に迷惑をかけたくないが、最終的には自分の財産管理、通院など、子どもの助けが必要であると認識している。さらに、お金はあるが子どもがいない高齢者には国家による管理・支援が必要であると思っている。

G4さんは、「朝鮮戦争を乗り越え、高度経済成長を成し遂げた我々の世代に対する国の支援は当然だ」と思っている。また、貧しい人に対する支援もむろんであるが、やや豊かな人でも支援は必要である。自分所有の家があるが、その理由で支援対象にならず、福祉の「四角地帯」に置かれることが多いということを指摘した。

就職については、できれば仕事をしたいが年寄りを雇ってくれるところはほとんどないと思い、懐疑的に考えている。ある時期、老人福祉館から提供された老人イルザリ事業やボランティア活動に参加したことがあり、幼稚園や障がい者施設などを訪問し、交流した。

G4さんは、幼い頃朝鮮戦争を経験し、そのとき大変苦勞した戦争への思いがあった。当時8歳に戦争が勃発し地雷の爆発で障がいを負った。避難の時には親と離れて孤児になったが、10年後に再会した。当時の事情で学校に通うことができず、無学である。無学であることは誰にもいえず内緒にしている。

老人福祉館で友だちをたくさん作ったが、あくまで老人福祉館の中での付き合いで老人福祉館以外の付き合いはほとんどない。本音を話せる友達ではないのが少し残念であると思う。困った時に助けてくれる人や悩み・相談相手は家族以外にはないと語ってくれたG4さんは、他人と仲が良い時には問題はないが、関係が悪くなった時に他人に弱みを握られることになるので他人にいわないほうが良いと思っている。

3-2 調査施設：H敬老堂

H敬老堂は、満65歳以上の高齢者の会員が約30名で、敬老堂まで歩いて来られる徒歩圏内で住んでいる人が多い。敬老堂の利用には、会員の資格が必要であり、会員には、入会する時の2万ウォンの入会費と毎月2千ウォンの会費の支払いが求められている。会員資格は、引越しなどの理由で他の地域に移住した場合、自動的に喪失する。敬老堂の運営費としての財源は、会員の会費、市・区からの補助金、地域有志の後援金・寄付金、関連公共機関からの賛助金などがある。

利用時間は、午前10時から午後5時30分まで自由に利用できる。ほとんどの高齢者は毎日のように利用している。活動内容は、TV視聴・無料昼食提供・花札・おしゃべり・睡眠などがあるが、高齢者福祉機関から派遣された講師や看護師による体操・ヨガ、健康診断などが行われる。施設の特徴は、広い部屋を中心に台所・トイレ・洗面場・小さな倉庫があり、設備としてはガスコンロ・冷蔵庫・キムチ冷蔵庫・洗濯機・掃除機などが揃えている。ほとんどの設備は、市・区、関連公共機関から支援されたものである。



写真7-5 部屋（左）と台所（右）



写真7-6 洗面場及びトイレ（左）と冷蔵庫・キムチ冷蔵庫（右）

他の敬老堂と同様にH敬老堂も国や自治体から現金・現物給付をもらっている。会員数による運営費・暖房代・冷房代が策定されているが、猛暑・酷暑に限っては追加的な支援が行われている（参照）。

表7-13 敬老堂の運営支援内訳

区分	金額	支給時期	
運営費	16万ウォン（1.6万円）／月	四半期	
暖房代	138万ウォン～168万ウォン／年	半期	
冷房代	30万ウォン／年	夏季	
限定支援	暖房代	113万ウォン～229万ウォン／年	半期
	冷房代	10万ウォン／年	夏季
	お米	120kg／年	年中

注：100円＝1000ウォン基準（2018.9）

出典：H敬老堂運営指針

3-2-1 H敬老堂のインタビュー内容

【調査者：H5さん（会長・女性・79歳）、H6（女性・80）、H7（女性・77）】

H5さんは、H敬老堂の会長として務めている。この町で40年間暮らし、現在、夫（81）とともに長男（53）と3世代で同居し生計をともにしている。次男（51）は事故で死亡し、三男（43）は京畿道に居住している。公的年金（基礎年金）を受給している。植民地時代、朝鮮戦争などで学校に通うことができず、無学である。

敬老堂は、古い「家庭住宅」（一戸建て住宅）を、20年前に区役所が改装し、今の敬老堂として使っている。利用者は当時の住民が多く、家庭住宅、多世帯住宅に住んでいる人が多く、10年前ほど近くに造成されたアパート団地¹¹からの利用者はほとんど

ない。

敬老堂の利用者は、65歳以上の住民であれば誰でも利用できるが、H敬老堂に通っている高齢者は75歳から92歳まで利用している。また、最も利用が多い年齢層は79歳、80歳の高齢者である。利用者の中には、骨・関節の老化によりシルバーカー（歩行補助用品）を利用する高齢者も2人いるが、ほとんどの高齢者は徒歩で来る比較元的元気な高齢者が多い。

利用時間は、原則的に午前10時から午後5時までで、夏は少し長くなるが、それでも後6時ぐらいは全部自宅に帰る。一人暮らしの高齢者のなかでは、自宅に帰ると電気・水道・ガスを使い、夏や冬には冷房・暖房代がかかるから、敬老堂で寝泊りしたい希望がある。しかし、寝泊りを許可すると皆がそうしたくなるため、それは禁止している。

利用者は夏季・冬季に増加傾向がある。大邱市は盆地になっているため、夏は暑く、冬は寒く、韓国で最も暑い地域として有名である。敬老堂は、冷房・暖房の設備を揃え「夏は涼しく、冬は暖かく」快適に過ごすことができる。夏季・冬季に利用者が増える傾向には、個人の冷房代・暖房代などの経済的負担と深く関連している。家では電気代を心配し、冷房・暖房の利用を節約しがちであるが、敬老堂ではその心配はない。国や自治体から敬老堂に運営費が支援されているため、電気代などを心配せずに使える。

H5さんは、「ここは老人たちが安らかに休む所だ」と言いながら、利用の気軽さについて語ってくれた。会員は約30名で一日平均利用者は13～15名であり、かつてより会員は減った。2～3年前までは男性高齢者も利用したが、今は女性高齢者だけが利用する施設になった。

これらの傾向は、農村部の敬老堂と同様であり、敬老堂の主な利用者は女性高齢者であることが明確になった。男性より女性が長生きする平均寿命との関連性がうかがえるが、その他に女性高齢者中心とするプログラムの編成と支援、プライバシーが守られない生活空間などが指摘されている（金、2017：107）。たとえば、男性高齢者は主に男性同士で花札・将器・囲碁などを楽しむことが多く、女性高齢者と同じ空間にいることに恥ずかしさを感じるため、利用をためらうという。

敬老堂の中には、台所・トイレ・洗面所などがあり、冷蔵庫・キムチ冷蔵庫・洗濯機・掃除機・扇風機・マッサージ機などが揃えられている。敬老堂では、台所は必須の設備であり、利用者自らが食事を準備し、皆で昼食することが重要な日課になっている。昼食に使われる米は国や地自体から支給されたものであり、副食の準備は運営費だけでは足りないため、利用者が各自で家から持ってきたおかずや漬物で賄っている。食事準備は特に当番が決められていないが、早く来た人が準備するようになっている。

敬老堂での無料昼食の提供は、結果的に高齢者の日常的な参加を促進するきっかけになっている。H3さんは、「昼食時間になると皆ご飯を食べに来る」ので、無料昼食は皆の顔合わせができる時間であり、敬老堂の重要な日課であると思っている。



写真7-7 無料昼食の提供

敬老堂では、無料昼食以外にも花札・テレビ視聴・お喋りなどが楽しめる場所であるが、なによりも気軽に利用できることが大きな特徴である。特に、老人福祉館からは余暇講師が派遣され、体操やヨガが定期的に行われている。また、地域の保健所からも看護師が来訪し、認知症テストなどの健康診断を実施している。さらに、高齢者福祉機関による敬老堂の健康増進プログラムが実施されているものの、急速な高齢化に対応できる人員・プログラムの確保が重要な課題になっている（ヤンスンオク・ジョヘリョン・イスンヒ、2014）。

敬老堂の利用は、天候が悪くても利用者の数は変わらない。H5さんは、「他人の家に遊びに行くと水を飲んだり、トイレを使ったりして迷惑かけることですまないが、ここは皆が自由に使えるところなのでその心配がない」とその理由について説明してくれた。

H5さんは、敬老堂の会長を務めていることで、官公庁や大韓老人会大邱支部が主催する各種の総会・研修会・会議などに参加し、敬老堂の運営に必要な知識やノウハウを学習している。また、この機会を通して他の敬老堂や高齢者関連機関の関係者らと知り合いになり、地域の支援体系に属することができる。

H6さんは敬老堂の会員であり、現在持ち家で夫（85歳）と2人暮らしをしている。長女（61）と次女（59）は大邱市、三女（54）は仁川市、息子（52）はソウル市に住む。娘はそれぞれ忙しいので近く住んでいてもあまり会えない。娘の家に行ったのは3～4年前で、最近はさらに行けなくなった。

H6さんは、80歳で植民地を経て朝鮮戦争を経験した。戦中戦後の混乱の中で教育の機会を奪われた彼女は、80歳を超えた今になっても、学校に通わなかったことを「悔

しい」と思っている。

敬老堂を利用する高齢者は、学歴が低く、生活に余裕がない人が多いため、公的年金の対象者になり、基礎年金を受給する人が多い。H6さんも基礎年金を受給しており、貧しい生活のなか大きな頼りになっている。子からは定期的な仕送りはないが、誕生日・元日・お盆などの日や不定期的に小遣いをもらい、生活している。かつてのこの地域は、生活水準が高い人が住む（韓国式）瓦屋が多かった。その後、一般住宅・多世帯住宅・共同住宅などが建てられた。現在、多世帯住宅・共同住宅に住む人々は、社会階層が低いと認識されている。H敬老堂の利用者は、「いいものは食えないが、食えないことはない」という絶対的な貧困よりも相対的な貧困に近い経済状況で、家や敬老堂で節約することが習慣化されている。

H6さんは、この町で40年間暮らし続けていたため敬老堂のことを自然に分かっていた。H6さんも歳を取って高齢者になり、経済的な余裕がなかったため、町の友達の家遊びに行くこと以外の特別な遊びや趣味はなかった。それで、友達の家を転々しながら遊ぶことが多かったが、近くにある敬老堂を利用した方が互いに迷惑をかけず経済的にも得になると思い、友達12人と一緒に敬老堂に入った。

H6さんにとって、敬老堂の利用者はすべて友達・知人で親密な関係で、日常的な空間になっている。どこかへ出かける時、敬老堂に寄って遊んだり、顔を出したりすることが多く、日常的事や急を要するときなど、お互い助け合う関係が成り立っている。H6さんは、「困った時に助けてくれる人が多い」と敬老堂の会員に対して高い信頼感を表した。

「近所に遊びに行くような」日常的利用と親密な関係が形成されたことで数日間敬老堂に顔を出さない会員に対し、異常がないか訪問や電話で安否が問われている。敬老堂から安否確認の電話をもらった経験があるH6さんは、このような関係を「ここは都市ではない、農村みたい」と説明している。

H6さんは、昨年と去年に「老人イルザリ事業」に申し込んだことがあるが、選抜されなかった。高齢（85歳）であると「老人イルザリ事業」に申し込んでも回ってこない可能性が高い。だが、敬老堂の高齢者は「老人イルザリ事業」などのような公的支援に対するニーズが高く、「できれば参加したい」という希望をもっている。

敬老堂の利用者は高齢だが、比較的元気である。病気になった時は、治るまで家で休み、元気になったら復帰することが多い。H敬老堂では、介護が必要で子どもの家に移った高齢者や介護のために療養院に入った高齢者がいない。H6さんは介護が必要な時に子どもの家や療養院に移ることは考えていない。子との同居がもたらす不便さより一人暮らしの便利さを選択している結果である。また、低所得層で経済的な余裕がない高齢者にとって療養院での生活は現実的な選択ではない。最期を地元で迎えたいH6さんのような高齢者のために、地域を基盤とする高齢者ケアの必要性がうかがえる。

韓国では、一人暮らしをする高齢者を支援するため「老人ドルボムバウチャー」¹²という新しい社会サービス制度が積極的に導入され、2007年から「老人ドルボム総合サービス」が実施されるようになった。2008年7月からは「老人長期療養保険」の導入により、老人ドルボムサービスは画期的な発展を成し遂げた（カンウンナの他、2014）。老人ドルボム総合サービスは、65歳以上の介護が必要な高齢者を対象に、家事・活動支援の訪問サービスと昼間保護サービスを提供しており、所得に応じて無料（低所得層）または一定の利用料を負担する（保健福祉部2017）。H敬老堂の単身世帯の高齢者もこのようなサービスを受けている。

H7さん（77歳）は、この町に10年くらい居住している。他の利用者に比べて居住歴は短い方だが、大邱市には40年間居住している。H7さんは、江原道出身だが、結婚して大邱市に移住した。現在、福祉館などでボランティア活動（理容・「愛のご飯車（無料給食）」）を行っている。家が敬老堂の前にあるので、日常的に利用している。

敬老堂では比較的若い年齢であるH7さんは、敬老堂の問題として会員減少を挙げた。より元気で積極的な高齢者は住民自治センターの趣味教室や老人福祉館を利用することが多くなったため、敬老堂の利用者が減少している。高齢者ニーズの多様化が、高齢者福祉施設の多様化を促進し、結果的にその多様化と高齢者の便宜的な施設利用で敬老堂の利用者数が減少していると考えられる。

だが、H7さんは敬老堂をより活性化するための支援は特に必要ないと思っている。なぜならば、敬老堂が特別な目的を持つ施設ではなく、町の高齢者が息抜きできる休み場所を提供すればよいと思っているからである。また、敬老堂を活性化するためには、外向的な「男性高齢者が要る」という性別役割意識も存在することが確認された。

また、H敬老堂での団体旅行などのイベントは利用者が高齢であるためできないと思っている。だが、地域社会との交流はあり、近所の幼稚園から先生や子どもたちが来訪し、発表会などを披露し、新年には挨拶にくることがある。また、高齢者支援団体から「才能分ち合い寄付」という形でボランティアが週1回に来訪し、楽しい時間を過ごす。

3-3 調査分析

ここでは、以上のデータを用いて、高齢者福祉施設を利用する高齢者の社会関係資本について分析する。対象者のインタビューから意味がある答え（significant statement）を探し、その答えから社会関係資本のカテゴリで組織化する。社会関係資本の構成要素については様々な議論があるが、ここでは、序章の3節で論じた「ネットワーク」「信頼」「互酬性の規範」（Putnam、2001）の3つの切り口で分析を試みる。具体的に、「ネットワーク」「信頼」で、親戚・近隣とのつきあいや個人の日常的な交流を分析し、その人との信頼関係や公的サービスに対する信頼度を明らかにする。「互酬性の

規範」で、ボランティア・NPO・市民活動への参加を「社会参加」として捉える。このような分析を通じて高齢者福祉施設と高齢者に対する社会関係資本の全体的な意味や役割を統合的に理解する。

表7-14 高齢者福祉施設利用者の社会関係資本

①「ネットワーク」
<ul style="list-style-type: none"> - 歳をとるほど家族関係がさらに大切になるけど、どこか物足りなさがある。(福祉館) - 打ち解けて話すことができる親友のみ会うようになる。(福祉館) - 定年後、みすばらしい姿を見せたくなくて職場の人との出会いは疎遠になる。(福祉館) - 新しく参加した集まりには、経済的負担も少なく、人間関係の葛藤も少ないのでよい。(福祉館) - 新しく形成された集まりでは高い役割期待がないため、気軽さを感じる。 - 老人福祉館利用で老人イルザリやボランティア活動への社会参加の機会を得て、生産的な活動が可能になった。 - 社会参加をしながら周囲の友達にその活動を紹介する。(福祉館) - 子どもは自分の生計で大変し、頼ることが難しい。(福祉館・敬老堂) - 経済的に余裕がないので家族と友達と疎遠になる。(敬老堂) - 敬老堂には友達がいるし、来るのが楽しい。 - 老人福祉館から余暇講師が派遣され、体操などを行う。(敬老堂)
②「信頼」
<ul style="list-style-type: none"> - とともに通っている人に悩みを話しても無駄だ。(福祉館) - 定年後、家族以外は信頼する人は少ない。(福祉館) - 私にプラスになる人を信頼する。(福祉館・敬老堂) - 「遠くの親戚より近くの他人」と言われ、お互い助け合う。(敬老堂) - 日常的に利用し、皆が知り合いである。(敬老堂) - 敬老堂の利用者はすべて知り合いで家族のような(兄弟・姉妹)存在である。(敬老堂) - 基礎年金は息子より頼りができる。(敬老堂) - サービスが公平ではない制度は信頼できない。(敬老堂) - 直接に恩恵を受けた、社会制度を高く信頼する。(敬老堂)
③「社会参加」
<ul style="list-style-type: none"> - お金の稼ぎより、社会参加をしたい。 - 現役時代の社会活動と経済的な役割をある程度維持したい。

- 経歴を活かした市民団体の活動への参加を希望する。
- ボランティア活動を通じて社会的弱者に対する関心と社会的な問題意識が生じた。
- 初めての社会参加が新たな社会参加のきっかけになる。
- 生産的活動で満足感がある。
- 楽しさを与えてくれる活動に参加したい。
- 社会参加に通じてやりがいと喜びを感じる。
- 老人イルザリ事業に参加したいが、高齢のため参加機会が回ってこない。

1) 「ネットワーク」

老年期は家族・親族のような同質的なメンバーに構成された結束型ネットワーク (bonding network) と友達や同僚などの橋渡し型ネットワーク (bridging network) が弱まる時期である。また、子どもが結婚し夫婦で過ごす時間が増えるが、家族間で話す時間や関心が減り、寂しさや物足りなさを感じるなど、ネットワークの量も質も落ちている。特に、低所得高齢者の中には、第1次的なセーフティネットとしての家族が扶養機能を果たさない事例もあった。子からの援助が得られにくい状況のなか、「子どもは自分の生活で大変だし、頼ることが難しい」と、経済的な援助をあきらめる声もある。家族による「自助」が弱くなっていることがうかがえる。

「子どもたちは結婚してそれぞれ暮らしています。子どもたちも自分の生計を立てることに精一杯だし、私まで助ける余裕がないのです。だから今日まで一人で暮らすのが一番楽だと思います (H6)」

さらに、男性高齢者は退職後に社会的ネットワークを縮小させ、女性高齢者は高齢期にも多方面のより柔軟な社会的ネットワークを持つ傾向が見られる (野辺、1999)。「職業と家庭生活に関する全国調査」(1995)によると、女性の方が大きなネットワークを持ち、特に親族、近隣、友人といった職場以外の生活に密着したネットワークのサイズが大きいことが特徴的である。これに対して男性では、職場ネットワークは女性より大きい、全体では女性に比べネットワークのサイズは小さく、特に生活に密着したネットワークは小さいのが特徴である。

男性高齢者の場合、会社から引退すると喪失されるネットワークが女性より多い。このような傾向は、男性と女性のライフスタイルから起因するものであると考えられる。男性は、現役時代に稼ぎ主として会社と仕事を中心とするライフスタイルを送る人が多いことに対し、女性は家族・親族を中心とする関係中心的なライフスタイルを送る人が多い。その結果、女性は老年期にも第1次集団のような私的ネットワークで福祉資源を動員し、活用することが男性より容易であると考えられる。

「男は家庭で権威を失い、家族間の愛も成し遂げないと、いくら自分が偉くて金持ちになってもその人生は失敗です。豊かであろうが貧乏であろうが家族に愛されることや愛する家族の存在がいなければなりませんね。歳をとると話す話題もなくなり、寂しくなります。家族関係はさっき話したように家内が、私に無関心であることがちょっとさびしいです。私が克服しなきゃ…。克服するために旅行も行ったり、腹が立つことがあってもできるかぎり我慢したりします。ハハハ… (G1)」

以上のように、高齢期には家族や親族という私的ネットワークが他の時期より重要になるが、その私的ネットワークは逆に減少することが大きな問題になる。老年期における私的ネットワークの弱体化は、高齢者に寂しさや孤独をもたらす。高齢者は、家族（配偶者）・親族に満たない関係性を友人や近隣に求めようとする傾向がある。たとえば、家族に言えない悩みなどを話しあう友達との交流や、子どもより近隣住民をより頼りができる存在として思っている。友人を「互助」・近隣を「共助」としてみると、高齢者にとって互いに助け合う友人の存在や近隣との助け合いはさらに重要になる。

「友達はたくさんいるよ。その中で一人か二人くらいには本当に私の個人事情、たとえ家内にも言えないことも言えるよ。その友達とは週1回くらい会って、互いの困ったことの話しや悩みを話し合います。だから、あの親友の話であれば小豆で麴をつくるといっても真にうけるのよ。このような友達を持っていることがどれだけ幸せなのか知ってます？ (G3)」

「『遠くの親戚より近くの他人』と言われ、常に近所（敬老堂）の方には日常的なことや急を要するときなど、お互いにお世話になることが多いです (H6)」

現在、高齢者を支えている家族のネットワークが弱くなり、縮小されているなか、高齢者が自立した生活を追求しようとする試みとして「老人イルザリ事業及びボランティア活動」などの社会参加がある。イソジョン（2011：4-7）によると、「老人イルザリ事業」に参加した高齢者は、社会的ネットワークが増加し、非公式の社会関係より公式の関係が強化される効果が得られた。つまり、「老人イルザリ事業」に参加すると、高齢者の社会的ネットワークが量的・質的に改善されることを示唆している。

韓国は、2025年に超高齢社会に入り、高齢者の世帯のなかで一人暮らしがより多くなる¹³と推計されており、こうした高齢者の社会的孤立や社会的ネットワークの乏しさへの関心は今後一層高まるものである。これに対して、老人福祉館らが提供する社会参加の機会は、高齢者にとって時々刻々変化する社会に適応する実践であり、減少し続けるネットワークを維持、増加させる「生活拡充行動」¹⁴（金子、2014）として大

きな意義があると考えられる。

2) 「信頼」

敬老堂の高齢者たちは、貧困により家族と友人のような近い人々から本人の期待と信頼が裏切られる経験をした人も多く、家族を含んだ周りの不特定多数に対する一般的信頼が低い。しかし、本人の生活に直接的に助けになる人や福祉制度については信頼が高かった。具体的に、家族から支援を得られ難い貧困層の高齢者は、国からもらう公的年金（基礎年金）に対する信頼が高く、家族より頼りができると思っているのである。

「誰が毎月20万ウォンを送ってくれるんですか、（送金の願い）言わなくても送ってくれるので息子よりましです。息子は生計が立たないので（仕送りが）できないでしょう（H6）」

だが、高齢者の中には国や自治体が提供する就労支援・受給者選定について不信感を持っている人々もいる。この背景には、公平な選定基準に基づいた選定が行われておらず、選定基準に外れている人が恩恵を受けていることに対する反感がある。

「老人イルザリ事業は問題があるのよ。生活に余裕がある人でもこっそり仕事をしたりして、私のような高齢で貧しい人には回ってこないのよ。（食べるために）しなければならない人にはさせてくれないのに…、信用できない（H6）」

以上のように、高齢者の公的支援に対する信頼はそれぞれの施策ごとに相反している。たとえば、「基礎年金」のように一律で直接に恩恵を受けた福祉制度に対する信頼は高いが、「老人イルザリ事業」のように対象者選定に公平性と透明性が確保されていない場合、信頼が低く不信感さえ抱えている。

敬老堂は、高齢者が余暇生活や昼食を済ませるのに高い出費がかからない、経済的な負担を感じない施設であり、近くて便利に利用できる排除性が少ない施設である。低所得層の女性高齢者が多い敬老堂は、閉じこもりがちな低所得の高齢者にとって近所の家のように感じる日常的な空間となっており、利用者がすべて近隣の人であるため、互いの信頼も高い。

一方、老人福祉館では、様々な生涯教育プログラムを提供され、卓球・ビラヤードなどのスポーツ活動を行う場所もあり、パソコン・囲碁・将棋など男性高齢者が参加できるプログラムも整えられている。敬老堂のように親睦を図ろうとするより、健康増進や趣味を営む目的が多いため、利用者の間では適切な距離をおくことが多い。

「ここ（福祉館）の人はここだけで会って、その以外はあまり交流しないよ。
仲がいい時はいいけど、悪くなった時に問題になるから、他人に弱みを握ら
れることは一切話せません（G4）」

しかし、これらの特徴は老人福祉館を利用する高齢者に利用の気軽さを与え、老人福祉館を利用につながる要因にもなっている。なかでも、男性高齢者が選好する部分と一致することで、敬老堂より男性高齢者の利用率が高い。

3) 「社会参加」

老人福祉館は、異なる属性を持つ人々に関係結びの場を提供し、さらに施設をこえるネットワーク（bridging social capital）を媒介に高齢者の社会参加に積極的に取り組んでいる。たとえば、高齢者に「老人イルザリやボランティア活動」などの社会参加の情報と機会を与えている。老人福祉館で老人イルザリやボランティア活動に参加しているG1さんの場合、老人イルザリ事業に参加したきっかけは、老人福祉館の職員からの紹介であり、その職員との関係は、「たまに挨拶する程度」であった。

この事例からも分かるように、職員との弱い紐帯が新しい社会参加にかかわるきっかけになっている。老人実態調査（2014）によれば、「老人イルザリ事業」は、参加した高齢者の社会的関係を量的・質的に改善する効果があると報告されている。具体的に、参加した高齢者は、友人・近隣との社会関係を結ぶ頻度が多くなり、社会的支持も高い水準で得られている。G1さんは、老人イルザリ事業への参加が社会的弱者に対する関心につながり、ボランティア活動に発展したケースである。初めての社会参加が新たな社会参加のきっかけになり、生産的活動を通して自己満足感とやりがいを感じている

「家にいると暇になるし、退屈になりがちでうつ病になりそうです。それで
私は家から出て活動しています（G3）」

社会参加の内容については、老人福祉館の高齢者は共通して過去の経歴と関連した活動に参加し、そのような活動に満足感を持っている。過去の現役時代の生活パターンをある程度維持することが精神的な健康につながっていると思われる。また、本格的な経済活動より最小限の経済力を確保することによって家庭内では家長、祖父として、家庭外では友達などの人間関係で求められる本人の役割と位置を維持しようとしている。

「今の年齢になるとお金のために一生懸命働く必要もないし、できればボランティア活動や社会参加などに積極的に参加したいです（G1）」

「このように社会活動をすることはむしろ楽しいですよ。家内に手を差し出してお金を要求する必要はないし、私が稼いだお金で友だちに会ったり、時には家内にもお小遣をあげたりすることができて仕事をするのが逆に楽しいです (G3)」

また、女性高齢者は、周りの人々に本人が参加している社会参加を積極的に紹介し、誘引することがある。女性のこのような関係中心的な傾向が、高齢者の社会参加を促進する上で、重要な資源となっている。

事例調査の分析から、社会関係資本と高齢者の社会参加とは相互に影響し合い、高めあう関係にあること、また高齢者福祉施設がコミュニケーションの場となり、社会関係資本の基盤となる可能性を秘めていることが示唆された。このような場において、社会参加を積極的に行っている高齢者は他人を信頼し、つきあい・交流にも肯定的な人が相対的に多い。

第5節 まとめと考察

本章では、韓国の都市部と農村部における高齢者の生活実態を明らかにした上で、高齢者福祉施設の機能や役割について考察した。地域のコミュニティを考える際に、単純に施設が都市部にあるか、農村にあるかでコミュニティの機能や役割を特定することは難しい。高齢者福祉施設が持つ性質や特徴をふまえた上で、機能と役割を考察する必要がある。表7-15は、韓国の高齢者福祉施設の性質と特徴を表しているものである。

韓国の「老人福祉館」は、1) 公共施設として高齢者福祉支援の拠点、2) 多様な高齢者のニーズへの対応、3) 地域福祉資源の伝達者などの特徴を持っている。老人福祉館は、様々な生涯教育プログラムを中心に、スポーツ活動、趣味・余暇活動が行われる公共の施設である。地域の高齢者であれば誰でも利用できる開放的な施設であるため、多様なニーズに応えている。利用する高齢者は、現役時代にそれぞれ異なる業界で働き、定年する前に持っていた社会的地位も異なる。また、居住地域も異なることを考えると、多様な社会階層の高齢者が利用することが想定され、利用者の間には異質性が存在する。

表7-15 高齢者福祉施設の性質・特徴

区分	老人福祉館	敬老堂
利用者	男・女性高齢者がともに利用	主に女性高齢者の利用が多い
利用特性	一時的	常時的

会員状況	会員増加	会員減少
[五助]の類型	公助・互助	共助・互助
社会階層	低・中階層の利用	低階層の利用
関係性	適当な距離感を維持（異質的）	親密感を維持（同質的）
行動様式	生活拡充行動	生活基本行動
コミュニティ類型	都市型コミュニティ ¹⁵	農村型コミュニティ

Bourdieu (1986) は、行為者が持っているネットワークの大きさと接する関係が多ければ多いほど、社会関係資本が増加すると論じている。この観点からみると、高齢者にとって高齢者福祉施設の利用と支援サービスの拡充は老年期に重要な社会関係資本として大きな意味があると考えられる。特に、老人福祉館は異質的な人々が集まる施設でありながら、施設をこえるネットワーク (bridging social capital) を持ち、高齢者の社会参加という事業を通じて高齢者のネットワークの拡大に貢献している。

具体的には、教育・趣味プログラムの提供、ボランティア・社会参加などを通じて新しい出会いや付き合いのきっかけを作り、高齢者に新たなネットワーク形成の場と機会を提供している。また、高齢者の立場からみると、老人福祉館で新しい関係が結ばれ、ともに学びあい・触れあい・癒しあい・繋ぎあいなかで、他の高齢者との信頼関係とネットワークが構築される可能性がある。

一方、「敬老堂」の特徴は、1) 高齢者による主体的運営、2) 行政による支援体制、3) アクセスのしやすさなどにまとめられる。現在、敬老堂の維持・管理費用が政府や自治体から補助され、行政職員が施設管理にかかわる場合もあるが、一般的には敬老堂の利用者が主体的に管理・運営を行っている。都市部や農村部の敬老堂で見られる住民同士の主体的な運営やインフォーマルな相互援助は、農村型コミュニティならではの特徴であり、高齢化社会を乗り越える強みになると考えられる。

また、既存の敬老堂は、TV視聴・花札・将棋・囲碁など高齢者が余暇生活を楽しむ場として親睦を図るといった単一的な目的で運営されてきたが、近年の敬老堂には新たな役割を求める声が高くなった。高齢者人口の増加とともに高齢者ニーズの多様化が進み、特に健康維持・管理に対する欲求が増えている。行政による支援として、フォーマルな施設である「老人福祉館」や「保健所」が定期的に「敬老堂」へソーシャルワーカー・余暇講師・理学療法士などを派遣し、専門職による支援（健康増進・健康診断など）を行っている。なお、専門職の派遣以外に「老人福祉館」に地域の各敬老堂の高齢者（会長・会員）を定期的に招待し、学習・研修会（会長の向け）や無料給食・臨時市場など住民相互の交流会が行われている。

また、敬老堂は高齢者の徒歩圏内にあるため、アクセスがよい。韓国では敬老堂の

設置が法律¹⁶で義務づけられ、150世帯以上の住宅地が建設される場合、住民共同施設として敬老堂が設置されるようになっている。遠距離の移動が困難な高齢者の移動距離を短縮し、より日常的に利用できる施設になっている。

以上のように、地域の高齢者福祉施設である「老人福祉館」と「敬老堂」は、広井（2009）も指摘したように都市型コミュニティと農村型コミュニティとして長所・短所を持っており、いずれか一方が理想的なものではなく、重要なのは両者の協働と融合した重層的な支援体系の形成である。結論として、高齢者福祉施設による重層的な支援体系の形成は、高齢者の生活全般にわたって社会関係を拡充（bridging social capital）し、社会関係の排除から社会的包摂を強化（bonding social capital）する。

注

- 1 金子は少子高齢化社会で出生率を急上昇させ、高齢化率を減らすという「予防原則」の適用は困難であるため、社会システムレベルで「予備原則」の活用により、そこから発生する数多くのリスクへの対応する必要があると論じている。また、高齢者個人レベルでは、歩行、摂食、排せつ、アルツハイマーなどに対する「予防原則」が有効であり、実行すると個人の健康づくりに直結しやすいと述べた（金子、2013：164-166）。高齢化対策は、社会レベルでの予備と個人レベルの予防に分けて考える必要があり、高齢化が顕在化された社会とそうではない社会での対策がそれぞれ異なることが理解できる。
- 2 食生活への無料給食支援として低所得層高齢者の欠食を防止するため、無料給食支援を行っている。無料給食支援は、①敬老食堂での無料給食、②外出が不自由な在宅高齢者のための配食サービスがある。主な対象は、基礎生活保障受給者、次上位階層（ボーダーライン層）の60歳以上高齢者である（保健福祉部「2018年老人保健福祉事業案内」）。
- 3 敬老堂に対する支援は国と自治体から、①運営費支援、②糧穀支援、③冷暖房費などがあり、自治体の条例によって支援の内容は異なる（老人福祉法第37条2項）。莞島郡では、運営費が毎月20万ウォン（約2.1万円）、米が年間7個（140kg）、冷暖房費が年間320万ウォン（約34万円）支給されている。
- 4 韓国では老人の健康な老後生活や社会参加を促進するため、勤労能力がある老人に最優先的に仕事を提供する事業として「イルザリ支援事業」が展開されている（老人福祉法第23条・低出生率高齢社会基本法第14条による）。公共機関や地域社会の公益型の仕事が多く、原則的には65歳以上の弱者老人（夫婦のみ・単身世帯など）が月30時間以内の仕事で20万ウォン（約2.1万円に相当）の収入が得られる。
- 5 トルボムとは、韓国の固有語で「手助け」といった意味をもっている。介護や見守りと訳されることもあるが、見守りからの世話、生活支援から身体介護まで幅広い意味を持っている。
- 6 2017年下半年期からに値上げした金額で日本円に換算すると2万7千程度である。
- 7 国民年金の加入者は、韓国内に住所を有する18歳以上60歳未満の者である。現行法定の定年は60歳で、その年から受給することに設計されたが、1998年1次年金改革で2013年から2033年にかけて5年ごとに1歳を遅延することで最終的に65歳から受給するように調整した。具体的に、19522年以前生まれは60歳、1953～1956年生まれ61歳、1957～1960年生まれ62歳、1961～1964年生まれ63歳、1965～1968年生ま

-
- れ64歳、1969年生まれ以降は65歳からもらう。
- 8 基礎年金の選定基準額は、全体高齢者の所得分布・賃金上昇率・地価・物価上昇率などを総合的に反映し算定されている。2018年は、高齢者単身世帯が131万ウォン（約13.1万円）、夫婦世帯が209万6千ウォンになっている。
 - 9 国家と民族のために命を捧げた英霊が安置されている国立墓地。
 - 10 「祭祀（チェサ）」は、故人・先祖を追慕する儒教式の先祖供養の儀式のことであり、日本の法事のようなものである。
 - 11 韓国のアパート住居形態は日本のマンションと類似している。
 - 12 韓国語の「ドルボム」は、「保護する・見守る」という意味で日本語の「介護」または「見守り」に訳される。
 - 13 統計庁「2016年将来人口推計」。
 - 14 「生活拡充集団」として趣味や得意なことを仲間と行う余暇集団への参加やサークル活動などを指す（金子、2014b：126）。
 - 15 広井は、ケアと関連したコミュニティについて農村型コミュニティと都市型コミュニティを類型化した。農村型コミュニティは、「集団の中に個人が溶け込み、同質的な個人が情緒的な次元でつながるような関係性」であることに対し、都市型コミュニティは「集団からある程度独立した個人が、規範的な公共意識をベースにつながるような関係性」と論じている（2016:22-37）。
 - 16 大統領令第13252号「住宅建設基準等に関する規定・規則」。

終章 総括と今後の課題

本章では、まず、第1節において、博士論文の各章で得られた分析結果の要約を行う。続いて、第2節において、「福祉主体の多元化」「共助的取り組み」の観点から、日本と韓国の子育てと高齢者扶養・介護を支える福祉資源の供給構造を検討し、本稿の結論を述べる。最後に、第3節では、今後の課題と展望を提示する。

第1節 各章のまとめ

第I部では、日韓両国における少子高齢化と社会保障・福祉を概観した。

第1章「日韓の少子化現状とその背景」では、現代の日韓両国における少子化の状況を比較し、少子化が引き起こされた(1)政策的、(2)経済的、(3)文化的、(4)社会的な背景を概観した。日本と韓国における少子高齢化現象は、戦争の経験、ベビーブームの経験、人口抑制政策の経験、急速に進行した少子高齢化の経験など、時系列にみると共通する点が多い。ところが、近年、少子化に歯止めがかからなかった日韓両国に異なる少子化傾向が見られる。日本では2005年以来微増であるが合計特殊出生率が上昇傾向に変わり、少子化傾向に歯止めがかかったように見える。一方、日本を上回るスピードで少子化が進んだ韓国では、2005年以来一時的に文化的背景で合計特殊出生率の上昇が見られているものの、出生率の減少はいまだに続いてその深刻さが増している。

日韓両国における少子化は単一的な要因ではなく、様々な要因が複合的に絡み合って引き起こされている社会現象である。(1)政策的には経済成長のために強制的に推進された人口抑制政策により少産化が生じたこと、(2)経済的には長期不況や金融危機などにより雇用・所得が不安定化となったことや女性の社会進出による機会費用・子育て費用の増加などにより非婚化・晩産化が進展したこと、(3)文化的には、必修から選択に転じた結婚と出産の家族規範とともに子どもを持つ意味と価値が下がったこと、(4)社会的には地域の社会関係資本として機能していた子育てコミュニティの崩壊や希薄化により子育て負担・不安・ストレスが増加したことなどがあげられる。

第2章「日韓の社会保障・福祉と少子高齢化対策」では、日韓両国の社会保障・福祉政策の経緯を整理し、社会保障・福祉政策としての少子高齢化対策の特徴を検討した。日本の社会保障・福祉政策は、社会的・経済的な変化に対応して、定礎期・発展期・調整期・転換期などに4つに分けられる。近年、経済の低成長のなか、人口の少子高齢化に対応できる持続可能な社会保障・社会福祉政策の構築が大きな課題として認識されている。一方、韓国の社会保障・社会福祉は、体系の構築期、制度の拡大期、調整

期の3つの時期を経て今日に至っている。韓国の社会保障・福祉政策は、日本と同様に社会的・経済的な変化に対応して形成されてきたが、打ち出された政策には当時政権を握った大統領や政府の理念的性向（革新・保守）が反映されている。近年、韓国の社会保障・福祉政策は少子高齢化が一層進展する中、持続可能な社会保障を構築するために今まで堅持してきた「低負担・低福祉」のモデルから「適正負担・適正福祉」モデルへの転換が必要とされている。

また、日韓の少子化対策の初期には、少子化傾向を止めて、出生率増加を目指したために政府主導の少子化対策が打ち出されたが、「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに「生活と仕事と子育ての調和」を目指している。

第Ⅱ部では、日韓の少子高齢化社会の到来と子育て支援構造の特徴を比較し、検討した。

第3章「日本の子育ての社会化と子育て支援の取り組み—札幌市の子育て中の親に対するインタビュー調査を通して—」では、札幌市の子育て支援施設（子育て総合支援センター、児童会館）の利用者への半構造化インタビュー調査の結果より、下記の結論を得た。

(1)核家族という家族構造の変化と「性別役割分業意識」「三歳神話」による子育て負担が母親に集中しがちである。また、母親にとって子育ては両面性があり、負担としての子育てと、楽しみ・喜びとしての子育てが併存している。しかし、近年、子育ての否定的部分がより強調されるようになってきている。(2)子育て支援施設で活動する地域の民生委員、NPO、ボランティア団体の子育てサークル、子育てサロンは、子育て中の親子に遊び、交流、相談の場を提供している。また親子が友だちをつくることができ、子育てサロンを介してママ友を作った母親もいる。子育てサロンに参加した母親には「支援を受ける側から、支援をする側へ」の変化も見られ、このような地域を拠点した共助・互助による子育て支援の充実が求められる。(3)子育て支援施設は、地理的な位置・施設の数、サービスの内容によって遂行する役割と機能が異なる。今後、子育て支援施設を設立する際に、既存の子育て支援施設との連携が期待される役割を結束型・橋渡し型（bonding・bridging）というソーシャルキャピタル機能の観点から検討する必要がある。

第4章「韓国の少子化と子育て支援—ソウル市の子育て中の親に対するインタビュー調査を通して—」では、韓国都市部の少子化現象と子育て支援構造を分析した。ソウル市の子育て支援施設（育児情報支援センター）の利用者への半構造化インタビュー調査の結果より、下記の結論を得た。(1)韓国における子育て支援は、先に家族・親族からの援助があって、その次にオリニジプ（保育施設）・幼稚園・塾などの民間保育・教育施設と育児トウミ（時間制ベビーシッター）の利用がある。国は家庭の市場サー

ビス利用による経済的負担を軽減する目的で、保育・教育の全面無償化、養育手当支給などを実施している。(2)しかし、日本の事例によってすでに証明されているように、都市化・核家族化による家族規模の縮小は自助の家族・親族援助を中心とした支援構造の維持が困難になると思われる。韓国も都市化・核家族化の進展に伴い、家族力の低下は避けられない。(3)そして、今後必要とされる子育て支援の取り組みとして、政府（公助）による地域の子育て支援拠点になる「一定の空間」を設けることを提案したい。日本の事例から検証されたように「一定の空間」で地域の子育て資源であるママ友・ボランティア団体・子育て支援NPO（共助）が形成されることや、新たな子育て支援ネットワークの構築が期待される。

第Ⅲ部では、日韓における少子高齢化社会の到来と高齢者扶養・ケアについて検討した。

第5章「日韓の高齢者の生活と高齢者福祉」では、まず、高齢化の理論的考察として、「人口転換理論」「社会成熟論」から、高齢者扶養については「社会交換理論」「役割理論」「家族主義」などから概観した。次に、日本と韓国における老親扶養の変化を家族の変容の文脈で概観した。日韓両国の高齢者は「家族主義」と「性別役割分業」により、既婚の子と同居するなか「同居型老親扶養」と「生活維持的扶養」がなされてきた。しかし、社会保障制度の整備と充実により高齢者に対する経済的扶養は私的扶養（私的移転）から社会的扶養（公的移転）へと転換してきたが、韓国は依然として社会的扶養より私的扶養が比較的多い。また、世代間移転の方向性についても、日本は親から子への一方向的な傾向が見られたことに対し、韓国では親と子に相互的な移転の傾向が見られた。

近年、急速な高齢化の進行や家族形態の変容を背景に、高齢者の居場所づくりや身体的な扶養に対するニーズ（介護）が増えるなか、地域という共助セクターからの対応が注目されるようになった。韓国では、高齢者の集い場所として「敬老堂」が地域で自然発生的に設立され、高齢者余暇福祉施設として機能している。一方、日本では高齢者の日常に即した柔軟なケアを行う小規模多機能施設が地域から自然発生的に生まれてきた。

第6章「日本の共助的支援による高齢者ケアの取り組み—富山市の「しおんの家」・東京都小金井市の「また明日」の事例調査を通して—」では、最初の事例として子どもの「保育」と高齢者の「介護」を融合した「共生ケア」を行う小規模多機能施設の特徴を検討した。

保育所とデイホームと、地域交流スペースを運営する小金井市のNPO法人「また明日」の事例を分析した結果、小規模多機能施設の「共生型ケア」における高齢者ケアは、次の5つの特徴を有していることが明らかになった。(1)従来の大型施設ケアではなく、改修した民家などのような小規模な環境でケアを行い、利用者の多様なニーズに柔軟

に対応しようとしている。(2)そのため、規定のプログラムのケアではなく、高齢者の散歩・徘徊に付き添うなどのような利用者本位の介護を提供している。(3)認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けたい高齢者の希望に応え、家庭的な雰囲気とゆとりある介護を実践している。(4)高齢者が担う「世話する」「遊ぶ」「教える」という子どもとの関係を通じて「役割」を見出せる。(5)それによって、単に身体的介護というだけでなく、精神的側面における介護、そして症状の改善にもつながっている。

この施設では、高齢者と子どもの関係性は双方向的なものであり、子どもの心身の健全育成においても、高齢者との交流を通して築かれる人間関係は不可欠なものである。世代間交流の観点から子どもに対する意義と効果を見てみると、子どもは高齢者と触れ合うなかで、(1)高齢者から直接的に身体的・情緒的ケアを受ける、(2)高齢者から助けってもらったり、教えてもらったりといった経験をすることで、高齢者を尊重する心も育まれる。

次の事例として、高齢者、障がい児(者)、子どもがともに利用できる「共生型サービス」施設「NPO法人しおんの家」の特徴と役割を検討した。「共生型サービス」の小規模多機能施設における高齢者ケアには、次の4つの特徴があることが確認された。(1)地域の民家を改修した家庭的な環境のなか、利用者同士の「なじみの関係」や「家族」のような関係を形成し、職員は「暮らしのパートナー」として勤めている。(2)利用者のニーズやサービスの必要性によってケアサービスが多機能化された。(3)施設の多機能化が進むことによって1ヶ所で行われていたサービスは、4つの家(施設)で分散され実施されている。(4)小規模の家が持つそれぞれの機能が、職員の協働、事業の連携によって1つの「しおんの家」として統合され、全体として多機能を発揮する仕組みになっている。(5)これらによりサービスごとに求められる専門性と多機能が併存できている。

また、小規模多機能施設は、高齢者ケアの支援だけではなく、地域住民の福祉に関する相談の窓口や地域交流の場を提供するため、交流イベント・趣味教室・コミュニティカフェなど「地域を受け入れる」行事を運営している。また、「地域に参加する」行事として、地域のゴミ担当・草取りや祭への参加など、地域福祉の向上に寄与していることが明らかになった。

第7章「韓国における高齢者ケアの共助的取り組み莞島郡・大邱市の高齢者施設の事例調査を通して」では、韓国の都市部と農漁村部の高齢者施設の特徴や機能をソーシャルキャピタルの観点から検討した。高齢者余暇福祉施設である「老人福祉館」(フォーマル)と「敬老堂」(インフォーマル)の事例を分析した結果、次の3つの特徴を有していることが明らかになった。(1)「老人福祉館」は、国の主導下に整備されてきた高齢者余暇福祉施設であることに對し、「敬老堂」は、村で高齢者たちの親睦と交流のために自然発的に設立された施設である。(2)「老人福祉館」は、「敬老堂」の

高齢者を招いて無料昼食を提供したり、定期的なイベントを開催したりして「敬老堂」の高齢者と地域住民との交流を図ろうとしている。一方、「敬老堂」では、毎日のように日常の大半をともに過ごすため、食べる（昼食のみ）・遊ぶ・助け合う（安否確認）などの関係が自然に生まれている。(3)利用者の立場から各施設の利用目的は、「老人福祉館」は趣味や健康増進の目的が、「敬老堂」は生活費の節約などの目的が多く見られた。

ネットワークの観点から2つの施設の比較してみると、「老人福祉館」は、地域に存在する「敬老堂」とネットワーク(bridging social capital)を形成し、敬老堂活性化支援事業として地域の福祉資源(人的・物的)を「敬老堂」に提供している。一方、「敬老堂」は、地縁に基づいた同質的な結びつきで、内部には高い信頼と親密な関係による強いネットワーク(bonding social capital)が形成されている。

以上のように、「老人福祉館」の公助的支援に「敬老堂」の「共助」が活性化され、共助的な集まりのなかで「互助」が生まれてくることが確認された。高齢者福祉施設は、地域の中間集団として高齢者福祉を向上し、高齢者セーフティネットとしての機能がより期待できる。

第2節 福祉主体の多元化と共助的取り組み

本稿では、福祉主体の多元化による日韓の共助的取り組みに着目し、その役割を担う地域のコミュニティ・中間集団の福祉主体の役割と意義、そして課題を説明することを目指した。

子育て、高齢者扶養・介護はいずれも、本来は家族内での私的空間で営むものであったが、近代化に伴う都市化、核家族化によって家族の福祉機能が衰退し、「家族ケアの限界」があらわれた。これを補完するものとして、国家による社会保障・福祉が出現した。ところが、国民皆年金・皆保険の実施などの財政支出の急激な増加と同時に経済の長期不況や鈍化によって財政が限界に近づき、これまで両国が目指してきた「欧米型福祉国家」の実現は不可能になり、「日本型福祉国家」「韓国型福祉国家」に転じた。近年、日韓両国では急速な少子高齢化の進展と女性の社会進出の増加により、人口構造や家族構造が大きく変化してきた。このような変化と同時に子ども・高齢者の社会的扶養・ケアのニーズは増える一方で、家族の扶養・ケアの機能は低下している。

少子高齢化と経済成長の鈍化は財政的負担の問題から福祉の多元化を進め、個人の自己責任をより強調する方向に政策転換しつつある(櫻井、2014:80)。急速な少子高齢化や財政状況から、「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、個人に責任を転換することにも限界があり、「共助」「互助」の果たす役割が大きくなった。このような背景で地域を基盤とする子育てコミュニティ、介護支援ボランティアやNPO法人な

ど「共助領域」の福祉機能への関心が出始めた。このことは、個人とその家族、ボランティア・NPO 法人、民間企業など多様な主体をそれぞれの特徴や機能をふまえながら、どのように組み合わせていくかという視点が重要であることを示唆している。

本稿では、日韓両国における子育て・介護を支援する共助の主体として、子育て支援施設（子育て支援センター、児童会館、保育情報センター）、高齢者支援施設（老人福祉館、敬老堂）、共生型支援施設（「また明日」「しおんの家」）など、地域コミュニティに存在する多様な子育て、扶養・介護施設の機能と意義を検討した。

ここでは、高齢者ケアの先進的事例として小規模多機能施設の地域における役割や地域住民にとってどのような意義を有しているのかについて説明する。

本稿の第6章で取上げた小金井市のNPO法人「また明日」、富山市のNPO法人「しおんの家」の2施設の調査結果をもとに、以下では、(1)施設の主な利用者である高齢者にとって小規模多機能施設の意義、(2)地域にとっての小規模多機能施設の意義という2つの側面から、小規模多機能施設の役割と特徴を検討し、その課題と展望について述べていく。

2つの施設は、開設に至るまでの経緯、事業内容及び重点などがそれぞれ異なっているが、高齢者ケアの根底にある理念は同じであり、利用者一人ひとりに合わせた柔軟なケアを行い、日常に近い生活を再構築する試みを模索している。「しおんの家」では、高齢者が職員として勤務する障がい者と声を掛け合ったり、「預かりサービス」を利用する子どもと一緒に遊んだり昼寝したりする。すなわち、高齢者は乳幼児や障がい者（児）を含んだ多様な人間関係の中で過ごしている。「また明日」では、高齢者は子どもとのかかわりの中で子どもの世話役や遊び相手になり、自分なりの「役割」を見出せる。そのことは高齢者の心身のケアや生きがい作りにつながると考えられる。

また、これらの施設は地域との関係を意識し、地域の祭りへの参加、草取り・ゴミ当番など「地域に参加する」行事に積極的に参加している。さらに「地域を受け入れる」行事として地域住民が参加できるコミュニティカフェや趣味教室の運営、ボランティアの受け入れなどにも力を入れている。さらに、地域交流の場の提供や福祉相談を行う施設は、地域福祉の拠点としての役割が期待できる。

これらの施設側の取り組みは、高齢者個人が地域社会とどう関わっているのか、どのような役割を遂行しているのかなど、高齢者が自身の存在意義を確認できる契機になる。施設は、このような取り組みを通じて高齢者個人を全体社会に媒介し、高齢者を地域社会に統合・結合させる中間集団としての役割を果たしている。個人の役割の観点からみると、高齢者は「役割縮小過程」の存在である（金子、2014：110）。高齢者が定年になり、最終的に一人暮らしになると、職場でも家族でも役割を失われてしまう。ゆえに、地域社会における新たな関係を結ぶことは重要なことである。

本稿で取り上げた「また明日」の事例では、高齢者が施設内部で常に子供と接して

子どもの世話役や遊び相手になることで新たな関係性が創出されていることが確認された。また、「しおんの家」の事例では、施設の高齢者が地域の行事に参加したり、施設内部で地域住民と交流をしたりするなど地域の人々と新たな関係性を築くことも確認された。さらに、高齢者が趣味や仕事を通して作った物が商品として地域の人々に「消費」される相互行為もみられた。このような一連の他人との相互作用は、高齢者にとって生きる、存在する意味につながり、高齢者のアクティブエイジングにも大きく貢献すると考えられる。

また、施設内では子ども・高齢者・障がい者が共生し、性別・年齢・障がいの有無などを問わず、本人と異なる人々との日々の交流の中で、互いに手伝ったり手伝ってもらったりすることができる。なお、特定の誰かが一方的に「支えられる存在」になってしまうことではなく、特には「支える存在」にもなる双方向的な「支え合い」の関係性が生まれている。共生型の少規模多機能施設は、こうした他者との相互作用のなか、相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える、小さな「共生社会」の実現であろう。

共生型小規模多機能施設は、以上のような役割と意義を持っているが、一方でいくつかの課題も抱えている。主な課題として、次の2つがあげられる。(1)行政や地域の理解についての課題である。小規模多機能施設の多くは、各論的制度による縦割り福祉の弊害、大型高齢者福祉施設の「全制的性格」と家庭の生活とはかけ離れた施設の生活様式などを反省的に捉え、反動的に生まれた施設である。これらの施設では、高齢者・子ども・障がい者ごとになっている縦割り福祉の弊害を乗り越え、支援を求める人々をすべて受け入れている。だが、既存の福祉制度の枠を超える柔軟なサービスや運営に対する行政や地域の理解を得ることに苦労することがある。(2)これらの事業経営の多くは、NPO法人が多い。非営利な組織であるが、ボランティア組織ではないため、公益性と経済性をどのように両立させるか、経済的な自立をどう確保するか、あるいは赤字が発生する事業の非効率性をどうするかなどの経営課題を抱えている。今後、小規模多機能施設が地域の福祉コミュニティとして、共助的支援をより発揮するためには、共生型小規模多機能施設の運営理念の理解と、国の制度的な整備と支援が必要である。

本稿では、福祉レジーム論的な視点を入れた「五助」の理論的枠組みに、各セクター間の相互作用をより重視した「重層的な観点」を加え、新しいケアシステムづくりを探ってきた。新しいケアシステムづくりを進めていくことにあたって、個人と全体社会の間に介在する中間的な集団の形成が何よりも重要である。そうした地域に根付いた中間集団の形成は、地域の福祉資源やソーシャルキャピタルを増やし、さらに実践的な活用によって社会的弱者（親子・高齢者）らが包摂される新たな取り組みの可能性を示唆する。

本稿で取上げた事例から確認したように、個人が中間集団を媒介に全体社会に結び、身の安全を図ることができる。したがって、個人側から見れば、それはその中間集団「内部」のネットワーク（関係）と、「外部」の社会とのネットワーク（関係）という、2つの異なるネットワーク（関係性）をもつことになる。人と人との信頼関係やコミュニティないしネットワークの質に関するソーシャルキャピタル論からみると、この2つのネットワーク（関係）を前者は結束型 SC として、後者は橋渡し型 SC としてみることができる。ソーシャルキャピタル論において理想的な集団のネットワーク性質とは、「集団内では閉鎖性が高いこと」と「集団外では数多くの接触相手が存在すること」ことなどが論じられている（Burt、2001）。すなわち、これは結束型 SC と橋渡し型 SC がバランスよく融合している状態を表す。

人間にとって互いに異質な2つのネットワークは、いずれも本質的と考えられるものであり、この点が先ほど論じた中間集団によるソーシャルキャピタル（結束型 SC・橋渡し型 SC）形成・融合による相互補完的・重層的なケアを可能とする原理的な根拠になると考えられる。言い換えれば、それが序論に論じたような家族ケアの責任を個人にするか、国にするかという問題に相互補完性をもつケア供給主体として、二者択一的な対立を乗り越えるような方向をもつものと考えられる。

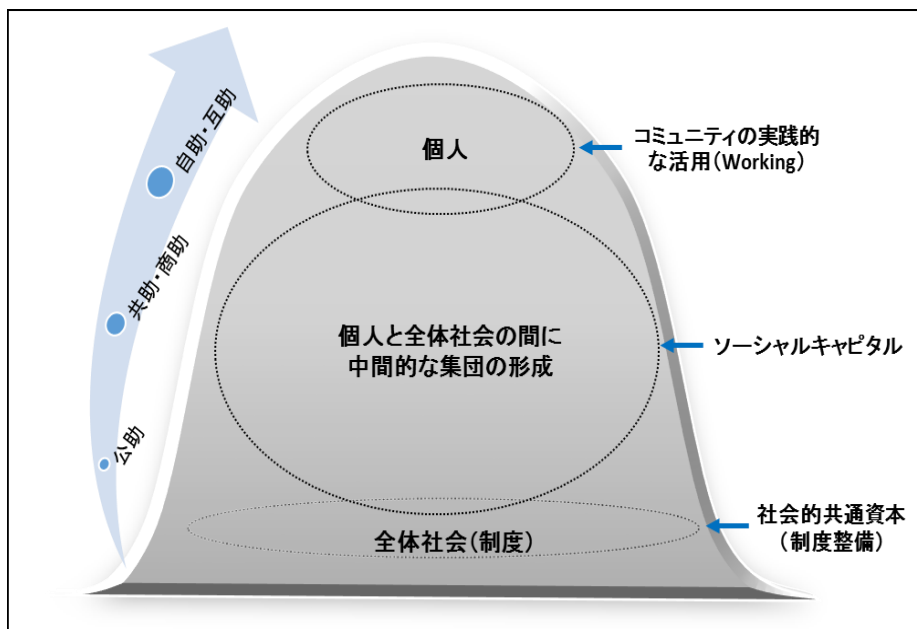


図8-0-1 重層的ケアシステムの構造

第3節 今後の課題と展望

1 統合的観点による少子高齢化対策

日韓両国における高齢社会論は、高齢社会のあるべき姿に焦点を当てるといふよりは、少子化という、もう1つの趨勢を意識し、2つをセットで考える「少子高齢社会論」であると言及した。したがって、高齢化問題は少子化による税の減少や社会保障制度の維持困難によって顕在化してきたともいえる。このような少子化と高齢化を「少子高齢化」として考える背景には、財政的、経済的な課題があった。しかし、少子高齢化対策では高齢化の問題は高齢者福祉で、少子化問題は児童福祉でという縦割り福祉の考え方が支配的である。要するに、高齢化の原因や高齢社会論では少子化と関連して考える「少子高齢社会論」的な考え方があることに対し、少子高齢化の結果として現れてくる諸問題の対策レベルでは、少子化と高齢化に分けて考えることが多い。このような考え方では、少子化と高齢化の問題が個別に対応され、どちらの問題を優先すべきかという新たな問題に直面する。

行為主体にとって物事が重要であるか、緊急を要するかという2つの評価軸で物事の優先順位が決定されることが一般的である。政府の政策的なパフォーマンスの優先順位が「重要度」「緊急度」の高低により、決定されることを前提すれば、少子高齢化は図8-0-2のように分けられる。

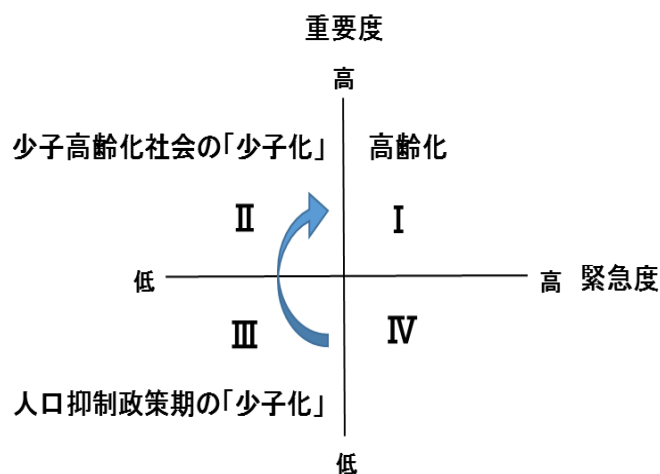


図8-0-2 少子化・高齢化問題における優先順位

日韓両国では、人口増加が経済成長の阻害になることを懸念し、人口抑制政策を展開した経緯がある。この時期は少子化が「緊急度低」「重要度低」という第Ⅲ領域に置かれる物事として問題視されなかった。ところが、少子化が進行すると少子化に対す

る認識も変わってくる。しかし、少子化は同時進行した「高齢化」により高齢者数が増え続けたことで表向き隠されてきた。多くの場合、より緊急度が高い目の「高齢化」とその対策に向けられ、少子化が社会全体にどのような影響を与えるかについては、危機感を感じないまま、少子化は「緊急度低」「重要度高」の第Ⅱ領域に進行してきた。一方、高齢化は、総人口に占める高齢者数のインパクトや高齢者がもつ社会的・政治的なポジションによって「緊急度高」「重要度高」の第Ⅰ領域として扱われてきた。実際、両領域の予算配分を比較してみると、日本の場合は、高齢化対策の予算が、2016年度においては20兆3,696億円（平成29年度高齢社会白書）となったことに対し、少子化対策の予算が、4兆449億円（平成28年少子化社会対策白書）となっており、高齢化対策に多大な予算が優先的に配分されている。これにより政府の対応がいかにか高齢化対策に集中しているのかがわかる。

このフレームワークで最も重要な点は、「緊急度低」「重要度高」の第Ⅱ領域がもたらす事業や計画の効率化である。要するに、長期的な視点で見たときの事業や計画に大切なのは「重要度は高いが、緊急度は低い」という仕事やタスクをいかに実行するかにかかっているということである。高齢化問題の第Ⅰ領域への集中的、優先的な対応が高齢化問題を根本的に解決するかについては、学者・専門家の中では懐疑的な意見が多い。高齢化問題の第Ⅰ領域に福祉資源を割くことは避けられないことだが、常に第Ⅰ領域の高齢化対策に政策的な優先順位が置かれ、限りがある福祉資源が集中的に投入されると、適当な福祉資源が適時に少子化対策に回ってこない可能性がある。そもそも、高齢化が問題視されたのは少子化によるもので、子どもがたくさん生まれれば高齢化の問題は顕在化しないと思われる。要するに、高齢化問題の第Ⅰ領域の事項を減らすために重要なパフォーマンスは、緊急ではないが重要である少子化問題の第Ⅱ領域であることである。

以上のように、少子化・高齢化の対策を考える際には、2つの変化を個別の現象として捉えようとするのではなく、2つの変化を1つの現象としてみる統合的な観点と対策が必要である。今後、少子化問題は緊急度が一層高くなると予想されている。少子化が「緊急度高」「重要度高」の問題となったとき、福祉資源の限界がある中、どちらの問題を優先的に対応すべきなのか、さらなる問題が生じる。家族レベルではすでにこの問題に直面している。乳幼児の子育てをしながら老親の介護も同時にする「ダブルケア」問題がその代表的な例である。

一般に、高齢者福祉と児童福祉の領域は、それぞれ異なる問題意識のもとで論じられてきており、2つの領域における相互の関係性や、それらの「統合」したケアの在り方は、これまで十分に意識されることはなかった。たとえば、高齢者の就労支援、扶養、介護といった問題を扱うのが「高齢化対策」で、保育・子育て支援といった問題を扱うのが「少子化対策」であり、それらの間に直接的な接点はほとんどないもの

と考えられてきた。

しかしながら、近年に至り、さまざまなレベルでの少子化と高齢化の問題の「統合的な対応」が重要な課題となって大きく浮上している。本稿では、これらの問題の解決に向けて、地域を基盤とする新たな共助的取り組みとして小規模多機能施設を検討し、その可能性を探った。子ども、高齢者という対象者に分けられた従来の縦割り福祉の壁を乗り越え、幼児・高齢者・障がい者がともにケアを受けることができる小規模多機能施設の取り組みは、統合的な観点による少子高齢化対策として今後の役割がさらに期待される。

2 比較を通して日韓の今後のことを考える

韓国で1960年代初頭から始まった人口抑制政策は、出産傾向を「多産」から「少産」へ移行させた。1990年代に入って人口抑制政策の廃止をめぐる議論が起こり、1996年に人口抑制政策が廃止されることになった。これらは、少子化への対処を意味するものではなく、人口抑制という量的側面を強調した人口政策から人口資質および福祉増進を目指した人口資質向上政策への転換を表すものである。ところが、1997年にアジア金融危機が韓国を襲い、企業の売却・倒産、リストラなどによる失業者の増加や、労働市場の柔軟化政策が低賃金の非正規労働者を増やし、雇用と所得に不安定化をもたらした。このような雇用と所得の不安定化は、若者世代に顕著にあらわれ、恋愛・結婚・出産を放棄する若者（「三放世代」）も続出している。

このような社会的・経済的な状況のなか、若者の晩婚化・未婚化が進み、少子化はさらに進んだ。韓国で少子高齢化が深刻な社会問題としてあらわれるのは、2000年代前半である。2000年に高齢化率が7.2%になって高齢化社会に突入し、2000年から合計特殊出生率が1.3を下回る状況が続いている。少子高齢化のスピードはそれまで世界で最速とされていた日本よりも早く、急速な少子高齢化が深刻な社会問題として浮かび上がった。当初はまず、少子高齢化対策として「低出産高齢社会基本計画」が打ち出され、主に結婚後の出産・子育て（育児）・仕事と家庭の両立支援に重点が置かれた。少子高齢化によって労働力人口の減少が懸念されるなか、女性の労働力率を引き上げるための保育支援策を中心に、子育ての社会化に対して国家レベルで取り組むようになった。しかし、性別役割分業の上に成り立つ男性稼ぎ主型の社会規範が残る中で、女性は仕事と家庭を両立することに困難を感じ、理想の子ども数と産む子ども数にギャップが生じている。

現在の韓国における少子化は、雇用の不安定化・所得格差による若者の結婚・出産離れや、女性の社会進出と仕事・家庭の両立困難、それに女性に偏っている家事や子育ての負担などで、より深刻さが増している。少子高齢化社会における労働力不足の

問題について女性の労働力をより活用し、「男性並みに引き上げる」（堀江、2017：5）という政策的な提案は、親の仕事と家庭の両立を支援する子育て・介護の社会化が進まない限り、正論的な議論に止まることになる。

第5章でも上述したように韓国の福祉システムは家族を中心とする家族主義と、市場の役割が大きい自由主義が結合したものである。韓国の子育ては、かなりの部分が母親・家族という「私的空間」に頼っている。また、老親扶養の形態は、私的扶養であり、かつ子どもによって扶養された部分が多かった（金香男、2000：44）。

急速な少子高齢化や共働き率の上昇を背景に、家族による子育て、扶養・介護の機能は弱くなっており、これからもさらに低下すると予測されている。したがって、子育てや扶養・介護を家族任せではなく、社会の責任において多用な福祉サービスの供給主体が連携しつつ責任を分担していくことが必要である。

韓国においては、先述のような家族変容による親子の同居率の低下等の要因から高齢者扶養機能が衰退し、公的な制度での扶養を求める高齢者は急増した。そのため、年金や介護保険制度などの公的なセーフティネットの拡大が重要課題となった。韓国政府は、1998年から国民皆年金制度を施行し、国民年金の恩恵を受けられない高齢者に対しては基礎老齢年金を2008年から給付している。しかし、いずれにせよ、給付額が低い年金（基礎年金：月20万ウォン、国民年金：37万ウォン程度、2018年時点）では自立した生活が困難であり、介護が必要になっても介護サービス利用を諦めるか、または介護費用や介護労働を子どもに依存するという状態（家族主義レジーム）に近いカタチになりがちである。

将来の高齢者介護問題に対応するために、韓国政府は2008年に「老人長期療養保険制度」（介護保険に該当）を始めた。日本は、介護保険制度を2000年に導入し、高齢者介護を国民全員で支える「ケアの社会化」を目指した。しかし、韓国の介護保険制度は、高齢者の介護問題を社会全体で支えていこうとしている日本とは違い、すべての人を対象としない選別的な性格を有する制度である。要するに、家族内で介護が不可能な場合に限って利用できる介護保険制度であり、「元家族保護・後社会保障」（白澤、2011：121）といわれるように「家族主義」が制度自体に組み込まれ、制度を支えている。実際、介護保険制度のもとで提供されるケアサービスは、主な介護の担い手が依然として家族であるため、家族による介護を補完するものにすぎない。

また、子育ての社会化においては、家族・親族、市場、政府、以外に地域という福祉の担い手がまだ日本ほど多様に形成されていない。これらは、「子どもの保育・教育の第一次の責任は家族が担うべきである」という家族規範がまだ根強く、親族からも援助がもらえるという社会的・文化的な相違から起因するものである。親族からも支援を得られない場合や、不足する部分については、市場サービスを利用し、国家は家族の養育費負担を軽減するために経済的支援を行っている。

以上のように、韓国の「ケアの社会化」は、家族以外のケアサービスが国家の支援より市場に偏っていることが特徴としていえる。また、国民に対するケアの責任が国家にあると事実上認められているものの、国家による実際のケアサービスの提供は極めて少ない状況である。

韓国社会では、急速な少子高齢社会、多民族・多文化社会への変貌、経済格差の深化などが大きな課題として指摘されており、これらによる家族機能の低下、多文化家庭の子ども増加、貧富の格差によって子育て・介護にも格差が生じることが懸念されている。こういった子育てや扶養・介護などの福祉課題に対処するために、地域に存在するボランティア団体やNPOなどの共助的な供給主体が行政、市場などと連携し合い、福祉サービスを提供する取り組みの導入が必要である。

表8-0-1 ケアの社会化の日韓比較

社会化	日本	韓国
子育て支援	○共助へのニーズが高い ○公助による共助形成の場がある	●共助へのニーズが低い ●公助による共助形成の場が少ない
高齢者ケア	○事後対策：介護中心 ○介護施設の普及 ○小規模多機能施設 (「しおんの家」「また明日」)	●事前対策：老化・認知症予防中心 ●高齢者余暇福祉施設の普及 ●大規模多機能・小規模小機能 (老人福祉館・敬老堂)

本稿で取上げたいいくつかの事例で見てきたように、日本の子育て支援拠点事業では、地域の子育て支援施設で子育てサロン、子育てサークル、ママ友などのような子育てに関わる地域コミュニティの形成が確認された(表8-0-1)。こういった福祉系NPOやボランティア組織などは、地域が抱えている問題にいち早く関わりをもち、行政にはない柔軟性を発揮している。今後より必要性がある子育て支援施策として、子育て支援コミュニティの活性化や子育て支援施設の増設などが求められたのは、即応性と柔軟性がある「共助」への期待を表しているものである。

次に、日本の共生型施設による高齢者ケアの事例から得た知見として、地域内にある空き家を有効に使い、利用者を限定せずケアをする小規模多機能共生施設の役割は、急激に高齢化が進む韓国社会に示唆を与えるものであると考える。

韓国では高齢者介護施設として既存福祉施設の付加的利用が増えることが予想されているなか、高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう、多様な福祉サービスを提供する小規模多機能施設の取り組みは、超高齢社会に向かっている韓国社会が取り組むべき、適用可能性が高い取り組みであろう。ところが、福祉多元化が日本より遅

れている韓国では、こういった共助的取り組みを構築していく上で、行政による公助的支援がさらに重要になると思われる。地域社会にとって有益な地域福祉コミュニティや中間集団の形成が円滑に形成されるための構成要素の培養、きっかけづくりが大きな課題であろう。

日韓両国は、合計特殊出生率が低下し、高齢化現象が続くという共通の社会問題を抱えている。「世界で最も高齢化が進んだ国」である日本と、「世界で高齢化の速度が最も早い国」である韓国は、こうした高齢化現象に対し、様々な高齢化対策を講じている。両国ともに高齢者が「安心して暮らすことのできる社会の形成」を目指していくところに政策目標が置かれているが、その政策の具体的な内容には相違点がある。

高齢化問題がすでに顕在化し、緊急を要する社会問題になった日本に対し、韓国は潜在的な問題として存在している。その背景がそれぞれの国の政策にも反映され、「超高齢社会」の日本では「高齢者・在宅・介護」を中心とした事後対策が目立つのに対し、「高齢化社会」の韓国では高齢者個人レベルの健康づくりなどの事前対策に力を入れている¹⁾。この事前対策の中心になっているのが、高齢者余暇福祉施設（「老人福祉館」「敬老堂」）である。

続いて、このような韓国の高齢者福祉施設の取り組みから日本の高齢者福祉施策への示唆点について考察したい。日本は2006年の介護保険制度改革で介護予防の重視が重要なポイントとなり、介護予防を効果的に行うための介護予防プログラムの開発が要求されてきた。韓国の「敬老堂」は、「高齢者による主体的運営」「行政による支援体制」「アクセスのしやすさ」などが大きな特徴で、高齢者福祉施設を設立する際に参考になるポイントである。それぞれの国の社会的・文化的な背景が異なり、日本に韓国の「敬老堂」の取り組みが適用可能かどうかという議論は別にして、日本の介護予防政策や高齢者向け地域福祉を考える上で、敬老堂の運営と施策は示唆に富むと思われる。

最後に、日韓両国の共通課題として子育て、高齢者扶養・介護をめぐる担い手としての家族と地域を見直す必要がある。家族に人間の再生産を担うことが期待され、子育て、扶養・ケアにおいて現実に大きな役割を果たしてきた「近代家族」（落合、1989）は、少子高齢化という社会変化によるケアのダブル化（子ども・高齢者）・専門化・長期化という特徴をもつ「現代家族」へ変容してきた。

近年、これらのケア問題に対応するため「ケアの社会化」への注目とそれを目指した制度の動き、それらに対応したケアの社会的分業が福祉の多元化としてあらわれている。サービス供給システムの形成、供給主体の多元化などが起こり、以前と比べ、フォーマルな外部資源の利用可能性が家族介護の前提となり、様々な主体によるケアへの関与が生まれてきた。しかし、これまでのケアの社会化には、家族のケア負担を前提とする傾向が強く、あるべき少子高齢化社会の姿を明らかにする試みが欠いたも

のであった。

また、晩婚化・晩産化や生涯未婚率の増加などによる家族員の減少は、いままで普遍的であると思われた従来の家族関係にも影響を与えた。たとえば、中国は「一人っ子政策」の実施により、兄弟・姉妹といった家族関係をもたない若い世代が増えている。なおかつ、誰が家族なのかという家族アイデンティティという観点からも、核家族の形態が中心になっている近代家族では、同居していない祖父母は家族の一員に入っていないことが多い。さらに、進学や就職などの理由で遠距離に住んでいる娘や息子は親のケアの担い手として期待することが難しい。結局、親が住んでいる地域で支えていくことが一層大切になった。

今後、少子高齢化が進むにつれ、「単身かつ無子世帯」がより増加することが予想されている。「標準的家族モデルのゆらぎ」（山田、2002）、「家族崩壊」（四方、2002）とも言われる近代家族では、家族員相互のインフォーマルな「自助」支援が期待できないことから、子育て、扶養・介護などの家族ケアは、もはや臨界と限界に達しているかもしれない。

地域の共助的な福祉コミュニティ（中間集団）として形成された高齢者福祉施設は、こういった近代家族の限界を乗り越える新たなケア供給の主体としてケアの役割が期待できる。実際に、韓国の「敬老堂」は、高齢者が一日の大半を過ごす日常的な場であり、利用する高齢者の間には高い信頼に基づいた強い紐帯で結ばれている。また、日本の小規模多機能施設でも、利用者間・職員と利用者の中に「ケアの絆」という深い感情的な相互作用により、「家庭的な雰囲気」「家族的関係」²（山田、前掲）が生まれている。これらの事例は、地域の共助的な福祉コミュニティ（中間集団）が、いかに高齢者のセーフティネットに貢献しているかを実証している。また、これらの福祉コミュニティ（中間集団）は、少子高齢化対策における資源確保や資源配分の問題にも対応可能な取り組みである。

社会保障（福祉）制度は、その国の伝統と文化によって多様な選択肢が想定され、欧米先進国に出現した福祉国家モデルが日本、または韓国のモデルになりうるのかどうかを含め、家族と国のケア責任の均衡をどう実現できるかが課題になっている。また、経済成長の鈍化や低下による福祉資源の確保が困難であるなか、急激な少子高齢化による社会保障費（年金・医療・介護など）が増大しつつある。少子高齢化社会においては、追加的な福祉財源の確保が不可欠な条件となり、それが増税への議論にもつながっている。

しかし、増税に多くの国民が納得しないのは、政府のみならず一般的な社会的信頼が減退していることを反映している（櫻井、2012：21）。その結果、増税の議論があったものの、国民負担と政府の役割についての国民的な合意を形成するところまで至っていない。さらに、日本と韓国のように経済が成熟した社会では、既存秩序による資

源配分を大幅に変えることは非常に難しい問題であり、また成長による新しい資源を確保することも容易ではない。

こういった福祉資源の確保や再配分が困難であるなか、従来の大型福祉施設から脱皮し、地域に根ざした小規模多機能施設が出始めた。地域の空き家を改装し、地域の子ども、高齢者、障がい者までケアする「また明日」「しおんの家」がその施設である。

「支援が必要な人を誰でも受け入れたい」という柔軟な対応が、子ども・高齢者・障がい者の共生を可能とし、施設の多機能を生み出した。また、地域で自然発生的に形成された高齢者の集い場を地域で体系的に支援する取り組みみとして韓国の「敬老堂」がある。地域の空き家や民家を改装した「敬老堂」は、「老人福祉館」や「保健所」などの専門機関・専門職による支援（公助）、地域のNPO、ボランティア団体・企業などによる支援（「共助」「互助」）などを上手く組み合わせている。

いずれの事例も、地域にある資源を上手く結び、組み合わせている様子が共通して見られる。これらは、今いる人と人、今ある資源と資源の組み合わせやそのつながり方次第によって新たな福祉資源が生まれた事例で、「全体は部分の総和以上のものである」という「創発特性」が現れている。これらは、現代の社会理論・社会政策論で問われている「どのような実践によってソーシャルキャピタルを維持・醸成できるか」

（佐藤、2002）という議論に、「誰がソーシャルキャピタルを維持・醸成するか」（櫻井、2014：92）という主体にかかわる議論の延長線である。

日韓両国の事例から発見できたこのような考え方や取り組みは、ポスト福祉国家以降、北欧福祉国家モデルと異なる日韓の独自の福祉モデルとして形成していくのか、現実の問題として「少子化する高齢社会」の諸問題にどこまで対応していくのか、その動きと実態に注目して更なる研究を進めて行きたい。

注

- 1 金子は少子高齢化社会で出生率を急上昇させ、高齢化率を減らすという「予防原則」の適用は困難であるため、社会システムレベルで「予備原則」の活用により、そこから発生する数多くのリスクへの対応する必要があると論じている。また、高齢者個人レベルでは、歩行、摂食、排せつ、アルツハイマーなどに対する「予防原則」が有効であり、実行すると個人の健康づくりに直結しやすいと述べた（金子、2013：164-166）。高齢化対策は、社会レベルでの予備と個人レベルの予防に分けて考える必要があり、高齢化が顕在化された社会とそうではない社会での対策がそれぞれ異なることが理解できる。
- 2 山田は、「長期的に安定している信頼がおける関係性、切ろうとしてもなかなか切れない、切られる心配が少ない」という関係を「家族的関係」として定義している（山田、2002：11）。

初出一覧

本稿の各章の初出は下記のとおりである。書き下ろしを除く、いずれの論文・学会報告資料において、増補・訂正・削除など、一部または大幅な改稿を行った。

序論：書き下ろし

1章：「少子化現象の背景に関する日韓比較」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』第14号：225－248，2014年12月．

2章：「第2章東アジアの福祉と家族」櫻井義秀編『現代中国の宗教変動』北海道大学出版会：23-50，2017．

3章：(1)「大都市における子育て支援の現状と課題—札幌市事例を中心に—」
『北海道大学大学院文学研究科研究論集』第13号：437－451，2013年12月．
(2)「ネットワーク論的観点から見た子育て支援」『日本文化研究』，
東アジア日本学会，第50輯：21-43，2014．（韓国語）

4章：(1)「大都市における少子化と子育て支援の日韓比較研究」，日本社会学会
第86回大会，於・慶應義塾大学，2013年10月．
(2)「大都市における少子化と子育て支援の現状と課題—ソウル市事例を中心—」，北海道社会学会第62回大会，於・札幌大谷大学，2014年6月．

5章：書き下ろし

6章：書き下ろし

7章：(1)「過疎地域における高齢者福祉とソーシャルキャピタル—韓国莞島郡における高齢者福祉施設を事例に」日本社会学会第90回大会，於・東京大学，2017年11月．
(2)「過疎地域における高齢者福祉とソーシャルキャピタル—韓国莞島郡における高齢者福祉施設を事例に」『日本文化研究』，東アジア日本学会，第62輯：93-116，2017．

終章：書き下ろし

謝辞

博士論文を執筆するにあたり、多くの方々から暖かいご支援とご協力を賜り、心から感謝とお礼を申し上げる。

筆者は修士課程・博士後期課程、合わせて7年以上、北海道大学大学院文学研究科社会科学システム講座に所属し、多くの先生方、先輩方、同期の仲間、後輩たちと出会い、充実した時間を過ごすことができた。これまでお世話になった方々に感謝の気持ちを表したい。

何よりもまず、博士論文の構想から完成に至るまで、終始暖かいご激励とご指導を賜りました指導教官の櫻井義秀教授に深く感謝申し上げたい。櫻井先生のご指導がなければ、未熟な筆者は博士論文を書き上げることはできなかった。東アジアの宗教文化や地域研究に精力的に取り組まれる先生は、温厚な人柄であり、言葉や文化背景の異なる留学生にいつもご配慮くださっている。調査・学会発表旅費のサポートや研究発表の場の提供など、様々な面でご支援とご厚情を頂いている。筆者博士課程1年の時に、櫻井先生の紹介で日韓次世代学術フォーラムを知り、数多く参加させていただいている。この学会で多くの研究者と知り合い、また研究報告を行うなど発表者・指定討論者・パネルリストなど多様な立場で参加できたのは、櫻井先生のご指導とご声援があったからこそである。普段の学会発表・論文投稿から博士論文の作成まで、いつも親身になってご指導いただいた櫻井先生にこの場をお借りして深くお礼を申し上げます。

また、筆者を修士時代から暖かく見守ってくださった元指導教官の金子勇（現神戸学院大学現代社会学部教授・北海道大学名誉教授）にも深く感謝の意を示したい。先生が筆者を弟子として受け入れてくださったおかげで、社会学の学問の世界に入り、北海道大学で研究することができた。現代日本の最も重要な課題の1つである「少子化する高齢社会」について長年研究されてきた金子先生のご研究の影響を受けたからこそ、筆者は少子化と高齢化の両方を研究テーマにしている。入学当初、社会学について知識が浅かった筆者に対して、金子先生はいつも考えさせる質問やコメントで丁寧にご指導くださった。金子先生のご指導のもと、北海道社会学会や日本社会学会で研究発表を行い、北海道大学大学院文学研究科研究論集に掲載することができた。また、無事に修士論文も完成し、同講座の博士後期課程に進学することができたのも金子先生のおかげである。金子先生が神戸学院大学に移動された後も、数々の助言とご支援をいただいた。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

そして、これまで研究・調査してきたことを博士論文としてまとめるまでは、社会システム科学講座の平澤和司教授、ホメリヒ准教授にお世話になった。ゼミや講座の発表会などで、先生方に多くの有益なご指導とご助言をいただいた。社会システム科学講座でお会いした先生方や先輩方にもこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さらに、筆者が修士時代から研究仲間として一緒に研究・調査を続けてきた同講座の大学院生遠山景広さん、工藤遥さん、清水香基さんと、元院生だった郭莉莉さん（河北経貿大学外国語学院専任講師）にお礼申し上げたい。4人のおかげで、学会発表のリハーサルなどで立ち入った議論をしたり、北海道内外のいくつかの福祉施設へ一緒に調査に出かけたりすることができた。

加えて、筆者が所属するいくつかの学会にも感謝したい。口頭発表や論文発表の場をいただくだけではなく、多くの先生方、先輩方、院生の皆様とお会いし、たくさんのお話を学ばせていただいた。

日本と韓国で社会調査を行う際に、本当に多くの方々のお世話になった。調査では、子育て中の親子、福祉施設の代表者・職員・ボランティア、地域や施設で暮らす高齢者など、多くの人々に出会った。これらの方々のご支援とご協力があったからこそ、豊富な調査データが集まり、筆者は博士論文を完成させることができたのである。修士1年の時、こうした「一期一会」の縁がなければ、筆者は博士論文を書き上げることはできなかった。個別にお名前をあげることができないのは残念であるが、調査の際にお世話になったすべての方々に、この場をお借りして謝意を表したい。

最後に、日本での留学生生活をずっと見守って応援してくれた家族にも深く感謝申し上げたい。特に、家内のおかげで、自分の決めた道を進むことができたのである。また、博士論文執筆でまともに遊んでくれなかったパパを応援してくれた小さな息子と娘にも感謝申し上げたい。

なお、博士論文の執筆にあたり、以下の支援助成を受けた。末筆ながら、記して感謝の意を表す次第である。

- ・2014年度「北海道社会学会研究奨励金」
- ・2013～2016年度科学研究費助成金「東アジアにおける宗教多元化と宗教政策の比較社会学的研究」（基盤研究B、研究代表者：櫻井義秀、研究課題番号：50196135）
- ・2015年度北海道大学大学院文学研究科リサーチ・アシスタント（研究プロジェクト「人文学と社会」）
- ・2014年度と2017年度北海道大学大学院文学研究科「共生の人文学」プロジェクト
- ・2014年度公益財団法人日本生命財団 高齢社会 若手実践的課題研究助成「都市高齢者への共助的実践活動と世代間交流の研究」
- ・2015～2017年度科学研究費助成金「アクティブエイジングへの社会的支援と世代間交流の研究」（基盤研究C、研究代表者：金子勇、研究課題番号：15K03903）

2019年3月 札幌にて

金昌震

参考文献

【凡例】

- (1) 文献目録は、日本語文献と韓国語文献に分けて、著者名アルファベット順に配列。
- (2) 韓国語文献の場合、著者名は韓国語読みで配列。
- (3) 英文の文献は著者名を日本語読みで日本語文献に配列。

【日本語】

【A】

- 赤川学, 2004, 『子どもが減って何が悪い!』, 精興社.
- 阿部一知・原田泰, 2008, 「子育て支援策の出生率に与える影響: 市区町村データの分析」『会計検査研究』, 38: 1-16.
- 宇沢弘文, 2000, 『社会的共通資本』, 岩波書店.
- 上野千鶴子, 「家族の臨界一ケアの分配公正をめぐって」『家族社会学研究』, 20(1): 28-37.

【B】

- Burt, Ronald S., 2001, "Structural Holes versus Network Closure as Social Capital". In Nan Lin, Karen Cook, & Ronald Burt Eds.) *Social Capital: Theory and Research*, Aldine de Gruyter, pp.31-56.
- Bourdieu, P., 1986, "The Forms of Capital," *in Handbook of Theory and Research for Sociology of Education*, Edited by J. G. Richardson, New York: Greenwood, pp. 241-258.
- ベネッセ教育研究開発センター, 2011, 『第4回子育て生活基本調査』.

【D】

- 大豆生田啓友, 2006, 『支え合い、育ち合いの子育て支援』, 関東学院大学出版会.
- 大都市統計協議会, 2015, 『大都市比較統計年報』.
- デニス・ガボール著 (林雄二郎訳), 1973 『成熟社会—新しい文明の選択』, 講談社.

【E】

- E・デュルケーム (田原音和訳), 1971, 『社会分業論』, 青木書店.
- エスピン・アンデルセン (岡沢憲英・宮本太郎訳) 2001, 『福祉資本主義の三つの世界: 比較福祉国家の理論と動態』, ミネルヴァ書房.

【G】

Granovetter, M., 1973, "The strength of weak ties", *American Journal of Sociology*, 78(6):1360-1380.

【H】

ジョージ・ホーマンズ（橋本茂訳），1978，『社会行動—その基本形態』，誠信書房．

春木育美・薛勳編，2011，『韓国の少子高齢化と格差社会—日韓比較の視座から』慶應義塾大学出版社．

林雄二郎，1982，『成熟社会日本の選択』，中央経済社．

橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真実，2005，「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題」『保育学研究』，43：76-89．

古川孝順・右田紀久恵・高沢武司編，2001，『社会福祉の歴史—政策と運動の展開』有斐閣．

古川利通，2007，「日本における『介護の社会化』と介護福祉士養成教育」『大阪健康福祉短期大学紀要』6：29-32．

久繁智子・清水昌美・荒谷眞由美・平田智子，2010，「日本の高齢化と地域の先進的取り組み」『川崎医療福祉学会』，20(1)：206-280．

原俊彦，2008，「札幌市の少子化—日本の政令指定都市の中で見た人口学的特徴」『人口学研究』43：21-35．

広井良典，1997，『ケアを問いなおす』，ちくま新書．

広井良典，2000，『ケア学—越境するケア』，医学書院．

広井良典，2009，『コミュニティを問いなおす』，ちくま新書．

広井良典，2016，「ケアの倫理と公共政策」『社会保障研究』，1（1）：22-37．

平野隆之，2012，「地域の中の共助」『月刊福祉』，日本放送出版協会．

平川毅彦，2004，『「福祉コミュニティ」と地域社会』，世界思想社．

平川毅彦，2012，「地域の中の共助」『月刊福祉』，全国社会福祉協議会．

堀江奈保子，2017，「少子高齢化で労働力人口は4割減」，『みずほインサイト』，みずほ総合研究所．

藤正巖・古川俊之，2000（2006），『ウェルカム・人口減少社会』，文藝春秋．

本田和子，2009，『それでも子どもは減っていく』，ちくま新書．

【I】

稲葉陽二，2011，『ソーシャル・キャピタル入門—孤立から絆』，中公新書．

右田雄，1984，「日本における福祉概念の特質」東京大学社会科学研究所編『福祉国家』，東京大学出版会，（4）：3-58．

【K】

- Kunemund, H. and M. Rein, 1999 “*There is More to Receiving than Needing: Theoretical Arguments and Empirical Explorations of Crowding in and Crowding out.*” *Ageing and Society* 19:93-121.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2011, 『第14回出生動向基本調査(独身者調査)』.
- 経済企画庁編, 1992, 『平成4年版国民生活白書』, 大蔵省印刷局.
- 厚生労働省, 2013, 「働く女性の実情」.
- 厚生労働省, 2016, 「平成28年国民生活基礎調査」
- 厚生労働省, 2016, 「平成28年簡易生命表」.
- 厚生労働省, 2017, 「平成29年人口動態統計」.
- 金子勇, 1995, 『高齢社会・何がどう変わるか』, 講談社.
- 金子勇, 1997, 『地域福祉社会学』, ミネルヴァ書房.
- 金子勇, 1998 (1999), 『高齢化社会とあなた——福祉資源をどうつくるか』, NHK ブックス.
- 金子勇, 2006, 『少子化する高齢社会』, NHKブックス.
- 金子勇, 2007, 『格差不安時代のコミュニティ社会学』, ミネルヴァ書房.
- 金子勇, 2009, 『社会分析—方法と展望』, ミネルヴァ書房.
- 金子勇, 2011a, 「少子化する高齢社会」『高齢者の生活保障』, 放送大学教育振興会.
- 金子勇, 2011b, 『コミュニティの創造的探求——公共社会学の視点』, 新曜社.
- 金子勇, 2013, 『時代診断の社会学-理論と応用』, ミネルヴァ書房.
- 金子勇, 2014a, 『「成熟社会」を解説する—都市化・高齢化・少子化』, 北海道大学出版会.
- 金子勇, 2014b, 『日本のアクティブエイジング』, 北海道大学出版会.
- 金子勇編, 2013, 『札幌市における子育て支援環境の調査研究』, 北海道大学大学院文学研究科社会システム科学講座.
- 金光淳, 2003, 『社会ネットワーク分析の基礎』, 勁草書房.
- 神原理, 2011, 「ソーシャルキャピタルの質的調査法」『社会関係資本研究論集』, (2): 81-100.
- 金早雪, 2011, 「韓国・高齢化時代の官民協働の地域福祉」『アジア研ワールド・トレンド』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所, 188: 4-7.
- 金香男, 2000, 「韓国における老人扶養の変化と老人扶養政策」, 『同志社社会学研究』 4: 41-51.
- 金香男, 2013, 「少子高齢化への新しい取り組みとその課題: 韓国の『低出産・高齢社会基本計画』を中心に」, 国際交流学部紀要(15), 81-101.

- 金昌震, 2014, 「少子社会における都市の子育て支援の比較研究」(修士論文), 北海道大学文学研究科.
- 金昌震, 2017, 「過疎地域における高齢者福祉とソーシャルキャピタル—韓国莞島郡における高齢者福祉施設を事例に」『日本文化研究』, 第62輯: 93-116.
- 工藤遥, 2013, 「都市の育児援助システムにおける『子育てサロン』の機能」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』, 13: 453-474.
- 郭莉莉, 2017, 『日中の少子高齢化と福祉レジーム』, 北海道大学出版会.
- 加藤繁美, 2001, 「世紀転換期の保育社会化論とこどもの権利」『山梨大学教育人間科学部紀要』3(1): 313-320.
- 河野和枝編・奥村澄子・住友美和・三品百合子・吉田征子, 2013, 「子育て支援のネットワークづくり: 親の育ちを支え合う」『道北地域研究所年報』, 名寄市立大学, 31: 151-159.
- 木澤光子・三輪聖子, 2013, 「子育て支援『ママパパアゴラ』の効果的展開」岐阜女子大学紀要, 第42号: 121-128.
- 厚生労働省, 2014, 『子育て支援策に関する調査』.
- 金森久雄・島田晴雄・伊部英男, 1992, 『高齢化社会の経済背策』, 平文社.
- 柏木恵子, 2001, 『子どもという価値——少子化時代の女性の心理』中公新書.
- 川崎佳代子・渡邊曲子・渡部向子, 1997, 「日本の少子社会における reproductive・health/rights の課題(その1): 戦前・戦後の人口政策の歴史を振り返る視点で」『新潟県立短期大学紀要』, 3: 17-26.
- 米川茂信・矢嶋正見, 2005, 『成熟社会の病理学』, 学問社.

【L】

- Lin, N., 2012, *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, London: Cambridge University Press.
- Lin, N., Ensel, W. M and Vaughn, J. C., 1981, “Social Resources and Occupational Status Attainment” *Social Forces* 59(4):1163-1181.
- Nilsson, J., Masud Rana, A. K. M. and Zarina Nahar Kabir(2006), “Social Capital and Quality of Life in old age”, *Journal of Aging and health*. 18(3): 419-434.
- Litwak, E., (1960) *Occupational Mobility and Extended Family Cohesion*, *American Sociological Review*, 25:9-25.

【M】

- Murdock, G. P., 1949, *Social Structure*, New York: Macmillan. (内藤莞爾翻訳,

- 1986, 『社会構造—核家族の社会人類学』新泉社) .
- ロバート・K. マートン著 (森東吾訳), 1961, 『社会理論と社会構造』, みすず書房.
- 森岡清美・望月嵩, 2007, 『新しい家族社会学』, 培風館.
- 増田雅暢, 2008, 『これでいいのか少子化対策』, ミネルヴァ書房.
- 松田茂樹, 2001, 「育児ネットワークの構造と母親のWell-Being」『社会学評論』, 52 : 33-49.
- 牧野カツコ, 1982, 「乳幼児を持つ母親の生活と育児不安」『家庭教育研究所紀要』, 3 : 34-56.
- 三沢謙一, 1989, 『現代人のライフスタイル』, ミネルヴァ書房.
- 向井美穂・鶴木恵子, 2012, 「新座市における子育て支援事業の展開: 地域の特色を活かした子育て支援とは」『十文字学園女子大学人間生活学部紀要』, 10:151-161.

【N】

- NHK「無縁社会プロジェクト」取材班編, 2010, 『無縁社会』, 文藝春秋.
- 中島修, 2012, 「地域福祉の動向と先駆的地域福祉実践」『公共政策学』, 6 : 6-14.
- 永瀬圭・太郎丸博, 2014, 「性別役割意識のコーホート分析—若者は保守化しているか」『ソシオロジ』, 58(3) : 19-33.
- 永和良之助, 2008, 「地域社会でともに生き、育つ高齢者と子どもたち—ソーシャルインクルージョンをめぐる日本の新たな動き」『教育学部論集』, 佛教大学教育学部, 19 : 35-41.
- 永和良之助, 2009, 「高齢者ケアサービスの発展」, 永和良之助・坂本勉・福富昌城 (著) 『高齢者福祉論』, ミネルヴァ書房, 81 - 112.
- 中谷奈津子, 2013, 「子どもの遊び場と母親の育児不安—母親の育児ネットワークと定住家族体 験に着目して」『保育学研究』 44(1) : 50-62.
- 中谷奈津子編, 2013, 『住民主体の地域子育て支援』, 明石書店.
- 野辺政雄, 1999, 「高齢者の社会的ネットワークとソーシャルサポートの性別による違いについて」『社会学評論』, 50(3) : 375-392.
- 内閣府国民生活局, 2003, 『ソーシャルキャピタル—豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』.
- 内閣府経済社会総合研究所編, 2005, 『コミュニティ機能再生と ソーシャル・キャピタルに関する 研究調査報告書』.
- 内閣府, 2003, 『国民生活白書』.
- 内閣府, 2004, 『少子化社会白書』.
- 内閣府, 2005, 「子育て世代の意識と生活」『平成 17 年版国民生活白書』.
- 内閣府, 2011, 『子ども若者白書』.

- 内閣府，2012，『結婚・家族形成に関する調査』．
内閣府，2013，『国民生活白書』．
内閣府，2017，『平成29年度高齢社会白書』．
内閣府，2017，『少子化社会対策白書』．
日本労働研究機構，1995，『職業と家庭生活に関する全国調査報告書』．
中山元，2000，『思考の用語辞典』，筑摩書房．

【O】

- 岡村重夫，1974，『地域福祉論』，光生館．
落合恵美子，1989，『近代家族とフェミニズム』，勁草書房．
落合恵美子，2004，『21世紀家族へ』，有斐閣．
落合恵美子編，2013，『親密圏と公共圏の再編成—アジア近代からの問い』，京都大学
学術出版会．
岡本祐三，1996，『高齢者医療と福祉』，岩波書店．
大沢真理，2004，『男女共同参画社会をつくる』，NHKブックス．
大野晃，2008，『限界集落と地域再生』，京都新聞企画事業．

【P】

- Putnam, Robert D., 1993, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press. (=2001, 河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』，NTT出版.)
Putnam, Robert D., 2001, *Bowling alone—The Collapse and Renewal of American Community*, New York: Simon & Schuster, 15-28.
林在圭・矢野敬生，2005，「韓国における高齢化と高齢者問題の現在」『アジアの少子高齢化と社会・経済発展』早稲田大学出版部，(6):31-51.

【S】

- 櫻井義秀・濱田陽編，2012，『アジアの宗教とソーシャルキャピタル』，明石書店．
櫻井義秀，2014，「人口減少社会日本における希望ときずな—しあわせとソーシャルキャピタル」，『宗教研究』，日本宗教学会，38:77-104.
櫻井義秀，2015，「東アジアの政教関係と福祉」，櫻井義秀・外川昌彦・矢野秀武（編著）『アジアの社会参加仏教—政教関係の視座から』，北海道大学出版会，3-43.
佐々木毅・金泰昌編，2002，『中間集団が開く公共性』，東京大学出版会．
佐原洋，1989，『日本的成熟社会論—20世紀末の日本と日本人の生活』東海大学出版会．
相馬直子・山下順子，2017，「ダブルケア（ケアの複合化）」『医療と社会』，27(1):63

- 仙田満, 1992, 『子どもと遊び』, 岩波新書.
- 仙波由香里, 2002, 「不妊と生殖補助技術の現状と課題」『人口学研究』, 31 : 37-46.
- 佐藤龍三郎, 2004, 「少子化の意味—人口学的観点から」『学術の動向』, 9(7) : 8-13.
- 佐藤寛編, 2002, 『援助と社会関係資本：ソーシャルキャピタル論の可能性』, 日本貿易振興会アジア経済研究所.
- 白澤政和, 2011, 『介護保険制度のあるべき姿』, 筒井書房.
- 白澤政和, 2013, 「地域で人々を支える地域包括ケアの推進」『第12回日韓こころの交流シンポジウム』, March Issue : 1-11.
- 白波瀬佐和子, 2014, 「社会移転と私的移転からみる世代間格差」『第87回日本社会学会大会報告要旨集』, 日本社会学会.
- 外山義, 2003, 『自宅でない在宅—高齢者の生活空間論』, 医学書院.
- 惣万佳代子, 2014, 「障がい, 高齢, 児童の共生デイサービス—富山県『このゆびと—まれ』の実践」.
- 大橋謙策編『ケアとコミュニティ—福祉・地域・まちづくり』ミネルヴァ書房 : 242-257.
- 榎ひとみ, 2010, 「子育て家庭の孤立化の論理」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』, 110 : 65-84.
- 齋藤克子, 2007, 「子育て支援施策と実践の相関性について」『日本保育学会第60回大会発表論文集』, 151-152.
- 齋藤克子, 2012, 「子育て支援活動における社会的ネットワークの重要性」『Journal of engaged pedagogy』, 11(1) : 3-13.
- 鈴木理恵子, 2000, 『超少子化—危機に立つ日本社会』, 集英社新書.
- 札幌市, 2012, 『札幌市次世代育成支援対策進行行動計画(札幌市子ども未来プラン後期計画)』.
- 坂本忠次編, 2003, 『現代社会福祉の諸問題』, 光洋書房.
- 四方壽雄, 2002, 『家族の崩壊』, ミネルヴァ書房.
- 総務省統計局, 2010, 『平成22年国勢調査』.

【T】

- 富永健一, 2001, 『社会変動の中の福祉国家』, 中公新書.
- 寺田恭子, 2012, 「親子の主体性育成を目的とする子育て支援に関する考察」『ブール学院大学研究紀要』, 52 : 163-175.
- 寺田貴美代, 2003, 「社会福祉と共生」遠田恭一編『社会福祉とコミュニティ—共生・共同・ネットワーク』, 東信堂.

- 所道彦, 2011, 「戦後日本の社会保障と社会福祉」『社会福祉学』有斐閣, 137-150.
- 高谷よね子, 2003, 「1章高齢社会と介護の役割」坂本忠次編『現代社会福祉の諸問題』, 光洋書房.
- 藤間公太, 2014, 「子育ての脱家族化論の問題構制:『支援』と『代替』をめぐって」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』, 77: 1-17.
- 立山徳子, 2011, 「都市空間の中の子育てネットワークー『家族・コミュニティ問題』の視点から」日本都市社会学会年報, 29: 93-109.
- 富山県厚生部厚生企画課, 2013, 『とやまの地位共生』, 富山県.
- 遠山景広, 2016, 「大都市における子育て家族の社会的孤立要因」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』16: 209-230.

【U】

- 上野谷加代子・村川浩一編, 1996, 『高齢者と家族: 高齢社会への対応と家族の役割』中央法規出版.

【W】

- 渡辺満・小谷朋弘編, 2000, 『高齢社会論』, 成文堂.

【Y】

- 山田昌弘, 2000, 『パラサイト・シングル』, 筑摩書房.
- 山田昌弘, 2002, 『家族というリスク』, 勁草書房.
- 山田昌弘, 2004 (2005), 『希望格差社会——「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』, 筑摩書房.
- 山田昌弘, 2007, 『少子社会日本——もうひとつの格差のゆくえ』, 岩波新書.
- 山根真理, 1994, 「現代の家族—育児期の変化と育児ネットワーク」北原敦・大野道邦『社会学—理論・文化・比較』晃洋書房.
- 山根真理・洪上旭, 2007, 「韓国の母性と育児援助ネットワーク—日本との比較視点から」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房.
- 山本由紀子, 2016, 「『子育ての社会化』と子どもの育ち」『太成学院大学紀要』18: 83-88.
- 山路憲夫, 2009, 「韓国『老人長期療養保険』と日本の介護保険との比較」『白梅学園大学短期大学紀要』, 45: 1~11.
- 安田雪, 1997, 『ネットワーク分析—何が行為を決定するか』, 新曜社.
- 安田雪, 2011, 『パーソナルネットワーク』新曜社.

【Z】

人口問題審議会編，1998，『人口減少社会、未来への責任と選択—少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書』，ぎょうせい.

【韓国語】

【B】

保健社会部(보건사회부)，1989，「家族計画事業(가족계획사업)」.
保健福祉部高齢社会政策課(보건복지부고령사회정책과편)，2011，『第2次低出産・高齢社会基本計画(제2차저출산・고령사회기본계획2015)』.
保健福祉部(보건복지부)，2015，『保育統計』.
保健福祉部(보건복지부)，2015，「老人福祉施設の現状」.
保健福祉部(보건복지부)，2017，『老人保健福祉事業案内』.

【C】

チェビョンホ(최병호)，2014，「我が国の福祉政策の変遷と課題(우리나라복지정책의 변천과과제)」『予算政策研究(예산정책연구)』，3(1)：89-129.
チェジェソク(최재석)，1976，『韓国人の社会的性格(한국인의 사회적 성격)』，民衆書簡(민중서간).

【H】

韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원)，『結婚および出産動向調査(결혼 및 출산 동향조사)』，(2005年度・2009年度).
韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원)，2012，『2012年全国出産力及び家族保健・福祉実態調査(전국출산력및가족보건・복지실태조사)』.
韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원)，「2011年度老人実態調査(노인실태조사)」.

【I】

イビョンホ(이병호)，2017，『婚前妊娠出産の趨勢(혼전임신출산의추세)』，韓国人口学(한국인구학)，40(3)：107-129.
イホンジク(이홍직)，2009，「老人の精神健康に影響を与える要因に関する研究—社会関係資本を中心に(노인의 정신건강에 영향을 미치는 요인에 관한 연구-사회자본을중심으로)」『韓国社会科学研究(한국사회과학연구)』清州大学校社会科学研究所(청주대학교사회과학연구소)，25(3)：25-42.
イガオック(이가옥)，1992，『老人亭(敬老堂)活性化方案(노인정(경로당)활성화방안)』，韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).
イツジョン(이소정)，ジョンホンウォン(정홍원)，チェヘジ(최혜지)，베지ョン(배지

영), 박키ョン하(박경하), 윤ナム히(윤남희), 안세아(안세아), 죠ン웁
ンヅ(정은지), 2011, 『老人イルザリ事業の政策効果の評価(노인일자리사업정책
효과평가)』, 韓国老人人力開發院(한국노인인력개발원)・韓国保健社会研究院(한
국보건사회연구원).

이스ン웁(이승욱), 2013, 『韓国の人口問題現状と政策課題(한국의 인구 문제
현황과 정책과제)』, 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

イチヤンヨン他(이찬영・태원유・김정근・손민중), 2011, 『人口高齡化の經濟的な波
長—成長經濟力、生産性、世代間就勞代替を中心に(인구고령화의경제적과장—
성장잠재력, 생산성, 세대간일자리대체를중심으로)』三星經濟研究院(삼성경제
연구원).

이이ヒョゼ(이이효재), 2003, 『朝鮮社会と家族：身分上昇と家父長制の文化(조선사
회와가족：신분상승과가부장제문화)』, 한울(한울).

【J】

죠ン키ョン베(정경배), 2002, 『生産的福祉の基本構想と政策課題(생산적복지의기
본구상과정책과제)』, 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

ジャンキョンソプ(장경섭・진미정・성미애・이재림), 2013 『低出産・高齡化時代
の韓国家族主義に対する診断と政策的な含意(저출산・고령화시대의한국가족주의
에대한진단과정책적함의)』(연구보고서 2013-31-12), 韓国保健社会研究院(한
국보건사회연구원).

죠ヘジョン(조혜정), 1985, 『家族倫理(가족윤리)』, 峨山社会福祉事業財團(아산
사회복지사업재단).

죠ン키ョン히ほか(정경희 외), 2012, 『2001年度老人実態調査の深層分析(노인실태
조사심층분석)』 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

【K】

칸웁나ほか(강은나외), 2014, 「超低出産・超高齡社会の危機と対応戦略：超高齡
社会と老人福祉サービス(초저출산·초고령사회의 위험과 대응전략： 초고령
사회와 노인복지서비스)」, 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

콘섹웁나ほか, 1992, 『韓国における家族形成と出産形態(한국에서의
가족형성과 출산형태)』, 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

킴키ョン퀸ほか(김경근・우석진・최윤진), 2016, 『教育と出産との關係性に関す
るマクロ-ミクロのアプローチ(교육과 출산 간의 연계성에 관한 거시-미시
접근)』, 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

킴테혼(김태헌), 1995, 『子女觀と經濟社会發展(자녀관과 경제사회발전)』,

韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

キムヤンヒ(김양희)・강유덕・손기태・김은지・이현진, 2010, 『主要国における低出産・高齢化対備の成長戦略研究と政策示唆点(주요국의저출산・고령화대비 성장전략연구와 정책시사점)』, 対外経済政策研究院(대외경제정책연구원).

キムヨンミョン(김연명), 2002, 『韓国の福祉国家の性格論争 I (한국복지국가성격논쟁 I)』, 人間と福祉(인간과복지).

キムウォンソップ(김원섭)・ナムユンチョル(남윤철), 2015, 「李明博政府における社会政策の発展: 韓国福祉国家の拡大の終わり? (이명박정부사회정책의발전: 한국복지국가확대의끝?)」『アジア研究(아세아연구)』, 54(1):119-152.

キムジザほか(김지자외), 『高出産危険婦人に対する家族計画の拡大方案研究(고출산 위험부인에 대한 가족계획 확대방안 연구)』, 1977, 家族計画研究院.

キムジュフほか(김주후・이종각외), 2003, 「韓国人の教育熱に対するデルファイ研究(한국인의교육열에대한델파이연구)」『教育熱国際学術会議資料集(교육열 국제학술회의자료집)』.

クオンヨンヒョク(권용혁), 2012, 『韓国家族の哲学を見つめる(한국가족철학을 바라보다)』, イハクサ(이학사).

キムドソプ(김두섭), 2007, 『IMF 経済危機と韓国の出産力の変化—低出産社会の結婚・子女養育と家族生活研究(IMF 경제위기와 한국출산력의 변화—저출산사회의 결혼・자녀양육과 가족생활연구)』, 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원).

キムジュス(김주수), 1994, 『相続回帰請求権と提訴期間に対する考察(상속회귀 청구권과제소기간에대한일고찰)』, 慶熙法学(경희법학), 29(1):353-376.

キムテギル(김태길), 1983, 『韓国人の価値観研究(한국인의가치관연구)』, ムンウムサ(문음사).

韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원), 「全国結婚および出産動向調査(전국결혼 및출산동향조사)」(2005年, 2009年, 2012年).

国土交通部(국토교통부), 「2014年都市計画状況統計(도시계획상황통계)」.

【N】

ノデミョン(노대명), 2015, 「韓国の福祉制度の現状と争点(한국복지제도의 현황과 쟁점)」『保健福祉フォーラム(보건복지포럼)』, 222:6-21.

【P】

パクミンザ(박민자), 2004, 「婚姻意味の時代的变化(혼인의미의시대적변화)」『家族と文化(가족과문화)』, 韓国家族学会(한국가족학회), 16(1):109-135.

朴ヒボン(박희봉)・李ヒチャン(이희창), 2005, 「生活満足度に与える影響要因の比較

分析(삶의만족도에 미치는 영향요인 비교분석)」『韓国行政論集(한국행정논집)』
17(3):30-46.

【S】

シンサンシクほか(신상식·최수일), 2010, 「老年期の余暇活動と社会資本及び生活満足との関係(노년기여가활동과 사회자본 및 삶의 만족관계)」『ホテル観光研究(호텔관광연구)』韓国ホテル観光学会(한국호텔관광학회), 12(3):173-189.
ソンギョタク(성규탁), 1995, 「韓国人の孝行意思と年齢層間の相違(한국인의 효행의식과 연령층들간의 차이)」『韓国老年学(한국노년학)』, 韓国老年学会(한국노년학회), 15(1):1-14.

【T】

統計庁(통계청), 「2010年度社会調査(사회조사)」.
統計庁(통계청), 「2011年度将来人口推計(장래인구추계)」.
統計庁(통계청), 「2012年度将来人口推計(장래인구추계)」.
統計庁(통계청), 「2012年度市道別将来人口推計(시도별장래인구추계)」.
統計庁(통계청), 「2012年度市道別将世帯推計(시도별장래세대추계)」.
統計庁(통계청), 「2013年度高齢者統計(고령자통계)」.
統計庁(통계청), 「2013年度經濟活動人口調査(경제활동인구조사)」.
統計庁(통계청), 「2014年度人口動向調査(인구동향조사)」.
統計庁(통계청), 「2016年度将来人口推計(장래인구추계)」.
統計庁(통계청), 「2016年婚人・離婚統計(혼인·이혼통계)」.
統計庁(통계청), 「2016年小・中・高の私教育費調査結果(초중고 사교육비조사 결과)」.
統計庁(통계청), 「2016年仕事・家庭兩立指標(일·가정양립지표)」.
統計庁(통계청), 「2017年度經濟活動人口調査・青年層付加調査(청년층부가조사)」.
統計庁(통계청), 「2017年度人口動向調査(인구동향조사)」.

【U】

ウンキス(은기수), 1995, 「結婚への移行における年齢規範と順序規範(결혼으로 이행에 있어서 연령규범과 순서규범)」『韓国人口学(한국인구학)』, 18(1):
89-117.

【参考URL】

莞島郡庁(https://www.wando.go.kr/www/introduction/generalstate/social_welfare), 2017. 1. 25取得.

Health at a Glance: Asia/Pacific 2016(<https://www.oecd.org/health/health-at-a-glance-asia-pacific-23054964.htm>), 2017. 1. 10日取得.

Social Expenditure Database(www.oecd.org/social/expenditure.htm), 2016. 5. 12取得.

財務省(www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/238.htm), 2016. 5. 12取得.

青瓦臺(<http://www1.president.go.kr/policy/keynote02.php>), 2016. 5. 12取得.

保健福祉部(http://www.mohw.go.kr/front_new/index.jsp), 2016. 5. 12取得.

Eurostat(2012), United Nations Statistical Division (2011) and National Statistical Offices (http://www.oecd.org/els/family/SF3_1_Marriage_and_divorce_rate_Jan2014.xls), 2016. 3. 11取得.

NPO法人地域の寄り合い所また明日 (<http://www7b.biglobe.ne.jp/~mata-asita/index.html>), 2015. 9. 12取得.

特定非営利活動法人しおんの家 (<http://www.toyamagata.com/sionnoie>), 2017. 8. 18取得.